

令和 7 年 5 月 30 日

各 位

いわき信用組合
理事長 本多 洋八

不祥事に関する第三者委員会調査結果の公表について

信用を第一とする金融機関と致しまして極めて重大な不祥事を発生させ、組合員及びお客様はじめ関係各位に多大なるご心配とご迷惑をおかけしておりますことをあらためまして深くお詫び申し上げます。

当組合が令和 6 年 11 月 15 日に公表いたしました不祥事案につきまして、第三者委員会が一連の不祥事案の事実関係を確認し、発生原因を客観的に分析して抜本的な再発防止策の策定に向けた提言をまとめてまいりましたが、今般、その調査が終了し、調査書がまとまりましたので公表させていただきます。

当組合は、調査結果を真摯に受け止め、経営体制を大幅に刷新して組織文化を抜本的に改革、転換し、コンプライアンス意識の徹底と法令遵守に基づく組合員並びにお客様本位の業務運営態勢構築に努め、上部団体である全国信用協同組合連合会（全信組連）の支援の許でガバナンス機能が有効に発揮できる新たな体制を構築してまいります。そのうえで、組合員、お客様、地域の皆様から再び信頼いただけるように役職員一同、協同組織の地域金融機関としての理念である相互扶助の原点に立ち返り、再発防止に取り組んで参ります。

今後ともご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

今回の一連の事案の経営責任を取り、辞任する役員は以下の通りです。

理 事 長（代表理事）	本多 洋八	専務理事（代表理事）	坪井 信浩
常務理事（代表理事）	矢吹 健一	常勤理事	白岩 哲彦
常勤理事	山野辺 克明	常勤理事	夏井 弘美
常勤監事	坂本 芳信		

新たな経営体制には、全国信用協同組合連合会からの新役員招聘とともにガバナンス及び内部管理業務に豊富な経験と知見を持つ外部人材 2 名を非常勤理事に迎えた新陣容をもって経営管理態勢を刷新してまいります。

以 上

2025 年 5 月 30 日

いわき信用組合 御中

調 査 報 告 書 (公表版)

第三者委員会

委員長 新 妻 弘 道

委員 小 川 尚 史

委員 尾 田 智 也

目次

第 1 編	第三者委員会の概要	9
第 1 章	設置の経緯及び目的	9
1	設置の経緯	9
2	目的	9
第 2 章	構成	9
1	当委員会の構成	9
2	調査補助者	10
3	当委員会の事務局	10
第 3 章	独立性	11
第 4 章	日弁連ガイドラインへの準拠	12
第 5 章	調査方針及び調査スコープ	12
第 6 章	調査方法等	12
1	調査手続の概要	12
2	関係資料の入手及び内容の確認	13
3	営業店での債権書類等の調査	13
4	組合役職員（退職者を含む）及び関係者へのヒアリング	13
5	デジタル・フォレンジック調査	17
6	当組合役職員へのアンケート調査	18
7	ホットライン	20
8	顧客（借名名義候補者）への直接確認	21
9	実施に至らなかった調査	22
第 7 章	調査の前提及び限界	23
第 8 章	当委員会における事実認定の方法	23
第 2 編	前提となる当組合の組織体制・管理体制等	25
第 1 章	当組合の概要、経営理念、沿革等	25
1	概要	25
2	経営理念、経営方針	25
3	沿革	26
第 2 章	当組合の組織等	26
1	信用協同組合の組織等に関する法規制（概要）	26
2	当組合の組織	27
3	役員	31
第 3 章	当組合の組織体制・管理体制等	32

1	ガバナンス体制	32
2	コンプライアンス体制	33
3	内部監査体制	35
4	融資稟議・決裁に係る体制及び手続等	35
5	資産の自己査定の体制・基準等	36
6	会計監査人による監査	37
7	全信組連監査機構による監査の体制	37
第 3 編	調査中に発生又は発覚した調査遂行上の問題	38
第 1 章	調査に対する当組合及びその関係者の取組姿勢、態度等	38
第 2 章	不祥事発覚後のデータ、資料類の隠滅処分	39
1	重要証拠たるノートパソコンの処分	39
2	坪井氏が保管していたとして提出された資料データの不自然	41
3	共有サーバー内のデータの不提出	41
4	江尻氏による手帳の処分	43
第 3 章	不祥事発覚前の資料類の隠滅処分	43
1	丈夫氏によるノートの処分	43
2	多額横領事件の調査結果に関する資料一式の処分	43
第 4 章	本調査過程における重要事実の隠匿、虚偽説明	44
1	現金勘定の流用による穴埋めに関する隠匿、虚偽説明	45
2	債権書類の全件調査が完了したとの虚偽説明	46
3	迂回融資及び無断借名融資の詳細（開始時期、手口、関係する法人）に関する隠匿、虚偽説明	50
4	重要資料（無断借名融資リスト及び迂回提供された金銭のまとめ）の不提出	52
5	償却された無断借名融資の存在の隠匿	52
6	出向者の使用していたパソコンやネットワーク環境に関する虚偽説明	53
7	その他の関係者ヒアリングにおける重要事実の隠匿、虚偽説明等	54
8	その他関係機関に関する虚偽説明	55
第 5 章	資料の隠滅処分、重要事実の隠匿・虚偽説明が当委員会調査に与えた影響	56
第 4 編	本件不正融資によって当組合が捻出した金額	58
第 1 章	はじめに	58
第 2 章	本件無断借名融資取引の特定方法の決定に係る経緯	58
1	当組合から提供された電子データ	58
2	本件迂回融資、本件無断借名融資の合計額に係る説明	60
3	本件無断借名融資の開始時期に係る説明	61
4	貸出金の償却	61
5	当委員会の方針	62
第 3 章	当委員会による借名名義人及び金額の確定作業の経過、手法等	62

1	無断借名融資口座の特定作業における基礎データ	62
2	無断借名融資に紐づく預金口座の特定方法	63
3	想定した無断借名融資に紐づく預金口座の特徴	63
4	入手可能なデータの制約	64
5	抽出手続実施上の制約	64
6	無断借名融資に紐づく預金口座候補の特定<第1段階>	65
7	不正預金口座候補のランク付け	66
8	無断借名融資に紐づく預金口座候補の特定<第2段階>	66
9	当組合に対する無断借名融資に紐づく預金口座候補リストの提供	67
10	無断借名融資口座の確定<その1>	68
11	無断借名融資口座の確定<その2>	68
12	無断借名融資口座の確定<その3>	69
13	無断借名融資口座の確定<その4>	74
14	無断借名融資口座の確定<まとめ>	74
第5編 当委員会が認定した不正行為		82
第1章 不正行為1（甲事案）		82
1	甲事案の事実関係の概要等	82
2	X1 社グループの概要	85
3	ペーパーカンパニーを用いた迂回融資の開始（2004.3～）	86
4	無断借名融資の開始（2007.3～）	88
5	A 社施設の売却、再度の無断借名融資による資金提供（2008.3～）	93
6	債務承認書徴求、資金提供の終了（2010.3～2011.3）	96
7	X1 社グループにおける当組合からの提供資金の使途及び処理方法	98
8	資金提供終了後の無断借名融資の継続（2011.3～）	99
9	震災後の当組合の X1 社グループ各社の取り扱い	103
10	無断借名融資の具体的手口	103
11	無断借名融資に関する組織的な隠蔽措置	108
12	残存していた無断借名融資の事後処理	111
第2章 不正行為2（乙事案）		112
1	乙事案の事実関係の概要等	112
2	横領に及んだ動機、経緯、開始時期等	114
3	α 支店在籍時の横領行為	114
4	β 支店在籍時の横領行為（1回目）	119
5	1 回目の横領発覚、その際の当組合の対応	123
6	β 支店で横領行為の再開	133
7	2 回目の横領発覚、その際の当組合の対応	138
8	Y 氏による多額横領を隠蔽するための組織的な措置	142
9	Y 氏退職後の動き	143
10	当委員会において認定した Y 氏の横領金額	145
第3章 不正行為3（丙事案）		146
1	当組合から当局への報告内容	146
2	本調査で判明した事項	146
第4章 その他判明した不正行為		151

1	他の大口融資先への迂回融資	151
2	他の大口融資先への迂回融資の可能性	152
3	他の大口融資先への迂回融資の画策	153
4	融資金の出資金への流用による大口出資金の獲得	154
5	営業店又は当組合の業績偽装のための協力融資（期跨ぎ融資）の存在	155
6	代筆又は無断署名による手形書換えの黙認	156
第 6 編	本調査の到達点	157
第 7 編	関係者の関与・認識、法令上の問題点	158
第 1 章	はじめに	158
第 2 章	三事案における主要な役職員の関与・認識	158
1	甲事案における主要な役職員の関与・認識	158
2	乙事案における主要な役職員の関与・認識	161
3	丙事案における主要な役職員の関与・認識	163
第 3 章	法令上の問題点	164
1	甲事案に関する法令上の問題	164
2	乙事案に関する法令上の問題	172
3	丙事案に関する法令上の問題	176
4	その他の法令上の問題	177
第 8 編	不正行為の原因（原因分析）	179
第 1 章	三事案共通の原因	179
1	コンプライアンス意識の根本的な欠如	179
2	特定人物による人事権の掌握	180
3	常軌を逸した上意下達の組織風土	181
4	組合内の風通しの悪さ	182
5	内部統制システムの機能不全	182
第 2 章	甲事案の原因	184
1	経営判断の合理性の著しい欠如	184
2	債権管理上の問題	185
3	「組織防衛のため」という圧力と不正の正当化	186
第 3 章	乙事案の原因	186
1	横領を容易にする当時の管理体制	186
2	当組合の組織的不正の先行	186
3	横領発覚後の不適切な対応	187
第 4 章	丙事案の原因	187
1	現金有高監査のずさんさ	187
2	金庫の鍵の管理不備	187
第 5 章	外部監査の機能不全	188

1	財務諸表における虚偽の表示	188
2	当組合から会計監査人に提出されていた資料	188
3	自己査定	190
4	貸出金の償却	191
5	現金監査	192
6	残高確認状発送先の選定	192
7	小括	195
第 9 編	再発防止策の提言	196
第 1 章	基本的な考え方	196
1	再発防止策の前提として当組合がすべき行動	196
2	本件三事案の特徴について	198
第 2 章	具体的な再発防止策	199
1	経営体制に関する事項	199
2	ガバナンス改善に関する施策	201
3	コンプライアンスに関連する施策	207
第 10 編	結語	210
第 1 章	残された課題への取り組みの期待	210
第 2 章	今後の外部監査に求められるもの	210
第 3 章	「いわしん」の再生に向けた役職員への期待	211

略 語 表

略 語	正式名称、意味、定義等
当組合	いわき信用組合
甲事案	当組合が、遅くとも 2004 年 3 月頃から 2011 年 3 月頃にかけて、X1 社グループに対して、①本件迂回融資及び②本件無断借名融資の手法を用いて極めて多額の融資金を不正に資金提供し、かつ、当該資金提供の事実を 2024 年 11 月 15 日の公表時まで組織的に隠蔽していた事案
乙事案	元職員の Y 氏が、当組合 α 支店及び β 支店に在籍中の 2010 年 3 月頃から 2014 年 8 月頃にかけて、①上記各支店の顧客名義を無断で借用して、預金担保融資、保証付融資及び個人ローン等の無断借名融資を実行し当該融資金を着服する方法、②上記各支店の顧客の総合口座貸越を利用して当該融資金を着服する方法、③上記各支店の顧客の定期預金を無断解約して解約金を着服する方法、④当組合 β 支店の諸勘定（個別貸倒引当金勘定）を不正操作する方法によって多額の金員を業務上横領又は詐取し、かつ、当該横領が二度にわたり発覚した後も当該事実を 2024 年 11 月 15 日の公表時まで組織的に隠蔽していた事案
丙事案	元職員の Z 氏が、当組合 α 支店に在籍中の 2009 年 5 月下旬から同年 6 月 7 日までの間に、同支店の金庫内に保管されていた 100 万円の帯封現金から 1 万円札 20 枚を抜き取る方法によって、現金 20 万円を業務上横領又は窃取し、かつ、当該事実が当組合本部に報告された後もその事実を 2024 年 11 月 15 日の公表時まで組織的に隠蔽していた事案
三事案	甲事案、乙事案及び丙事案の総称
X1 社	(省略)
X2 社	(省略)
X3 社	(省略)
X4 社	(省略)
X5 社	(省略)
a 氏	aX2 社の無限責任社員兼代表社員
b 氏	a 氏の配偶者。X2 社の有限責任社員であり、X3 社及び X4 社の代表取締役。
a 氏夫妻	a 氏及び b 氏夫婦
c 氏	a 氏及び b 氏の子。X3 社及び X4 社の取締役。
X1 社グループ	X1 社、X2 社、X3 社、X4 社、X5 社、a 氏、b 氏、c 氏をまとめた総称。 なお、2008 年 3 月以前においては、A 社を含めた呼称として用いられることもあった。
A 社	(省略)
X1 社施設	X1 社が運営する施設
A 社施設	A 社が運営する施設
P1 社	(省略)
P2 社	(省略)

P3 社	(省略)
PC 三社	X1 社グループへの迂回融資に利用された、事業実態のないペーパーカンパニー三社 (P1 社、P2 社、P3 社) の総称。
本件迂回融資	遅くとも 2004 年 3 月頃から 2010 年 5 月頃にかけて行われた、PC 三社が迂回融資先となり PC 三社を通じて X1 社グループに融資金を交付するという資金提供手段。
本件無断借名融資	X1 社グループとは無関係の個人の名義を基本的に無断で借用して、手形貸付又は証書貸付等の不正な融資を実行して金銭を捻出する手法。 2007 年 3 月頃から 2011 年 3 月頃にかけては、当該融資金を本件迂回融資の返済に充当する、又は、現金若しくは口座入金等の適宜の手段で X1 社グループに提供して事業資金や借入金返済等に充てさせることを主たる目的として実行された。 なお、X1 社グループへの資金提供終了後も、既発生が無断借名融資の書換・更改手続や利払等のメンテナンス作業の原資を確保するため、また、乙事案によって当組合に発生した損失の補填に充てるため、少なくとも 2024 年 2 月頃まで随時、新規の無断借名融資（借換除く）が実行された。 ただし、本調査によっても、本件無断借名融資により捻出された金銭の全ての使途は明らかとなっていない。
本件不正融資	本件迂回融資及び本件無断借名融資の総称
無断借名融資リスト	当組合において実行した無断借名融資を管理するにあたり、融資ごとに名義人氏名、金額、期日、紹介者、保証人等の事項をまとめて作成されていたリスト。なお、当委員会が本調査の中で確認することができたのは、2010 年 6 月 30 日時点のもの、2012 年 7 月～9 月頃に作成されたと考えられるものの、調査開始時点である 2024 年 10 月・11 月頃に作成されたもののみ。
B 資金	当組合内部で使用されていた、迂回融資や無断借名融資等の不正な手法を利用して作出された不正資金のことを指す隠語。 ただし、人によって当該単語に含まれる内容及び範囲の説明が区々であり、当該単語の正確な定義は不明である。
C 社	当組合関与の下で設立された Y 氏が代表者を務める会社。
全信組連	全国信用協同組合連合会
中協法	中小企業等協同組合法
協金法	協同組合による金融事業に関する法律

<その他備考>

上記以外にも、本報告書の中で適宜、「○○○（以下「●」という。）」等の方法で略語を用いる場合がある。

第1編 第三者委員会の概要

第1章 設置の経緯及び目的

1 設置の経緯

2024年9月8日頃から同月30日頃にかけて、ソーシャル・ネットワーキング・サービス「X」（旧 Twitter）上に、「元信用組合職員」を名乗るアカウントから、当組合が隠蔽してきた不祥事件や不正会計（粉飾決算）について発信していく旨、並びに、三事案の存在をうかがわせる内容の投稿がなされた。

2024年10月2日に全信組連仙台支店から当組合に対して上記投稿がなされている旨の情報提供がなされたため、当組合において旧代表理事らへの事実確認等の内部調査を行った結果、同月21日頃までに、三事案がいずれも概ね事実であることが判明した。

上記内部調査結果を踏まえ、当組合は、東北財務局福島財務事務所（以下「**福島財務事務所**」という。）に対して不祥事件の届出を行うと共に、当該事案の重大性に鑑み、事実関係の調査、類似事案の有無の調査、原因分析及び再発防止策の検討を行いステークホルダーに対する説明責任を果たすため、2024年11月15日、当組合と利害関係のない外部専門家のみで構成される第三者委員会（以下「**当委員会**」という。）を設置し、同日、その旨を公表した。

2 目的

当委員会の目的は、以下のとおりである。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 三事案の事実関係の調査② 類似事案の有無の調査③ 発生原因の分析④ 再発防止策の提言⑤ 前各号に関する調査（以下「本調査」という。）の結果を記載した調査報告書（以下「本報告書」という。）の作成⑥ その他前各号に付随する業務 |
|--|

第2章 構成

1 当委員会の構成

当委員会の構成は以下のとおりである。

委員長	新 妻 弘 道（弁 護 士 磐城総合法律事務所）
委 員	小 川 尚 史（弁 護 士 日比谷パーク法律事務所）
委 員	尾 田 智 也（公認会計士 尾田智也公認会計士事務所）

委員長及び両委員は、いずれも当組合から業務を受任したことはなく、当組合と利害関係を有しない。

2 調査補助者

- (1) 本調査を実施するに当たり、以下の弁護士を調査補助者として当委員会に直属させ、資料分析、関係者からのヒアリング、ヒアリング記録及び議事録の作成等の補助を行わせた。

調査補助者	渡 邊 太健史（弁護士 いわき南法律事務所）
調査補助者	金 田 康 裕（弁護士 磐城総合法律事務所）
調査補助者	辻 健太郎（弁護士 野村総合法律事務所）

調査補助者は、いずれも当組合から業務を受任したことはなく、当組合と利害関係を有しない。

- (2) また、当委員会は、当組合及び当組合関係者が保有する各種データの収集、確保及び復元等のデジタル・フォレンジック調査（以下「**フォレンジック調査**」という。）を実施するため、専門機関である AI データ株式会社（以下「**AI データ**」という。）を調査補助者として当委員会に直属させ、以下の職員から調査の補助を受けた。

大野 宏和
森田 善明
清 利樹
小瀬 聡幸
寶達 優

3 当委員会の事務局

当組合の職員 24 名¹を当委員会の事務局とし、本調査の補助、当組合内又は旧役職員保有の資料等の収集、ヒアリングの日程調整、アンケート調査の準備その他の事務を行わせた。

なお、三事案がいずれも不祥事件の組織的隠蔽に関するものであることから、役員についてはほぼ全員が調査対象者になると想定して事務局には加えなかった。

第3章 独立性

当委員会は、当組合からの独立性を確保し、ステークホルダーのために中立公正で客観的な調査を行うため、当組合との委嘱契約書において、大要、以下の事項を合意した。

- ① 当委員会の委員及び調査補助者の選解任権は当委員会に専属し、当組合は、かかる権限の行使に関し、意見の申述を含む一切の影響力を行使しないこと。
- ② 当組合は、自身が所有するあらゆる資料・情報、役職員へのアクセスを保障するものとし、当組合の役職員の支配する会社、取引先その他一切の関係先等についても同様のアクセスが保障されるよう最大限努力すること。
- ③ 当組合は、役員及び従業員等に対して、本調査及び情報提供の要請に対して他の業務よりも優先的な協力をすることを業務上の義務として命じること。また、当委員会に協力した役員及び従業員等に対し、かかる協力を理由としていかなる不利益も被らせないものとし、その身分保障に必要な措置を講じること。
- ④ 当委員会の委員長、委員及び調査補助者は、当組合に対して、当組合の関係者の利益を図る義務という趣旨での忠実義務を負わないこと。
- ⑤ 本報告書の起案権は当委員会に専属すること。
- ⑥ 当委員会は、調査報告書の作成に当たり、各種証拠を十分に吟味の上、自由心証により事実認定を行うこと。事実認定に当たっては、法律上の証明による厳格な事実認定に止まらず、疑いの程度を明示した灰色認定や疫学的認定を行うことができること。
- ⑦ 当委員会は、調査により判明した事実及びその評価を、当組合の現経営陣に不利になると考えられる場合であっても、調査報告書等に記載できること。
- ⑧ 当委員会は、当組合から求められた場合であっても、調査報告書の提出前に

¹ 調査範囲が多岐にわたると予想されたこと、提供を求める資料及びデータが大量かつ当組合本部の各部署及び営業店等に分散して保管されている可能性があったこと、各部署における実務運用等の事務手続についても適宜確認する必要性が想定されたことから、本部各部署から 1 名以上を選出させた。

その全部又は一部を開示せず、また必要かつ合理的と認められる場合、調査遂行の過程で得た情報の全部又は一部を当組合に対して開示しないこと。

第4章 日弁連ガイドラインへの準拠

当委員会は、日本弁護士連合会による「企業不祥事における第三者委員会ガイドライン」（平成 22 年 7 月 15 日公表、同年 12 月 17 日改訂）に準拠して構成されたものであり、その運営、調査の実施、調査の手法、関係機関とのコミュニケーション、本報告書の作成等についても同ガイドラインに準拠している。

なお、当委員会と当組合との間で締結された委嘱契約書においても、当委員会は同ガイドラインに準拠して職務を遂行する旨が規定されている。

第5章 調査方針及び調査スコープ

当委員会の目的に照らし、中立公正な調査に留意すると共に、①長期にわたる組織的隠蔽であること、②不祥事件そのものは 10 年以上前に発生しており、発生当時の資料が十分残っておらず関係者の記憶も曖昧になっている可能性が多分にあること、③行為者本人又は取引先等の関係者からのヒアリングが十分行えない可能性があることといった三事案の特徴及び調査上のリスクを考慮して、まずは三事案の事実関係、経緯及び動機等について可能な限り詳細に事実認定することに重点を置くこととした。

また、経営陣主導で長期にわたり組織的隠蔽がなされた事案であることから、同種の不祥事件その他不祥事件がないかという点にも注意して可能な限り調査を行うこととし、その上で、当組合の企業風土、ガバナンス体制、コンプライアンス意識等の観点から原因分析し再発防止策を提言することとした。

以上から、当委員会の調査スコープは、基本的に三事案及びその他不祥事件の有無である。

第6章 調査方法等

1 調査手続の概要

当委員会は、2024 年 11 月 15 日に設置され、2025 年 5 月 30 日までの間、当委員会の全委員が出席した委員会内部ミーティングを合計 51 回開催し、調査事項、調査の進行スケジュール、調査方法等について協議すると共に、調査上の問題点及び調査結果等の検討を行った。

併せて、それとは別途、当組合事務局メンバーを含めた当委員会事務局ミーティングを合計 25 回開催し、資料及びデータの収集提供を依頼すると共に、ヒア

リング対象者の日程調整、アンケート調査の準備、フォレンジック調査の準備等の事務手続について協議した。

また、当委員会は、上記期間において、一般に入手可能な公開情報の調査のほか、大要、以下の調査を実施した。

2 関係資料の入手及び内容の確認

当委員会は、以下の資料を入手し、そのうち当委員会が重要又は有意と認めたものの内容を確認及び精査した。

- ① 当委員会のリクエストに基づき当組合から提供された資料
- ② 当組合の関係者から提供された資料
- ③ 公的機関から入手した資料
- ④ 当委員会宛に送付又は送信された投書・資料

3 営業店での債権書類等の調査

第3編第4章2に記載するとおり、当組合による債権書類の全件調査（余罪調査）の実施状況について事実と異なる説明がなされるという看過しがたい問題が生じたことから、当委員会において独自に、各営業店に保管されている債権書類、完結済債権書類、償却済債権書類その他資料を精査する必要があると判断し、以下のとおり主要営業店について臨店調査を実施した。

- ① 2025年2月4日 本店営業部

委員及び調査補助者の合計3名で実施し、債権書類の精査²を実施した。

また、並行して、本部共有サーバー内の有意と思われるデータの保全作業を実施した。

- ② 2025年3月3～5日 平支店、玉川支店、郷ヶ丘支店

委員及び調査補助者の合計3名で、一店舗につき担当者1名を割り当て、防犯カメラ映像のチェック³及び債権書類の精査を実施した。

4 組合役職員（退職者を含む）及び関係者へのヒアリング

² 甲事案の特徴を踏まえ、2024年11月30日時点で現存する融資金額1000万～5000万円の融資取引を調査対象とし、債権書類の債務者筆跡、各書類の記載内容、印鑑証明書の添付の有無等を精査した。また、本件無断借名融資に用いられた可能性がある名義人について、発見できた範囲で完結済債権書類、償却済債権書類を精査した。

³ 三事案の公表前に監査部長のd氏が全営業店を回り本件無断借名融資に係る資料を回収したとの情報提供があったことから、念のため防犯カメラ映像をチェックして事実関係の確認を行ったが、公表前に同人が上記3店舗に来訪した映像は確認できなかった。

当委員会は、当組合の役職員（退任者、退職者を含む）及び関係者に対し、以下のとおり面談（オンライン面談を含む）によるヒアリングを実施した。

面談者は合計 50 名、面談回数は合計 82 回であった。

①当組合の理事及び監査役のうち以下の者（退任者を含む）

氏 名	役職・略歴（一部抜粋）
江尻 次郎 （以下「江尻氏」）	2001 年 6 月～2004 年 11 月 常務理事 2004 年 11 月～2022 年 6 月 理事長 2022 年 6 月～2024 年 10 月 会長 2024 年 11 月 1 日 退任（引責辞任）
鈴木 丈夫 ⁴ （以下「丈夫氏」）	2004 年 11 月～2007 年 6 月 常務理事 2007 年 6 月～2014 年 6 月 専務理事 2014 年 6 月 20 日 退任
猪狩 正弘 （以下「猪狩氏」）	2006 年 10 月～2011 年 11 月 事業支援部長 2007 年 6 月～2014 年 6 月 常勤理事 2014 年 6 月～2020 年 6 月 常務理事 2020 年 6 月 19 日 退任
坪井 信浩 （以下「坪井氏」）	2010 年 3 月～2011 年 5 月 事業支援部副部長 X1 社グループに出向 2011 年 5 月～2013 年 4 月 総務部副部長 2013 年 5 月～現在 総務部長 2014 年 6 月～2020 年 6 月 常勤理事 2020 年 6 月～2022 年 6 月 常務理事 2022 年 6 月～現在 専務理事
片寄 英二 （以下「片寄氏」）	2007 年 6 月～2014 年 6 月 常務理事 2014 年 6 月 20 日 退任
本多 洋八 （以下「本多氏」）	2007 年 3 月～2011 年 5 月 審査部副部長 2011 年 5 月～2014 年 6 月 ローンセンター長 2014 年 6 月～2020 年 6 月 常勤理事 2020 年 6 月～2022 年 6 月 専務理事 2022 年 6 月～現在 理事長
矢吹 健一 （以下「矢吹氏」）	2018 年 6 月～2024 年 6 月 常勤理事 2020 年 5 月～現在 業務推進部長

⁴ 正式な表記は「丈夫」であるが、特殊文字のため本報告書では「丈夫」と表記する。

	2024 年 6 月～現在 常務理事
山野辺 克明 ⁵ (以下「山野辺氏」)	2009 年 3 月～2014 年 3 月 顧客相談室課長 2014 年 3 月～2018 年 1 月 総務部副部長 2018 年 2 月～2020 年 5 月 監査部長 2020 年 5 月～現在 事務管理部長 2020 年 6 月～現在 常勤理事
夏井 弘美 (以下「夏井氏」)	2018 年 2 月～2020 年 5 月 業務推進部長 2020 年 5 月～同年 6 月 本店営業部長 2020 年 6 月～現在 常勤理事 2024 年 1 月～現在 融資部長
白岩 哲彦 (以下「白岩氏」)	2007 年 3 月～2009 年 3 月 X1 社グループに出向 2009 年 3 月～2010 年 3 月 管理部課長 2010 年 3 月～2014 年 7 月 管理部副部長 2014 年 7 月～2017 年 3 月 管理部長 2017 年 3 月～2022 年 6 月 債権管理部長 2022 年 6 月～現在 常勤理事、事業支援部長
片野 憲一 (以下「片野氏」)	2017 年 3 月～2020 年 1 月 融資部課長（ローンセンター長） 2020 年 1 月～2024 年 1 月 郷ヶ丘支店長 2024 年 1 月～現在 本店営業部長 2024 年 6 月～現在 常勤理事
星 光彦 (以下「星氏」)	2010 年 6 月～2014 年 6 月 常勤理事 2014 年 3 月～ コンプライアンス担当理事 2014 年 6 月～2024 年 6 月 常務理事 2024 年 6 月 21 日 退任
根本 年夫 (以下「根本氏」)	2002 年 7 月～2010 年 6 月 常勤理事 2010 年 6 月 17 日 退任
作山 孝則 (以下「作山氏」)	2001 年 6 月～2007 年 5 月 常勤理事（監査部長委嘱） 2007 年 5 月 31 日 退任
加澤 万司 (以下「加澤氏」)	2007 年 6 月～2013 年 4 月 常勤理事 2013 年 4 月 30 日 退任
下山田 省吾	2007 年 6 月～2020 年 6 月 常勤理事

⁵ 乙事案発生当時、コンプライアンス担当として不祥事発生時の調査、当局対応等を主に担当していた。

(以下「下山田氏」)	2020年6月19日 退任
大竹 三位 (以下「大竹氏」)	2004年6月～2010年6月 常勤監事 2010年6月17日 退任
神田 雄二 (以下「神田氏」)	2002年7月～2010年6月 管理部法務室長 2010年6月～2018年6月 常勤監事 2018年6月22日 退任
志賀 源一郎 (以下「志賀氏」)	2014年3月～同年6月 本店営業部長 2014年6月～2018年6月 常勤理事 2018年6月～2022年6月 常勤監事 2022年6月17日 退任
坂本 芳信 (以下「坂本氏」)	2008年7月～2014年6月 審査部副部長 2014年6月～2022年6月 常勤理事 2022年6月～現在 常勤監事

②当組合の職員のうち以下の者（退任者を含む）

氏 名	役職・略歴（抜粋）
d 氏 ⁶	2007年7月頃～2011年9月頃 X1社グループ専任担当者 2011年9月～2014年3月 郷ヶ丘支店長 2014年3月～2016年2月 審査部課長 2016年2月～2017年3月 審査部副部長 2017年3月～2020年2月 融資部副部長 2020年2月～2024年1月 融資部長 2024年1月～現在 監査部長
e 氏 ⁷	2011年5月～2014年3月 総務部次長 2014年3月～2017年3月 総務部課長 2017年3月～2020年3月 総務部副部長 2020年3月 退職 2020年4月～現在 総務部副部長委嘱
f 氏	2004年1月～2010年3月 X1社グループへ出向 2010年3月～2014年7月 A社へ出向

⁶ 甲事案に関する事務作業を適宜補助していた。

⁷ 同上。

	2014 年 7 月 31 日 退職 2014 年 8 月 1 日～現在 A 社代表取締役
Y 氏 ※乙事案の実行行為者	α 支店、β 支店勤務 その後退職
Z 氏 ※丙事案の実行行為者	α 支店勤務 その後退職

③その他当組合の職員（退職者を含む）（25 名）

④また、上記ヒアリングのほか、各委員又は調査補助者において、必要と認めた当組合の役職員、退職者、顧客及び会計監査人等に対する質問・問合せ等の調査を随時実施した。

5 デジタル・フォレンジック調査

(1) 当委員会によるデータ保全

当委員会は、2025 年 2 月 4 日に本店営業部の臨店調査を行った際、当組合本部の共有ファイルサーバー内に保存されているデータを一覧し、重要又は有意と思われるフォルダ及びデータを保全した。

データの多くに暗号化処理がなされており閲覧できないデータが多くあったため、同月 7 日に本部を再び訪問し、改めて共有サーバー内データの保全を行うとともに、重要又は有意と思われるフォルダ及びデータについて、当組合に暗号化解除を依頼した。

(2) AI データによるデータ保全

当委員会は、調査補助者である AI データに指示して、以下のデータ保全を実施した。

- ① 当組合の共有ファイル、各部署及び営業店の共有ファイル、役職員個人ごとのファイル等が保存されたファイルサーバー内の全データ（合計 4167GB）
- ② 上記①ファイルサーバー内データの 2024 年 6 月 15 日頃におけるバックアップデータ（合計 1720GB⁸）
- ③ 三事案（特に甲事案、乙事案）に深く関与したと思われる以下の役職員 8 名

⁸ バックアップソフトによりデータが圧縮されているため保全容量が小さくなっているが、展開時のデータ容量は上記①と同程度である。

の貸与 PC 合計 8 台のデータ（合計 356GB）

- ・江尻氏
- ・猪狩氏⁹
- ・坪井氏（2 台使用）
- ・e 氏
- ・d 氏
- ・山野辺氏
- ・白岩氏

- ④ 当組合内における役職員間のメッセージ及びデータのやり取りに用いられるファイルサーバー内の全データ（合計 334GB）
- ⑤ 三事案（特に甲事案、乙事案）に深く関与したと思われる役職員 8 名（上記③に同じ）のメールサーバー内の全データ（合計 1.29GB）

上記①のデータは後に触れる「X2 社」フォルダ及び「A 社施設」フォルダといった甲事案の真相解明の上で非常に重要と思われるデータの一部が消去されていたことが懸念された。それに対し、当組合の共有ファイル等が保存されたファイルサーバー内のバックアップデータ（上記②のデータ）については重要と思われるデータが消去されずに残されていた。

そこで、当委員会では、重要と思われるデータが消去されずに残されている可能性が高い上記②のデータ、役職員の貸与 PC データ（上記③）及び外部とのメール送受信に用いられるメールサーバー内のデータ（上記⑤）を対象とすることとし、当委員会においてレビュー対象データを絞り込むためのキーワード（合計 907 語）を設定して、当該キーワードにヒットしたデータを閲覧可能な環境下に置いた上でレビューを実施した。絞り込みによってレビュー対象となったデータは、合計 110GB、ファイル数にして 9 万 9768 件であった。

また、役職員間のメッセージ等のやり取りに用いられるファイルサーバーデータ（上記④）については、AI データの保有 PC 内に当組合と同一の仮想サーバーを構築し、当組合 PC から当該サーバー（上記④）にアクセスした場合と同様の体裁で全データを閲覧できる環境を整備した上で、各委員が 1 台ずつ AI データから PC の提供を受け、レビューを実施した。

6 当組合役職員へのアンケート調査

当委員会は、以下のとおり 2 回にわたり、当組合の役職員（退任者、退職者を含む。）を対象としたアンケート調査を実施した。

⁹ 現在は星氏が使用しているため、同人の貸与 PC を保全対象とした。

(1) 1 回目アンケート

ア 概要

当組合の現役職員及び 2008 年 4 月 1 日以降の退職者合計 482 名を対象として、三事案を把握しているか、何か関与はあったか、どのような事実を知っているか、今回の不祥事の原因及び再発防止策として何が考えられるか、その他の不祥事を知っているか等について回答を求めるアンケートを実施した。

イ アンケート内容

別紙 1 のとおりである。

なお、アンケート対象者の抽出作業を行うに際して、当組合の検索条件の設定ミスによって本来は対象者にすべき退職者が約 130 名前後漏れてしまうという事態が生じた。漏れた退職者について改めて 1 回目アンケート調査票を送付することとしたが、その際、当組合から 2006 年 4 月以降の退職者について名簿提供があったことから、念のため対象年月を拡大し 2006 年 4 月以降の退職者もアンケート対象に追加した。以上により追加した退職者 159 名について、1 回目補充アンケートとして回答期限を変更したアンケート調査票を送付した（内容自体は別紙 1 と同一である。）。

ウ 実施方法

当組合を通じて、現役職員に対しては直接交付する方法、退職者に対しては郵送する方法により実施した。

実施に先立ち、現役職員の回答率を高めるため、2024 年 12 月 11 日、当委員会による現役職員向けアンケート趣旨説明会（以下「**本件アンケート趣旨説明会**」という。）を開催して、アンケートの目的、アンケートに回答したことで不利益を課されることはないこと等を説明した。また、説明会の冒頭、理事長の本多氏からも職員に対し、アンケートに回答することを業務として命ずる旨のアナウンスがなされた。

回答期限は以下のとおり設定した。ただし、回答期限経過後に到着した回答についても調査の対象としている。

- ① 1 回目：交付又は郵送した 2024 年 12 月 11 日から同月 20 日まで
- ② 1 回目補充分：郵送した 2025 年 1 月 30 日から同年 2 月 10 日まで

エ 回答者数

361 名

(2) 2 回目アンケート

ア 概要

本調査の結果、特に甲事案に関し、役員及び一定の職位にあった職員が借名名義の提供等の関与をしている可能性が高いことが判明したため、役員及び一定の職位にあった職員を対象を絞って 2 回目アンケートを実施した。

甲事案に関し、本件無断借名融資のための名義提供を依頼されたことがあるか、当組合に対して自己資金の提供を求められたことがあるか、どのように対応したか等について回答を求めるアンケートを実施した。

イ 対象者

- ① 役員経験者（退任者を含む）
- ② 「本部各部署の課長職以上経験者」、「各営業店長経験者」に該当する職員（退職者を含む）
- ③ 107 名

ウ アンケート内容

別紙 2 のとおりである。

エ 実施方法

1 回目アンケート同様、当組合を通じて、現役の役職員に対しては直接交付する方法、退職者に対しては郵送する方法により実施した。

回答期限は、交付又は郵送した 2025 年 2 月 17 日から同月 27 日までに設定した。ただし、回答期限経過後に到着した回答についても調査の対象としている。

オ 回答者数

91 名

7 ホットライン

当委員会は、職員及び関係者から広く情報提供を受けるため、2024 年 12 月 11

日、以下の第三者委員会専用ホットライン（情報提供窓口）を設置した。

メール：hotline-ex-iwashin@iwakilaw.jp

電話：0246-38-3145

（磐城総合法律事務所。受付時間：平日 10～17 時）

03-5532-8182

（日比谷パーク法律事務所。受付時間：平日 10～17 時）

設置に際しては、ホットライン設置の告知文書を当組合の各営業店及び当組合のウェブサイトに掲載する方法により周知した。

また、情報提供を躊躇しないよう、同告知文書の中に、①情報は当委員会に直接提供されること、②情報提供者に関する情報は当委員会内で厳重に秘匿管理し当組合の役職員その他関係者に伝えることはしないこと、③法令等により開示を要求される場合又は情報提供者の書面等による明確な同意がある場合を除き、当組合その他第三者に開示しないこと等を記載した。

同ホットラインを通じて、メール 6 件、電話 10 件の情報提供がなされた。

8 顧客（借名名義候補者）への直接確認

(1) 概要

当委員会は、2025 年 4 月 24 日、本件無断借名融資に利用された可能性がある借名名義候補者に対して、当組合口座は候補者自身が開設したものか、融資取引のうち自身が借りたものではないものはあるか等の点について回答を求める直接確認を実施した。

当組合と確認対象者との接触を可能な限り排除するため、当組合を通じてではなく当委員会から直接、候補者に照会書を郵送する方法で実施した。

(2) 回答期限

照会書を郵送した 2025 年 4 月 24 日から 2025 年 5 月 1 日まで

(3) 対象者

顧客への直接確認による反響等を考慮し、当委員会のそれまでの調査結果及び当組合による内部調査結果を踏まえて送付先を厳選した結果、照会書を郵送した借名名義候補者は 55 名であった。

(4) 回答状況

42 名

9 実施に至らなかった調査

(1) 鶴岡利明元常務理事（以下「鶴岡氏」という。）へのヒアリング

鶴岡氏は、2007 年 6 月から 2014 年 6 月まで当組合の常務理事を務めていた人物である。三事案発生時の代表役員であり、いずれに事案についても相応の関与が疑われたことから重要なヒアリング対象者の一人であったが、加齢及び健康状態の悪化により調査当時は介護施設に入所しているとのことであった。

当委員会は、施設担当者及び親族と連絡を取り、鶴岡氏のヒアリング実施を依頼したが、高齢で認知機能が低下しており長時間かつ詳細なヒアリングに対応することは難しい、ごく簡単な質問を「はい・いいえ」で答える形なら何とか対応できるかもしれないとのことであった。

委員会において検討した結果、本調査における長時間の詳細なヒアリングには堪えられず、また、仮に供述を得られたとしても、鶴岡氏の上記状態からしてその信用性評価は非常に困難になると判断し、ヒアリング実施には至らなかった。

(2) X1 社グループ役員へのヒアリング

甲事案に関しては、当組合からの資金提供先であった X1 社グループの役員、特に、同グループの中心人物である X2 社社員の①a 氏及び②b 氏、並びに、③長女の c 氏については、当然ながら事実関係の詳細を把握しており、重要なヒアリング対象者であった。

ヒアリングの調整のため、まずは同人らと接点の多かった当組合関係者を通じて上記 3 名と接触を図ることとし、X2 社事務所において元出向者の白岩氏が b 氏と面談し、当委員会によるヒアリングの強い要請がある旨を伝えた。しかし、高齢であることや健康状態の問題からヒアリングには対応できないと拒否された。

その後、当委員会から自宅に電話をかけたところ、b 氏が電話に対応したため、第三者委員会の調査目的等を説明してヒアリングへの協力要請を行ったが、同様の理由で応じられないと拒否された。電話の中で、甲事案に関する事実関係の確認も若干行ったものの、何も覚えていないとのことで事実関係を確認することもできなかった。

甲事案に関する事実関係の調査のため、当委員会から a 氏、b 氏及び c 氏に対し、質問書を郵送して回答及び資料提供を求めたが、いずれから期限までに回答はな

かった。

上記経過により、X1 社グループ役員のヒアリング実施には至らなかった。

第7章 調査の前提及び限界

本調査には、以下の前提及び限界がある。

- ① 本調査は強制的な調査権限に基づくものではなく、関係者の任意の協力に基づくものであること。
- ② 本調査は、事実関係の確認、原因分析及び再発防止策の提言を主たる目的とするものであり、調査対象者その他関係者の法的責任又は経営責任の追及を目的とするものではないこと（関係者の法的責任又は経営責任については必要最小限の範囲での言及に止まること。）。
- ③ 本調査は、前記第 6 章記載の限られた調査期間及び調査方法等により実施したものであり、事実認定も第 6 章記載の調査方法で得られた資料・情報に基づいて行われたものであることから、今後、当委員会が入手できなかった資料・情報が判明した場合には、当委員会の認定とは異なる事実が判明する可能性があること。

第8章 当委員会における事実認定の方法

当委員会における事実認定は、民事訴訟において裁判所が用いる事実認定の方法に準じつつ、概略、以下のとおり行った。

- ① 関係者間に争いのない事実は、客観資料と矛盾しない限り、そのまま認定する。
- ② いわゆる「処分証書」等と言われる証明力の高い資料については、特段の事情がない限り、その記載内容に従って認定する。
- ③ 自己に不利益な事実の供述については、虚偽の供述をする動機があるなど特段の事情がない限り、原則として信用性が高いと評価する。
- ④ 関係者間に争いのある事実は、客観資料との整合性、内容の自然さ、全体的な事実経過との整合性等を総合考慮して、自由心証により認定する。
- ⑤ 上記①～④の方法を原則としつつ、なお争いのある事実については、法律上の証明による厳格な事実認定に止まらず、疑いの程度を明示した灰色認定又は疫学的認定を行う場合がある。

本調査では、既に述べたとおり、①不祥事件自体の発生が 10 年以上前であり発生当時の資料が十分残っておらず関係者の記憶も曖昧になっている可能性があること、②行為者本人又は取引先等の関係者からのヒアリングが十分行えない可能性が

あるという問題点があったことに加え、後述のとおり、③本調査開始後に様々な調査遂行後の問題の発生及び発覚という事態が生じたことから、事実認定に相応の時間を要せざるを得なかった。最後まで客観的資料の発見又は提供に至らなかった重要な調査項目も多くあり、そのような項目については、取引履歴等の資料から事実関係を推認する方法や、関係者ヒアリング及び関係者の手記等の記録から事実関係を推認するという事実認定作業を余儀なくされた。

第2編 前提となる当組合の組織体制・管理体制等

第1章 当組合の概要、経営理念、沿革等

1 概要

当組合（会社法人等番号：5380005005753）は、中協法 3 条 2 号に規定する信用協同組合であり、東北財務局長の認可を受けている。

当組合が作成した「いわしんディスクロージャー誌 2024」及び「いわしん 2024 ミニディスクロージャー誌」等によると、2024 年 9 月 30 日時点の当組合の概要は以下のとおりである。

組合名	いわき信用組合
創立	1948 年 7 月 31 日
本店所在地	福島県いわき市小名浜花畑町 2 番地の 5
店舗数	15 店
組合員	41,801 名
出資金	159 億 0178 万円
預金	2110 億 9805 万円
貸出金	1239 億 2133 万円
常勤役員数	179 名
主な事業内容	組合員の預金積金の受入れ、組合員に対する貸出、有価証券投資、内国為替取引、附帯業務

2 経営理念、経営方針

当組合は、経営理念、パーパス（存在意義）及び経営方針として、大要、以下の事項を掲げている。

(1) 経営理念

地域で暮らす全ての人が幸福(しあわ)せになることを願って行動する。

(2) パーパス（存在意義）

懸命に真面目に生きている経済的弱者を助け、喜びを分かち合う。

(3) 経営方針

①ソーシャル・キャピタル（社会関係資本）を経営方針の基軸に据え、様々な実践に取り組む。

②地域における人と人との結びつきを「資本」と捉え、取引先との信頼関係の構築に努める。

③様々なライフステージにある企業・事業者の内容や成長可能性等を十分把握し、「お取引先のために役に立つ」対応の実践に努める。

3 沿革

当組合の沿革は、大要、以下のとおりである。

日 付	内 容
1948 年 7 月	「江名町信用組合」として設立 営業開始
1952 年 10 月	江名字北町に本店移転（現江名支店）
1957 年 6 月	「磐城信用組合」に名称変更
1964 年 8 月	現在の本店新築、本店移転
1966 年 9 月	「いわき信用組合」に名称変更
1984 年 8 月	全銀為替に加盟
1992 年 5 月	鈴木勇夫氏（以下「 勇夫氏 」という。）が第 6 代理事長就任
2001 年 6 月	四家栄安氏（以下「 四家氏 」という。）が第 7 代理事長就任
2002 年 7 月	つばさ信用組合と合併
2004 年 11 月	江尻氏が四家氏急逝に伴い第 8 代理事長就任
2007 年 3 月	ローンセンター オープン
2011 年 3 月	東日本大震災により 2 店舗流出等の被害を受ける
2011 年 12 月	特定震災特例経営強化計画 策定
2012 年 1 月	特定震災特例協同組織金融機関として、全信組連を通じて 200 億円の資本増強支援を受ける
2013 年 9 月	元職員の g 氏の業務上横領を不祥事件として福島財務事務所に届出
2016 年 6 月	特定震災特例経営強化計画（第二次） 策定
2021 年 6 月	特定震災特例経営強化計画（第三次） 策定

第2章 当組合の組織等

1 信用協同組合の組織等に関する法規制（概要）

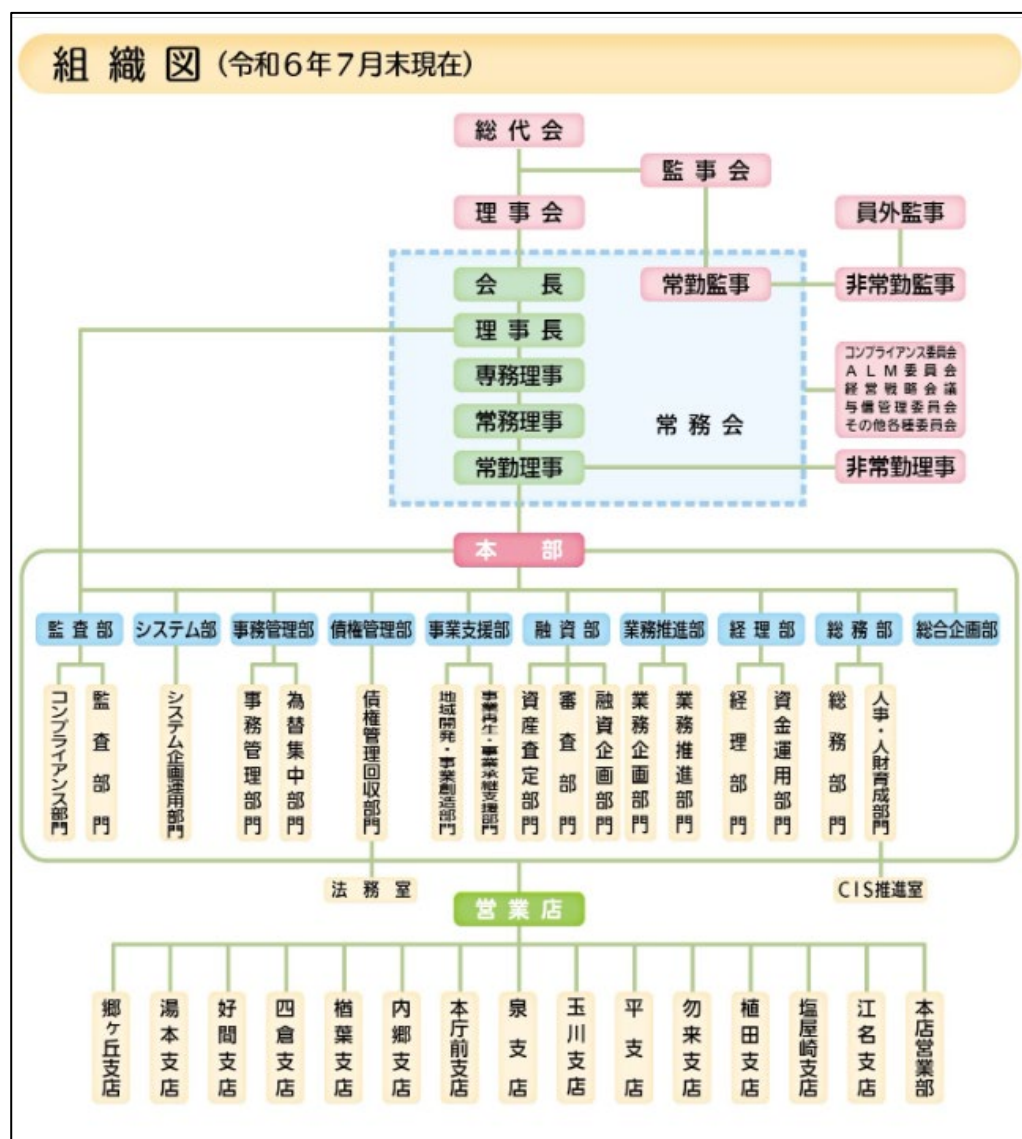
- (1) 役員として理事及び監事を置き、理事の定数は 3 人以上、監事の定数は 1 人以上とする（中協法 35 条 1 項、2 項）。
- (2) 役員は、定款の定めるところにより、総会において選挙する（同条 3 項）。ただし、定款に別途定めるところにより選任制を採用することができる（同条 13 項）。

- (3) 理事は、法令、定款及び規約並びに総会決議を遵守し、信用協同組合のため忠実にその職務を行わなければならない（同法 36 条の 3 第 1 項）。
- (4) 監事は、理事の職務の執行を監査する（同法 36 条の 3 第 2 項）。
- (5) 信用協同組合には、全ての理事で組織する理事会を置かなければならず、業務の執行は理事会が決する（同法 36 条の 5）。
- (6) 理事会は、理事の中から代表理事を選定しなければならず、代表理事は、信用協同組合の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する（同法 36 条の 8 第 1 項、2 項）。
- (7) 通常総会は、定款の定めるところにより、毎事業年度 1 回招集しなければならない（同法 46 条）。ただし、組合員の総数が 200 人を超える信用協同組合は、定款の定めるところにより、総会に代わるべき総代会を設けることができる（同法 55 条 1 項）。

2 当組合の組織

(1) 組織図

当組合の 2024 年 7 月 31 日時点の組織図は次ページのとおりである。



※上記のほか、当委員会設置時の 2024 年 11 月 15 日時点では、融資部の下に「融資管理部門」が新たに設置されている。

(2) 職務分掌

本部各部署の主な職務分掌は、以下のとおりである。

① 監査部

- 監査計画の立案、監査の実施、店内監査の指示及び統括
- 事故防止及び事後処理
- 監督官庁等検査受検の統括、監督官庁等検査示達書に対する回答
- コンプライアンスの統括
- 反社会的勢力との取引管理、マネー・ローンダリング等対策、反社会的勢力対応（不当要求、警察等外部機関対応等）

- 不祥事件等の調査・解明及び行政庁への報告

② システム部

- 共同センターオンラインの運営管理、システムリスク管理
- サイバーセキュリティ対策

③ 事務管理部

- 事務管理の方針・計画立案、事務の合理化・能率化
- 営業店への事務指導
- 名寄せ整備
- 本部、営業店における現金の管理、統制
- 為替業務
- マネー・ローンダリング等対策
- 市場リスク管理、流動性リスク管理
- 個人情報保護

④ 債権管理部

- 延滞及び不良債権の管理・回収
- 債権保全、訴訟
- 貸出債権の償却立案
- 営業店延滞債権の管理・回収に係る融資部・事業支援部と連携した与信管理
- サービサーへの債権売却及び債権譲渡

⑤ 事業支援部

【事業再生・事業承継支援部門】

- 事業支援に係るサービス開発及び発信、外部機関との業務提携
- 事業者への事業性評価に基づく本業支援等コンサルタント機能
- 事業者への経営改善・事業再生支援、事業承継・M&A支援
- 事業支援に係る営業店との連携
- 一定の与信先の管理及び報告

【地域開発・事業創造部門】

- 創業支援に係るサービス開発及び発信、外部機関との業務提携
- 「地方創生」に係る産学官等との連携、企画全般

⑥ 融資部

【審査部門】

- 融資（債務保証を含む）の審査

- 融資業務の指導管理、決裁条件の管理
- 貸出金利に関する事項
- 融資関連の企業・個人調査及び業界調査
- 信用リスク管理に関する事項

【資産査定部門】

- 資産の自己査定に関する基本方針に関する事項
- 貸出金の償却・引当及び税務基準に基づく分類に関する事項
- 本部及び営業店の自己査定に関する指導、支援及び検証

【融資企画部門】

- 個人融資（住宅ローン・消費者ローン・カードローン）の審査、指導管理
- 個人融資に関する個人信用情報に関する事項

【融資管理部門】

- 融資稟議書等債権管理書類の管理に関する事項

⑦ 業務推進部

- 業務推進計画の立案、業務推進指導・支援、目標進捗管理
- 営業店の業務管理・評価
- 預・貸金予算の立案、同予算の店別配賦に関する事項
- 営業店の営業体制・活動に係る指導、援助及び所管部との連絡調整
- 営業店業績表彰制度の改廃、営業店業績の店別分析及び表彰
- 新商品開発、既商品の改廃、新商品、サービスの開発に係る業務提携

⑧ 経理部

- 資本配賦及び自己資本充実に係る施策に関する事項
- 経営広報に係わる報道機関への対応
- 予算の統制、決算・仮決算に関する事項
- 統合的リスク管理、市場リスク管理、流動性リスク管理に関する事項
- 預け金並びに資産の運用及び調達

⑨ 総務部

- 監督官庁等への許認可書等申請・提出及び管理
- 総代会、理事会その他重要会議に関する事項
- 定款、業務方法書、諸規程（事務取扱規程関係を除く）及び通達の統括に関する事項
- 郵便物の受発信及び諸文書等の整理保管に関する事項
- 用度品等庶務全般
- 理事長及び役員の特命に関する事項

- 経営広報に係る報道機関への対応
- 人事、給与制度、採用、研修全般、福利厚生に関する事項

⑩ 総合企画部

- 経営の基本方針及び総合計画、立案
- 総合的な資産運用と経営資源の効率的な配分
- 総合リスク管理

3 役員

(1) 役員の数等

当組合の定款上、役員は理事8人以上11人以内及び監事2人又は3人とされ、総会における選挙によって選出される。通常総会は毎年6月に招集される。ただし、当組合では総会に代わる総代会が設けられている。

代表理事として、会長1人、理事長1人、専務理事1人、常務理事2人以内を置くことができる。

(2) 役員構成

当委員会設置時点の役員は、以下のとおりである。

役 職	氏 名	主 な 執 務 場 所
会長	江尻 次郎 ¹⁰	本部本館3階 会長室
理事長	本田 洋八	本部本館4階 理事長室
専務理事	坪井 信浩	本部本館3階 総務部
常務理事	矢吹 健一	本部本館3階 総合企画部・業務推進部
常勤理事	白岩 哲彦	本部本館4階 事業支援部
常勤理事	山野辺 克明	本部新館4階 事務管理部
常勤理事	夏井 弘美	本部本館4階 融資部
常勤理事	片野 憲一	本部本館1階 本店営業部
理事	小野 圭一（＊）	非常勤
理事	清水 淳子（＊）	非常勤
理事	猪狩 達宏（＊）	非常勤
常勤監事	坂本 芳信	本部本館3階 監査部

¹⁰ 当組合において三事案を概ね事実と認め福島財務事務所に不祥事件の届出をした後、2024年11月1日をもって退任している。

監事	武藤 行典（＊）	非常勤
員外監事	國井 達夫（＊）	非常勤

＊印は当組合の職員出身者でない役員である。

第3章 当組合の組織体制・管理体制等

1 ガバナンス体制

(1) 理事会

理事会は、代表理事の選定、優先出資の募集事項の決定等法令又は定款に定める事項を決議するほか、当組合の業務執行に関する重要事項を決定すると共に理事の職務執行を監督する。

理事会は、理事全員をもって構成され、監事は理事会に出席し意見を述べる事ができるとされている。ただし、当組合においては、遅くとも 2004 年 4 月以降、非常勤監事を含む監事全員が理事会に出席しており、実際には理事全員に加えて監事全員も原則として理事会に出席する運用となっていた。

理事会は原則として毎月 1 回開催され、当委員会設置時点においては、原則として毎月第 4 金曜日 12 時 30 分に開催するが、休日や開催できない場合は随時変更される。

(2) 常務会

常務会は、理事会から委任を受けて業務執行に関する重要事項を協議すると共に、各部門の相互牽制を機能させることを目的とし、信用リスク管理規程 15 条に定める事項、コンプライアンス事項、各リスク管理事項、事業計画その他事業運営に関する事項について協議する。

常務会は、常勤理事、常勤監事、各部長及びコンプライアンス統括責任者をもって構成され、実際上もこれらの者が出席して開催されている。

常務会は原則として毎週月曜日（月曜日が休日の場合は翌営業日）に開催される。

なお、毎月 1 回第 3 月曜日の常務会開催の際は、同じメンバーで構成されるコンプライアンス委員会が常務会に先立って開催されている。

(3) 朝会

当組合の規程類に特段の根拠規定は見当たらないものの、当組合においては、原則として常務会開催日及び休日等を除く平日の朝 8 時 45 分前後から、当組合本部

に出社している代表理事、常勤理事、常勤監事及び本部各部署の部長が出席して「朝会」と称する定例ミーティング（以下「**朝会**」という。）が開催されていた。

朝会では、各出席者が、常勤役員との協議事項や共有事項があればテーマとして挙げ、情報交換及び情報共有を行うと共に、重要テーマについては適宜協議し、事実上、常務会における議題の選別や議論の方向性を見定め、場合によっては事実上の事前決裁を行うなど常務会の事前準備・前捌きの場のような機能を果たしていた。

朝会が開催された場合、朝会録が作成されるが、開始日時、出席者のほか、各出席者が挙げた議題・話題等が項目のみごく簡易的に記載されるだけで、当該議題等について誰がどのような発言をし、又はどのような点が議論されたかの詳細は記載されていないため、朝会の詳細な内容を客観的資料から特定することは困難である。

(4) 代表理事らによる非公式ミーティング

上記各会議のほか、三事案発生当時、非公式の集まりとして、特定の代表理事及び関係役職員が集まっての非公式ミーティング（以下「**非公式ミーティング**」という。）が随時開催され、不祥事件対応を含む重要議題に関する情報の共有、情報交換、方針の協議及び決定等がなされていた。

理事会、常務会及び朝会ではいずれも議事録又は会議録が作成されているが、非公式ミーティングについては議事録等の作成はなされていないようであり、非公式ミーティングにおいてどのような議論がなされ、どのような決定がなされたかについては、基本的に関係者のヒアリングに基づいて認定せざるを得なかった。

(5) 監事会

監事会は、監査意見の形成に関する検討協議、監査方針その他監事の職務執行に関する事項の決定等の職務を行うとされ、常勤監事等の選解任等の人事事項のほか、監査方針、その他監事の職務執行に関し必要と認める事項等を決議する。

監事会は、監事全員をもって構成され、実際上も監事全員が出席して開催されている。監事会は原則として毎月第4金曜日に開催され、必要があれば随時開催できる。

2 コンプライアンス体制

(1) コンプライアンス部門

当組合のコンプライアンス部門は、その時々においてコンプライアンス担当役職

員が定められており、当該担当役職員が、不祥事件対応等のコンプライアンス関連事項を処理している。コンプライアンス担当理事は、コンプライアンス委員会への各種報告を行うほか、コンプライアンス関係の問題が発生した場合の調査を行う権限を有する。営業店においては原則として次席者がコンプライアンス責任者とされ、受け付けた苦情等の部店長への報告、職員から報告を受けたコンプライアンス違反事案をコンプライアンス統括部に報告する等の職務を行う。

なお、コンプライアンス部門は、遅くとも 2021 年 7 月末以降は監査部の一部門と位置付けられていたが、2017 年 7 月末時点では総務部の一部門に位置付けられ、2018 年 7 月末時点では総務部から監査部に異動し、さらに 2020 年 7 月末時点では監査部から事務管理部に異動している。これは、当組合の当時の実態として、不祥事件対応や当局対応等のコンプライアンス関連事項については、特定の部署というよりは特定の職員（山野辺氏。2020 年 6 月半ばまでは当組合職員）がその多くを担当しており、同人の部署異動に連動してコンプライアンス部門も異動したことによるものである。

当組合では、コンプライアンス・マニュアルが策定されており、役職員は、コンプライアンス違反又はそのおそれのある事案全てを、自身で不祥事件か否かを判断することなく、コンプライアンス責任者又はコンプライアンス統括部門に報告する必要があるとされている。

(2) コンプライアンス委員会

コンプライアンス委員会は、コンプライアンスを総合的な経営運営の立場から検討、評価等することを目的とし、コンプライアンス態勢の把握・評価、コンプライアンス関係事件の防止策対処策等の検討・評価等を協議する。

コンプライアンス委員会は、前述のとおり、常務会メンバーと同じ常勤理事、常勤監事、各部長及びコンプライアンス統括責任者をもって構成され、実際上もこれらの者が出席して開催されている。

コンプライアンス委員会は、前述のとおり毎月 1 回、第 3 月曜日の常務会に先立って開催されている。

(3) 監事監査

会計監査については、会計監査人が実施した会計監査内容の確認を行う。

業務監査については、①理事会、常務会等の各種会議に出席し、理事の事実認識に誤りがないか、意思決定過程が合理的であるか、法令違反等がないか等の観点から理事の職務執行を監査する。理事が法令等に違反する行為をしたとき又はするおそれがあるときは、理事に対して助言、勧告等の必要な措置を適時に講じる。ま

た、②各営業店への往査により、当組合の業務の実情を把握すると共に業務が適正に行われているかを確認し、必要な場合は意見陳述、助言又は勧告を行う。さらに、③不祥事が発生した場合、直ちに理事等に報告を求める等して事実関係の把握に努め、原因究明、再発防止、対外的開示のあり方等に関する理事等の対応状況について監視し検証する。

(4) 内部通報制度

当組合では内部通報・相談窓口が整備されており、内部窓口及び外部窓口がそれぞれ設置されている。

内部窓口は、コンプライアンス担当理事、総務部長及び総務部長が指名した者とされており、当委員会設置時点の担当者は、坪井氏及びd氏であった。

外部窓口は、当組合が指定した弁護士事務所とされており、従前から当組合の顧問弁護士が外部窓口として指定されている。当委員会設置時点の外部窓口は、國井達夫弁護士（当組合の員外監事兼顧問弁護士）であった。

3 内部監査体制

当組合においては、監査部長が年次監査計画を立案し、理事長の承認を得た上で定例監査（臨店監査）を実施している。定例監査の実施に当たっては、被監査営業店、監査基準日、監査日程、監査方法等を定めた監査実施計画を別途策定し、理事長に報告する。

定例監査は、各営業店及び本部各部署に対して年 1 回実施され、前回の定例監査の監査基準日の翌日から今回の定例監査の基準日までの間に実行された新規融資案件については、全件について監査を実施する運用となっている。原則として、監査終了日の翌日に監査講評を実施する。

融資案件の債権書類の監査担当者は、原則として監査部職員 2 名程度であり、必要な書類の徴求漏れはないか、債権書類・契約書類の不備はないか等をチェックする。

4 融資稟議・決裁に係る体制及び手続等

(1) 預金担保融資について

証書貸付以外の融資形態（手形貸付等）であれば、一定額以内は部店長決裁となり、特定の要件を満たす一定額以上は本部決裁となる。預金担保融資のみの場合、印鑑証明書の徴求は不要である。

(2) 預金担保の付かない融資について

原則として本部決裁となり、特定の要件を満たす事業性融資に限り部店長決裁となる。預金担保の付かない融資の場合、原則どおり印鑑証明書の徴求が必要となる。

(3) 稟議・決裁・融資実行の概略

大要、以下の流れで進められる。

- ① 組合員から当組合に対し、借入申込書を提出する。
- ② 当組合において、申込内容の調査、信用調査等を実施するとともに、所定の審査資料の作成及び徴求を行う。
- ③ 各営業店の融資担当者において所定の稟議書を作成し、営業店内にて回付・承認手続を行う。
- ④ 審査対象取引が部店長決裁案件の場合、本部稟議手続を省略して各営業店の店長が決裁する。
- ⑤ 審査対象取引が本部決裁案件の場合、本部稟議手続となり、稟議書を本部に提出して本部が決裁する。
- ⑥ 決裁がなされた後の融資実行に当たり、新規の融資取引が発生する場合は、所定の事務取扱要領に従い融資先の顧客情報(CIF)を登録する。
- ⑦ 手形貸付の場合、債務者から約束手形を提出させ、出金伝票を作成して同伝票及び約束手形に検印を受けた上で、担当者がオペレータカードを用いて融資を実行する。証書貸付の場合、債務者から所定の金消契約証書を提出させる。その後の実行手続は、約束手形への検印手続を除き手形貸付の場合と同様である。

5 資産の自己査定の体制・基準等

(1) 資産の自己査定の概要、手続等

当組合では、資産の自己査定は年2回実施される。

貸出金に関しては、営業店において一次査定を、自己査定委員会において二次査定を各々行った後、常務会にて最終の検証・修正を経て、理事会に報告される。

資産の自己査定結果を踏まえ、当組合所定の償却・引当基準に基づき、予想損失額を貸倒引当金として計上（間接償却）するか、直接償却を行う。

(2) 資産の自己査定の抽出先基準

当組合では、総与信枠 5000 万円以上は一律に抽出先となり、総与信枠 5000 万円未満は、「要注意先」以下の債務者区分該当先など一定の要件に該当する先のみが抽出先となる。

自己査定の抽出基準については、原則として年 2 回（上期及び下期）、理事長名で各部店に通達が出され周知される。

6 会計監査人による監査

当組合は、2019 年 6 月までは EY 新日本有限責任監査法人の会計監査を受けており、同年 7 月以降は鈴木和郎公認会計士事務所及び公認会計士鈴木一徳会計事務所の会計監査を受けている。

2019 年 7 月以降の会計監査の概要は、以下のとおりである。

- ① 貸出金の残高確認については、基準日（各年度の期末日）に存在する全ての貸出金を母集団とした上で、当該母集団から、一定金額以上の債務者については全件、一定金額未満の債務者については無作為に数件を抽出して残高確認を実施する。
- ② 貸出金の自己査定については、基準日（各年度の 9 月、12 月、3 月）に存在する全ての貸出金を母集団とした上で、当該母集団から、量的基準・質的基準等の条件を設定して数十件を抽出（うち数件はランダムで抽出）し、当組合による債務者区分判定及び分類額の算定・集計等につき、判断根拠及び判断結果が合理的か否かといった点を検証する。
- ③ 現金実査については、各年度期末日を基準日として、本店営業部金庫内に保管されている本部現金の有高をカウントする方法で確認する。

7 全信組連監査機構による監査の体制

当組合は、2012 年 1 月に全信組連を通じて 200 億円の資本増強支援を受けて以降、概ね 1 年から 2 年に 1 回程度の頻度で、全信組連監査機構（以下「**監査機構**」という。）による事後監査を受けている。

事後監査の主な目的は、資本支援が入っている金融機関に対し、①経営改善計画の進捗状況の確認、②収益力の評価、③大口融資先の業況把握、資産内容の現状把握、④各種リスク管理態勢の適切性の確認等を行い、金融機関と問題点を共有して改善を促していくという点にあり、不祥事案の有無の確認・発見という視点は副次的なものに止まる。

上記目的を達成するため、役員及び部長職級職員へのヒアリング、関係資料の精査、大口融資先を抽出しての業況等確認及び自己査定の検証等が実施される。

第3編 調査中に発生又は発覚した調査遂行上の問題

第1章 調査に対する当組合及びその関係者の取組姿勢、態度等

当委員会が調査を開始した段階及びそれ以降も、当組合は甲事案について「管理された不正」であるから全体像は把握することができている、したがって把握しているもの以外の不正事案や不正金額は想定されないというスタンスのもとに説明を行っていた。具体的には、87件の借名融資で累積している約17.73億円が不正金額の合計であり、そのうち約11億円はX1社グループに提供され、約2.4億円は乙事案の補填に用いられ、残額の約4.33億円は利払に充てられたという説明であった。しかしながら、当委員会が調査を進める中で、そもそもX1社グループに提供された金額が約11億円であることを裏付ける客観的資料はなく、さらにそのことを明確に供述する関係者すら存在しないという状況であった。また、乙事案の補填に用いられたのが約2.4億円であるという点についても、それを裏付ける客観的資料は提出されず、それを明確に供述する関係者も確認できなかった。さらに、利払分が約4.33億円であるという説明についても、利率をどのように設定したとしても計算が合わないのではないかという疑問が生じた。これらの点について当組合の役職員に説明を求めても、納得のいく合理的説明はなされないという状況であった。また、借名融資が開始されたのは2008年7月頃であるというのが当初の説明であったが、それを裏付ける客観的資料は何ら提出されず、むしろ、該当口座の取引履歴や融資履歴等の客観的データからすると、より以前から借名融資が実行されているのではないかと疑われた。

このような中で、本調査により、借名融資の中には既に無税直接償却の対象となったものが相当数存在することが確認され、それらの金額を合計すると少なくとも約6億円を超過すること、すなわち87件の累計額である約17.73億円とは別枠で約6億円を超える不正融資金額が存在することが明らかとなった。このような償却対象となった融資の存在に関して当組合側からの説明は一切無く、当委員会から指摘を行った後に、ようやくそのような事実があったことを認めるという対応であった。償却された金額を含めて本件不正融資によって捻出された金銭の全体について、それがどのように使用されたのかという点については未だに合理的な説明はなされていない。

以上のとおり、当組合の対応は、自ら積極的に事実関係を明らかにしようとするものとは真逆であり、意図して全体像を隠そうとしていると疑わざるを得ないものである。それは、①当然把握しているはずの重要な事実関係について積極的な説明がなされず、むしろ誤った内容の説明がなされること、②本来であれば当然に保有・保管しているはずの重要な資料の提供がなされないこと、③当委員会からの指摘を受けてはじめて正しい事実の説明がなされるということが頻繁に繰り返された

ことに表れている。「管理された不正である」という当組合の当初からの説明についても、そのような言辞によって当委員会を欺罔し、当初説明された内容が実際不正内容であると誤信させようとしたのではないかと疑問を持たざるを得ないものである。

第三者委員会による調査過程でこれほどまでに重要な事実及び資料が隠されるということは、不祥事に伴う第三者委員会の調査実務でも前例のない状況と考えられる。そのような重要な事実の隠蔽は、協議に基づいて組織的に行われたものであることを示す事例も存在するが、一方で、具体的協議に基づくことなく暗黙の了解に基づいて実施されたと推測されるものもある。前者が極めて不誠実な対応であることは当然であるが、暗黙の了解のもとに複数の役職員により重要な事実が隠されようとしたとすると、それもまた当組合という組織の抱える根深い問題を示すものとして重大な問題である。

そこで本章では、まずこのような当組合側による調査妨害とも評価される事象について詳細内容を説明することとする。

第2章 不祥事発覚後のデータ、資料類の隠滅処分

1 重要証拠たるノートパソコンの処分

当組合では、無断借名融資を実行してそれを管理するにあたり、借名融資ごとに名義人氏名、金額、期日、紹介者、保証人等の事項をまとめた無断借名融資リストを作成していた。当委員会は、最終的には、2010年6月30日時点のもの、2012年7月～9月頃に作成されたと考えられるもの、調査開始時点である2024年10月・11月頃に作成されたものの提供を受けて内容を確認した。

当該リストは、2011年秋頃まではd氏がノートパソコンにより作成・管理していたとのことである。d氏によれば、当該パソコンはDELL製又はNEC製の黒いノートパソコンであり、カードスロットにカードを差し込むことによりログイン操作を行うことができるとのことである。d氏は当該ノートパソコンを当組合別館第2会議室内の鍵のかかるキャビネットに保管していたとのことである。

2011年秋にd氏が郷ヶ丘支店に異動した後は、当該リストの作成・管理作業を担当していたのはe氏であった。e氏はd氏が使用していたものと同じノートパソコンを使用して作業を行っており、ノートパソコンの通常の保管場所も同様であった。2025年1月に当委員会が実施した1回目のヒアリングの際、e氏は、当該リストの作成・管理作業を行う際にノートパソコンの操作をしていたと述べていたが、当該パソコンは管理担当役員（猪狩氏）が管理しており、自らが管理していたものではなく、その後はその所在も認識していないと述べていた。しかし、2025年4月に実施した2回目のヒアリングの際には、①2020年に猪狩氏が退任す

る際に、猪狩氏から NEC 製のノートパソコン及び USB メモリを渡され、それ以降自らが通常使用するキャビネットの中で保管していた、②当該ノートパソコンは 2014 年頃から 2020 年頃まで猪狩氏が管理担当をしていた際にリスト管理操作に使っていたものである（ただし自らが管理していたものではなく、猪狩氏のものかと認識していた）、③甲事案を含む一連の不祥事が発覚した 2024 年 10 月末から 11 月初旬頃になって、そのようなパソコン等を持っていることが怖くなり、自宅においてハンマーにより破壊して処分した（誰かから指示を受けたことはなく独断によるものである）、と述べるに至った。

また、その後、e 氏は、2011 年秋以降、2020 年頃まで、当該ノートパソコンは当組合別館第 2 会議室内の鍵のかかるキャビネットに保管されており、作業の必要がある場合にはキャビネットの鍵を管理担当役員（丈夫氏及び猪狩氏）から預かり、ノートパソコンを操作していたと説明するに至った。

甲事案の全体像を把握するためには、無断借名融資に使用された名義のリストを確認することが最も効果的な方法であるが、2007 年から 2024 年までの 17 年間にわたり変化していたであろう多数の無断借名融資リストの全てが当委員会に提供されることはなく、入手することができたのはわずかに 3 種類程度のものにとどまった。そのような中で、少なくとも 2011 年から 2020 年頃までの間、無断借名融資リストの作成・管理に使用されていたノートパソコン及びそこに保存されていたデータは極めて重要性の高い証拠物であった。仮にそのような重要性の高い証拠物を、三事案が発覚してこれから調査が開始されるという段階で意図的に破壊・処分したということであれば、言語道断の行為である。

ただし、仮に破壊・処分したというのが事実であるとしても、単に怖くなったから破壊・処分したという説明には必ずしも合理性がない。甲事案に関して重要性が高いことが明らかなノートパソコン等を独断で破壊・処分することは、通常であれば当組合に利益となる行為ではなく、むしろ多大な損害を与える行為であるから、一従業員にすぎない e 氏の立場で実行するとは考えづらいからである。また、e 氏の説明を前提としても、当該ノートパソコンの存在や内容が e 氏個人の何らかの違法・不当な行為を裏付ける証拠となるものでもなく、あえて独断で破壊する必要性も考えがたい。

また、そもそもの問題として、破壊・処分の態様や経緯に関する e 氏の説明内容には具体性や合理性に欠けると思われるところもあることから、供述のとおり実際にノートパソコンを破壊したわけではなく、実際には今なおいずれかにおいて保管されている可能性も否定は出来ないと考えられる。

いずれにしても、甲事案の全体像を効率的に把握するために重要性の高い無断借名融資リストが当組合から当委員会に対して提供されなかったことは、それがいかなる原因や理由によるにせよ極めて遺憾である。

2 坪井氏が保管していたとして提出された資料データの不自然

当委員会は、当組合より、坪井氏が借名名義及び資金や期日等の管理のために作成していたとする Excel ファイル（ファイル名は「勘定明細」、標題は「勘定全明細」）の提供を受けた。「勘定明細」との Excel ファイルは甲事案を含む一連の不祥事の発覚時点で現存していた無断借名融資リストであるとされ、87 件の融資について、借名名義人、支店名、顧客番号、借入金額、次回入金日、最終期日、利率、年間支払利息、保証人名、住所等が記載されていた。

坪井氏は、同じ Excel ファイルに基づいて上書きによりその内容を変更することを繰り返してきたことから、過去分の借名名義の内容等が記載された電子データ（ファイル）は残されておらず、USB メモリに保管していた唯一のファイルが今般当委員会に提供されたものであると説明している。

上述のとおり、過去の無断借名融資リストは甲事案の全体像を正確に把握するために必要不可欠な資料である。そのような資料であれば、同一の Excel ファイルに上書きを繰り返すことによりバージョンアップするばかりでなく、異なるファイル名を付して過去の内容を保存しておいたり、少なくとも紙媒体で過去の内容も保存・保管したりしておくのが自然な対応であると考えられる。

また、「勘定明細」Excel ファイルは、「作成日時」が 2024 年 10 月 23 日 15 時 50 分、「更新日時」が 2024 年 11 月 29 日 12 時 07 分とされており、また、「作成者」は「0919」、「最終更新者」は「1120i」と表示されている。「0919」は e 氏、「1120i」は山野辺氏のアカウントである。仮に坪井氏の説明のとおり、今般提供された「勘定明細」Excel ファイルが過去から上書きを繰り返していたものであるとすれば、ファイルの「作成日時」についてはより古い日時が表示されるはずであり、それが 2024 年 10 月 23 日と表示されているということは、その時点で新たに作成されたか、又は他の異なるファイルの内容が転記された可能性が高いと考えられる。

また、当委員会の入手した過去の無断借名融資リストには借名名義を提供した当組合の役職員氏名が記載されており、名義提供者が誰であるかという情報も無断借名融資の管理に利用していたものと考えられるが、上記の「勘定明細」には名義提供した役職員名が記載されていないことも不自然である。

以上からすると、坪井氏の説明に反して、実際には、過去分の無断借名融資名義リストについても現存しているが、それを提出することなく、その内容をコピーして「勘定明細」Excel ファイルを作成し、当委員会に提供しているのではないかという疑いがある。

3 共有サーバー内のデータの不提出

甲事案の全体像を把握するために必要となる資料として、X1 社グループへの出向者が出向当時作成していた資料（迂回融資や無断借名融資で X1 社グループ側に渡された金銭の内容やその経緯等を把握できる資料）があった。実際にヒアリングによればそのような資料が作成されていたことは確認できたが、紙媒体では残されていないし、データでも保管されていないというのが当初の組合の説明であった。その理由として、出向者が使用していたパソコンは X1 社グループ側から貸与されていたものであった、2011 年 3 月の東日本大震災の影響により混乱状態のまま出向者が勤務していた事務所から引き上げたため資料やデータの持ち出しができなかったなどと説明されていた。

そして実際に当委員会が当組合の役職員が業務上使用する共有サーバーを確認したところ、出向者が作成していたと思われるデータを確認することはできなかった。しかし、組合に残されていた 2024 年 6 月時点の共有サーバーのバックアップデータを確認したところ、その中には「A 社施設」という名称のフォルダがあり、その中には出向者である f 氏の名称が付されたフォルダが残され、そこには f 氏が出向当時に作成していたファイル等のデータが多数保存されていた。ファイル等の中には甲事案の内容を把握するために有益なものが多数含まれていた。

「A 社施設」という名称のフォルダは 2024 年 6 月から 2025 年 2 月までの間に消去されたことになる。仮に「A 社施設」フォルダの中に f 氏が出向当時作成した有益なファイルが多数保存されていることを認識しつつ、当組合の役職員の何者かが、甲事案を含む一連の不祥事の発覚前後の時期に「A 社施設」フォルダを消去していたとすれば、重大な問題行為である。

なお、この点について、システム管理等を担当している t 氏から、2024 年 6 月のバックアップ作業の際に、作業を担当していた業者から長期間にわたり使用していないファイル等については削除するという提案があり、個別に「A 社施設」フォルダの削除を依頼したり承諾したりしたわけではないものの、その際に削除されてしまった可能性があるのではないかと指摘がある。そのような可能性も完全には否定できないものの、「A 社施設」フォルダは全体でも 232MB 程度であり、共有サーバー全体の容量（約 4TB）からするとごくわずかであるから、あえて削除の対象とはならないのではないかという疑問があるほか、いかにバックアップが作成されているとはいえ対象を明示して了承を得ることなく業者の判断により特定のフォルダを削除することは不自然ではないかという疑問もある。

また、f 氏が出向当時に作成していたファイルを含むフォルダは、当組合の共有サーバーのほか、f 氏が現在業務に用いているパソコンの中にも保存されていたとのことである。f 氏がこのようなデータの存在を当委員会に説明したのは、委員会の側から共有サーバーのバックアップデータから取得した「A 社施設」フォルダの中身を示唆した後のことであった。すなわち、少なくとも f 氏はそのように甲事

案の解明に有益であり、本調査にも資することが明らかな資料を保有しており、当委員会が未だそれを保有していないことを認識しながら、2025 年 3 月に至るまでそれを積極的に提示することなければその存在を説明することもしていなかった。

4 江尻氏による手帳の処分

2024 年 12 月に実施した当委員会によるヒアリングにおいて、江尻氏は、会長を辞任した後まもなく、精神的なショックや当組合における記録はもう見たくないという思いから、業務に関する記録や行事予定を記載していた手帳・ノート（4、5 年分で 4 冊程度）を処分した（ゴミとして捨てた）と述べた。

当該説明の真偽は明らかでないが、仮に事実であるとした場合、甲事案を含む一連の不祥事に関連する記載が含まれていたかもしれない手帳は不祥事の事案解明にも資する有益な資料であるから、それを事案の発覚後に処分するという対応は、理事長として事案にも関わりを持っていた者の対応として極めて不適切である。

また、手帳を処分したという説明が事実ではないとすれば、未だに手元にあると述べた場合には当委員会から内容の確認を求められることを懸念してのものとも考えられる。このような対応についても理事長として事案にも深い関わりを有する江尻氏の対応として不適切であると言わざるを得ない。

第3章 不祥事発覚前の資料類の隠滅処分

1 丈夫氏によるノートの処分

借名名義による融資の実行当初から関与し、2014 年まで管理を担当していた丈夫氏は、該当する融資の期日等の関係事項を自らノートに記載していたとのことである。ところが、今般当委員会が実施したヒアリングにおいて丈夫氏は、当該ノートについては 2014 年の退任時に全て処分してしまったと述べている。

これらの資料は借名による融資の詳細内容を把握するために有益な資料であるから、今般の不祥事発覚よりも相当前の時期とはいえ、全て処分してしまったということであるとすれば、極めて問題のある対応である。他方で、他の事案に関してと同様に、当該資料を処分したとの供述についてもその裏付けが存在するわけではなく、直ちにそのとおりであると認定することもできない。

2 多額横領事件の調査結果に関する資料一式の処分

Y 氏による乙事案については、1 回目に発覚した時点で当時総務部課長であった

山野辺氏が Y 氏からのヒアリングや提出させた資料の確認等をはじめとした横領内容の調査を実施したと認められる（一方で、山野辺氏は 2024 年 12 月に実施した当委員会による 1 回目のヒアリングの時点では調査主体であったことはもちろん事案に関する明確な認識を持っていることすら否定していた）。そして、山野辺氏は、調査の結果判明した内容を Excel ファイルに整理していたが、2 回目の横領発覚時に関連する対応等が終了した後、江尻氏又は猪狩氏から資料は一切処分しろとの指示があったこともあり、データ及びファイリングしていた紙媒体の資料のいずれも全て処分してしまったと述べている。処分した資料の中には、Y 氏から提供を受けた楽天銀行その他金融機関の取引履歴（競馬及び FX の履歴の把握できるもの）も含まれているとのことである。

これらの資料は Y 氏による横領の詳細内容を把握するために必要不可欠な資料であり、また、Y 氏のしかるべき責任（民事・刑事）を追及するための証拠としても重要なものであるから、今般の不祥事発覚よりもだいぶ前の時期とはいえ、資料を全て処分してしまったということであるとすれば、極めて問題のある対応である。他方で、他の事案に関してと同様に、当該資料を処分したとの供述についてもその裏付けが存在するわけではなく、直ちにそのとおりであると認定することもできない。

第4章 本調査過程における重要事実の隠匿、虚偽説明

10 年以上前の不祥事であり客観証拠の散逸が想定されたこと、当組合から提供された事案概要を説明するメモの内容に具体性が欠ける部分があり、迂回融資金額や横領金額の算定根拠も不明瞭であったことから、客観的資料の精査と並んで主要関係者からのヒアリングにより事実関係の調査を行うことが肝要な事案だったが、本調査過程においては、以下のとおり多数の重要な事実に関して隠匿及び虚偽説明があった。

これほどの重要事実の隠匿（非開示）や虚偽説明を単に「記憶違い」、「記憶薄れ」のみで合理的に説明することはもはや不可能である。本調査の当初から（あるいはそれよりも以前から）甲事案を含む一連の不祥事の全体像が明らかとならないように、意図的に誤った内容を説明したり、認識している内容を説明しなかったり、保有している資料を提示・開示しなかったのではないかという疑いがある。また、このような対応が特定の関係者のみに見られるということであればともかく、実際にはそうでなく、大半の関係者（特に事案への関わりが深かった者）が一致して、当初は極めて限定された内容のみを説明しており、その後当委員会の事案に対する理解が深まるにつれて、当初の説明を翻して新たな事実の説明を行うという経緯をたどった。このような経緯からすれば、そのような意図的な対応は関係者による個別の判断により行われたのではなく、組織的な協議及び判断に基づくものでは

ないかと疑わざるを得ない。

以下では、本調査過程において発覚した重要事実の隠匿、虚偽説明の具体的内容を説明する。

1 現金勘定の流用による穴埋めに関する隠匿、虚偽説明

第5編第2章7において述べるとおり、現段階で当組合は、乙事案に関してY氏による2回目の横領が発覚した際、当組合では、本部の現金勘定を一時流用して穴埋めし、その後に借名融資を実行することにより捻出した資金で現金勘定の穴埋めを実行するという対応が行われていたと説明している。

しかしながら、本調査が開始されて以降も、2025年3月に至るまで、このような対応をしていたことは説明されておらず、むしろ、本部現金勘定の一時流用という新たな不祥事とも評価できる事象を隠蔽するため、無断借名融資の実行という方法に加えて当時の役員の個人資金による穴埋めを実施したという虚偽の説明を行っていた。このような説明と整合させるため、坪井氏が作成したとして提出されていた管理リスト(Excelファイル)においても、多額の金銭を当時の役員に返金したかのような虚偽の記載を行っていた。また、当委員会によるヒアリングに際しても、そのような虚偽説明の方針に基づいて、多額の資金提供を組合に対して行っていたという説明がなされていた。

しかも、ヒアリングにおいて金銭の提供及び返金についてこのような虚偽説明を行うに際して、坪井氏が虚偽供述すべき内容をメモにまとめて役職員に渡していたことが確認されている。代表理事の指示によりいわば組織的に虚偽供述が行われていたことを示す事例である。

役員への返金額(役員による提供額)に関する虚偽の説明内容(当初説明内容及び事後的な説明内容)を整理すると以下のとおりである。

年月	対象者	当初の虚偽説明内容 (単位：万円)	再説明内容 (単位：万円)
2020年10月	江尻氏	1000	1500
	丈夫氏	1000	1000
	鶴岡氏	3000	×
	片寄氏	1000	1000
	加澤氏	1000	×
	猪狩氏	1000	1000
2021年2月	丈夫氏	1000	×
	江尻氏	1000	×
2022年3月	丈夫氏	1000	×

2023 年 4 月	志賀	1000	1000
2023 年 8 月	神田	1000	×
2023 年 12 月	星	1000	1000
合計		1 億 4000 万円	6500 万円

このような対応を行うこととなった経緯について、当組合は以下のとおり説明している。すなわち、2024 年 11 月 15 日の公表内容に関する説明会を旧本庁前支店大会議室において開催し、坪井氏が旧経営陣に対して公表内容の説明を行った。その際に、諸勘定の流用による資金の穴埋めが存在したことを説明したところ、江尻氏より、新たな不祥事と捉えられかねない報告をするわけにはいかないから、役員個人が用立てて穴埋めしていることもあったのだから諸勘定の穴埋め部分も役員個人が用立てたことにしたらどうかとの提案があり、旧経営陣が全員同意してそのような方針が決定された。当該打ち合わせの参加者は、江尻氏、丈夫氏、猪狩氏、星氏、加澤氏、下山田氏、志賀氏、神田氏、大竹氏であった。

穴埋め方法に関して虚偽の説明が行われ、数ヶ月にわたりその是正がなされなかったこと、それと整合させるために実際には行っていない役員への金銭返還という説明及びその裏付け資料の作成が行われたというのは極めて不当な対応である。また、別途述べるとおり、Y 氏による 1 回目の横領の際に当時の役職員が 6500 万円を負担して穴埋めを行ったという説明についても、確たる客観資料による裏付けを欠いており、そのような事実の積極的な認定は困難である。

2 債権書類の全件調査が完了したとの虚偽説明

(1) 事実経過

本調査が開始されて以降も、現存する融資の中に特定された 87 件と同様に借名融資に該当するものが存在しないかの内部調査を実施するとの説明がなされていたことから、当委員会は当組合に対して、内部調査の状況及び結果を随時報告するよう依頼していた。

そのような中で、2024 年 12 月 4 日 11 時から、当委員会は、理事長本多氏、常務理事矢吹氏、常勤理事山野辺氏との間で、内部調査状況の説明を受けるためのミーティングを実施した。この場において融資額 1000 万円～5000 万円の全貸付債権書類の監査（「余罪調査」）の実施状況について確認したところ、本多氏は、1000 万円から 5000 万円の融資の全件チェックを進めているが、監査機構の監査や当局への報告対応に時間を要しており、人員の制限や顧客対応の優先により、進展が遅れている（内部調査の本格的な着手は 11 月 20 日頃からであった）と説明した。これを受けて当委員会は、調査内容の詳細や進捗状況について調査担当である監査部から

直接に状況説明を受けることとした。

これを受けて、12月5日13時より、当委員会は監査部長のd氏との打ち合わせを実施した。その際にd氏は、調査対象となる融資のリスト抽出（不正の疑いの乏しい制度資金等の類型を除外する）は行ったものの、それを対象として実際に店舗にある債権書類の確認作業（印鑑証明書が付されているかを中心に確認する）は完了していない（実施していない）と説明した。

ところが、その直後に当組合の常勤理事の山野辺氏より内部調査の状況について再度説明を行いたいとの申し出があり、翌日12月6日14時30分から、d氏に加えて山野辺氏が出席して説明が行われた。その際に当組合は、①1000万～5000万円の残高がある現在の債権について印鑑証明書の有無については全て調査完了した、②2322件（手形＋証貸）について、87件を除き印鑑証明書が全てあることが確認された、③実際の調査は11月22日から12月4日にかけて、監査部の職員3名が手分けして臨店して確認しており、臨店調査は終了していると説明した。また、そのような調査を行った際に印鑑証明書の有無を確認するためにチェック表を利用したとの説明であったことから、当委員会からは当該チェック表を提供するよう求めた。

その後、当組合からは調査時にチェックをするために利用した資料として「10M⇒50M チェック表（d氏の検証）」とのファイル名のExcelファイルが提供されたが、当該ファイルの「作成日時」は「2024年12月6日15時31分」、作成者は「0613」と表示されていた。「0613」は常勤監事の坂本氏のアカウント名である。また、12月9日には、監査部職員が臨店検査の際に実際にチェックしながら作成した資料であるとして、顧客ごとに確認日、確認者、印鑑証明の有無等をチェックしたリストも提供された。

当委員会としては、12月4日及び5日に内部調査は完了していないと説明を受けたにもかかわらず突如として12月6日になって調査は完了したと説明を受けたことからその信憑性に疑問を持ったほか、提供されたチェック資料であるExcelファイルが12月6日の打ち合わせにおいてチェック資料の提出を求めた直後に作成されたと思われることからしても、調査完了という説明には信用性がないのではないかとの疑いを深めることとなった。

その後、12月11日に本件アンケート趣旨説明会が開催され、当委員会から役職員に対してアンケートの趣旨をオンラインで説明する機会が設けられた。この際、当委員会からは複数の営業店の支店長に対して、実際に監査部による債権書類の確認作業があったのか、あったとすればいつ臨店があったのかを確認する質問を行った。そうしたところ、複数の支店長より、監査部職員による臨店があったとの説明がなされるとともに、その日付に関する回答がなされた。当委員会としては、臨店の日付に関してまで即答する支店長が複数いたことを不自然に感じつつも、臨店検査に関する説明内容の信憑性については継続して検討を進めることとした。

ところが、12月26日になり、山野辺氏から当委員会に連絡があり、臨店検査は実際には完了していなかった（実施されていなかった）旨の説明がなされた。12月27日になって、本多氏、矢吹氏、山野辺氏及びd氏が当委員会に対して改めて経緯の説明を行ったが、その際の実説明は以下のようなものであった。

- ① 12月4日（水）にd氏に報告を求めた山野辺氏は、簡易的な調査であること、類似事案調査という重さ、11月20日（水）の調査指示から一定の時間経過があったことから、調査は完了しているはずとの思いが強かったことから、「調査は終わっているだろう。そんなに時間がかかるはずがないよな。」と詰問調で断定的な確認をした。
- ② その際、d氏としては、一定の時間が経過している中、87口座以外に不正融資はないとの認識もあり、調査を実行していないと否定・反論できずに「はい」と回答するに留まり、調査終了を認める形となった。
- ③ 余罪調査は終了している、と理解した山野辺氏は調査結果について報告を行いたいと第三者委員会へ申し入れ、12月6日（金）に第三者委員会へ、債権書類に印鑑証明書が保管されているかを確認する「簡易的な余罪調査（以下、1回目の余罪調査）は終了している」という報告を行った。
- ④ d氏は、12月8日（日）、各支店長へ架電し、第三者委員会から問い合わせがあった場合は「1回目の余罪調査は実施されていたと回答してほしい」と口裏を合わせるように依頼した。翌12月9日（月）には口裏合わせを依頼する文書を全支店長へ送付した。

当委員会からは、d氏の独断によりそのような虚偽説明及び口裏合わせを行ったとは考えづらいのではないかと指摘したものの、当組合からは、実際にd氏の独断による対応であったとの説明がなされた。

その後当委員会にはd氏が作成して各支店長に送付したとする依頼文（「第三者委員会に関連した調査に対するお願い」と題するもの）が提供されたが、その内容は以下のようなものであった。

- ① 迂回融資の該当債権とされる債権以外に疑わしい債権の有無について、当組合による内部確認調査が必要であることを第三者委員会より受けて、不祥事の公表（R6.11.15）以降、監査部が貴店を臨店し、全債務者の印鑑証明書の有無について確認作業を終えていることを12/6に第三者委へ山野辺部長とd氏が同席の上、伝えた
- ② 別紙の監査部員が担当する営業店に公表日以降、確認調査に臨店し、監査部員の要請により、支店長から融資担当者へ指示し、順次、債権書類を監査部員と受け渡しをおこない監査部員が確認作業をすすめたことをお願いしたい

- ③ 万一、第三者委員会から営業店支店長又は融資担当役席者がヒアリングを受けることがあった場合、「確認調査をおこなったというシナリオにする」ということで代表理事のなかで合意した話である
- ④ 本文書は速やかに破棄してもらいたい

(2) 虚偽説明の経緯に関する当組合の説明もまた虚偽と考えられること

全件調査が実施されていないにもかかわらず、実施されたと虚偽の説明がなされたことはそれ自体が極めて不適切かつ深刻な問題である。他方で、なぜ虚偽の説明がなされるに至ったのかという点に関する現時点までの当組合側の説明内容には不自然・不合理な点があり、その内容についても真実であるか慎重な検討が必要である。

すなわち、現時点による当組合の説明は、「12月4日に山野辺氏が断定的な確認をd氏に行ったところ、d氏は事実と反する回答をしてしまい、山野辺氏はそれを信じて、12月5日に当委員会に対して実施完了と訂正する説明を行った」というものであるが、直前の当委員会に対する説明において調査完了していないと真実を説明していたd氏が、その直後に山野辺氏から仮に断定的な口調での確認を受けたからといって、事実と反して調査完了したとのみ回答するというのは俄かには信じがたいことである。また、仮に万が一そのような対応をd氏が行ったとしても、山野辺氏としては同時にd氏が直前に当委員会に対しては調査完了していないと説明していることも認識したのであるから（だからこそ12月5日に調査完了と訂正するための打ち合わせを実施するよう打診している）、そのようなd氏の説明の齟齬の理由を確認するのが当然であり、実施完了したというd氏の説明を鵜呑みにすると到底考えられない。そもそも山野辺氏がd氏に確認したのは、内部調査が完了したかどうかではなく、当委員会に対して内部調査の進捗状況についてどのような説明を行ったかという点であったと考えるのが自然であり、そうであれば、d氏から「調査完了していないと回答した」との説明がなされたはずで、それに対して調査完了しているはずとの思い込みに基づいて断定的な口調での確認をするということのも不自然であるし、それに対するd氏の回答に基づいて真実に反して調査完了していると誤信したというのはあまりに不自然である。実際には、d氏から「調査完了していないと回答した」と説明を受けた山野辺氏とd氏との間で、調査は完了したこととして当委員会への説明を事実と反して変更することに関する何らかのやりとりがなされた上で（すなわち、山野辺氏も調査完了していないことを認識した上で）、12月5日の当委員会への訂正説明が行われたと考えるのが自然である。

また、上述したとおり、12月9日には、監査部職員が臨店検査の際に作成した資料であるとして、顧客ごとに確認日、確認者、印鑑証明の有無等をチェックしたリストが提供されたが、本調査によれば、当該チェック資料が事実と反して作成され

る作業に、山野辺氏が関与していたのではないかと推測される供述も得られている。

さらに、当組合の説明するストーリーによれば、山野辺氏からの断定的な確認に応じて事実と反して調査完了と回答してしまった d 氏は、その後、そのような説明の整合性を確保するために、各支店長に対する口裏合わせの依頼を口頭及び書面により行ったということである。しかし、一職員にすぎない d 氏の立場で仮に山野辺氏からの断定的な確認に対して虚偽の説明をしてしまったとしても、それを繕うためにそこまで大がかりな（すなわち多人数の支店長を巻き込んだ）隠蔽工作を自らのみの判断により行うというのは自然な対応ではない。支店長の中には d 氏より職位が上の者も複数名いたことも考えると、上記対応の不自然さは一層強調される。また、口裏合わせを依頼する文書の中には、「確認調査をおこなったというシナリオにする」ということで代表理事のなかで合意した話であるというように、代表理事の名を使って説得する文言が含まれているが、d 氏の立場でそこまでの内容を盛り込むことも自然な対応ではない。すなわち、d 氏だけではなく、少なくとも常勤役員クラスが関与して、「調査は完了した」という事実と反する説明を当委員会に行った上で、それを繕うための口裏合わせの指示を各支店長に対して行った（その実行行為を d 氏が担った）可能性が高いと考えるのが自然である。

以上に述べたとおり、d 氏の独断による虚偽説明及び口裏合わせ等の隠蔽であったという説明には合理性が認められない。そして、仮に実際には d 氏の独断でなされたことではないのだとすると、他の役職員（おそらくは d 氏の上位者）の判断又は少なくとも関与のもとに実行された当委員会への虚偽説明及びその隠蔽工作という極めて不当な行為について、それが発覚した後も真実ではない経緯の説明（虚偽説明）を行うとともに、それらの行為の全ての責任を d 氏一人に負わせていることになる。このような対応は極めて悪質なパワーハラスメントと言わざるを得ない。

なお、本件については当委員会に対してだけでなく、財務局に対しても求めに応じて詳細な説明を行っているものである。財務局に対する説明内容にも重要な点において虚偽が含まれているということであれば極めて深刻な問題である。

3 迂回融資及び無断借名融資の詳細（開始時期、手口、関係する法人）に関する隠匿、虚偽説明

現時点で当組合は、①遅くとも 2004 年 3 月から、ペーパーカンパニーである PC 三社を使って X1 社グループへの迂回融資がなされていた、②2007 年 3 月にははじめて個人の借名名義による融資が行われた、③2007 年 12 月及び 2008 年 3 月にも多数の個人の借名名義による融資が行われた、との説明を行っており、客観的資料等によれば遅くともその時期に迂回融資がなされていた事実は間違いないと考えられる。そして、この時期に迂回融資や無断借名融資が行われていたという事

実は、当時定期的に開催されていた当組合役員及び出向者らとの対策協議の場においても繰り返し資料に基づいて説明がなされていたことであり、現時点でも多くの関係者が明確に認識しているはずのことである。

それにもかかわらず、当組合が作成して当委員会に提供された資料では、借名による迂回融資の開始時期は 2008 年 7 月以降であると説明されており、その後の関係者へのヒアリングにおいても多くの関係者は上記①・②の時期から迂回融資や無断借名融資が行われていたという事実の説明を行ってこなかった。当組合及び多くの関係者が上記①・②のような説明を行うようになったのは、当委員会から入手した客観資料に基づいて、2008 年 7 月よりも以前から各種の不正融資が行われていたのではないかと指摘するようになって以降のことであった。また、ペーパーカンパニーを利用した迂回融資の存在については当組合からの説明には一切含まれていなかった。

実際には 2004 年 3 月から実施されていた迂回融資に使用されていたペーパーカンパニーの存在及び名称等は多数の役職員が認識していたことが判明しているが、その存在を当委員会のヒアリングにより積極的に説明した役職員は誰もいなかった。これは、ペーパーカンパニーを利用した迂回融資を行っていたという事実が説明されなかったということであり、また、ペーパーカンパニーの存在や名称についても何ら説明がなされなかったということである。

また、実際には 2007 年 3 月には開始されていた個人の借名名義による融資についても、名義を提供した f 氏及び白岩氏はその存在を積極的に説明することはなかったし、2008 年 12 月及び 2008 年 3 月に実施された多数の借名名義での融資に際して名義を提供した役職員も、その時点における名義の提供について積極的に説明することはなかった。この点に関連する一例として、例えば白岩氏は、2024 年 12 月のヒアリングにおいて借名名義を提供したことを否定し、2025 年 2 月のアンケート回答においても同様に借名名義を提供したことを否定していた。しかしながら、その後の調査の結果、2007 年 3 月に初めて実施した個人の借名名義による融資（4 件）のうち 2 件については白岩氏が知人及び親族の名義を提供したものであることが確認された。2025 年 5 月に実施したヒアリングの際には白岩氏はようやく自ら借名名義を提供したことを認めるに至ったが、従前は借名名義の提供を認めていなかった理由については合理的な説明はなされなかった。借名名義の提供を失念するとは考えられず、意図的に偽りの説明がなされたと考えざるを得ない。また、白岩氏の提供した 2 名の名義を利用した借名融資は 2007 年 3 月に実施したものであり、従前の当組合による借名融資の開始時期に関する説明内容と齟齬することになるから、そのような齟齬の露見を避けるために意図的に偽りの説明がなされたのではないかと推測せざるを得ない。さらに、このような意図的な偽りの説明は、白岩氏の個人としての判断により行われたものではなく、他の役職員からの働きかけ又は協議によりなされたもの、すなわち組織的になされた

ものである可能性も否定できない。

4 重要資料（無断借名融資リスト及び迂回提供された金銭のまとめ）の不提出

当組合では、無断借名融資を実行してそれを管理するにあたり、借名融資ごとに名義人氏名、金額、期日、紹介者、保証人等の事項をまとめたリスト（無断借名融資リスト）を作成しており、当委員会は、最終的には、2010年6月30日時点のもの、2012年7月～9月頃に作成されたと考えられるもの、調査開始時点である2024年10月・11月頃に作成されたものの提供を受けて内容を確認した。しかし、その他の時点における無断借名融資リストは最後まで提供されなかったし、過去のリストのうち2時点のものが提供されたのも本調査開始から4か月が経過した2025年3月に入ってからのことであった（しかも当組合から正式に提供されたものではなく、本調査の中で非公式に入手できたものである。）。これによって当委員会はあらゆる口座の取引履歴及び融資履歴という膨大なデータを分析して無断借名融資を特定する作業を強いられることとなった。

また、当組合では、本件不正融資により捻出した金銭をX1社グループに提供する一方で、いつどれだけの金額を提供したかを整理した資料を出向者が作成しており、当組合は最終的には2009年8月までに提供された金額は約8億3590万円であったことを示す資料を入手して確認した。しかし、2010年1月以降の金銭の提供の状況を示す資料は最後まで提供されなかったし、出向者作成の資料を当委員会が入手したのは2025年3月に入ってからのものであり、それまで当組合及びその関係者からの提供はなされなかった。これによって当委員会は最終的に当組合からX1社グループ側に提供された金銭の総額を特定することはできず、約11億円が提供されたとする当組合の説明の信憑性を判断することもできなかった。

5 償却された無断借名融資の存在の隠匿

本調査が開始された時点で、当組合は、無断借名融資の合計金額は87口座で残高17.73億円と説明していた。しかし、本調査により、実際には、過去に実施された無断借名融資の中には、既に無税直接償却の対象となっているものが相当数含まれていることが判明した。償却の対象となった金額については現時点での残高17.73億円とは別枠で借名融資等により生じた金銭と評価されるべきものである。現時点での当組合の説明によれば、判明しているものでも35件、合計6億3315万4269円が無税直接償却の対象となっているとのことである（ただし、本調査によれば、償却の対象となった無断借名融資は当該件数及び金額に止まらず、56件、合計約9億9887万円と考えられることは第5編第1章8.(3)において詳述するとおりである。）。

償却の処理は、2012 年頃から行われ、2019 年頃までは毎年数件から数十件の償却が行われていた。第 5 編第 1 章 8. (3)に述べるとおり、本調査によれば、償却が実施される際には自己査定担当者のほか、複数の役員の判断に基づいて実施されていたとのことであり、数十件、金額にして 6 億円を超えるような金額の無断借名融資が償却の対象となっていること（すなわち当初説明されていた 17.73 億円とは別枠で大きな融資金額が存在すること）については、少なくない役職員が認識していたはずである。

それにもかかわらず、当組合は、当委員会からの指摘を受けるまでは、償却の対象となった融資が相当数存在することについて一切説明を行っていなかった。また、一部の関係者（例えば猪狩氏）は、当初の当委員会ヒアリングに際しては、償却の対象となった融資の件数について実際よりもかなり少ない件数にすぎないことを説明するなどしていた。以上からすれば、償却の対象となった融資が相当数あるという重要な事実について、意図的に当委員会に対して積極的な説明がなされていなかった、言い換えると隠されていたのではないかという疑いがある。

6 出向者の使用していたパソコンやネットワーク環境に関する虚偽説明

当時の出向者が出向先で作成していた資料（迂回融資や無断借名融資で X1 社グループ側に渡された金銭の内容やその経緯等を把握できる資料）は、甲事案の全体像を把握するために有益な重要資料である。実際にヒアリングによればそのような資料が電子データとして作成されていたことは確認できたが、紙媒体では残されていないし、データでも保管されていないというのが当初の組合関係者による説明であった。その理由として、①出向者が使用していたパソコンは X1 社グループ側から貸与されていたものであった、②作成した電子データを当組合の本部に送付したり共有したりすることはなかった、③出向の当時、出向先で使用していたパソコンは当組合の共有サーバー等のネットワークには接続されていなかった、④2011 年 3 月の東日本大震災の影響により混乱状態のまま出向者が勤務していた事務所から引き上げたためパソコンはもちろん資料やデータを持ち出すこともできなかった、などと説明されていた。

しかし、本調査の結果、実際には、遅くとも 2008 年 3 月の時点で出向者が執務していた X2 社事務所には出向者ごとに紐付いた当組合所有のパソコン（ノートパソコン及びデスクトップパソコン）が設置され、当組合の共有サーバーに接続できる環境が構築されていたことが確認された。

B09 A 社施設 1 (f 氏)	IWA-01-71	PC-MY30XRZJTUB3	NEC
B09 A 社施設 2 (f 氏ノート)	IWA-01-75	PC-VY10MCHE2	NEC
B09 F 社 1 (坪井信浩)	IWA-01-76	dynabook Satellite K10	TOSHIBA

B09 X2 社 1 (d 氏)	IWA-19-02	PC-MY30XRZJTUB3	NEC
B09 X2 社 2 (i 氏)	IWA-19-03	PC-MY30XRZJTUB3	NEC
B09 X2 社 3 (白岩哲彦)	IWA-19-01	PC-MY30XRZJTUB3	NEC
B09 X2 社 4 (白岩ノート)	IWA-01-76	dynabook Satellite K10	TOSHIBA

それにもかかわらず、当時の出向者はパソコンやネットワーク等の技術的事項に明るくないこと等を理由としてこの点を明確に認めていないが、①出向者が使用していたパソコンが X1 社グループから貸与されていたものではなく当組合所有のものであったこと、②当組合の共有サーバーに接続可能であったことといった極めて基本的かつ重要な事実を全ての出向者がそろって認識していないというのはあまりに不自然かつ不合理である。また、東日本大震災の影響があったとはいえ、当組合の保有するパソコンを回収せずに出向先に置いたまま引き上げるということも考えがたく、実際には当組合が回収したと考えるのが自然である。

以上のような出向者の使用していたパソコンやネットワーク環境に関する虚偽説明は、単に個人の記憶違いや記憶薄れによってなされているとは考えづらく、一定の目的のもとに組織的になされていると考えざるを得ない。具体的には、出向者が当時作成していた迂回融資等の詳細をまとめた電子データがその後も当組合内において保存されていることを隠すために、そのような虚偽説明がなされていたと考えられる。

また、出向者の中でも統括的な役割を果たしていた f 氏は、当委員会が独自に共有サーバーのバックアップデータから当時 f 氏が作成していたファイルである「A 社施設」フォルダの中身を示唆した後に、同様のデータを別途自ら保有していることを認めた。すなわち、少なくとも f 氏はそのように甲事案の解明に有益であり、本調査にも資することが明らかな資料を自ら保有している一方で、当委員会が未だそれを保有していないことを認識していながら、2025 年 3 月に至るまでそれを積極的に提示することもなければその存在を説明することもしていなかった。また、f 氏は、2024 年 12 月 26 日に実施されたヒアリングの際には、このようなデータの存在という点に止まらず、後に客観的な資料により確認できた借名融資への実際に関わりに関する正しい事実を説明しておらず、極めて限定的な関わり及び認識しか持っていないという趣旨の説明をしていた。

f 氏に限らず、その他の出向者（例えば白岩氏）についても、実際には当時頻繁に実施されていた無断借名融資の対策会議には相当回数出席しており、その流れや経緯を詳細に把握しており、現時点でも認識していると考えられるにもかかわらず、認識していることとして説明された内容は実際よりも限定されたものであった。

7 その他の関係者ヒアリングにおける重要事実の隠匿、虚偽説明等

(1) 乙事案の調査を実施したことの隠匿、虚偽説明

第3編第3章2でも述べたとおり、Y氏による乙事案については、発覚した時点で当時総務部課長であった山野辺氏がY氏からのヒアリングや提出させた資料の確認等をはじめとした横領内容の調査を実施したと認められる。しかし、山野辺氏は、2024年12月に実施した当委員会による1回目のヒアリングの時点では調査主体であったことを認めないどころか、事案に関して関わりを持っておらず、明確な認識を持っていない旨の説明を行っていた。これは意図的に虚偽の説明をしていたとしか考えられない。

また、何らかの意図に基づいて虚偽の説明をしたものと考えられるが、この点について山野辺氏は、2025年2月に実施した2回目のヒアリングにおいて、記憶が定かで無い中で自らが矢面に立つことを躊躇した保身的な考え方があって申し訳ないと説明した。

(2) 重要証拠である坪井氏の手帳を廃棄したとの虚偽説明

2024年12月6日に坪井氏に1回目のヒアリングを実施したが、その際に坪井氏は、借名融資に関する資金の流れや期日管理等を自らの手帳に記載していたこと、そのような記載に基づいて2024年10月から11月にかけてExcelファイルにまとめたこと、Excelファイルに転記したことから当該手帳は当組合本部のシュレッダーにかけて廃棄したと説明した。

ところが、2025年3月26日に実施した2回目のヒアリングにおいて坪井氏は、諸勘定の流用による資金の穴埋めの事実を隠して当時の役員による資金提供という偽りの説明をする方針が決定されたことから、そのような説明と整合しない記載のある手帳については処分したこととし、偽りの説明をしていたと述べた。その上で、実際には手帳は捨てずに残っているとして当委員会にも提供された。

8 その他関係機関に関する虚偽説明

(1) 財務局への虚偽説明

当組合によると、三事案の発覚直後から財務局に対して事案内容の報告が行われているが、その内容にも誤りがあり、後に訂正するということが行われた。

例えば、丙事案について、横領又は窃取の数時間後に現金が返却されたことから、当時の支店長であるh氏はこれらの行為を事故と認識せず本部への報告を行わなかった、すなわちh氏の判断により隠蔽されており、当組合本部は事案の発生を認識していなかったと説明されていた。その上で、h氏の遵法意識の欠如や保身からそのような判断がなされていたなどとも説明されていた。しかしながら、当委員

会によるヒアリングによれば、関係者は一致して、事案発生当時に h 氏は横領又は窃取の事実について本部に報告しており、本部側の判断により事案を公表しないこと、すなわち隠蔽することが決定されていたことが確認された。本部においても認識していたことは関係者から事情を確認すれば容易に把握可能なことであるほか、江尻氏は明確に認識していることであり、これほどの重要な事実について過失によって報告内容を誤ったということは考えづらいことである。当組合は2025年3月に至ってようやく財務局への報告内容を修正し、江尻氏に対しても報告がなされていたことを認めた。

また、乙事案について、当組合によると、代表理事である丈夫氏の指示のもと本部主導で処理にあたったことから、発覚時の現職役員で認識していたのは江尻氏のほかは夏井氏のみであったというのが当初の財務局への説明であった。しかしながら、当委員会による関係者へのヒアリングによれば、山野辺氏が主として横領内容の調査対応にあたっており、事案の内容についても詳細を把握していることが明らかとなった。山野辺氏は窓口となって財務局への説明を行っていたから、自らが乙事案の横領内容について調査を担っていたという重要な事実を説明しないことを過失によるものと判断するのは困難である。この点についても当組合は2025年3月に至ってようやく財務局への報告内容を修正した。

(2) 全信組連に対する虚偽説明

三事案公表後の2024年12月、監査機構は不正事案の実態把握のために当組合に対する緊急監査を実施した。この際に当組合は、監査機構に対して、公表されている三事案以外の新事実や類似不正事案、迂回融資に関する毀損額の拡大はないとの説明を行っている。しかしながら、実際には第3編第1章でも述べたとおり、借名名義による融資の中には既に償却されているものが相当数あり、その金額は少なくとも6億円を超える規模となっていた。不正融資に関する毀損額という極めて基本的な事項について誤った説明を行っていたこととなる。

第5章 資料の隠滅処分、重要事実の隠匿・虚偽説明が当委員会調査に与えた影響

以上に述べたとおり、当委員会による本調査の過程では、三事案の全体像を把握するために必要となる基本的資料が提出されず、基本的事項の説明がなされず、むしろ誤った説明がなされるということが多数発生した。このような事例の一部は第3編第4章で述べたとおりであるが、細かな点まで含めれば実際には枚挙に暇が無いほどであった。率直な印象として、当組合が意図的に不祥事件を矮小化しようとしているのではないかとさえ感じざるを得なかった。

この結果、当委員会は、本来であれば行わずとも済む膨大な作業を実施すること

を余儀なくされた。例えば、過去に作成されてきた無断借名融資リストが提供され、又はその内容が説明されれば、その内容を確認した上で漏れがないかを検討することにより、無断借名融資の全体像を早期に把握することができていたが、そのようなリストが提供されることはなかった（現存する 87 件の無断借名融資リストが提供されたのみ。また、過去のリストのうち 2 時点のものが提供されたのも本調査開始から 4 か月が経過した 2025 年 3 月に入ってからのことであった。）。このため、当委員会は、2024 年 11 月に調査を開始して以降、全ての顧客の口座履歴、取引履歴等の膨大なデータを分析することにより、共通する特徴のある金銭の流れ等の材料に基づいて、借名名義に用いられた可能性のある融資を抽出するという極めて地道な作業を行うことを強いられた。その作業の詳細は第 4 編に述べたとおりである。最終的には、そのようにして抽出したリストを当委員会に提示して、ようやく借名名義に利用されたものであることを当組合が認めるという経緯をたどった。通常では考えられない経緯である。

また、出向者の作成した資料についても、それを当委員会が入手したのは 2025 年 3 月に入ってからのことであった。より早期に当該資料が提供されていれば、借名融資の経緯については早期に把握することができていたであろうが、提供が遅れたことにより、関係者からのヒアリングにより事実経緯を確認することを余儀なくされた。

第 3 編第 2 章第 3 章等で述べたとおり、現時点においても、本来存在しているべきと考えられる（又は当時作成されていた）重要資料の大部分が提供されていない状況であるが、一定の事実認定及び評価が可能であると考えられる範囲の資料（出向者作成の資料、2 時点における無断借名融資リスト等）が当組合側から提供されたのは、調査開始から 4 か月が経過した 2025 年 3 月に入ってからのことであった。これにより当初想定した調査スケジュールは大幅に遅延することとなった。

さらに、第 3 編第 4 章等で述べたとおり、虚偽の説明がなされて後にそれが発覚したり、発覚後の説明内容にも不合理な点が含まれているためその検証が必要となったりということにより、当委員会は本来の目的である不祥事案の事実解明以外の作業も行うこととなった。

第4編 本件不正融資によって当組合が捻出した金額

第1章 はじめに

甲事案の背景や詳細な手口については第5編第1章にて詳述するが、「これまでに無断借名融資等によって捻出された金額はいくらか」、「利用された名義人は何名か」、「利息や返済として当組合に還流していたのはいくらか」という点については、今回の不祥事案の規模を把握する上で最も重要な事実関係であり、調査に相当の工数を要したことから、その調査経過・特定経過を含めて詳細に報告することが適当と判断し、第5編とは切り分けて別個の章立てとした。

なお、第3編第4章4に記載のとおり、本調査の過程において、過去に当組合が実行してきた全期間の無断借名融資に係る網羅的なリストが当委員会に提出されることはなく、さらには過去の一時点における無断借名融資リストすら当組合から提出されることはなく、ごく一部の時点のリストを本調査の中で非公式に入手できるに止まった。

このため、本調査では、データ解析が可能な2007年9月以降の、当組合に預けられている全ての預金口座の履歴から、本件無断借名融資と関連性のある不自然な取引態様の見られる預金口座を特定して調査するという、迂遠かつ膨大な作業量を要して確定に至らざるを得なかった。言い換えれば、当組合に、過去に行ってきた法律にも抵触する不適切な行為を深く反省し、手口や履歴を含めて洗いざらい説明するという姿勢は全く見られず、「代表者として承認しただけであり、詳細は分からない」、「ほとんど覚えていない」、「記録は処分してしまった」、「私は知らない」といった、事実の解明に対して消極的・否定的な態度をとる役職員が多数を占めており、旧経営陣を含め、当組合から積極的に情報が提供されることはなかった（当組合が重要資料を開示したり本部現金勘定の流用等の重要事実を説明したりするようになったのは、前述のとおり2025年3月に至ってからであった。）。この点は、第三者委員会の調査への対応としては、稀に見る特徴である。

そこで、当組合の当初説明から当委員会による最終的な確定に至る調査過程を詳細に報告することが適切であると判断し、事故金額の算定プロセスを詳細に記載した。

第2章 本件無断借名融資取引の特定方法の決定に係る経緯

1 当組合から提供された電子データ

当委員会は、2024年11月15日の設立当初から、これまでに当組合が行ってきた無断借名融資等の金額は純額で17億7340万円であるとの報告を受けてきた。これは、坪井氏（専務）が直近まで管理していた無断借名融資口座が87口座（85名

義)存在し、その2024年9月末時点の残高の合計額が17億7340万円であったことを基に算出されたものである。すなわち、過去に完済した貸出金に係る利息や諸費用を含め、返済や利払に要する資金は全て新たな無断借名融資によって捻出してきたことから、足元の無断借名融資口座に係る融資残高の合計額が、これまでに実施してきた無断借名融資等の合計額と一致するという主張である。

また、当委員会は、2024年11月28日に、発覚時まで坪井氏が管理していた本件無断借名融資に関連する資料として、以下の4つのExcelファイルの提出を受けた。なお、そのうちの1つである「勘定明細」に記載されている本件無断借名融資口座残高の合計額は17億7340万円であり、上記報告額と一致していた。

各ファイルに含まれている内容は、以下のとおりである。

ファイル名	内 容
勘定明細	融資口座ごとの貸付残高、利率、次回利払日、最終期日、預金口座番号等が記載されている資料
月別入金明細	坪井氏の管理する資金の出納履歴について、融資実行による入金と返済・利払による出金が、名義人別に記載されている資料
現金印紙	発覚時点において、坪井氏が管理していた手許現金と収入印紙の残高が金種別に記載されている資料
現金入出金明細	坪井氏の管理する資金の出納について、入金額と出金額を月次で集計したもので、各月末の手許現金残高を記した資料

これらのExcelファイルに関し、2024年12月6日に実施した坪井氏へのヒアリングによれば、「勘定明細」ファイルは、2020年6月に前任者である猪狩氏（元常務）からUSBメモリによって引き継いだものであり、この電子ファイルを随時更新してこれまでの資金管理を行ってきたとの説明であった。また、残りの3つのファイルについては、これまで4年余りの経過について資金管理用の手帳に記入してきたものを、事件発覚後にExcelファイルに整理したものであり、全て自身で作成したものという説明であった。なお、第3編第4章7に記載したとおり、この手帳については、坪井氏自身が破棄したと当初説明し、当委員会には提出されなかった（その後、当該説明が虚偽であったことを坪井氏が認め、手帳が当委員会に提供されたことも前述のとおりである。）。

しかし、これら4つの電子ファイルのプロパティ情報を確認すると、図表1のように、坪井氏とは異なるユーザーが作成者として記録されており、中には最終更新者が山野辺氏（常勤理事）となっているファイルもあった。また、2020年6月に猪狩氏（元常務）からUSBメモリにより引き継いだとされていた「勘定明細」ファイルの作成日（※更新日ではない）が2024年10月23日となっており、資金管理の引継ぎを受けたとされる猪狩氏（元常務）の退任時点（2020年6月）とは4年以上の大きな乖離があった。

当該4つの電子ファイルに係る作成日と作成者アカウント情報は以下のとおり

である。

図表 1 提出された電子ファイルのプロパティ情報

ファイル名	作成日	作成者アカウント情報
勘定明細	2024 年 10 月 23 日	e 氏（総務部副部長） ＜当組合からの貸与 PC＞
月別入出金明細	2024 年 11 月 20 日	e 氏（総務部副部長） ＜当組合からの貸与 PC とは異なる PC＞
現金印紙	2024 年 11 月 26 日	e 氏（総務部副部長） ＜当組合からの貸与 PC とは異なる PC＞
現金入出金明細	2024 年 11 月 20 日	e 氏（総務部副部長） ＜貸与 PC＞

このように、客観的な情報である電子ファイルのプロパティ情報と当組合による説明内容とに整合しない点が数多く見られたことから、坪井氏に加え、電子ファイルの作成者や更新者として記録されていた山野辺氏（常勤理事）、e 氏（総務部副部長）をはじめとする関係者に対して、提出された 4 つのファイルの作成・更新は、坪井氏ではなく他の役職員が実施していたのではないかという点、及び、当委員会に提出された「勘定明細」は他の秘匿しておきたい情報を削除し、公表する甲事案又は乙事案に関連する部分だけに情報を限定する目的で発覚後に改めて作成されたものではないかという点につき複数回にわたって質問を投げかけた。

しかし、どの関係者からも合理的な説明が行われることはなく、プロパティ情報との矛盾が解消されることはなかった。

2 本件迂回融資、本件無断借名融資の合計額に係る説明

坪井氏が直近まで管理していた無断借名融資口座残高の合計額が 17 億 7340 万円であったという説明は受けたものの、これまでに当組合が行ってきた本件迂回融資・本件無断借名融資の合計額（過去の融資取引分を含めた合計額）を直接的に示す資料が提示されることは、調査期間を通じて一切なかった。また、X1 社グループに渡された金額、利払として当組合に還流した金額等の内訳についての概算の説明はなされたものの、それらについて合理的な算出根拠を示す資料が示されることもなかった。さらには、過去に完済した本件無断借名融資がいくらであったかの説明もなかった。

このため、江尻氏（元会長）のほか本件不正融資に係る資金管理を担ってきた歴代の担当役員やその実務をサポートしていたことが疑われる職員に対して、再三にわたって資料の提出及び説明を求めたものの、上記事項に関連する資料が提出されることは一切なく、記憶も曖昧になっており説明することができないとい

う回答であった。

3 本件無断借名融資の開始時期に係る説明

2024年11月15日に当組合が公表した文書において、本件無断借名融資の開始時期は2008年7月頃であったとされている。一方で、当組合から当局へ提出された不祥事件等届出書には、甲事案の事故開始時期が2008年2月頃とされており、開始時期が整合していなかった。また、坪井氏が直近まで管理していた87件の無断借名融資口座に係る通帳の提出を依頼したところ、一部の口座では、口座開設日がより以前の2007年12月19日となっており、同年12月21日に手形貸付が実行されているものも存在した。

このように、本件無断借名融資の開始時期に関して、当組合による説明内容が一貫しておらず、客観的な情報である通帳の記載内容とも矛盾が生じていた。

4 貸出金の償却

上述のとおり、当組合による本件無断借名融資金額の見積りは、坪井氏が直近まで管理していた無断借名融資口座に係る融資残高の合計額が17億7340万円であり、過去に完済した貸出金に係る利息や諸費用を含め、返済や利払に要する資金は全て新たな無断借名融資によって捻出してきたことから、足元の本件無断借名融資口座残高の合計額がこれまでに実施してきた無断借名融資の合計額と一致するはずであるとの主張であった。

しかし、当委員会では本調査開始当初から、無断借名融資を実行した証拠を隠滅する目的で、すでに会計上及び税務上で償却されており、当組合の貸借対照表からオフバランスされている貸出金が存在するのではないかという強い疑念を持っていた。仮にそうであるとする、直近の無断借名融資口座残高の合計額は、当組合がこれまでに実施してきた無断借名融資等の合計額とは一致しないことになる。すなわち、直近の無断借名融資口座残高の合計額に、過去に償却した無断借名融資に係る貸出金の金額を加算したものが、当組合による無断借名融資等の合計額ということなる。

この点、当組合が公表している過去のディスクロージャー誌に記載された財務情報によると、継続的に多額の貸出金が償却されていることから、当委員会としては、無断借名融資債権を償却してきた可能性を想定して調査を行うべきであると考えた。

なお、この点の調査に関連して、当委員会から当組合に対して、「年度ごとの償却債権リスト」の提供を依頼したのは2024年11月29日であった。この償却債権リストは、毎年度の決算にあたって会計上も税務上も必要なことから、当組合に

において毎年度必ず作成されているはずの資料であり、調査において改めて作成が必要なものではない。それにもかかわらず、数週間たっても一向に提出されなかったため、幾度も督促を行った。その結果、当該資料が当委員会に提出されたのは、依頼から約1か月が経過した2024年12月23日であった。さらに、その際に提出された資料からは、X1社以外の償却債権が全て削除されていた。これでは「年度ごとの償却債権リスト」と呼べるものではなく、償却した無断借名融資が存在するのではないかという本調査目的に沿わない資料であった。このため、当委員会では、相当件数の無断借名融資債権が償却されているのではないかという疑念を更に強め、多方面からの調査を実施した。

5 当委員会の方針

以上のように、当組合の説明内容は数多くの矛盾を孕んでおり、証拠を秘匿する意図も端々に伺えたことから、口頭での説明内容のみならず、提出される物的資料に関しても、信用性に欠けると判断した。このため、当組合から提示された87口座のリストを起点として過去に遡っていく方法では、実際に実行された無断借名融資を見逃してしまい、調査の網羅性を満たさなくなる可能性が高かったため、当組合の主張に基づいて調査を進めるというアプローチを採用するべきではないと判断した。

そこで、当委員会では、全ての取引データを基礎として、無断借名融資等の不正融資が疑われる取引を当委員会側で独自に抽出する方針を採用することにした。

第3章 当委員会による借名名義人及び金額の確定作業の経過、手法等

1 無断借名融資口座の特定作業における基礎データ

無断借名融資口座を特定するにあたって利用可能なデータとしては、融資履歴データと預金履歴データが有力な候補であった。当委員会では、このうち、融資履歴データを起点として調査を開始することとした。なぜなら、無断借名融資口座の特定にあたっては、口座履歴を解析し、一般の顧客とは異なる不自然な取引態様がみられるものを選別していくことになるため、まずは、その態様が把握しやすい預金履歴データを基礎とすることが合理的であると判断したからである。

すなわち、大きな流れとしては、預金取引データの解析により、一般の顧客とは異なる不自然な取引態様がある預金口座を特定し、顧客や預金口座を絞り込んだ上で、その後に融資履歴データと組み合わせて精度を高めるアプローチを採用することにした。

2 無断借名融資に紐づく預金口座の特定方法

無断借名融資に紐づく預金口座の特徴を把握するにあたっては、当組合が直近まで管理していた 87 件の無断借名融資口座に紐づけられた預金口座の取引履歴を詳細に調査した。

なお、当組合の説明によれば、「勘定明細」ファイルは上書きを繰り返しており、過去のバックアップデータが存在しないため、これまでに返済期限を迎えて完済となった無断借名融資口座の記録は残っていないとのことであった。また、これらの情報を含む紙媒体の資料も保存されていないと主張しており、上記 87 口座以外の預金取引履歴を参照することはできなかった。

3 想定した無断借名融資に紐づく預金口座の特徴

上記手続によって把握した情報を基に、当委員会で想定した無断借名融資に紐づく預金口座の特徴は 30 項目以上に上るが、代表的なものとして以下のような特徴が挙げられる。

無断借名融資口座に紐づく 預金口座の特徴	説明
①融資実行による入金と、返済や利払の 出金が預金取引履歴の多数を占めて おり、公共料金の引き落としなどの 為替取引が一度も行われていない	無断借名融資のためだけに作成された預金 口座であり、電気代の支払等の生活関連取引や 給与の支払等の事業関連取引などが行われて いない
②キャッシュカードによる入出金取引 が一度も行われていない	キャッシュカードを発行すると、通常は名義 人の住所に送付されてしまうため、キャッ シュカードを利用した取引は行われていない
③口座開設日が無断借名融資の開始時 期とされる 2007 年以降である	無断借名融資金を入金・出金する目的で開設 した預金口座であり、口座開設日は無断借名 融資開始以後である
④全期間を通じた預金取引履歴の入金 合計額と出金合計額が近似している	捻出した無断借名融資金を預金口座に留めて おくはずはなく、入金されたものはほぼ全額 が出金されているはずである
⑤融資が実行され、引き出されたタイ ミングでは預金残高が急増・急減す るものの、年間を通じてみれば、預 金残高のボラティリティが低く、残 高も少額にとどまっている	預金残高が変動するのは、融資実行による入 金（増加）とその出金（減少）、返済のための 入金（増加）とその出金（減少）を除けば、 定期的な利息の支払いのための入出金のみで あり、日常的に預金残高は変動しないはずで ある
⑥摘要欄に記載のある取引の数が極め て少ない	預金取引の摘要欄には、「法人税納付」や「○ 月分給与支払」といった入出金の内容に係る 説明が付されることがあるが、このような説 明の付された取引はほとんどないはずである
⑦預金口座への入金履歴の中に、高額 の入金取引が存在する	無断借名融資であったことが判明している 87 口座における融資額は 1000 万円以上のものが

	約 98%であったことから、高額の入金取引履歴が存在するはずである
⑧預金口座の開設後、間もなく融資が実行されている	計画的な資金管理がなされておらず、必要な時に預金口座を作成し、直ちに融資を実行しているはずである
⑨同一債務者が複数の顧客番号を有している	名義人本人による顧客番号がすでに存在する場合や、発覚を防ぐために複数の顧客番号を作成しているはずである
⑩返済期日を迎えると、書替や反復融資によって取引が継続しており、複数の融資実行履歴がある	無断借名融資口座の名義を探す作業は容易ではなく、初回の無断借名融資が返済期限を迎えると、書替を行ったり、同じ預金口座を利用して再度融資を受けたりしているはずである

なお、無断借名融資に紐づく預金口座の数は、店舗による偏りはあるものの、特定の支店に限定されていることはなく大部分の支店で存在したため、支店情報は参考とならなかった。また、無断借名融資は、他の正常な融資取引と同様に通常業務として行われており、融資実行の時刻やオペレーション担当者情報も参考とならなかった。

4 入手可能なデータの制約

当組合の説明によると、システムに保存されているデータの構造上、融資履歴データ及び預金履歴データのいずれについても、当委員会が解析用データベースへの取込みやデータモデリングに利用可能な形式で出力できるのは 2007 年 9 月以降の取引に限られるとのことであった。このため、2007 年 8 月以前に行われた取引はデータ解析の対象外とせざるを得なかった。

5 抽出手続実施上の制約

2007 年 9 月以降のものについては、当組合に預け入れられている全ての預金口座の全取引履歴を入手し、データ解析の対象とすることは物理的には可能であった。しかし、全ての預金口座の全取引履歴を対象とすると、取引量が膨大であることから、当組合の専任担当者がシステムからデータを出力する作業だけでも数十日間を要し、さらに当委員会がそのデータを解析するとなると現実的ではない日数を要することが想定された。このため、調査結果に影響を及ぼさない範囲で出力を依頼するデータを限定し、特定の要件を満たす預金口座のみをデータ解析の対象とすることが適切であると判断した。具体的には、2008 年 3 月末以降の各年度末において融資残高が存在する顧客を特定し、当該顧客に対する融資に紐づく預金口座を対象とした。

この点、甲事案は、無断借名融資によって生み出した資金が特定の大口融資先

に提供されてきたものであり、データ解析の対象を上記のように融資残高が存在する顧客の預金口座に限定したとしても、網羅性に問題は生じないものと考えられる。

さらに厳密にみると、この方法によった場合、年度末前に完済し、翌月以降に再び融資を実行するというサイクルを繰り返しているケース（各年度末時点では融資残高が存在していないケース）を抽出することができないことも事実である。しかし、無断借名融資の資金管理を担ってきた歴代の担当役員へのヒアリング結果からは、余裕を持った資金繰りを実施してきた様子は伺えず、また、このような巧妙な手口を講じて発覚を逸れるための工作をしてきた様子も感じ取ることとはできなかった。さらに、直近まで管理されてきた 87 件の無断借名融資口座における融資実行日・返済日を調査しても、融資期間が期末日を跨ぐことを意図的に回避している事例は発見されなかった。このため、各年度末において融資残高が存在する顧客を特定し、当該顧客に対する融資に紐づく預金口座をデータ解析の対象としても、実在する無断借名融資を見逃すリスクはほとんどないものと判断した。

この結果、データ解析の対象となる取引レコード数は 2527 万 0976 件となった。

6 無断借名融資に紐づく預金口座候補の特定＜第 1 段階＞

無断借名融資に紐づく預金口座の特徴は主に上記 3 で挙げたものであったが、必ずしも全ての特徴を満たしているわけではなかった。すなわち、上記 3 で例示した 10 個の特徴を全て兼ね備えた預金口座のみを抽出すると、すでに無断借名融資口座に紐づく預金口座であることが確定している 87 口座のうちいくつかは漏れてしまうという問題が生じた。

このため、幾度もの試行錯誤の結果、抽出漏れを回避するべく、第 1 段階の抽出作業としては、まず最初に上記 3 の①～⑦の特性を満たす預金口座を選別することとし、それ以外の特性については、抽出条件として全体に適用することなく、個々の預金口座が無断借名融資に関連するものであるかどうかを検討する際の考慮要素の 1 つとした。

なお、預金口座が上記 3 の①や②の特性を満たすかどうかについては、6 か月単位で判定を行った。例えば、2010 年 5 月に定額自動送金取引といった為替取引が 1 件だけ行われており、他の期間には全く行われていない場合、2010 年 4 月～2010 年 9 月の預金取引データについては①の要件を満たさないことから抽出対象とはならないが、2010 年 3 月以前の取引や、2010 年 10 月以降の取引については抽出対象となるようにした。これは、元々は名義人本人による正規の口座でありながら、本人死亡等の事由によって全く動きのない口座を当組合が無断で利用して無断借名融資の入出金口座として利用していた可能性も否定できないことを考慮し

たものである。

このような抽出作業の結果、第 1 段階抽出による無断借名融資に紐づく預金口座候補は 780 口座（取引レコード数は 4 万 3513 件）となった。

7 不正預金口座候補のランク付け

定量的な要件によって抽出した 780 口座について、これ以上のさらなる定量的な絞り込みを進めると、潜在的な無断借名融資取引を除外してしまうリスクが高いと判断した。

一方、抽出した 780 口座の個々の取引レコードを通査すると、無断借名融資であることが強く疑われる口座と、無断借名融資の可能性が低い口座が混在していた。そこで、定性的な要素を加味することで、無断借名融資に利用された口座であることの確度について、S ランクから C ランクまでに区分した。ランク分けの目安は以下のとおりである。

区 分	ラ ン ク 分 け の 目 安
S ランク	無断借名融資に紐づく預金口座であることが確定しているもの（87 口座）と取引態様の整合性が高く、さらに、無断借名融資であることの疑いが強まる定性的な特徴を有しているもの ＜例＞無断借名融資を管理していた担当役員が交代したタイミングで、預金口座の取引態様、例えば貸出種別や融資条件も変化している等
A ランク	無断借名融資に紐づく預金口座であることが確定しているもの（87 口座）と取引態様の整合性が高いもの
B ランク	無断借名融資に紐づく預金口座であることが確定しているもの（87 口座）と取引態様の整合性が高いものの、典型的な無断借名融資口座の特徴ではない一面を有している預金口座 ＜例＞実行から短期間のうちに完済しているもの、借換や反復融資のみられないもの、預金口座の開設から多額の入金が行われるまで一定期間の空白があるもの等
C ランク	無断借名融資に利用された口座ではないことを示唆する一定の特性を有しているもの ＜例＞税務署からの入金や出金があるもの等

8 無断借名融資に紐づく預金口座候補の特定＜第 2 段階＞

当組合を通じた正式なルートではないものの、2025 年 3 月に元役員から匿名を条件に、過去の一時点における無断借名融資リストが当委員会に提供されたことから、直近の 87 口座に加え、過去に行われていた無断借名融資口座の一部を特定することができ、その取引形態を把握することが可能となった。また、役職員に対するアンケート結果が出揃ったことに加え、役職員に対する一通りのヒアリン

グを終えたことで、2007 年以降に行われてきた無断借名融資取引の融資形態や取引条件をはじめとする特徴を一定程度整理することができ、無断借名融資取引の全体像についての解像度が高まった。

そこで、預金取引データと融資取引データとのマッチングを行い、融資形態や融資条件を抽出基準に加え、さらなる絞り込みを行った。

具体的には、まず、不動産を担保としている融資金が入金されている預金口座については、無断借名融資の候補から除外した。多数の無断借名融資に対して担保となる不動産を用意できる可能性は低く、登記に要する費用なども考慮しても不動産担保融資が選好される可能性は低いからである。次に、信用保証協会の保証付融資に係る資金が入金されている預金口座についても対象から除外した。当該融資を実行すること自体は容易であり、実際に乙事案ではそのような融資も利用されていたものの、多額の資金を捻出するには不適當であることに加え、当組合にとって外部機関との連携を通じた融資は避けたいはずであり、個人保証等の他の代替的手段によれば、もっと容易に融資を実行できるからである。

以上の結果、第 2 段階抽出による無断借名融資に紐づく預金口座候補は 561 口座（取引レコード数は 3 万 2628 件）となった。

9 当組合に対する無断借名融資に紐づく預金口座候補リストの提供

当組合からの報告によると、2025 年 4 月を迎えても、過去に実行してきた迂回融資や無断借名融資に関する内部調査についてほとんど進捗していないとのことであった。その背景としては、過去の無断借名融資に関する情報が当組合内部で保存されておらず、旧役員からの情報提供も限定的であるため、膨大な取引データの中から無断借名融資取引を見つける糸口が掴めないため、何から手を付けたら良いのかも分からないという説明であった。

そこで、本多氏（理事長）から、当委員会で絞り込んだリストを提供してもらえないかという依頼があり、当委員会としても、その時点の調査の進捗状況からして調査上の弊害は大きくないと判断し、上記 6 で抽出した第 1 段階抽出による無断借名融資に紐づく預金口座候補（780 口座）のリストを 2025 年 4 月 3 日に当組合に対して提供した。

なお、当委員会としては、上記 8 で抽出した第 2 段階による無断借名融資に紐づく預金口座候補（561 口座）を提供することも可能ではあったものの、当委員会による絞り込みの過程で、他の無断借名融資取引とは異なるイレギュラーな無断借名融資取引を看過し、除外してしまっているリスクも無視できなかったことから、幅広く調査してもらう意図で、第 1 段階抽出による無断借名融資に紐づく預金口座候補（780 口座）のリストを提供した。

10 無断借名融資口座の確定＜その１＞

坪井氏が直近まで管理していた 87 件の無断借名融資口座について、融資取引データ及びこれに紐づく預金取引データを解析した結果、名義人自身が利用していたことを示す兆候が全く見られなかったことから、当委員会は、当組合の説明どおり、当該 87 件の融資取引は当組合が行った無断借名融資取引であると認定した。

認定した 無断借名融資件数	認定した 無断借名融資実行金額
87 件	1,774,600,000 円

なお、当委員会は 2024 年 11 月 15 日の設置当初から、無断借名融資金額は（実行額からすでに内入返済した金額を減額した）純額で 17 億 7340 万円であるとの報告を当組合から受けてきた。すなわち、2024 年 10 月 31 日時点における無断借名融資 87 口座の残高合計額は 17 億 6825 万円であり、これにすでに内入返済した金額 515 万円を加えた 17 億 7340 万円が無断借名融資実行額であるとの説明であり、当局にも同額が報告されていた。

しかし、当委員会において、該当する 87 件の債権について、2024 年 10 月 31 日時点から融資実行時までの取引を遡って正確性を検証したところ、すでに内入返済した金額として 120 万円が算定過程から漏れており、当組合に確認した結果、当組合が認めたことから、17 億 7340 万円に 120 万円を加えた 17 億 7460 万円が不祥事発覚時点に残存していた貸出金に係る無断借名融資実行金額となる。

87 件の実行金額に係る算定要素	無断借名融資実行金額の算定
2024 年 10 月 31 日時点の融資残高（87 件）	1,768,250,000 円
すでに内入返済した金額（当組合の算定）	5,150,000 円
当組合の算定した無断借名融資実行金額	1,773,400,000 円
すでに内入返済した金額（漏れていた部分）	1,200,000 円
発覚時点で存在した無断借名融資債権の当初実行金額	1,774,600,000 円

11 無断借名融資口座の確定＜その２＞

上記 8 に記載したとおり、当組合からの提供ではないものの、2025 年 3 月に、

過去の一時点における無断借名融資リストが匿名を条件に紙媒体で当委員会に提供された。この他にも、同じく 2025 年 3 月に、過去の他の一時点における無断借名融資リストが紙媒体で当委員会に提供されている。情報提供者によれば、いずれのリストも当時の役員会議で配布され、役員間で共有されていた資料であるとの説明であった。

当委員会としては、その入手経路、資料の紙質や経年劣化具合、融資取引データとの整合性等を踏まえ、これら 2 つの無断借名融資リストは信頼性の高い資料であると判断した。また、これらのリストに記載されている融資口座について、融資取引データ及びこれに紐づく預金取引データを解析した結果、名義人自身が利用していたことを示す兆候が全く見られなかったことから、これらの資料に記載されている融資取引は、当組合が行った無断借名融資取引であると認定した。

2 リストから認定した 無断借名融資件数	2 リストから認定した 無断借名融資実行金額
153 件	2,649,900,000 円

なお、当該 2 つの無断借名融資リストについては、作成基準日に関して数年間の乖離があり、両リストで重複している貸出金はない。

また、匿名を条件に情報提供を受けていることから、匿名性を確保するため両リストの合算にて無断借名融資件数及び無断借名融資実行金額を記載している。

12 無断借名融資口座の確定<その3>

当委員会では、過去に実行されたものも含め、無断借名融資の管理データは実際には削除されておらず、社内システムから隔離されたスタンドアロンの PC や USB メモリ等の媒体に保存されている可能性が高いと考えていた。また、疑わしいものと判定された個々の貸出金が実際に無断借名融資取引であるかどうかの認定にあたっては、当該管理データが極めて重要であった。このため、歴代の主要な役員である江尻氏、丈夫氏、猪狩氏、坪井氏及び当事案と関係性の深い職員に対して、幾度もその管理資料の提出を依頼してきた。しかし、一向に提出されなかったことから、当委員会としては他の手段によって無断借名融資取引を認定せざるを得ないと判断し、疑わしい取引であると判定されたものにつき、個々の貸出金の名義人に対して、名義人自身による債務であるかどうかを直接的に確認する方法を採用することにした。

当委員会としても、実際には借入を行っていない名義人に対して、「あなたの名義でこれだけの借入金が記録されています。これは、あなた自身が契約した借入金ですか？」という質問状を送付することは、名義人の精神的負担や質問状送付

によって混乱が生じる可能性等を考慮すると、できる限り回避したい手段ではあったものの、上述のような当組合の消極的姿勢を考慮すると、避けては通れない選択肢となった。また、当組合側としても、顧客に対して確認状が直接送付されることにはかなり強い抵抗を持っていたため、可能な限り、顧客への直接的な確認を回避し過去の管理リストが任意に提出されることを期待して、当組合に対して条件を提示した。すなわち、期限を区切って、「4 月 10 日までに過去の管理データが提出されない場合には、顧客に対して確認状を送付せざるを得ないこと」を伝達するための説明会を 2025 年 4 月 4 日開催し、同内容を改めて代表理事にメールにて伝達した。

その後、当組合側からは、2025 年 4 月 10 日以降、以下のとおり 5 度にわたって、当組合の内部調査結果として過去に実施した無断借名融資取引であると認める取引のリストが当委員会に報告された。当該報告に記載されていた預金口座数及び入金額は以下のとおりである。

報告日	無断借名融資と認定された 預金口座数	無断借名融資口座に 入金された金額
2025 年 4 月 10 日	246 件	4,824,934,914 円
2025 年 4 月 17 日	2 件	34,636,590 円
2025 年 4 月 21 日	11 件	163,339,304 円
2025 年 4 月 22 日	9 件	146,290,387 円
2025 年 4 月 24 日	46 件	777,912,379 円
合計	314 件	5,947,113,574 円

当該内部調査は、上記 9 に記載した、当委員会から提供した第 1 段階抽出による無断借名融資に紐づく預金口座候補（780 口座）のリストを、無断借名融資の資金管理を担ってきた歴代の担当役員をはじめとする新旧役員や、その実務を補助してきた職員、X1 社グループへの元出向者、支店において融資実行実務を行ってきた職員に提示した上で、記憶をもとに選別してもらう方法のほか、口座開設時の印鑑票の確認や筆跡確認によるものであるとの報告であった。

このように、当組合による無断借名融資口座の認定報告は、客観的な情報に基づくものではなく関係者の記憶という曖昧な根拠に基づくものであった。また、その報告内容についても、当委員会で確認した結果、多数の重複や誤りが認められるものであった。しかし、過去の無断借名融資口座リストは破棄しており現存

していないというのが当組合の主張であり、他の代替的な手法も限られていること、また、歴代の管理担当役員や融資実行担当者などの甲事案に深く関与してきた関係者の記憶に基づく選別作業であることから、当委員会としては、当該無断借名融資取引の認定リストを一定程度は信用に足るものと判断し、その個々の預金取引履歴及び融資取引履歴を全て確認した上で、当委員会が無断借名融資であると判断したものについては、特段の事情がない限り無断借名融資と認定することにした。

【1回目】 2025年4月10日提出リスト

【1回目】 2025年4月10日提出リスト	件数	認定した 無断借名融資金額
当組合による内部調査結果（入金額）	246 件	4,824,934,914 円
重複していた取引	1 件	0 円
無断借名融資であると 当委員会が認定した貸出金	245 件	4,824,934,914 円
当該無断借名融資の実行金額	245 件	4,860,550,000 円

なお、預金口座への入金額（当委員会が無断借名融資であると認定した貸出金）と無断借名融資の実行金額との間には若干の差額があるが、これは、融資実行時に割り引かれた前払利息や融資に係る諸費用である。

【2回目】 2025年4月17日提出リスト

【2回目】 2025年4月17日提出リスト	件数	認定した 無断借名融資金額
当組合による内部調査結果（入金額）	2 件	34,000,000 円
無断借名融資でないと 当委員会が判断した貸出金	1 件	15,000,000 円
無断借名融資であると 当委員会が認定した貸出金	1 件	19,000,000 円
当該無断借名融資の実行金額	1 件	19,000,000 円

当組合から提出されたリストに記載された 2 件の預金口座への入金取引のうち、1 件については不動産担保融資であり、融資実行額が電話代・水道料金・電気料金等の公共料金が継続的に引き落とされている預金口座に入金されていることから、当組合の無断借名融資によるものではなく名義人本人の借入による入金取引であると当委員会は判断した。このため、当該入金額 1500 万円を控除した金額を、無断借名融資による入金取引の合計額と認定した。

【3回目】2025年4月21日提出リスト

【3回目】 2025年4月21日提出リスト	件数	認定した 無断借名融資金額
当組合による内部調査結果（入金額）	11件	163,339,304円
無断借名融資でないと 当委員会が判断した貸出金	1件	9,918,587円
無断借名融資であると 当委員会が認定した貸出金	10件	153,420,717円
当該無断借名融資の実行金額	10件	154,400,000円

当組合から提出されたリストに記載された11件の預金口座への入金取引のうち1件については、融資実行額が電気料金・保険料等の公共料金が継続的に引き落とされている預金口座に入金されていることから、当組合の無断借名融資によるものではなく債務者本人の借入による入金取引であると当委員会は判断した。このため、当該入金額991万8587円を控除した金額を、無断借名融資による入金取引の合計額と認定した。

なお、預金口座への入金額と無断借名融資の実行金額との差額は、融資実行時に割り引かれた前払利息や融資に係る諸費用であることは他の提出リストの場合と同様である。

【4回目】2025年4月22日提出リスト

【4回目】 2025年4月22日提出リスト	件数	認定した 無断借名融資金額
当組合による内部調査結果（入金額）	9件	146,290,387円
1回目～3回目の報告と重複する貸出金	2件	27,304,185円
無断借名融資であると 当委員会が認定した貸出金	7件	118,986,202円
当該無断借名融資の実行金額	7件	119,800,000円

当組合から提出されたリストに記載された9件の預金口座への入金取引のうち2件については、1回目～3回目の報告リストに記載されていたものと同一取引であったことから、当該2件の入金額を控除した1億1898万6202円を無断借名融資による入金取引の合計額と認定した。

なお、預金口座への入金額と無断借名融資の実行金額との差額は、融資実行時に割り引かれた前払利息や融資に係る諸費用であることは他の提出リストの場合と同様である。

【5 回目】2025 年 4 月 24 日提出リスト

【5 回目】2025 年 4 月 24 日提出リスト	件数	認定した無断借名融資金額
当組合による内部調査結果（入金額）	46 件	777,912,379 円
1 回目～3 回目の報告と重複する貸出金	9 件	127,244,855 円
無断借名融資であると 当委員会が認定した貸出金	37 件	650,667,524 円
当該無断借名融資の実行金額	37 件	653,550,000 円

当組合から提出されたリストに記載された 46 件の預金口座への入金取引のうち 9 件については、1 回目～3 回目の報告リストに記載されていたものと同一取引であったことから、当該 9 件の入金額を控除した 6 億 5066 万 7524 円を無断借名融資による入金取引の合計額と認定した。

なお、預金口座への入金額と無断借名融資の実行金額との差額は、融資実行時に割り引かれた前払利息や融資に係る諸費用であることは他の提出リストの場合と同様である。

このように、債務者名義人への直接確認の直前の段階で、5 度にかけて認定リストが報告されてきた。これは、無断で借名した名義人への確認をできる限り回避するべく、組合内において現時点で把握しているものについては全て認めてしまおうという方針のもとで行われた報告であると考えられる。しかし、肝心の無断借名融資を管理していたデータは、期限である 2025 年 4 月 10 日になっても当委員会に提出されることはなかった。

新たに認定した 無断借名融資件数	新たに認定した 無断借名融資実行金額
238 件	4,682,400,000 円

なお、匿名情報であることから、上記 11 に記載したリストを当委員会が入手していることについて、当組合は把握していない。このため、当組合が認定したリストの中には、上記 11 のリストに記載された融資取引と重複するものが 43 件存在した。また、上記 10 に記載した坪井氏（専務）が直近まで管理していた 87 件の無断借名融資口座と重複するものも 16 件含まれていた。ここでは、上記 10 及び 11 において無断借名融資と認定したものを除き、新たに無断借名融資と認定したもののについてのみ集計している。

13 無断借名融資口座の確定＜その4＞

上記 6 の無断借名融資に紐づく預金口座候補の特定＜第 1 段階＞では、預金口座への入金額が一定金額以上のものに限定していたが、上記 10～12 の過程において無断借名融資に使われた名義が相当数明らかになったことから、金額的な縛りを取り外して再度抽出作業を行った。すなわち、当組合の有する全ての融資取引履歴の中から、名義又は顧客番号が上記 10～12 の過程で明らかになったものと一致する融資取引を広く抽出し、当該融資取引に紐づく預金口座の取引履歴を解析した上で、名義人本人による取引であるか否かを判定し、無断借名融資取引を選別した。その結果、無断借名融資取引である可能性が高いものについては当組合に提示し、合理的な反証が行われなかったものを当組合が行った無断借名融資取引であると認定した。

一方で、無断借名融資取引であると推測されるが、その可能性が十分に高いとまでは言い切れない取引については、当委員会から名義人に対する直接確認を実施した。この直接確認は、確認状を顧客に郵送し、郵便での返送又は QR コードの読み取りにより Web 上で回答してもらう方式のもので、確認状の作成・発送から回収に至るまでの全過程において当委員会が行い、当組合は全く関与しない形で実施した。また、発送先リストについても、当組合側に事前に通知することなく実行した。そして、直接確認の結果、名義人自身の取引ではないという回答があったものを、当組合が行った無断借名融資取引であると認定し、回答が得られなかった取引については当組合に提示し、合理的な反証が行われなかったものを、当組合が行った無断借名融資取引であると認定した。

なお、上記 5 のとおり、データ解析の対象とすることができたのは 2007 年 9 月以降の取引に限られるため、2007 年 8 月以前に実行し、返済が完了している不正融資については集計に含めていない。一方で、2007 年 8 月以前に実行されているが、2007 年 9 月以降に返済の実績がある不正融資取引については集計対象としている。

認定した無断借名融資件数	認定した無断借名融資実行金額
815 件	15,664,880,000 円

14 無断借名融資口座の確定＜まとめ＞

(1) 本件不正融資実行件数及び金額（総額）

以上の過程を経て当委員会が認定した本件不正融資実行件数は 1293 件、その実

行金額は累計 247 億 7178 万円となった。名義数にして 263 (PC 三社を含む)、口座数にして 1316 に及ぶ極めて大規模なものであった。実行金額の内訳としては、PC 三社を利用した迂回融資の実行金額が 18 億 1950 万円 (54 件)、無断借名融資が 229 億 5228 万円 (1239 件) であった。

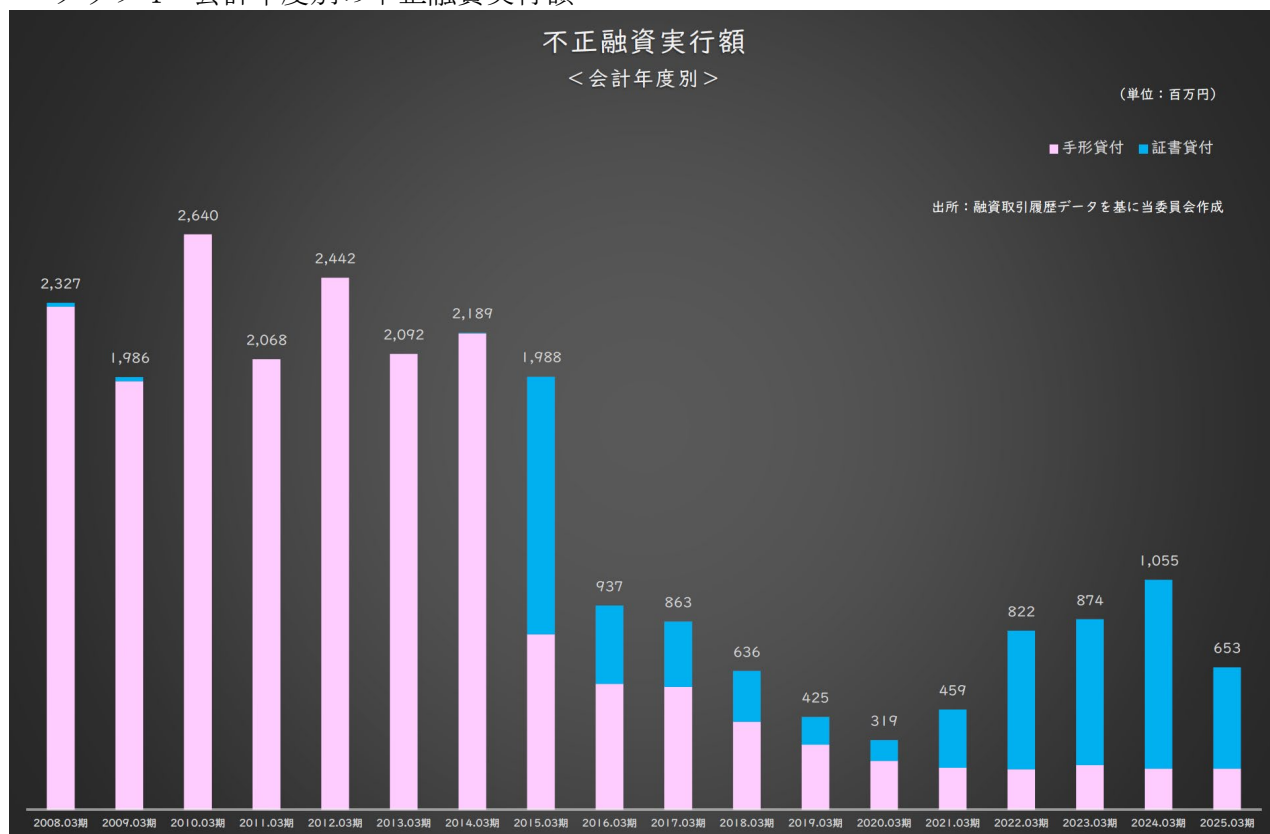
これらの不正融資をその実行時期別に表示したのが図表 2 であり、会計年度ごとに不正融資実行金額をグラフ化したものがグラフ 1 である。

なお、当該不正融資のうち、手形貸付の一部については、返済期日に新たな手形を振り出すことにより融資を継続しているもの (書替) があり、その総額は累計 211 億 1701 万円であった。書替を新たな融資の実行とみるかどうかについては議論が分かれるが、上記実行金額と書替金額を合わせると、延べ 458 億 8879 万円となる。

図表 2 会計年度ごとの本件不正融資実行金額 (書替は含めない)

会計年度	手形貸付		証書貸付		合計	
2008.03 期	88 件	2,309,600,000 円	2 件	17,000,000 円	90 件	2,326,600,000 円
2009.03 期	87 件	1,966,500,000 円	1 件	19,200,000 円	88 件	1,985,700,000 円
2010.03 期	141 件	2,640,300,000 円	0 件	0 円	141 件	2,640,300,000 円
2011.03 期	116 件	2,067,700,000 円	0 件	0 円	116 件	2,067,700,000 円
2012.03 期	139 件	2,442,150,000 円	0 件	0 円	139 件	2,442,150,000 円
2013.03 期	124 件	2,091,970,000 円	0 件	0 円	124 件	2,091,970,000 円
2014.03 期	131 件	2,185,750,000 円	1 件	3,300,000 円	132 件	2,189,050,000 円
2015.03 期	45 件	804,550,000 円	69 件	1,183,000,000 円	114 件	1,987,550,000 円
2016.03 期	29 件	576,760,000 円	22 件	359,700,000 円	51 件	936,560,000 円
2017.03 期	24 件	563,200,000 円	15 件	299,400,000 円	39 件	862,600,000 円
2018.03 期	19 件	403,500,000 円	11 件	232,800,000 円	30 件	636,300,000 円
2019.03 期	15 件	298,000,000 円	7 件	127,200,000 円	22 件	425,200,000 円
2020.03 期	11 件	224,200,000 円	5 件	94,400,000 円	16 件	318,600,000 円
2021.03 期	10 件	192,500,000 円	11 件	266,400,000 円	21 件	458,900,000 円
2022.03 期	9 件	184,700,000 円	32 件	636,800,000 円	41 件	821,500,000 円
2023.03 期	10 件	204,900,000 円	33 件	668,800,000 円	43 件	873,700,000 円
2024.03 期	9 件	187,100,000 円	45 件	867,500,000 円	54 件	1,054,600,000 円
2025.03 期	9 件	187,600,000 円	23 件	465,200,000 円	32 件	652,800,000 円
合計	1016 件	19,531,080,000 円	277 件	5,240,700,000 円	1,293 件	24,771,780,000 円

グラフ 1 会計年度別の不正融資実行額



また、上記以外にも、X1 社グループの経営者の親族に対して、2002 年 10 月に 3400 万円、2006 年 5 月に 4 億円の融資が実行されており、その資金使途はグループ企業への貸付金やグループ企業からの債務返済資金とされていることから、属性は異なるものの迂回融資の一種である。当該貸出金については、第 5 編第 1 章 3 にて記載している。

(2) 本件不正融資金額（純額）

上記(1)では、不正融資の実行金額を集計しているが、この金額が全て X1 社グループに外部流出したわけではない。なぜなら、その大部分は実行した本件不正融資に係る利息や返済金として組合に還流しているからである。すなわち、当組合は、実行した不正融資の返済期限が到来すれば、新たな不正融資を実行してそれまでの不正融資を返済しており、また、利息を支払ってきたのであり、不正融資実行金額から、利息や返済金として当組合に還流した部分を控除した金額が、当組合によって不正に利用された金額となる。

当委員会の集計によると、(1)で記載した不正融資に関して、元本の返済として当組合に還流した金額は合計で 219 億 3928 万 5717 円であった。一方、利息の返済として当組合に還流した金額は、5 億 3400 万円～6 億 8100 万円と推計した。

元本の回収額については、融資取引データをもとに集計しているが、利息相当額については見積もりにより算定しているため、幅を持った金額としている。見積りによって算定せざるを得なかったのは、当組合において、貸出金ごとの受取利息が融資取引データと紐づいた形で保存されておらず、厳密な集計を行うことができなかったからである。そこで、当委員会では、次の＜ステップ1＞から＜ステップ6＞の算定プロセスを経て利息相当額を見積もった。

＜ステップ1＞貸出日数の算出

当組合によって行われたと認められる不正融資に関し、個々の貸出金ごとに融資実行日から最終の回収日又は償却日までの日数を算出した（貸出日数の算出）。

＜ステップ2＞不正融資サンプル利率の算出

2007年から2024年までの各年度に実行された不正融資の実際の利率をサンプルベースで把握し、実行年度ごとに貸出利率の平均値（不正融資サンプル利率）を算出した。なお、サンプルの抽出にあたっては、支店・名義・貸出金額等に偏りが生じないように配慮している。

＜ステップ3＞全組合利率の把握

2013年から2024年までの各年度に実行された、正規の融資も含む当組合が実行した全ての貸出金の年度ごとの平均利率（全組合利率）を、手形貸付の場合と証書貸付の場合に区分して、SKCセンターからの還元帳票を基に把握した。なお、当該帳票は2013年以降のものしか保存されておらず、2012年以前のものは入手できなかった。

＜ステップ4＞不正融資サンプル利率による利息相当額の算定

個々の貸出金の実行金額に＜ステップ2＞で算出した年度ごとの不正融資サンプル利率を乗じて年間利息を算定し、上記＜ステップ1＞で算出した貸出日数による日割計算を行って、個々の貸出金に係る利息相当額を算定した。このように、個々の貸出金に適用される利率については、年度ごとに単一の利率としている。なお、利息の算定にあたっては、貸出金の平均残高を使用するのが通例であるが、実行された不正融資の形態は、そのほとんどが均等返済ではなく期限一括返済であったことから、実行金額を使用して見積りを行った。

＜ステップ5＞全組合利率による利息相当額の算定

2013年から2024年までの各年度に実行された不正融資については、個々の貸出金の実行金額に上記＜ステップ3＞で把握した年度ごとの全組合利率を乗じて年間利息を算定し、＜ステップ1＞で算出した貸出日数による日割計算を行って、個々

の貸出金に係る利息相当額を算定した。なお、全組合利率は、手形貸付と証書貸付のそれぞれで把握することができたため、年度ごとに手形貸付と証書貸付を区分して異なる利率を適用している。一方で、2007 年から 2012 年までの各年度に実行されたものについては、個々の貸出金の実行金額に上記＜ステップ 2＞で算出した年度ごとの不正融資サンプル利率を乗じて年間利息を算定し、＜ステップ 1＞で算出した貸出日数による日割計算を行って、個々の貸出金に係る利息相当額を算定した。すなわち、当ステップで算定した利息は、2007 年から 2012 年までの実行分は不正融資サンプル利率により、2013 年から 2024 年までの実行分は全組合利率により算定していることになる。本来であれば、2007 年から 2024 年までの全ての期間において全組合利率を適用すべきであるが、入手できるデータの制約により、このような折衷的な計算方法とした。

＜ステップ 6＞不正融資に係る利息相当額の集計

上記＜ステップ 4＞で算定した個々の貸出金の利息相当額を合計し、不正融資に係る利息相当額の下限值とした。また、＜ステップ 5＞で算定した個々の貸出金の利息相当額を合計し、不正融資に係る利息相当額の上限值と推計した。後者を上限値としたのは、年度ごとに若干のばらつきはあるものの、実際に行われた不正融資に係る契約上の利率は、大部分の契約において同年度に実行された正規の融資を含む全体の利率（全組合利率）に比べ低く設定されており、平均すると 60 ベーシスポイント程度低く抑えられていたからである。例えば、ある年度における組合全体の新規実行レートの平均値が 1.6%であった場合、当年度に実行された不正融資には平均して 1.0%の金利が設定されていたという具合である。

以上の点からすると、推計した下限値、すなわち、＜ステップ 4＞で算定した個々の貸出金の利息相当額を集計した値の方がより実態に近いと考えるものの、利率の算出におけるサンプリングリスクを考慮して、公式な統計データの要素を取り入れて算定した上限値を含めて利息相当額の推定値とした。

上記の過程を経て算定した利息相当額を踏まえると、当組合に利息又は元金の返済金として還流した金額の合計は 224 億 7328 万 5717 円～226 億 2028 万 5717 円となった。

よって、図表 3 のように、(1)の不正融資実行額である 247 億 7178 万円から当組合に還流した 224 億 7328 万 5717 円～226 億 2028 万 5717 円を控除した、21 億 5149 万 4283 円～22 億 9849 万 4283 円が X1 社グループへの資金提供を中心に、何らかの形で当組合の外部に流出した金額であると推計した。

図表 3 外部流出額推計表（不正融資実行総額－当組合への還流額で推計）

不正融資実行額を起点とする方法	金 額
(A) 不正融資実行額	24,771,780,000 円
(B) 返済額	21,939,285,717 円
(C) 利息相当額	534,000,000 円～681,000,000 円
(D) 当組合への還流額 (B+C)	22,473,285,717 円～22,620,285,717 円
(E) 外部流出額 (A-D)	2,151,494,283 円～2,298,494,283 円

また、三事案が発覚した 2024 年 10 月 31 日時点の融資残高を起点とする別のアプローチによって当組合の外部に流出した金額を推計すると、結果は図表 4 のようになる。両者の間には約 5000 万円の乖離が生じているが、これは、前者については不正融資実行額を起点にしており、融資実行時に割り引かれた前払利息や融資に係る諸費用を含んでいることに起因するものと考えられる。このため、いずれのアプローチによっても、外部流出額は概ね 21 億円～23 億円という点で整合している。

図表 4 外部流出額推計表（現存融資残高＋償却額－利息相当額等で推計）

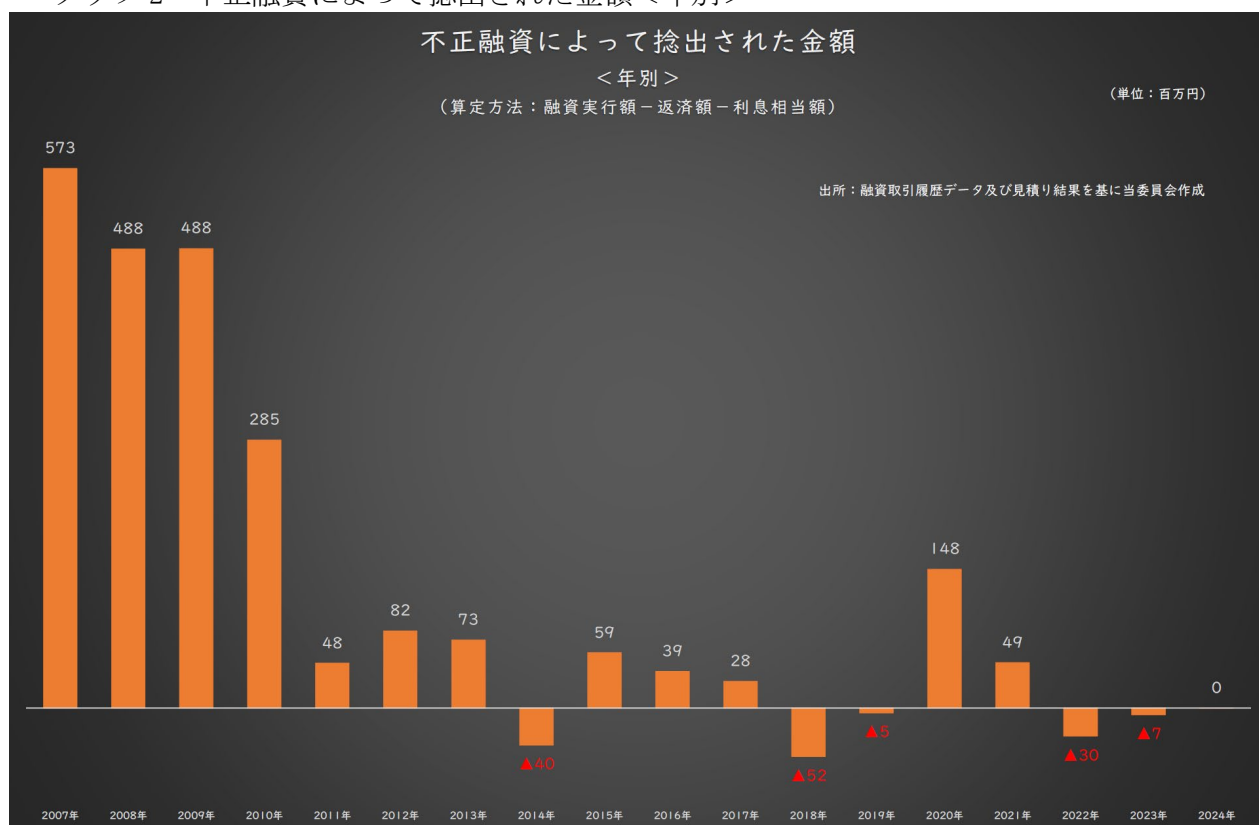
発覚時の融資残高を起点とする方法	金 額
(F) 2024 年 10 月末時点の融資残高	1,768,250,000 円
(G) 償却された貸出金（第 5 編第 1 章 8）	1,031,374,126 円
(H) 償却分を含む貸出金残高 (F+G)	2,799,624,126 円
(I) 利息相当額（利払により当組合に還流された金額）	534,000,000 円～681,000,000 円
(J) 当組合に保管されていた現金・印紙	16,563,780 円
(K) 差引計 (H-I-J)	2,102,060,346～2,249,060,346 円

当組合は、不正融資によって X1 社グループに提供した金額は合計で約 11 億円であると説明しており、一方で、本調査によれば当組合が乙事案の補填処理に要した金額は第 5 編第 2 章 10 記載のとおり約 1.95 億円（多く見積もっても約 2 億円）である。両者を合計すると約 13 億円となるが、上記外部流出額との間には約 8.5 億円～10 億円程度の乖離があり、この使途は明らかになっていない。

次のグラフ 2 は、不正融資によって捻出された金額を年別にグラフ化したもので

ある。これは、各年度の不正融資実行額から返済額及び利息相当額を控除したものであり、当該年において不正融資を通じてどの程度の金額が捻出されたのかをグラフ化したものである。

グラフ 2 不正融資によって捻出された金額＜年別＞



当組合によれば、東日本大震災以降は、X1 社グループが営業停止になったことで資金提供をする必要がなくなり、以降は既存の不正融資の返済及び利払のために新たな融資（無断借名融資）を実行したのみであるとの説明であった。この説明が真実であるとする、利払や返済分を除いた純額で見た場合、不正融資によって新たな資金が捻出されることはあり得ず、各年度の融資実行額から返済額と利息相当額を控除した金額はゼロかほぼゼロに近い金額となるはずである。しかし、上記グラフ 2 のとおり、多くの年で数千万円の資金が新たに捻出されており、2020 年には 1 億 4800 万円の資金が新たに生み出されている。

また、2014 年、2018 年等においては、不正融資によって捻出された資金が減少しているが、これは元金返済額と利息相当額の合計が不正融資実行額を上回っているということであり、不正融資先から当該不正融資の返済金が提供されるといった特段の事情がない限り、そのようなことも通常は起こりえないはずである。

このような資金の動きからすると、X1 社グループとは異なる別の企業・団体に資金提供が行われている可能性や、役員による横領の可能性も排除することはできな

い。いずれにせよ、不正融資によって捻出した資金のうち、8.5 億円～10 億円の使途が明確になっていないわけであり、当組合自身による調査・説明が必要である。

第5編 当委員会が認定した不正行為

第1章 不正行為 1（甲事案）

1 甲事案の事実関係の概要等

（1）当初の当組合から当局への報告内容

当組合によると、2024 年 10 月の三事案発覚当初、当組合が当局に報告した内容は概略以下のとおりであった。

- 2002 年のつばさ信用組合の救済合併により、大口融資先である X1 社グループとの取引がさらに大口化し、法定融資限度額に注意を払いつつ、職員を出向させて財務内容の実態解明等に注力していたが、毎月のように資金繰りに困窮する状況となっていた。
- 万一破綻した場合、多額の引当金が必要となるなど組合に多大な影響を与えることが懸念されたことから、当時の代表理事の判断により、総額約 11 億円に上る迂回融資を実行した。
- 手口は、役職員の家族・親族等の名義を使用して基本的には 2000 万円未満の融資を実行し、X1 社グループに迂回融資したものである。
- 2009 年 2 月頃から開始され、2024 年 10 月まで継続しており、事故金額は乙事案の約 2 億 4000 万円や利払等に充当した金額を合計すると、総額で 17 億 7300 万円となる。

（2）本調査で判明した事項の概要

本調査の結果、X1 社グループへの不正融資は、事業実態のないペーパーカンパニーを介した迂回融資の方法により遅くとも 2004 年 3 月には開始されていたことが確認された。また、役職員の家族・親族、友人・知人の名義を無断で使用しての融資についても、当組合による当初の説明である 2009 年 2 月ではなく遅くとも 2007 年 3 月には開始されていたことが確認された。さらに、無断借名融資の中には預金担保の付されたものが多数あり（本調査によれば無断借名融資総額の約 30%は預金担保であったと考えられる）、定期預金の名義人の承諾を得ることなく預金担保が設定されていたことも確認された。加えて、無断借名融資に用いられた融資の中には既に償却されているものが多数あり（56 件、合計約 9 億 9887 万円）、これらも事故金額に加えられるべきことが確認された。迂回融資及び無断借名融資という不正融資の全体の件数、金額については第 4 編で述べたとおりであるが、当組合による当初説明よりも格段に規模の大きな不正融資が行われていたことが確認された。

また、不正融資の実行には、融資申込書の作成、営業店における稟議書の作成、本部における審査、融資実行後の払出し、金銭の運搬・保管等の手続が必要となるが、これが2004年や2007年から2024年に至るまで長期間にわたり実行されていたことから、不正融資には多数の役職員が関与していたほか、多数の役職員が少なくともその存在を認識し、又は推測していたことも明らかとなった。

なお、X1社グループへの不正融資について当組合の役職員では「B資金」という隠語が用いられていた。ただし、「B資金」という用語の定義は必ずしも明確ではなく、無断借名融資に加えてPC三社を使用した迂回融資分も含むのか否か、X1社グループに実際に提供した金銭のみを示すのか利払により増額された部分も含めた金銭を示すのかといった相違、揺れが見られたようである。また、当時作成された資料の中にはB資金のほかに「C資金」といった記載が確認されるほか、実際に特定の借名名義がB、C又はDのいずれかに分類されている資料も存在しており、B資金とは別の不正資金が存在した可能性も疑われるところである。しかしながら、当組合の役職員からこれら隠語の意味に関する明確な説明が得られていないことから、各用語の意味を特定するに至らなかった。

本調査で判明した無断借名融資に関する事実経過の概略は以下のとおりである。

2002年7月	当組合とつばさ信用組合が合併
2004年1月	出向者の派遣開始
2004年3月	ペーパーカンパニーによる迂回融資を開始
2007年3月	最初の無断借名融資実行
2008年3月	A社施設売却
2010年6月	この時点での無断借名融資は少なくとも62件 合計10億5370万円
2010年7月	債務承認書の徴求（8億5370万円）
2011年3月	東日本大震災の発生、資金提供の終了
2012年7～9月頃	この時点での無断借名融資は少なくとも91件 合計15億9620万円
2014年6月	丈夫氏退任、猪狩氏が管理担当に
2020年6月	猪狩氏退任、坪井氏が管理担当に
2024年11月	事案発覚（この時点での無断借名融資は87件、約17.73億円）

(3) 本調査の概要

不正融資の件数及び金額については、第4編に詳細に記載した調査方法により内容を特定した。不正融資に至る経緯や実行手続等の事実経過に関しては、それを示す客観資料はほぼ全く保存されていないというのが当組合の説明であったことか

ら、当初は主としてホットラインに提供された情報、アンケート回答結果及び関係者へのヒアリングにより調査を進めた。その後、フォレンジック調査により当時の出向者が作成していた資料の一部が発見されたことから、事実経過の一部については根拠をもって特定することが可能となった。

ただし、第 3 編第 2 章・第 4 章等でも述べているとおり、実際に作成されており、本来であれば当組合が現在でも保有しているはずの重要資料のうち最後まで提供されないものがあること、また、重要な事実関係について隠匿・虚偽説明がなされたことに表れているとおり当組合が事案の全体像を明らかにしようとする姿勢が見られないことの結果、2004 年から 2024 年までの間における不正融資の詳細な事実経過（すなわち、いつ、いかなる目的から、いかなる内容（名義等）の不正融資が行われ、捻出された金銭がいかに使用されたのか）を詳細に解明することができたという状況には、遺憾ながら至っていない。

(4) 残された重要な問題

甲事案に関しては、本調査によっても解明することができなかった重要な問題が以下のとおり複数ある。

ア 多額の使途不明金の存在

まず 1 点目として、本件不正融資により捻出された金銭の使途として、X1 社グループへの提供、乙事案に関する横領の補填、不正融資の利払という 3 点では到底説明のできない使途不明金の使途について、一切合理的な説明がなされていないことである。第 4 編で述べたとおり、本調査によれば、不正融資の利払を除いても、約 21 億 5149 万 4283 円～22 億 9849 万 4283 円が何らかの形で当組合の外部に流出した金額であると推計されたが、このうち X1 社グループに提供されたとされる金額は約 11 億円（ただし、この金額も客観的資料に基づいて明確に認定できたものではない。）、乙事案における Y 氏による横領の補填に利用された金額は最大でも約 2 億円にとどまるため、未だに約 8.5 億円～10 億円については使途不明金として何らの説明もなされていないこととなる。

江尻氏をはじめとする元役職員にこの点を指摘すると、そろって利払部分が嵩んだことによるものではないかと述べているが、一定の合理的な方法で利払金額を推計した上でそれでは説明できない使途不明金に関する説明が問題となっていることから、合理的な説明とは認められない。第 5 編第 4 章で触れるとおり、他の大口融資先への迂回融資の返済原資など、その他の目的で上記使途不明金が使用されていた可能性がある。

イ 「B 資金」以外の資金が存在する可能性

2 点目として、「B 資金」以外の資金が存在していたと考えられるにもかかわらず、その内容がいかなるものなのかという点について合理的な説明がなされていないことである。前述のとおり、B 資金のほかに C 資金という用語が用いられていたほか、借名名義について B・C・D という区分がなされた資料も存在しており、B 資金以外の不正な資金が存在していた可能性があるが、その内容を当然に認識しているべき役職員に確認してもその意味に関する明確な説明はなされない状況である。このように X1 社グループに提供されたものとは異なる性質や目的の不正資金が存在していたとすれば、上記 1 点目の説明されていない多額の使途不明金が他の目的・使途に使われていたのではないかという点と符合することになる。

ウ 当組合側が X1 社グループに負っていた可能性のある債務

3 点目として、2010 年 7 月にその時点における不正融資総額を確認するために債務承認書を取得した際に、額面から控除された 2 億円（内容は後述する）の趣旨及び根拠について合理的な説明がなされていない。X1 社グループから当組合に対する何らかの債権の存在の可能性が相当程度あると判断したからこそ 2 億円の減額に応じたものと考えられるが、信用組合たる当組合が大口融資先に対して反対に債務を負うというのは通常考えられない事態である。

当組合の役職員の一部は、当該債務について債務者は当組合ではなく元理事長の勇夫氏であったとも述べているが、仮にそうであれば勇夫氏個人の債務を考慮して当組合の債権額から控除することの合理性が説明できない。このように、債務承認書の取得時に 2 億円を控除したという事実は、X1 社グループと当組合との間の長年にわたる関係性がいかなるものであったのかを示す重要な背景事情と関わっている問題のようであるが、関係者からその点に関する積極的な説明はなされておらず、事実関係の解明に至っていない。

エ 小括

以上の諸問題については、当組合側が重要な事実関係を明らかにすることに極めて消極的であることから当委員会としても事実の認定、事案の解明に至らなかった。当委員会のような任意調査によりこれらの事実関係を解明することは困難であると考えられる。

2 X1 社グループの概要

X1 社グループは、法人については X1 社、X5 社、X2 社、X3 社及び X4 社の 5 社から構成される。なお、以前はこれに加えて A 社も含まれていたが、2008 年に不動産売却及び株式譲渡等を行うことにより同グループから分離している。a 氏夫妻がオーナーであり、両名のほかその子である c 氏が主要な役員を務めていた。X1 社施設、A 社施設、X4 社施設の施設建物及び底地をグループ各社で所有し、これら施設の運営を主たる事業とするほか、X2 社では建設業、X5 社及び X3 社では不動産賃貸業を営んでいた。

社 名	設 立	事 業 内 容
X1 社	1991 年 10 月	X1 社施設、X4 社施設の運営、A 社施設底地及び建物の所有（2008 年 3 月まで）
X5 社	1968 年 6 月	X1 社施設底地の所有、賃貸
X2 社	1965 年 5 月	建築業、ビル関連メンテナンス業
X3 社	1974 年 7 月	X4 社施設底地の所有、賃貸（2007 年に B 社より取得）
X4 社	1993 年 1 月	X4 社施設建物の所有、賃貸（1993 年 12 月建設）
A 社	2001 年 7 月	A 社施設の運営（2002 年 9 月開業）

当組合では、これらグループ各社及び a 氏、b 氏、c 氏に対する融資を実行しており、2003 年以降の期末における融資残高は以下の表（単位：千円）のとおりと
なっていた。

融資残高の 推移	2003 年 3 月末	2004 年 3 月末	2005 年 3 月末	2006 年 3 月末	2007 年 3 月末	2008 年 3 月末	2009 年 3 月末
X1 社	1, 509, 801	1, 574, 527	1, 669, 488	1, 944, 051	1, 897, 384	1, 504, 413	1, 575, 590
X5 社	744, 564	716, 283	689, 002	660, 531	630, 817	599, 807	570, 194
X2 社	741, 500	748, 634	863, 741	1, 160, 677	818, 776	853, 424	789, 606
X3 社	0	0	0	0	0	78, 000	78, 000
X4 社	569, 213	553, 491	547, 432	539, 912	534, 688	529, 311	523, 794
a 氏	995, 796	943, 083	894, 000	834, 623	773, 713	315, 523	295, 002
b 氏	166, 629	161, 026	145, 223	139, 214	132, 991	126, 548	120, 440
c 氏	41, 705	39, 699	31, 250	29, 957	415, 915	398, 742	389, 239
A 社	0	198, 211	244, 521	214, 779	183, 609	0	0
小計	4, 769, 208	4, 934, 954	5, 084, 657	5, 523, 744	5, 387, 893	4, 405, 768	4, 341, 865

3 ペーパーカンパニーを用いた迂回融資の開始（2004. 3～）

(1) P1 社を通じた迂回融資

X1 社グループは、2002 年 7 月のつばさ信用組合との合併以前から当組合の大口融資先であったが、つばさ信用組合からの融資額を合わせるとさらに大口化が進行しており、2003 年 3 月末時点で融資残高は 47 億円を超過していた。このような状況の中、当組合は、財務状況の実態把握と経営改善指導を目的として、X1 社グループに対し、2004 年 1 月から f 氏を、同年 10 月からは u 氏を出向させていた。

X1 社グループの経営状況は芳しくなく運転資金が不足していたが、既に融資残高が当組合の信用リスク管理規程上の与信リミット（10 億円）及び協金法及び銀行法に基づく信用供与等限度額（協金法及び銀行法に基づく信用供与等限度額は自己資本の額に 40%を乗じて算出されるが、当組合の自己資本総額は 2004 年 3 月末時点で約 76 億円であり、その時点における限度額は約 30 億円であった）を超過しており、正規融資を追加することはできない状況であったことから、当組合は、代表理事の判断により、関連企業への融資を通じた迂回融資を実行することを決定した。

2002 年 7 月のつばさ信用組合との合併後、当組合は福島県による監督から国（財務局）による監督を受けるようになっており、貸出金総額が信用供与等限度額（与信限度額）オーバーであった X1 社グループについて頻繁に報告を求められていた。このような状況下で、代表理事らは、同グループの与信残高の改善（減額）を早急に進めなければならない、仮に経営状況・返済状況が悪化し債務者区分の引下げ（ランクダウン）となった場合には多額の貸倒引当金を計上しなければならず当組合の存亡に関わるという危機感から、同グループへの迂回融資による資金注入を決定した。なお、国内基準自己資本比率は 4%であったが、2004 年 3 月末時点での当組合の自己資本比率は 8.35%であり、仮に 40 億円を超える損失が発生した場合、自己資本比率は大幅に低下して 4%を割り込む恐れもあったと考えられる。

最初に利用された関連企業は P1 社（事業実態のないペーパーカンパニー）であり、2003 年 12 月 18 日に設立された会社である。2004 年 3 月 29 日、当組合は P1 社に対して 1950 万円の融資（手形貸付）を行っているが、当該融資金は X1 社グループに提供されており、遅くともこの頃から、P1 社を通じた本件迂回融資が開始された。その後も、X1 社グループからの入金による返済と手形貸付の実行とが繰り返された。

なお、2004 年 3 月 29 日の P1 社に対する 1950 万円の融資金のうち、650 万円は a 氏個人名義の借入れの返済に、480 万円は X5 社名義の借入れの返済に、350 万円は X1 社の消費税の支払にそれぞれ充てられた。

なお、以上のような不正融資のほか、2002 年から 2006 年にかけて、当組合は X1 社グループに対して、以下のような融資も実行していた。

年月日	相手方	金額	資金使途
2002年10月31日	c氏	3400万円	X2社への債務返済資金
2002年10月31日	a氏	3.35億円	X2社への債務返済資金
2006年1月30日	X1社	2.5億円	ホテル建設資金
2006年5月30日	c氏	4億円	X2社への貸付金

(2) 出向者による実態把握及び経営改善指導

当組合から X1 社グループへの出向者は、売上及び資金繰りの把握及び管理を行うとともに、経営改善策として不動産等の資産売却を進め、これに基づいて 2005 年には、X1 社グループ保有不動産（土地）を 122,105,000 円で売却、さらに 2006 年には、①X1 社グループ保有不動産（建物 1）を 25,306,000 円、②X1 社グループ保有不動産（建物 2）を 16,000,000 円で売却し、当組合を含む金融機関への返済に充てられた。

2006 年 11 月からはさらに i 氏が、2007 年 3 月からは白岩氏が追加して出向した。また同時期に d 氏も出向した（d 氏は形式的には事業支援部からの専任担当者という名目で X1 社グループの支援を担当していたが、実質的には出向と変わらない状況であった）。

出向者の役割分担としては、f 氏が管理者・統括者として a 氏らとの協議や資料のとりまとめ、事業計画の作成等を担当するほか、その他の職員が日々の売上や資金繰り状況の把握及び整理をはじめとする事務的作業等を行っていた。

なお、以下に述べる A 社施設の分離後は f 氏が A 社施設の責任者に注力して X2 社事務所を離れることとなったが、その後は白岩氏が f 氏に代わって全体の統括業務を担った。

出向者	出向開始	出向解除
f 氏	2004 年 1 月	2008 年 4 月
u 氏	2004 年 10 月	2007 年 7 月
白岩氏	2007 年 3 月	2009 年 3 月
i 氏	2009 年 3 月	2010 年 3 月
d 氏	2007 年 7 月頃	2011 年 9 月頃
坪井氏	2010 年 3 月	2011 年 5 月

4 無断借名融資の開始(2007.3～)

(1) 坪井氏からの 2000 万円の提供

X1 社グループの資金繰りに関し、ひまわり信用金庫（以下「ひまわり信金」という。）から、再融資の前提として現在の融資金を一時的に全額返済するよう求められたが、新規の資金の用立てができなかったため、f 氏は坪井氏に対応を相談した。その結果、2007 年 2 月 21 日、f 氏は坪井氏より 2000 万円の提供を受け、X2 社の当座預金（当組合）に入金した。坪井氏はこの 2000 万円の原資について、当初は c-1 名義での融資を充てたのではないかと述べていたが、その後、丈夫氏及び猪狩氏に相談して提供を受けたと説明するに至った。しかし、丈夫氏及び猪狩氏は当該資金の提供を否定している。坪井氏の説明を裏付ける根拠資料はなく、坪井氏が個人として 2000 万円もの金額を用意したとも考えづらいことから、最終的にいかなる原資により調達されたものであるのか確認することができない。いずれにしても、当時当組合役職員が 2000 万円もの金額を融通することができていたということであり、何らかの不当な方法により金銭が作られていたことを推測させるものである。

また、坪井氏の提供した 2000 万円については、ひまわり信金からの 2000 万円の融資が 2007 年 2 月 22 日に実行されたことを受けて、同年 2 月 28 日に 1750 万円を f 氏から坪井氏に返金し、さらに同年 3 月 19 日に残額の 250 万円を f 氏から坪井氏に返金した（後者の 250 万円は「f 氏の預金担保実行分より」とされているが、これがどのように工面されたものであるかは f 氏の説明も明確でないことから明らかとなっていない。）。

(2) 4 名の名義を使用した無断借名融資

2007 年 3 月 20 日、江尻氏、丈夫氏、鶴岡氏、作山氏、猪狩氏が出席して打合せが行われた。資金不足の問題に関して議論が行われ、f 氏からは、以前は月額にして 3000～5000 万円の不足が生じていたが、現在では 1500 万円程度であるとの説明がなされた。さらに、今後の融資支援については多少のコンプラについてはやむを得ないのでやり遂げるために最大の努力をするようにとの指示がなされた。名義については X2 社側では何も努力をしておらず当組合任せではないかとの指摘がなされ、鶴岡氏からは「c-2 ではどうか」との発言もなされた。3 月の資金繰りについては「とりあえず何らかの形で対応するように」との指示が f 氏に対してなされ、f 氏は本店部長である片寄氏に個人融資の方法で対応することを依頼し、承諾を得た。

2007 年 3 月 26 日、f 氏、鶴岡氏、作山氏が協議し、4 月に P1 社でとりまとめることを前提として、4 件の無断借名融資を実行することが決定された。具体的な名義は、c-3、c-4、c-5、c-6 の 4 名であり（c-3 及び c-6 の名義を提供したのは f 氏であり、c-3 及び c-5 の名義を提供したのは白岩氏であった）、融資額は 2000 万円、850 万円、1500 万円、1650 万円、合計 6000 万円、実行日は、3 月 27 日、28 日、29

日、29 日である。当該融資によって捻出された 6000 万円は、業者への支払原資、運転資金、通常返済に充てられ、X1 社、A 社、X5 社、P1 社、X2 社、a 氏、b 氏、c 氏の口座にそれぞれ入金された。これにより、遅くともこの頃から本件無断借名融資が開始されるに至った。

2007 年 3 月 27 日、f 氏、作山氏、鶴岡氏で協議が行われ、P1 社の今後の利用方針についてやりとりがなされた。この際に「グループより借入している 2 億円については必ず返済しなければならないこと」が確認された。また、P1 社については今後不動産を持たせて当組合の対策費を作るべきであることも確認された。

2007 年 4 月 12 日、f 氏及び作山氏が協議し、以後は毎週火曜日朝に白岩氏及び d 氏が本部に出向いて定期報告を行うことが確認された。これ以降、実際に毎週出向者による本部（事業支援部長である猪狩氏）への定期的な報告が行われ、運転資金不足等の状況について説明がなされた。

2007 年 4 月 25 日、f 氏及び作山氏が P1 社の融資額及び決着方法について協議した。また、同年 5 月 25 日にも f 氏及び作山氏は P1 社の決着方法について協議した。

(3) P2 社及び P3 社を通じた迂回融資の開始

P1 社に対しては、2007 年 4 月に 6500 万円、同年 5 月に 5100 万円、同年 6 月に 3500 万円の迂回融資がなされ、それぞれ X1 社及び X2 社に資金として提供された。その後も、2007 年 8 月には別の関連会社（ペーパーカンパニー）である P2 社に対して 6500 万円、さらに同年 9 月にも同社に 6500 万円、同月には P1 社に対して 6000 万円の融資がなされ、X1 社及び X2 社に提供された。以上のとおり、2007 年 4 月から 9 月までの間に、合計 3 億 4100 万円が P1 社及び P2 社への融資を経由して、X1 社及び X2 社に提供された。また、2007 年 9 月には X1 社グループの従業員を役員とする P3 社が a 氏により設立され、同年 10 月から融資が開始された。

しかし、これら PC 三社は X1 社グループと関連のない独立した融資先として管理していたものの、いずれも事業実態がないペーパーカンパニーであり決算書も徴求することができない状況であったことから、当組合では、仮に自己査定抽出先とした場合は X1 社グループとの関連を疑われ、同グループへの多額の迂回融資という大きな不祥事が発覚する可能性があるかと懸念していた。

社名	設立
P2 社	1990 年 3 月
P1 社	2003 年 12 月
P3 社	2007 年 9 月

(4) 迂回融資から無断借名融資への切り替え

そこで、当時の代表理事ら（江尻氏、丈夫氏、鶴岡氏、片寄氏）は、2007 年 3 月に実施していた無断借名融資を大規模に実施することにより、これら PC 三社を通じた迂回融資をいったん回収することを決定した。このような方針は、2007 年 12 月 16 日に当組合本部役員室にて実施された協議（出席者は、江尻氏、丈夫氏、鶴岡氏、片寄氏、猪狩氏、根本氏、下山田氏、大竹氏、j 氏、作山氏、f 氏、加澤氏の 12 名）で決定された。同協議では、各人が 1 名の名義を作り、4 億円を目安として本店、平、四倉の各部店で実施することが決定された。

以上の方針に基づいて、2007 年 12 月下旬には以下のとおり多数の無断借名融資が実行された。

名義	日付	金額（円）
c-76	2007/12/17	17,000,000
c-7	2007/12/20	41,000,000
c-8	2007/12/21	41,000,000
c-9	2007/12/21	35,000,000
c-10	2007/12/21	43,000,000
c-4	2007/12/25	30,000,000
c-11	2007/12/25	19,000,000
c-12	2007/12/26	46,000,000
c-13	2007/12/26	46,000,000
c-14	2007/12/27	15,000,000
合計		333,000,000

これにより作り出した金銭は、PC 三社への迂回融資の返済に充てられた。例えば P2 社については 2007 年 12 月に合計 2 億 4000 万円の融資が回収されている。

ところが、その後直ちに、P2 社については 2007 年 12 月 28 日に新たに 4800 万円の融資が実行されるなど、無断借名融資での回収後にも再度 PC 三社に対する迂回融資が実行された。このように当組合は、その後も PC 三社への迂回融資を自己査定の仮基準日である 12 月及び期末の 3 月に無断借名融資で回収するということを 2010 年 3 月頃まで継続した。これにより無断借名融資で PC 三社からの迂回融資を回収した額は約 10 億 8600 万円となった。無断借名融資による PC 三社の迂回融資の回収によって、2010 年 5 月頃までには、PC 三社への迂回融資が無断借名融資に実質的に切り替えられることとなった。

2008 年 3 月 13 日、当組合本部役員室にて、江尻氏、丈夫氏、鶴岡氏、片寄氏、

大竹氏、猪狩氏、j 氏、f 氏、白岩氏、d 氏、ii 氏が集まって B 資金の対応について協議が行われた。非常勤監事でもあった佐藤眞税理士からの見解及び指導について丈夫氏から報告がなされた。具体的には、役員名での融資は早急に解消しなければ非常事態を招くことになるとの指摘を踏まえ、役員名義から変更し、金額を 2000 万円以下とし、各役員が 2 名以上の名義をもって貸し替えること、店舗は 7 店舗以内で取り扱う方針が決定された。ここでいう「役員名義での融資」とは、役員本人の名義での融資ではなく、役員の提供した親族・知人等の名義での無断借名融資のことを示しているものと考えられる。

同年 3 月 18 日、当組合役員室にて、丈夫氏、大竹氏、白岩氏、d 氏、i 氏、f 氏にて、役員名義での B 資金の整理方法について協議された。以前より役員関係者が個別の名義を持ち寄って整理資金が調達できるまでの間つないでおくようにと丈夫氏から指示がなされていたものであった。

以上の方針に基づいて、2008 年 3 月には以下のとおり多数の無断借名融資が実行された。

名義	日付	金額（円）
c-8	2008/03/21	20,000,000
c-15	2008/03/21	20,000,000
c-16	2008/03/21	35,000,000
c-17	2008/03/21	20,000,000
c-18	2008/03/21	26,300,000
c-19	2008/03/21	31,000,000
c-20	2008/03/21	28,000,000
c-21	2008/03/21	30,700,000
c-4	2008/03/21	19,000,000
c-22	2008/03/21	17,000,000
c-23	2008/03/21	31,000,000
c-24	2008/03/21	16,000,000
c-25	2008/03/21	33,000,000
c-26	2008/03/24	30,000,000
c-3	2008/03/24	24,300,000
c-27	2008/03/24	28,000,000
c-28	2008/03/24	29,000,000
c-6	2008/03/25	13,500,000
c-11	2008/03/25	18,000,000
c-29	2008/03/25	33,000,000

c-30	2008/03/27	18,000,000
c-31	2008/03/27	17,000,000
c-32	2008/03/27	19,000,000
c-33	2008/03/27	18,000,000
c-34	2008/03/27	18,000,000
c-35	2008/03/27	19,000,000
c-36	2008/03/28	20,000,000
c-37	2008/03/28	18,000,000
c-38	2008/03/31	45,000,000
合計		694,800,000

2008年4月23日、江尻氏、丈夫氏、鶴岡氏、片寄氏、猪狩氏、f氏、白岩氏、d氏が集まり定例報告が行われた。B 資金解消計画を作成して丈夫氏に提出するようにとの指示がf氏に対してなされた。

5 A 社施設の売却、再度の無断借名融資による資金提供（2008.3～）

(1) A 社施設売却

A 社施設は 2002 年 9 月に開業し、X1 社から土地建物を賃借して A 社が経営に当たっていた。A 社の発行済み株式総数は 400 株であり、a 氏が 140 株、b 氏が 140 株、c 氏が 120 株を保有していた。しかし、固定客の他施設への流出等により売上高は減少傾向にあり、X1 社への賃借料の支払も困難な状況となっていた。また、オーナー経営者である a 氏は高齢となり、適当な後継者も見当たらないという問題を抱えていた。このような中で、A 社施設では、2007 年 8 月から大手ホテルチェーンでの勤務経験を持つ k 氏とコンサルタント契約を締結して経営助言を受けていたが、k 氏は自ら A 社施設を経営することに関心を持つ状況となっていた。

このようなことから、A 社施設の売却に向けた検討が進められた。A 社施設売却の具体的なスキームは、A 社の株式を売却した上で、当組合及び JA いわき市が同社に対して新たに融資を行い（当組合 14 億円、JA いわき市 10 億円の合計 24 億円）、当該融資金（うち約 20 億円）により X1 社及び a 氏から A 社施設の不動産（底地及び建物）を購入する、不動産売却代金は金融機関（当組合及び JA いわき市）への返済を充てられるというものである。

2008 年 1 月 22 日、当組合本部の理事長室に、江尻氏、丈夫氏、鶴岡氏、f 氏及び a 氏夫妻が集まり、A 社施設の売却及び償却スキームに関する説明が行われた。さらに同年 1 月 29 日には JA 本部を訪れてスキームの説明がなされ、理解する態度が示されたことにより、本格的に売却手続が進められることとなった。

なお、A 社施設売却にあたり、今後の経営方針等を合意するための覚書を関係者間で締結することが検討され、2008 年 2 月以降、関係者間で協議が行われていた。最終的には、2008 年 3 月 21 日、当組合本部の役員室において、a 氏夫妻、k 氏、江尻氏、丈夫氏、鶴岡氏、片寄氏、f 氏、1 弁護士が集まり、覚書の締結が行われた。覚書には、①a 氏は引き続き A 社の取締役会に出席して意見を述べられること、②新たな株主は k 氏 50%、m 氏 50%とすること、③k 氏及び m 氏は 2013 年 3 月末までに a 氏の指名する者に A 社の全ての株式を譲渡すること等が定められた。

2008 年 3 月 31 日、A 社の株式及び不動産の売買が実行された。これにより A 社施設の経営権は a 氏らから離れることとなったが、上述した覚書で将来的な返還を見据えて以後も同氏の経営への関与を認めることが合意されていたこともあり、当組合は、a 氏からの要求に応じて、2008 年 4 月 15 日には A 社所有の A 社施設不動産の権利証を a 氏に渡し、また、2009 年 2 月 12 日には A 社の実印を a 氏に渡した。

A 社施設売却資金の一部は X1 社グループの運転資金にも充てられたことから、2008 年 4 月から 11 月頃までは、新たに無断借名融資による資金提供が行われることはなかった。

なお、2008 年 3 月に A 社施設の売却が行われたタイミングで、それまで X1 社グループに出向していた f 氏は、A 社施設の総支配人に配置転換することとなった。

(2) 無断借名融資による資金提供の再開

2008 年 12 月頃からは X1 社グループが改めて運転資金不足の状況となり、新たな無断借名融資が行われるようになった。

2009 年 1 月 16 日、当組合本部にて、丈夫氏、片寄氏、j 氏、大竹氏、下山田氏、坪井氏、d 氏、f 氏、作山氏が集まって協議を行った。2008 年 12 月の会議において無断借名融資の名義を丈夫氏及び片寄氏が用意するとの話であったものの、その後の対応について検討されたものである。当該協議においては、①会社名義については全額個人名義に振り替えること、②世帯構成抽出は電話番号を変える等して同一世帯から外すこと、③これらの作業を 2009 年 3 月 10 日までに完了させることが確認された。ここでいう「会社名義」とは、P1 社をはじめとする PC 三社を通じた迂回融資のことである。

2009 年 3 月 9 日にも、江尻氏、丈夫氏、鶴岡氏、片寄氏、大竹氏、f 氏、白岩氏、坪井氏、d 氏が集まって協議が行われた。今後の無断借名融資の発生予想が説明されたところ、借名融資を止めるべきであるといった指摘はなされなかった。

2009 年 4 月 4 日、当組合本部にて、江尻氏、鶴岡氏、片寄氏、猪狩氏、j 氏、f

氏、白岩氏、坪井氏、d 氏が集まって協議が行われた。借名融資に対する X1 社グループ側の対応に問題があることから（すなわち、a 氏らに無断借名融資金額を返還しなければならないという意識が乏しい）、以後は猪狩氏が強い姿勢で a 氏らに対峙することが決定された。これを受けて、2009 年 4 月頃以降は、猪狩氏が X1 社グループを度々訪問し、a 氏夫妻に「経済債務や諸税支払いなどの資金繰りは自社で行ってほしい」と繰り返し要請した。

なお、2009 年 3 月末時点で本件不正融資の総額は 7 億 4160 万円となっており、2009 年 4 月 6 日にはそのことが a 氏夫妻にも伝えられた。

債務者	2006 年度	2007 年度	2008 年度	合計 (千円)
P1 社	18,500	28,500	-47,000	0
P2 社	0	48,000	-48,000	0
P3 社	0	45,000	-45,000	0
本件無断借名融資	60,000	422,100	259,500	741,600
小計 (千円)	78,500	543,600	119,500	741,600

この頃から、当組合は、X1 社グループへの当組合からの既存融資の毎月約定返済額相当（1700 万円）にグループ企業の X2 社で費消する経費分（200 万円～300 万円程度）を加算して 2000 万円弱の無断借名融資を毎月のように実行していた。自己査定抽出先とならないようにするため無断借名融資の 1 口当たり金額は 5000 万円以下の少額とし、稟議の決裁レベルや自己査定抽出基準等を考慮して設定されていた。貸出形態は、不正開始当初は手形貸付で対応していたが、その後は順次証書貸付にシフトし、期間を手形貸付は 1 年に、証書貸付は 2 年に設定されていた。

2009 年 4 月 28 日には、当組合本部にて、江尻氏、鶴岡氏、片寄氏、猪狩氏、f 氏、d 氏が集まって協議が行われた。X1 社グループ側への申入れについて報告された後、今後も資金不足が生じた場合の対応等について協議がなされた。

2009 年 5 月 8 日、当組合本部にて、江尻氏、丈夫氏、鶴岡氏、片寄氏、猪狩氏、作山氏、f 氏、白岩氏、坪井氏、d 氏が集まって協議が行われた。前回の会議においては「役員 1 名が自己で責任を持てる債務者を 2～3 名、6000 万円を出して現在の預金担保を解消してリスクを下げる」とし、次回までに具体名を出す」ことが確認された。ここでいう「預金担保」とは、定期預金を担保として実行されていた借名名義での預金担保融資のことである。

2009 年 6 月 23 日、当組合本部にて、江尻氏、丈夫氏、鶴岡氏、片寄氏、下山田

氏、n 氏、星氏、o 氏、f 氏、坪井氏、d 氏が集まって協議が行われた。江尻氏より、検査をクリアすることにより B 資金（無断借名融資）を 1 年以内に正常化させたいとの発言がなされた。預金担保の無断借名融資の処理について、各理事が 3 件を用意するという話であったが進んでおらず、7 件しか処理されていないとして、どのように対応するか協議された。結論として、明日理事を集めて再度各人 3 件を準備してブロック長が各 2 件を用意することとなった。

2010 年 3 月 10 日、当組合本部にて、江尻氏、丈夫氏、鶴岡氏、片寄氏、猪狩氏、f 氏、坪井氏、d 氏が集まって協議が行われた。B 資金（借名融資）が相当な金額となっているにもかかわらず、依然として a 氏からはそのような債務の返済に向けた積極的な姿勢が見られないことについて対処策が協議された。

(3) 資金提供を目的とした無断借名融資の流れ

無断借名融資が実行されて X1 社グループに資金提供される経緯は以下のとおりである。

まずグループの経理担当者から当組合の出向者へ要請があり、出向者が事業支援部長の猪狩氏に報告、猪狩氏が専務の丈夫氏に報告し、代表理事（江尻氏、丈夫氏、鶴岡氏、片寄氏）間で協議して借入名義・実行店舗を選定する。その後、役職員により借入申込書及び金銭消費貸借契約証書又は約束手形が記入され、同時に丈夫氏が営業店（支店長）に指示し、貸出稟議書が作成され、本部に申請され、本部の審査を経て承認とされる。その後、当該営業店で実行して口座から出金処理し、丈夫氏から出向者へ現金が渡り、出向者が通常融資分の返済口座への入金・その他支払（振込）を実行し、完了後にグループ経理担当である b 氏に報告していた。

6 債務承認書徴求、資金提供の終了（2010.3～2011.3）

(1) 債務承認書の徴求

上述したとおり、無断借名融資の累積額が多額になるにもかかわらず a 氏らからその返還・解消に向けた積極的な姿勢が見えないことに当組合は大きな懸念を持ち、a 氏らとの協議を行っていたが、そのような中で、2010 年 7 月 3 日、a 氏及び b 氏名義の誓約書が当組合に提出された。その内容は、①X1 社の経営状態が正常化されるまで X1 社施設及び A 社施設に出入りしないこと、②当組合の債権毀損額が軽減するよう努力する、③X1 社グループ所有不動産の処分については一任する、④当組合の決定に従って協力するというものであった。

さらに、2010 年 7 月 12 日付けで、a 氏夫妻より謝罪文が提出された。その内容は、①当組合に多大な負担と迷惑をかけたことへのお詫び、②当組合への債務は会

社及び個人名義の資産を売却して返済することを確約する、③以後は全て組合の指示に従うというものであった。

2010年7月16日、当組合本部において、江尻氏、丈夫氏、鶴岡氏、片寄氏、加澤氏、猪狩氏、k氏、f氏が出席して協議が行われた。その際には、2008年3月31日付け覚書において2013年3月末までにA社の株式をa氏側に実質的に返還すると合意されていることの取扱い等について議論された。具体的には、A社施設（A社）の返還は多額に上る無断借名融資の解消ができなければ実行できるはずはないという当組合の立場が確認された。

2010年7月29日、当組合本部において、丈夫氏、鶴岡氏、片寄氏、猪狩氏、f氏、坪井氏、d氏のほかa氏夫妻が出席して協議が行われた。主題は①双方の貸借を踏まえた債務承認、②A社施設（A社）の実印及び権利証の引渡しであった。

双方の貸借については、その時点までのB資金（無断借名融資）残高が約10億5370万円であることを前提として、当組合からX1社グループへの2億円の債務（1回目1億円、2回目1億円、合計2億円）を同日付で返済したことを確認する趣旨の覚書（ただし、当組合からは提出されておらず具体的内容は確認できていない）を調印した上で、10億5370万円から2億円を控除した8億5370万円について「X1社の維持・存続のため平成22年6月30日現在において貴組合からの借名により調達した弁済すべき債務額が8億5370万円存在している事を確認し正に認めます」との内容の債務承認書がa氏及びb氏の名義で提出された。

なお、2010年6月30日時点におけるB資金（無断借名融資）残高合計が10億5370万円であることは、その時点における無断借名融資リスト（62名の名義氏名、支店名、金額、期日、利率等の記載されたもの）により確認することができる。

この際、a氏夫妻側は当組合の債務であると主張する債務に関する借用書を持参すべきところであったが、1回目の借用書は紛失したと主張して持参しなかった。また、同様にa氏夫妻から当組合に提供されるはずであったA社施設の土地建物の権利証についても別のものを持参した。このため、翌日当組合担当者（坪井氏及びd氏）が預かり証と引き換えに受け取ることが合意された。また、b氏からは当組合の借用に関して利息はどうなるのかとの指摘がなされた。

また、当組合が負担していたという2億円の債務の具体的内容（借入の時期、当事者、目的、その他の経緯等）については、当組合及びその関係者に対して繰り返し質問したものの、関係者から詳細な説明がなされておらず、具体的内容を把握することができない状況である。当委員会が本報告書の作成を完了する直前の2025年5月中旬になってようやく、一部の関係者から、①当該債務は勇夫氏が理事長をしていた時期に関するものである、②a氏側からその存在が主張されたのに対し

て、借用証等の明確な根拠を提示するよう求めたものの提示されなかった、③a 氏が主張した債務の債務者は当組合ではなく勇夫氏個人であった記憶である、④しかし、その点で議論が紛糾して債務承認書を取得することができないこととなれば本末転倒であることから、最終的には債務承認させることを優先して譲歩して額面については 2 億円の減額をした上で債務承認書を取得した、との説明がなされた。

しかし、a 氏から主張された債務の内容や、その主張を受け入れて 2 億円を減額した経緯に関する十分な説明がなされているとはいいがたく、その根拠資料（2010 年 7 月に調印されたはずの覚書や借用書）も提示されていないことから、十分な事実関係を特定するには至らなかった。

なお、以上の債務承認書の提出経緯について、当組合は「金額（853,700 千円）は、専務の丈夫氏が金額等をメモしていたため特定できていた」と説明しているが、上記のとおり当該金額は 10 億 5370 万円から 2 億円を控除した金額であるから、正確な説明であるとは認められない。

(2) 東日本大震災による事業停止及び資金提供の終了

2011 年 3 月に発生した東日本大震災と直後に発生した福島第一原発事故による混乱のなか、大震災に伴う津波により施設が大規模に破壊され、さらには原発事故発生後に関係者が市外へ避難して X1 社の営業は休止せざるを得なくなった。これにより新たに資金繰りのための融資を行う必要がなくなり、X1 社グループへの迂回融資は終了した。

当組合は、最終的に本件不正融資により捻出した金銭の X1 社グループへの提供額は合計約 11 億円となったと説明しており、その根拠は丈夫氏の証言とのものである。

しかし、当該金額が無断借名融資等の総額（利息分等も含めた全体額）という意味であれば、上述のとおり既に 2010 年 6 月末時点で 10 億 5370 万円となっており、その後も 2011 年 2 月まで迂回融資が継続していたことからすると、11 億円という金額にとどまっていたとは考えづらい。また、X1 社グループ側に提供した金額（利息分を除いた実際の提供額）という意味では、2009 年 8 月までに提供された金額は約 8 億 3590 万円であったとの資料（出向者である f 氏が作成したものと考えられる）があるものの、その後にいつどれだけの金額が渡されたかを示す資料は確認できておらず、正確な金額を把握することが困難である。

いずれにしても、第 3 編第 1 章・第 4 章等でも指摘したとおり、11 億円という当組合説明をそのまま信用することはできない。

7 X1 社グループにおける当組合からの提供資金の使途及び処理方法

(1) 提供資金の使途の詳細は不明

本件不正融資により捻出された資金が X1 社グループに提供された後、いかなる使途で用いられていたかという点については、その時々において X1 社グループの事業資金に充てられたか、あるいは X1 社グループ各社の借入金の返済に充てられたと考えられるが、当委員会にその詳細をまとめた資料が提供されていないことから、ごく一時期のものを除いては、明確に特定することができない。

(2) X1 社グループにおける当組合から提供された資金の会計上の処理

本件不正融資により捻出され、X1 社グループに提供された資金の X1 社グループにおける会計処理については、①グループ各社いずれかの売上として計上されていた可能性、②売上としては計上されずいわば裏金として処理されていた可能性等が考えられるが、客観的資料による裏付けがなく、いずれとも特定できない。出向者をはじめとする関係者に対するヒアリングでも、グループ各社において売上計上されていたと説明する者もいたが、把握していないと説明する者もあり、判断根拠とすることはできなかった。

前述のとおり X1 社グループ役員へのヒアリングは実施できず、また書面による質問にも回答がなかったことから、当事者から事実関係を確認することもできなかった。

X1 社グループ各社の決算書（貸借対照表及び損益計算書）の内容も確認したが、その内容に基づいてどのように処理していたかを断定することも困難であった。

8 資金提供終了後の無断借名融資の継続（2011.3～）

(1) 無断借名融資を発覚させないための新たな無断借名融資

東日本大震災前の段階では当組合は、主に X1 社施設の事業改善による収益拡大により無断借名融資の返済を受けることを予定していたが、震災により X1 社施設は事業停止を余儀なくされ、収益拡大による無断借名融資の返済の見通しが立たなくなった。

そこで、当時の代表理事ら（江尻氏、丈夫氏、鶴岡氏、片寄氏）は、無断借名融資が返済されず延滞し自己査定抽出等でその存在が発覚することを恐れ、引き続きこれまでと同様の手法で無断借名融資を発生させ、既存の無断借名融資の利払や元金の返済に充当することを決めた。

その後、X1 社施設は 2013 年に営業を再開したものの、その後も当組合が当初の予定どおり X1 社施設の収益から無断借名融資の返済を受けるべく具体的な検討が進められた状況を確認することはできなかった。当組合としては、X1 社グループか

ら無断借名融資の返済を受けることを断念し、当組合内部で無断借名融資を継続しながらその発覚を防止する一方で、償却の方法により段階的に無断借名融資を解消する方針を決めたものと考えられる。

(2) 無断借名融資の管理方法

ア 手形の書替・証書貸付の借り換え

当組合の基本的な無断借名融資の管理方法は、無断借名融資で作出した現金で既存の無断借名融資の利払を行いながら、手形貸付の無断借名融資については手形の書替を、証書貸付の無断借名融資については借り換えを行うというものであった。

無断借名融資リスト及びその管理者からのヒアリングからすれば、手形の書替や借り換えの際に必要な書類については、各無断借名融資の書類偽造担当者をデータで管理した上で、書替や借り換えの際の書類について同じ担当者が偽造するようにし、同一の名義人の借入申込書及び金銭消費貸借契約証書又は約束手形の筆跡に疑義が生じないように管理されていた。

実際に、2012年7月～9月頃に作成されたと思われる無断借名融資リストからすれば、借入申込書等の債権書類の偽造を行っていた役職員は25名に及ぶ。そこには、当時の常務や本部の部長・副部長だけでなく、支店の支店長も含まれており、支店を含めて組織的に無断借名融資の隠蔽を行っていたものといえる。加えて、書類の偽造担当者には当時の監事も含まれており、その時点においてすでに監事の監督機能が機能していなかったことがうかがえる。

また、当委員会が行ったアンケート調査によっても、2012年時点の無断借名融資リストに記載のない者で、無断借名融資の稟議書等の作成をさせられたとする役職員も相当数（約20人）いた上、そのようなことをしている様子を見たことがあると答えた職員も相当数いた。そのため、相当数の役職員が借入申込書等の債権書類の偽造を実行し続け、又はその偽造を認識しながら見て見ぬふりをしていたものであり、当組合の全体にわたって無断借名融資の隠蔽姿勢が広く浸透していたものと思われる。

なお、新規実行の融資のデータや現在の無断借名融資リストによれば、震災前までの無断借名融資は定期預金を担保とする手形貸付を利用するものが多かったが、徐々に証書貸付による融資の占める割合が大きくなった。これは、無断借名融資のX1社グループからの返済が困難になり、専ら管理が中心になったことから、期日管理等の便宜を図ったものと推測される。

イ 具体的な管理方法

無断借名融資の管理を行っていた役職員のヒアリングを総合すると、以下の表のとおりであり、各時代に、担当する役員1名及び職員1～2名が無断借名融資の管理を担当していた。管理担当役員が無断借名融資で新たに使用する名義を選定・決定し、管理実務担当者が無断借名融資リスト等のデータの作成・管理、期日管理、借入申込書・金銭消費貸借契約証書の作成、印鑑の購入、融資金の出金、無断借名融資利息金の支払等を行っていた。また、通帳の更新や当該融資の償却のたびに、管理担当役員の指示のもと管理実務担当者が通帳・印鑑の破棄を行っていた。

管理実務担当者の説明によれば、2020年6月頃までの間は、無断借名融資で用いる無断借名融資名義人の通帳及び印鑑は無断借名融資名義管理専用のノートパソコンとともに当組合本部別館第二会議室内のキャビネットに鍵をかけて保管していたとのことである。

なお、2020年6月以降の管理方法については、e氏の話によると、猪狩氏より無断借名融資名義管理専用のノートパソコンを引き継ぎ自身の管理するキャビネットの中にいれ鍵をかけ保管するようになったとのことである。一方、坪井氏の話によると、e氏が管理するノートパソコンとは別に組合貸与のノートパソコンを自分専用で使用し猪狩氏から引き継いだUSBで無断借名融資の期日管理等を行い、B資金現金や通帳等は応接室の戸棚にて管理していたとのことである。これを前提とすると、これまで1台のノートパソコンを一か所で管理していたにもかかわらず、2020年6月以降は、複数のノートパソコンやUSBを用いて複数の場所で管理するようになっており、発覚を恐れていた組合の管理方法としてわざわざ発覚リスクの高い管理方法に変更している点不自然であるといえる。当委員会調査で無断借名名義管理専用のノートパソコンが発見できず更新し続けていた無断借名融資リストが発見できていないことからすると、直近の管理方法に関し虚偽の説明を行っている可能性がある。

管理期間	管理担当役員	管理実務担当者
2011年3月～2011年9月	丈夫氏	d氏
2011年9月～2014年3月	丈夫氏	e氏
2014年3月～2014年6月	丈夫氏	d氏、e氏
2014年6月～2020年6月	猪狩氏	d氏、e氏
2020年6月～2024年11月	坪井氏	坪井氏、d氏、e氏

(3) 無断借名融資の償却

上記のとおり、X1 社施設の事業改善による収益拡大により X1 社グループから無断借名融資の返済を受ける計画が絶たれたが、2012 年 1 月、震災をきっかけに全信組連から当組合に 200 億円の資本増強支援がなされ、当組合の経営状況は改善された。それをきっかけに、当組合は無断借名融資を無税直接償却するようになった。

管理担当役員等のヒアリングによれば、無断借名融資を償却する際は、代表理事や管理担当役員が償却対象の無断借名融資名義を選定し延滞させ、償却の目途を立て、j 氏（元自己査定室長）の意見を仰ぎ当該年度に無税直接償却可能かを確認のうえ償却を行っていたとのことである。j 氏は、無断借名融資に関しても通常の場合と同様の無税直接償却明細書を作成し、借入申込書などの情報から不自然でない償却理由（回収不能経緯、債務者の状況、保証人の状況など）を記載していた。また、j 氏の退職した 2020 年 12 月以降は、p 氏が引き継いで同様の業務を行うようになった。

無税直接償却が実際に行われる際には、管理部及び審査部の部長・副部長らを構成員とする自己査定委員会で決定された後、理事長決裁により承認され、最終的には常務会にて償却対象債権の内容等の詳細が報告されていた。

償却処理をした無断借名融資件数は、下記表のとおり本調査で判明した限りで 56 件あり総額約 9 億 9887 万円（P1 社及び P3 社分を含めると 59 件、総額約 10 億 3137 万円）にのぼる。2012 年には 20 件を償却しているほか、2014 年及び 2015 年にも各 9 件を償却しているなど、各年度の収益状況を踏まえて無断借名融資の償却が決定されていたものと考えられる。多数ある無断借名融資のうちいずれを償却の対象とするかをいかなる基準で決定していたのかは不明である。

年	償却件数	償却金額合計(円)
2012	20	375,594,269
2013	0	0
2014	9	177,185,000
2015	9	137,070,000
2016	4	65,257,000
2017	2	32,980,000
2018	1	13,990,000
2019	7	112,230,000
2020	3	48,670,000
2021	3	50,470,000
2022	1	17,927,857
2023	0	0

2024	0	0
合計	59	1, 031, 374, 126

本来であれば今回の甲事案に関する報告としては、これらの償却対象となった融資を含めた金額を報告すべきであったにもかかわらず、当組合による不祥事案公表の際には償却金額について一切触れられていない。この点について、当組合は単に過失により償却の件を失念していたという趣旨の説明をしており、それ以外の合理的な説明はなされていない。しかし、無断借名融資の償却債権数や償却金額の大きさ及び 2012 年より毎年数件償却している事実からいえば、当組合が失念していたとは考えにくい。

実際、償却に携わった無断借名融資管理担当役員からは当初のヒアリングにおいては「償却件数は数件しかなかった」、「償却できなかった」との説明があったが、後に「年間数件償却した」、「延滞を発生させて償却をしていた」と説明を変遷するに至っている。また、震災後の無断借名融資の処理方針について各役員に当時の認識を確認しても「徐々に償却していくしかないと思っていた」との説明以外はなされなかった。以上のことからすれば、当組合は意図的に無断借名融資の償却分には触れずに事故金額を矮小化させようとした可能性が高いと言わざるを得ない。

なお、当委員会からの指摘により当組合は償却の対象となった無断借名融資の存在を認めるようになったものの、現時点でも当組合が認めた償却対象の融資は、35 件、合計 6 億 3315 万 4269 円にとどまっており、相当件数が漏れている状況にある。

9 震災後の当組合の X1 社グループ各社の取り扱い

東日本大震災後、X1 社グループ各社が事業継続困難な状況に追い込まれたことを受けて、当組合は各社の債務者区分を引き下げた。具体的には、X1 社、X5 社、X2 社及び X3 社については 2012 年の実質破綻先とし、X4 社については 2015 年に実質破綻先とした。本件不正融資を除く正規融資による債権額はグループ各社合計で約 40 億円となっていたが、そのうち出資金及び不動産により保全されている約 3.3 億円を除く約 37 億円については直接償却の対象とされた（主として、a 氏及び b 氏については 2011 年度に、X1 社、X2 社、X3 社及び X5 社については 2012 年度に、X4 社については 2015 年度、2017 年度、2018 年度、2019 年度に直接償却の対象とされた。）。

10 無断借名融資の具体的手口

(1) 無断借名融資実行の流れ

本件無断借名融資を実行する際の経緯は、代表理事間で協議の上、借名名義及び実行店舗を選定し、その後、借入申込書及び金銭消費貸借契約証書又は約束手形が作成されるとともに、役員から無断借名融資を行う各支店の融資担当者に融資稟議書の作成指示が行われ、当該指示を受けた融資担当者が、本部の指示のとおり稟議書を作成する。作成した稟議書については、支店内で回付して稟議を経た上で本部に送付し、本部での決裁を得るというものである。

借入申込書には、債務者の住所、指名、職業、年齢、申込金額、資金使途等が手書きで記入され、金銭消費貸借契約証書にも、債務者の住所、氏名、保証人の住所、氏名、借入金額、資金使途等が手書きで記入され、いずれについても債務者及び保証人名義の押印がなされた。このような債権書類への記入は同一の書体とならないよう多数の役職員により分担して実行されており、同一の書類でも債務者と保証人とは異なる役職員が記載することで書体が異なったものとなるよう実行していた。また、債務者及び保証人の名義の印鑑も当組合が独自に調達し、押印していた。

支店において作成される貸出稟議書には、借入申込書に沿った内容の借入金額及び資金使途等の記載がなされた上、「担当者意見」及び「支店長意見」として回収に懸念はない旨が記載されていた。

本部での審査に際しても、審査担当部署（審査部・融資部）では本件不正融資の存在が事前に担当者に周知されており、印鑑証明書が付されていない等の明らかに不備のある融資稟議が支店から届いた場合にも、そのまま承認オペレーションを実行するという取り扱いが定着していた。

本部での決裁は、審査部・融資部での決裁の後、融資金額に応じて、代表理事を含む役員の決裁が行われていた。

なお、関係者からのヒアリングによれば、上記の役員から実行店舗の融資担当者に対する指示は直接行われることが多く、また通常の融資と比較して一見して異なる特徴（具体的には、印鑑証明の不添付、金利と金額が不自然であること、資金使途と返済財源が不自然であるということ）があったとのことである。このため、役員から直接稟議書作成の指示を受けた融資担当者だけでなく、支店内で稟議書の確認をする役席者及び支店長も、通常の融資とは異なるもの、すなわち何らかの不正な融資であることを認識又は少なくとも推測していたと考えられる。

また、各融資について複数の役職員が決裁過程に関与していたと認められるから、これによっても多数の役職員が本件不正融資の存在を認識していたものと考えられる。

(2) 無断借名融資に係る名義の提供

無断借名融資に用いられた名義は本調査によれば 260 件に上るが、当委員会が調

査の過程で入手した無断借名融資リストには「扱い者」として借名名義を提供したと思われる当組合の役職員名が記載されており（役職員名の記載がない名義はない）、関係者へのヒアリング等の調査からしても、無断借名融資で利用された名義には、当組合の役職員の親族・親戚、友人その他の知人が含まれていたことが確認された。また、実在しない人物の氏名等を用いた融資の存在は確認することができなかった。

他方で、当組合の役職員と特段の接点のない者（例えば既存顧客）の名義が無断借名融資に利用された例も相当数あることが確認された。実際に、無断借名融資に用いられたと考えられる名義の全てについて当組合の役職員との関係性を特定できたわけではなく、2025 年 4 月 21 日時点での当組合の内部調査によっても、現存する 87 件の無断借名融資のうち当組合の特定の役職員との関係性が確認できたものはわずか 37 件にとどまっているとのことである。具体例として、2012 年 7 月から 9 月頃の時点で、支店長が当該支店の既存顧客の名義を提供して預金担保付きの無断借名融資が実行されたものが複数存在していたことが確認された（その前提として、代表理事から支店長に対して既存顧客の中からも無断借名融資に利用できる名義を選択して提供するよう指示がなされていた。）。

本調査により無断借名融資に用いられたと推定される名義は 260 件であるが、このうちどれだけの比率が当組合の役職員の親戚、友人、知人であり、どれだけの比率が既存顧客であるかという点については、個別の名義の属性を証拠に基づいて特定することができていないため、明らかとなっていない。

また、当組合の役職員が無断借名融資のために名義を提供する際や、実際に融資が実行された過程で、名義人本人に対しては何らの説明もなされておらず、現在に至るまで融資の存在を全く認識していない事例が多いと考えられるが、例えば名義人本人が提供者である役職員の家族・親族など近しい関係性にある者の場合、名義人本人が融資の存在を承諾又は認識していた事例（すなわち厳密に言えば「無断」ではない事例）も存在する可能性がある。しかし、本調査では多数に上る無断借名融資の全てについて名義人本人の認識内容を確認して事実を認定する作業までは行っていないことから、本報告書では一律に「無断借名融資」と表現していることには留意されたい。

さらに、無断借名融資には保証人が設定されている例が多くあったが（2012 年 7 月から 9 月頃時点のものと思われる無断借名融資リストによれば 91 件の無断借名融資のうち 59 件に、2024 年 10 月時点の無断借名融資リストによれば 87 件の融資のうち 58 件に保証人が設定されていた）、保証人名義も同様にその多くが名義人本人に無断で使用されたものと考えられる。

(3) 融資の種別

無断借名融資に利用された融資の種類には、証書貸付及び手形貸付がある。新規実行の融資のデータや現在の無断借名融資リストによれば、震災前までの無断借名融資は定期預金を担保とする手形貸付を利用するものが多かったが、徐々に証書貸付による融資の占める割合が大きくなった。

実際に、2010 年 6 月 30 日時点の無断借名融資リストによれば、その時点で少なくとも 62 件の無断借名融資が存在したと考えられるが、その全てが手形貸付であり、そのうち 25 件は預金担保付きの融資とされていた。これに対して、2012 年 7 ～9 月頃時点のものと思われる無断借名融資リストによれば、91 件の無断借名融資も全てが手形貸付であり、預金担保付きのものは全体で 33 件である。また、2024 年 10 月時点の無断借名融資リストによれば、87 件の融資のうち手形貸付は 10 件、証書貸付は 77 件である。これらを整理すると以下のとおりである。

時期	件数	合計金額	手形貸付	証書貸付	預金担保	営業店
2010. 06	62	10. 537 億円	62	0	25	10
2012. 07 頃	91	15. 962 億円	91	0	33	9
2024. 10	87	17. 734 億円	10	77	0	13

どのような場合に信用貸しとするのか、どのような場合に預金担保付きとするのかという基準は明らかとなっていないが、役職員の親戚、友人、知人の名義については保証人を付した上で信用貸しとしているのに対して、定期預金が一定額以上ある既存顧客の名義を利用する場合には預金担保としていたという傾向は見受けられ、実際にそのような運用だったのではないかとヒアリングで述べる者もいた。ただし、預金担保付きの無断借名融資は発覚のリスクが高いことから早期に解消すべきとの議論がなされていたことも確認されており、預金担保付きの無断借名融資は次第に減少し、上記表のとおり 2024 年 10 月時点では 0 となっている。

また、上記表のとおり 2010 年 6 月及び 2012 年 7 月頃時点では手形貸付のみであったが、その後、証書貸付の比率が増加していることが確認できる。

なお、預金担保付きの融資について、担保とされた定期預金がいかなる内容（名義）のものであるかに関しては当時のデータが残っておらず、本調査により特定することはできなかった。ただし、上述のとおり、預金担保付きの無断借名融資の中には、当組合の役職員の親戚、友人又は知人ではなく、各支店の顧客のうち多額の定期預金を有する顧客の中から支店長が選定して名義を提供していたものも相当数あったことが確認されている。このような場合、無断借名融資の債務者名義と担保とされた定期預金の名義は一致していることになる。しかしながら、無断借名融資

において対象とされた名義人の中には多額の定期預金を有していたことが確認できない者もあり（一般的に預金担保融資の場合には融資金額の90%程度の金額が担保として必要とされている）、他人名義の定期預金が担保として設定された可能性も否定できない。また、第5編第11章において隠蔽措置として詳細を述べるとおり、預金担保による無断借名融資の発覚防止のため、定期預金証書を偽造していた事例があることも確認された。

(4) 融資実行された店舗

無断借名融資が実行された店舗はのべ16店舗に及ぶ。具体的には、郷ヶ丘支店、旧小名浜支店、旧鹿島支店、塩屋崎支店、平支店、湯本支店、本店営業部、四倉支店、江名支店、玉川支店、植田支店、勿来支店、泉支店、内郷支店、旧本庁前支店、旧中之作支店である。

(5) 融資金額

無断借名融資の融資金額は、多くが1700万円から2000万円であるが、中にはこれより低額（数百万円）のものもあり、また、2007年12月や2008年3月という開始当初の時期に実行された無断借名融資には3000万円や4000万円を超える高額のものもあった。

(6) 借入申込書に記載された「資金使途」

無断借名融資の実行に際して借入申込書には、その資金使途について、例えば、「娘への援助資金」、「株式購入資金」、「隣地購入資金」、「妹の住宅新築に係る用立資金」、「土地購入資金」、「娘への援助資金」、「長男への援助資金」、「長男への用立て資金」、「親類への用立て資金」、「孫への援助資金(事業資金の援助)」、「長女への住宅新築援助資金」、「親類への事業援助資金」、「長男への住宅購入援助」、「知人の事業への出資金」、「知人への用立て金」、「親戚への用立て資金」、「保証弁済資金」、「子供への住宅新築に係る援助資金」、「長男のマンション購入資金」、「親類が営む事業への出資資金」、「不動産購入資金」、「兄への用立資金」などと記載されていた。

(7) 無断借名融資に関する信用情報への登録

これまで述べたとおり、無断借名融資の中には延滞償却された債権も多数存在したため、当委員会は無断借名融資によって名義人の信用情報が毀損された事実がないかを確認した。

当組合において各種の融資を信用情報として登録するか否かは、融資種別によって機械的に決定される仕様になっており、信用情報登録の対象は保証会社付きの証書貸付等に限定されており、手形貸付や制度融資、個人貸付金や事業資金向けの証書貸付は対象外とされていた。

このような中で、本件無断借名融資で使用された融資種別は、そのほとんどが①「個人貸付金」又は②「事業資金」であり、その他は、③いわしん災害復興資金「前進」プロパー（1名）、④住宅ローン（1名）であった。このうち①～③は、信用情報登録が行われる融資種別ではなかったため、そもそも融資に関して信用情報登録がなされておらず、したがってそれが延滞や償却等となった場合でもその旨が信用情報に登録される（すなわち毀損される）ことはなかったと認められる。また、④の住宅ローンは信用情報登録が行われる融資種別であることから、信用情報登録の対象とはなったと考えられるが、当該融資は2007年12月に完済されていることから、信用情報の毀損はなかったと考えられる。

実際、現存する無断借名融資の名義人に関して当組合内のデータを確認したところ、信用情報の登録がなされているものは1件も確認できなかった。

以上より、本件無断借名融資により名義人の信用情報が毀損された事実は確認されなかった。

11 無断借名融資に関する組織的な隠蔽措置

以下では無断借名融資が発覚しないようにするために当組合で行われていた組織的な隠蔽措置の内容を説明する。

(1) 期日案内通知の抜き取り

当組合においては、手形貸付期日が迫ると事務管理部が「手形貸付期日到来のお知らせ」の通知を債務者に送ることとされており、当該通知文書は信組情報サービスから当組合本部に送付されることとなっていた。しかし、無断借名融資に関する通知が名義人本人に送付されると発覚の恐れがあることから、信組情報サービスから事務管理部に届いた当該通知のうち無断借名融資名義のものは、名義人である顧客本人に対してではなく、当組合の総務部に対して「親展」扱いで送付する、あるいは、管理担当役員に一度全ての通知を集め同役員が無断借名融資名義人分の通知を抜き取るという対応を行っていた。

(2) 顧客情報の誤情報登録

無断借名融資の融資データ及び職員からのヒアリングによれば、通常業務の名寄せ作業の中で無断借名融資情報が抽出されたり事情を知らない職員から無断借名融

資名義先に架電されたりするのを防止するため、無断借名融資名義口座の本来の顧客情報を変更して登録するという隠蔽措置が実施されていたことが確認された。具体的には、CIF を二重に登録する、本来の顧客の電話番号や生年月日とは異なる情報を登録する等の方法がとられていた。以下の表はその一例であり、同一の名義人について、異なる電話番号や生年月日が登録されていたことが確認できる。

電話番号	生年月日	無断借名融資名義
***	***	c-39
***	***	c-39
***	***	c-39
***	***	c-40
***	***	c-40
***	***	c-41
***	***	c-41
***	***	c-42
***	***	c-42
***	***	c-43
***	***	c-43

(3) 定期預金証書の偽造

役職員のヒアリングやアンケートによれば、預金担保の無断借名融資に関して、丈夫氏の指示のもと、定期預金証書の偽造が行われるという事例もあったことが判明した。これは、担保となる定期預金証書が組合側に保管されていないと不自然であり、営業店職員によって無断借名融資が発覚する恐れがあることから、定期預金証書を偽造して保管していたというものである。

なお、役職員のヒアリングによれば、店舗に保管された債権書類の中に偽造された定期預金証書が含まれているのを確認したことがあるとの指摘が複数あり、その中には、印刷がコピーしたような見た目でムラがあり、紙質も通常のものとなっていたことから、誰が見ても偽造と分かるようなものであったと述べる者もいる。

(4) 無断借名融資が名義人らに疑われた際の隠蔽

職員へのヒアリングによれば、無断借名融資の実行中、名義人本人が残高照会を行う、あるいは、期日案内を名義人本人に送付してしまうこと等により、無断借名融資の存在が名義人本人に発覚しそうになるという事案が複数件あったことが確認された。このような場合、顧客に対して「当組合として融資拡大の必要性があり、

職員が独自に名義を借りて融資を実行した」という趣旨の虚偽の説明を行ったうえ、当組合側で何らかの方法で返済手続を行うなどして、無断借名融資の存在を隠していたとのことである。

また、当組合の職員が知人の名義で無断借名融資が実行されていることに気付いたものの、実際には存在しないはずのものであることから疑問をもって上司に確認したものの、同姓同名の別人名義の融資であると説明して納得させたという事案も確認された。

(5) 当組合職員に対する口止め行為

全職員アンケートによれば、無断借名融資の存在を知らない職員が通常業務の中で、無断借名融資と思われる融資やその手続に疑問を抱き確認すると、支店長や融資担当者から、「本部案件だからそのまま稟議を回してほしい」、「言われたとおりにやればいい」、「見なかったことにしてくれ」などと無断借名融資の存在を説明しないまま手続を行わせていた例があることが確認された。また、「綺麗ごとばかりではない」、「会社にいたいのであれば触れないように」、「会社にいたければ黙っているように」などという趣旨の発言がなされていたことも確認されたが、これは無断借名融資が発覚しないよう部下の職員に圧力をかけていたものと評価できる。

(6) 上司によるパワハラの常態化

全職員アンケートによれば、上司によるパワハラを訴える回答が相当数（15件）寄せられ、具体的には、他の職員に聞こえるように大声で叱責させられたとか、「誰から給料をもらっているんだ」、「降格させるぞ」といった趣旨の脅しを受けたと指摘するものが含まれていた。また、そのようなパワハラ行為は常態化していたため、不正を指摘することはもちろん、上司に対してそもそも言いたいことを何も言えないという趣旨の回答も相当数含まれていた。実際、アンケート結果によれば、何か行動をとった場合自分が何らかの処分その他不利益な扱いを受けるのではないかと考え、不正に気付きながらも何も行動できなかったとする回答も相当数あった（甲事案：28件）。ただし、複数又は多数の職員がそのようなパワハラ行為を行っているとは指摘されていたものではなく、パワハラ行為の主体としてアンケートやヒアリングにおいて指摘されるのは特定人物のみであり、その中心は江尻氏及び坪井氏であった（例として挙げた上記2つの発言はいずれも坪井氏によるものとして指摘されたものである）。

さらに、当委員会が職員に対して委員の所属事務所におけるヒアリングを打診した際、一部の職員からは、「当組合から監視されたり盗聴されたりしていそうで怖い」、「自分が話したということがばれたら何をされるかわからない」という趣旨の

訴えがなされることが相当数あった。実際に当組合から盗聴等をされた経験あるという指摘はなかったものの、そのような経験がないにもかかわらず、しかも当組合が関与することなく当委員会の委員の所属事務所でヒアリングに協力することについてすらおびえている職員が少なからずいるというのは極めて印象的である。

以上からすれば、当組合内では一部の役職員によるパワハラが常態化しており、職員が上司に対して強い恐怖心を抱くほどの状況に至っていたといえる。このように上司によるパワハラが常態化していたことにより、当組合職員は上司に逆らえないことはもちろん恐怖心すら覚えていたことが推測され、少なくとも間接的には甲事案の発覚を防止する効果が生じていたと考えられる。

(7) 内部監査における発覚防止措置

無断借名融資が発覚することのないように、内部監査においても発覚防止措置がとられていた。当組合では、概ね 2 名の監査部担当者により各支店にある債権書類の監査が行われていたが、監査担当者となる者に対しては、無断借名融資に係る債権については監査で指摘を行わないよう前任者からの引き継ぎ又は役員からの指示がなされていたことが確認された。この結果、印鑑証明書が添付されていなかったり、担保が設定されていなかったりするような不備があり、通常の内部監査であれば指摘すべき対象となる問題点がある融資についても指摘せずに意図的に見逃すという取り扱いが継続的に行われていた。

また、前任者の引き継ぎや役員の指示がなかった場合であっても、監査担当者が特定の債権の不備について支店長に確認した際に、上層部からの指示により実行している融資であることが告げられ、それ以上に内部監査手続において不備のあることを指摘することができなかったという事案も確認された。

以上のような取り扱いのために、現在に至るまで無断借名融資に係る債権について内部監査で指摘されたり、それに基づいて無断借名融資の存在が公になったりすることはなかった。

12 残存していた無断借名融資の事後処理

本調査の結果、本調査開始の時点で残存している無断借名融資は、当組合の当初説明どおり 87 件（合計 17 億 7340 万円）であることが判明した。当組合によれば、これら 87 件の融資については、2025 年 3 月 24 日、本部の仮払金から残高相当額を出金した上で回収し、完結扱いとする処理がなされたとのことである。これにより、当組合の融資記録においては 87 件の無断借名融資に関する残高は 0 となったと考えられる。

また、このような処理に伴い、当組合は約 17 億 4000 万円を特別損失繰越金として計上予定とのことである。

第2章 不正行為 2（乙事案）

1 乙事案の事実関係の概要等

（1）当初の当組合から当局への報告内容

当組合によると、2024 年 10 月の三事案の発覚当初、当組合が当局に報告した内容は、概略、2013 年 4 月頃、不明瞭な融資実行が認められたことから Y 氏を追求した結果、Y 氏が、①甲事案を模倣して約 1 億 6000 万円の不正融資を実行し横領していた、②2014 年 7 月にも諸勘定を不正に操作するなど合わせて約 8000 万円を横領していたとの記載がある。事故金額は 2 億 4000 万円（概算額であり精査中）、発生期間は 2013 年 4 月頃～2014 年 9 月というものであった。

（2）本調査で判明した事項の概要

当組合によると、当時、当組合において乙事案の内部調査が行われたものの、当時の調査結果資料、データその他関係資料は当時の役員の指示により全て処分されており、横領の具体的手口、利用された口座、融資取引及び名義人等の大半は不明であるとのことであった。

そのため、当委員会は、後記(3)の方法による調査を行い、乙事案において、どの期間、どの支店において、どのような手口で横領がなされていたかを可能な限り特定することを試みた。

本調査の結果、横領行為¹¹の発生期間は少なくとも 2010 年 2 月 18 日から 2014 年 8 月 25 日まで、横領がなされた支店は α 支店在籍時及び β 支店在籍時、横領金額（当組合に生じた損失額）は少なくとも 1 億 9582 万 8147 円であることが判明した。

また、乙事案は 2 回にわたり発覚したものの、資本増強支援を受けて間もない時期に巨額横領事件という不祥事を当局に報告するわけにはいかない等の理由から、当時の代表理事らの協議により、横領による損失を様々な手法で穴埋めする、Y 氏を処分せず引き続き通常勤務させる、調査資料等の関係資料は一切処分する等の措置を取ることが決定され、組織的に隠蔽されるに至ったことが判明した。

当委員会が認定した事実関係の詳細は、後記 2 以下に記載するとおりである。

（3）本調査の概要

前述のとおり乙事案は 2 回にわたり発覚したが、1 回目、2 回目ともに、発覚し

¹¹ 手口によっては横領罪ではなく詐欺罪が成立すると考えられるものもあるが、報告の便宜上、以下では単に「横領」又は「横領行為」と表記する。

た当時に当組合が極秘で取り纏めた調査資料及びデータ等は、当時理事長であった江尻氏の決定・承認の元に廃棄されたとのことであったため、当組合側でもほとんど有用な情報を保有していなかった。このため、当組合から当委員会に当初提出されたのは、2 回目の横領の一部である貸倒引当金勘定を操作した 3 枚の伝票（3 名義）と 1 枚の諸勘定元帳のみであった。

このような状況の中、当委員会としては、Y 氏が在籍していた α 支店と β 支店における在籍期間中の全ての預金取引・融資取引をモニタリングし、不正の疑いのある取引が行われた日付を 50 日分抽出した上で、当該日の伝票綴りを閲覧し、伝票の筆跡や不自然さなどから掘り下げていく調査を行った。これにより、いくつかの不正と疑われる取引を発見したものの、それらは断片的な情報に過ぎず、発見した取引同士の資金の流れを繋げてみても一本の線になることはなかった。つまり、この時点では、犯行がどのような手口であったのか、どの預金口座・融資口座を利用したのかについて、局所的にしか分からず、全体像がほとんど見えていない状態であった。

その後、当組合が Y 氏 在籍支店の伝票約 2 年分を通査する手法で内部調査を行い、中間結果が 2025 年 2 月 5 日に当委員会に報告された。その報告内容は、v-1、v-2、v-3、v-4、v-5、v-6 の 6 名義における取引において疑わしいものが見られたというものであった。

当委員会としては、第 4 編で論じたように、当組合側の説明や調査の信憑性に強い疑念を抱いており、また、伝票の通査による不正取引の特定という手法は不正の全体像を把握するという観点からは網羅性に欠けることから、調査結果全体をそのまま受け入れることは適切ではないと考えていたものの、提示された 6 名義については重要な情報提供であると捉え、以後の調査に活用することにした。

具体的には、当該 6 名義の全ての預金取引履歴・融資取引履歴を抽出するとともに、併せて、Y 氏が α 支店及び β 支店に在籍していた当時に新規開設された全ての預金口座や、同じく解約された預金口座、口座開設後に直ちに貸越状態が生じている預金口座など、当委員会の描く不正シナリオに基づく様々な特性を有する口座の預金取引履歴と融資取引履歴を抽出し、これらを 1 つのデータベースに取り込んだ。

上記データベースをもとに、不正口座であると疑われる口座の名義で実行された融資実行金が入金された預金口座を特定し、それが見当たらない場合には同日に行われた全ての預金取引履歴・融資取引履歴から該当するものを探し出してデータベースに追加するという、資金の流れをトレースする地道な手法によって、不正の輪郭を徐々に明確にしていった。このような手続によって、大部分の不正取引は把握できたものの、所々で資金のトレースが断絶する部分があった状況において、Y 氏に対するヒアリングが実現し、不明確であった部分を解消していった。

なお、本事案の解明を困難にさせた要因としては、Y 氏による多彩かつ巧妙な手

法と当組合側のずさんな事後対応があるが、例えば、後述するように、①融資対象の名義人と、融資金が入金されている預金口座の名義が異なるケースが数多くあったこと、②預金担保融資だけではなく、本来、支店だけでは実行を完結できない種類の融資も行われていたこと、③不正の発覚を妨げるために、取引内容として「自動車購入」、「整地、解体」、「駐車工事」等の尤もらしい説明が摘要欄に記載されていること、④伝票には相手科目として「当座預金」と記載されているが、実際には当座預金には入金されておらず、伝票の記載内容が真実とは異なること、⑤当組合が、誤って名義人本人の借入金を弁済しているケースが複数あったこと、⑥Y氏が作成した不正口座について、事後に印鑑喪失届が提出されて名義人本人が使用していたこと、⑦融資金が預金口座に入金されない現金取引が多用されていたこと、⑧単に解約するという手法だけでなく、定期預金を担保に入れた上で最終的に債務と相殺処理する手法も活用していたこと、⑨無断借名融資の返済の一部が名義人本人の正規の口座から引き落とされていたこと等が挙げられる。

以上のほか、ホットラインに提供のあった情報の精査、当組合から提供された内部調査結果の取りまとめ資料の精査、重要関係者からのヒアリング等を実施し、Y氏による不正取引を特定した。

2 横領に及んだ動機、経緯、開始時期等

Y氏は、遅くとも2009年頃からギャンブルに大きな金額を賭けるようになった。当初は自己資金を用いていたが、次第に、もっと大きな金額でギャンブルをやりたい、負けた分を取り返したいという気持ちが強くなってきたため、当組合から職員向け融資を受け、当該融資金を原資として大きな金額を賭けるようになった。

Y氏は、ギャンブルに大きな金額を賭けていく中で自己資金や借入金を費消してしまい、その穴埋めをするため、及び、ギャンブルに使用する新たな原資を得るため、後述の横領行為に及ぶようになった。

当組合の融資履歴上、Y氏が上記時期と近い時期に当組合から借入れをしていた事実が認められたほか、後述のとおり遅くとも2010年2月18日に横領行為が開始されている事実も認められたことから、上記内容はこれらの客観的事実と整合的であり、事実であると認定した。

3 α支店在籍時の横領行為

本調査の結果、Y氏は、少なくとも、α支店在籍中の2010年2月18日から2011年7月29日まで、①個人ローンを利用した横領、②預金担保付手形貸付（部店長決裁の融資）を利用した横領、③定期預金の解約・着服による横領という3つの

手口による横領行為に及んでいたことが判明した。

各手口の詳細、件数、融資実行金額等は、それぞれ以下のとおりである。

なお、Y氏は、横領に係る融資実行額等を全て着服していたわけではなく、横領の発覚防止等の観点から、融資実行額等の一部を既存の横領取引の返済に充てるなどしており、実際の資金の流れは相当複雑だった。そのため、横領に係る融資実行額等と実際の横領金額（Y氏が費消したと思われる金額）との間には乖離があることが判明したことから、以下では便宜上、特段の断りがない限り、原則として融資実行額等を記載することとする。

(1) 個人ローンを利用した横領

ア 手口

顧客名義を無断利用してフリーローン等の個人ローン契約を締結し、その融資金を横領するというものである。

具体的には、α支店の既存顧客の氏名、住所等の登録情報を利用してY氏自身が融資申込書を作成し、市販の印鑑で押印した上、α支店で保管されている当該既存顧客の本人確認書類（運転免許証等）の写しを使用して当組合ローンセンターにローン申込みを行う。

融資審査を通過後、Y氏において金銭消費貸借契約書を作成して契約を締結し、通常、融資実行手続に則って、顧客情報(CIF)の登録及びオペレータカードを用いての融資実行を行う。個人ローン利用による横領の場合、前述のとおり既存顧客の本人確認書類（運転免許証等）の写しを使用することから、必要書類自体は正規の個人ローン契約の場合と同様に一通り揃っている状態のため、Y氏において特段の手当をすることなく通常、融資実行手続に則って融資実行が可能であった。

融資実行に当たっては、融資申込書作成時に使用した市販の印鑑を用いて当該顧客名義の預金口座も開設し、当該預金口座に融資金を入金する。作成された預金通帳はY氏が保管管理する。

融資金の入金後、1回又は複数回に分けて融資金を引き出し、横領する。

当時、個人ローン契約の場合、通常、ローンセンターから契約者に対し、契約内容確認の通知が送付される運用となっていた。しかし、Y氏は、発覚防止のため、ローンセンター担当者に対し、支店窓口において契約者に当該通知を直接交付するので自身の下に送付されたい旨虚偽の申告をして、Y氏自身の下に当該通知書を送付させ、受領した通知書を破棄するという発覚防止措置を取っていた。

なお、個人ローンを利用した横領の比率は、融資実行額ベースで見ても全体

の 5%未満に過ぎなかったが、後述の預金担保付手形貸付を利用した横領行為と比較した場合、本人確認書類控え等の必要書類自体は一通り全て揃えることが可能であったため、万が一、内部監査等で検査対象になったとしても不正融資と判断される可能性が低いと考え、若干ではあるが横領手口の 1 つとして利用した。また、当該手法の実行時期が比較的早期であること及び 1 件当たりの金額が僅少であることからすると、不正のファーストステップとして利用され、その後より大胆かつ高額の手口に発展していったものと考えられる。

イ 件数、融資実行金額等

本調査の結果、以下のとおり、少なくとも、α支店在籍時には 2 名の既存顧客の名義を用いて、合計 4 件・合計 500 万円の個人ローンを利用した横領に係る融資実行がなされたことが判明している。

支店	顧客 番号	口座 番号	種類	取引日	氏名	金額(実行額)
α	***	***	個人 ローン	2011. 1. 31	v-2	1, 000, 000 円
α	***	***	個人 ローン	2011. 1. 31	v-2	1, 000, 000 円
α	***	***	個人 ローン	2010. 12. 22	v-7	1, 000, 000 円
α	***	***	個人 ローン	2010. 2. 10	v-7	2, 000, 000 円

(2) 預金担保付手形貸付（部店長決裁）を利用した横領

ア 手口

顧客名義を無断利用して預金担保付手形貸付契約を締結し、その融資金を横領するというものである。Y 氏による横領の中心的手口であり、頻繁に行われるようになったのは Y 氏が β 支店に異動してからである。

具体的には、取引が頻繁に行われているわけではない任意の既存顧客の氏名、住所等の登録情報を利用して、Y 氏自身が融資申込書を作成し、市販の印鑑で押印した上で融資申込みを行う。

融資担当者として稟議書も Y 氏自身が作成し、部店長印、役席者印といった稟議書に押印すべき別の職員の印鑑については、Y 氏が無断で当該印鑑を盗用し押印していた。当組合における当時の実情として、各職員の使用印が机の上に置かれたままにされている等、使用印の盗用を防止するための適正な管理保

管が徹底されていなかった状態にあり、Y氏が他の職員の目を盗んで他の職員の使用印を盗用することも可能な状態にあった。

預金担保付手形貸付であれば一定額以内（条件によるが、原則として2000万円以内）は部店長決裁となるため、部店長決裁の範囲内の金額で、Y氏において融資申込書、稟議書その他必要書類を作成し、部店長決裁がなされたものとねつ造していた。本調査の結果、横領に利用された預金担保付手形貸付1件当たりの融資金額は、 β 支店在籍時の横領行為分を含めて、約84万～約1767万円の範囲内であった。

部店長決裁のねつ造後、担保となる定期預金又は定期積金（以下「**定期預金等**」という。）に担保設定のオペレーションを行う。当該借名名義人本人の定期預金等があれば当該定期預金等に担保設定のオペレーションをし、無ければ別の適当な第三者の定期預金等に担保設定のオペレーションをする。当該定期預金等の証書原本は当然ながら当該顧客が保有しているため、定期預金等の証書原本は当該手形貸付の債権書類の中には含まれず、書類上は必要な証憑類が一部欠けている状態になるが、データ上では定期預金等に正常に担保設定がなされている形になる。

なお、本調査の結果、 α 支店時代に預金担保付手形貸付を利用して横領行為がなされたのは既存顧客1名の名義で合計3件と判明しているが、この際は、当該顧客からY氏がたまたま定期積金証書を預かっており、当該定期積金証書を用いて担保設定・融資実行に及んだ。定期積金証書をY氏が預かっていたことから、この預かり保管中の定期積金証書をそのまま担保に入れて稟議を通し融資を実行してしまえば横領が可能であるとY氏自身が発案し、実行に移した。

融資実行に当たっては、Y氏において約束手形を作成し、通常の融資実行手続に則って、顧客情報(CIF)の登録及びオペレータカードを用いての融資実行を行う。ただし、書類上の不備があることから、出金伝票及び約束手形への検印はY氏が印鑑を盗用して行い、自らのオペレータカードを用いて融資実行をしていた。

個人ローン契約の場合と同様、融資申込書作成時に使用した市販の印鑑を用いて当該顧客名義の預金口座も開設し、原則として当該預金口座に融資金を入金する。ただし後述のとおり、横領に利用していた通帳及び届出印の管理が煩雑になってしまうことを防ぐため、例外的に、横領に利用していた他の名義人の預金口座を融資金の入金先口座に指定する場合もあった。

作成された通帳は、Y氏が保管管理する。

融資金の入金後、1回又は複数回に分けて融資金を引き出し、横領する。

イ 件数、融資実行金額等

本調査の結果、以下のとおり、少なくとも、α支店在籍時には1名の既存顧客の名義を用いて、合計3件・合計377万7173円の預金担保付手形貸付を利用した横領に係る融資実行がなされたことが判明している。

支店	顧客番号	口座番号	種類	取引日	氏名	金額(実行額)
α	***	***	預金担保 融資	2010.3.26	v-8	930,510 円
α	***	***	預金担保 融資	2010.11.16	v-8	1,428,056 円
α	***	***	預金担保 融資	2011.7.29	v-8	1,418,607 円

(3) 定期預金の解約・着服による横領

ア 手口

既存顧客の定期預金を解約し、当該解約金を普通預金から払い戻す等の方法により横領するというものである。

α支店時代は1名の既存顧客の定期預金を解約して現金化し横領した。当該顧客は定期積金の集金を担当していた顧客であり、通帳や銀行届出印、押印された伝票を預かる機会があったため、これらを流用して横領に及んだ。

α支店在籍中の定期預金の払戻伝票については保存期間経過のため現存しておらず、当該伝票の筆跡や記載内容を確認することはできなかったものの、α支店在籍中に当該顧客の定期預金を利用して横領したという点についてY氏の供述は一貫しており、その手口の説明も相応に具体的であること、当該供述と一致する定期預金の解約履歴及び預金払戻履歴も存在するため、Y氏の当該供述は信用できるものと判断し、少なくともY氏がα支店に在籍していた時期の定期預金解約については、名義人自身の意思による解約ではなくY氏による解約であり横領に該当すると認定した。

イ 件数、実行金額等

本調査の結果、以下のとおり、少なくとも、α支店在籍時には、1名の既存顧客の名義を用いて、合計5件・合計361万4205円の定期預金の解約・着服による横領に係る払戻しが実行されたと認定した。

支店	顧客 番号	口座 番号	種類	取引日	氏名	金額(払戻額)
α	***	***	定期預金	2010. 2. 18	v-9	518, 418 円
α	***	***	定期預金	2010. 2. 18	v-9	971, 921 円
α	***	***	定期預金	2010. 2. 18	v-9	201, 615 円
α	***	***	定期預金	2010. 2. 18	v-9	502, 541 円
α	***	***	定期預金	2010. 2. 18	v-9	1, 419, 710 円

(4) 発覚防止のための措置（営業店異動時の口座移管）

α 支店時代に横領に利用していた口座のうち、他に預金口座を保有していたり定期預金等の別取引があったりした名義人のものについては、当該他の預金口座又は当該別取引への照会や問合せ等を端緒として横領が発覚してしまうおそれがあった。

そのため、Y 氏は、発覚防止措置の一環として、α 支店から β 支店への異動に伴い、又は、β 支店への異動後間もなく、当該口座の移管手を自ら行い、α 支店から β 支店に取扱店舗を移管していた。具体的には、当組合の定型の移管申請書を Y 氏が作成して本部に提出し、通常の手続に則り β 支店への移管を完了させた。

4 β 支店在籍時の横領行為（1 回目）

本調査の結果、Y 氏は、α 支店から β 支店に異動した後、少なくとも、β 支店在籍中の 2011 年 12 月 2 日から 2013 年 5 月 13 日までの間（1 回目の横領発覚までの間）、①預金担保付手形貸付（部店長決裁の融資）を利用した横領、②総合口座貸越を利用した横領、③定期預金の解約・着服による横領という 3 つの手口による横領行為（β 支店在籍時の 1 回目の横領行為）に及んでいたことが判明した。

各手口の詳細、件数、融資実行金額等は、それぞれ以下のとおりである。

(1) 預金担保付手形貸付（部店長決裁）を利用した横領

ア 手口

α 支店時代の預金担保付手形貸付を利用した横領の手口（第 5 編第 2 章 3. (2)）と同様である。

Y 氏は、β 支店に異動して間もなく、役員又は上席職員から、償却処理しき

れない不良債権の回収のための架空の融資が存在しておりその管理も業務となるという趣旨の話を受け、この頃、当組合が本件無断借名融資の手法を利用している事実を把握した。これをきっかけに、Y氏は、当該手法を模倣し、β支店において預金担保付手形貸付を利用した横領に及ぶようになった。

β支店時代は、Y氏が担当顧客から定期預金等の証書を預かっていたことは基本的になかったため、定期預金等の証書は当該手形貸付の債権書類の中には含まれず、書類上は必要な証憑類が一部欠けている状態で融資実行がなされていた。

横領に利用した既存顧客の選別基準は特段なかったが、発覚の危険を可能な限り低減させるため、取引が少なく既存融資がない顧客か、又は、Y氏の担当顧客等でありY氏が当該顧客の通帳を使用している特段不自然さがない顧客を選んでいた可能性がある。

なお、β支店時代に実行された預金担保付手形貸付については、融資取引自体の債務者名義と当該融資金の入金先口座名義が異なるものが散見される。これは、融資取引の債務者名義ごとに逐一入金用の預金口座を開設すると、通帳及び届出印の数が増えて管理が煩雑になってしまうことから、横領当初から頻繁に利用していた数通の預金口座（10件未満）に入金先口座を集約して設定していたためである。

イ 件数、融資実行額等

本調査の結果、以下のとおり、少なくとも、β支店在籍中の2011年12月2日から2013年5月13日までの間（1回目の横領発覚までの間）、13名の既存顧客の名義を用いて、合計22件・合計1億2573万0411円の預金担保付手形貸付を利用した横領に係る融資実行がなされたことが判明している。

支店	顧客 番号	口座 番号	種類	取引日	氏名	金額(実行額)
β	***	***	預金担保 融資	2012. 9. 26	v-10	6,928,054 円
β	***	***	預金担保 融資	2012. 11. 6	v-5	11,876,664 円
β	***	***	預金担保 融資	2012. 9. 10	v-18	4,948,610 円
β	***	***	預金担保 融資	2012. 11. 14	v-11	12,866,385 円
β	***	***	預金担保 融資	2013. 2. 15	v-12	2,299,336 円
β	***	***	預金担保 融資	2012. 7. 6	v-13	841,341 円

β	***	***	預金担保 融資	2013. 2. 5	v-13	1, 979, 444 円
β	***	***	預金担保 融資	2012. 6. 6	v-2	3, 958, 808 円
β	***	***	預金担保 融資	2012. 7. 10	v-2	5, 938, 212 円
β	***	***	預金担保 融資	2012. 8. 1	v-3	3, 958, 888 円
β	***	***	預金担保 融資	2011. 12. 2	v-3	3, 950, 895 円
β	***	***	預金担保 融資	2012. 11. 30	v-3	※3, 959, 450 円
β	***	***	預金担保 融資	2012. 4. 11	v-3	1, 979, 444 円
β	***	***	預金担保 融資	2013. 5. 13	v-3	※1, 997, 192 円
β	***	***	預金担保 融資	2012. 2. 2	v-14	8, 404, 369 円
β	***	***	預金担保 融資	2013. 2. 27	v-14	※8, 411, 114 円
β	***	***	預金担保 融資	2012. 8. 9	v-6	5, 543, 072 円
β	***	***	預金担保 融資	2012. 10. 10	v-15	6, 433, 193 円
β	***	***	預金担保 融資	2012. 8. 31	v-4	11, 877, 000 円
β	***	***	預金担保 融資	2012. 4. 16	v-1	7, 025, 673 円
β	***	***	預金担保 融資	2013. 5. 13	v-1	※7, 089, 847 円
β	***	***	預金担保 融資	2012. 6. 14	v-1	3, 463, 420 円

※が付された融資は、一段上の同人名義の融資の返済に充てられており、実質的には借換に相当する。

(2) 総合口座貸越を利用した横領

ア 手口

総合口座貸越を利用し、Y 氏が担当していた顧客の総合口座から限度額付近まで借入を行い、当該借入金を横領するというものである。

具体的には、Y 氏には当時、定期積金の集金等で定期的に自宅等を訪問し集金作業をしていた顧客が複数名いたが、そのうち数名が当組合に定期預金等を保有している総合口座開設者であり、通帳を Y 氏に預けてくることが少なくな

い顧客であった。当該顧客は、通帳を Y 氏に預けたまま、年金の払戻等を受けるときに届出印を押印した伝票を Y 氏に提出し、当該伝票を用いて年金の払戻しを受けることが多くあった。Y 氏はこのような状況を悪用し、当該顧客から預かった通帳及び受領した届出印押印済の伝票を流用して、総合口座貸越の貸越限度額付近まで借入を行い、当該借入金を当該総合口座から出金して横領した。

イ 件数、融資実行額等

本調査の結果、以下のとおり、少なくとも、β 支店在籍中の 2013 年 4 月 19 日、2 名の既存顧客の名義を用いて、合計 2 件・合計 150 万円の横領に係る貸越出金に及んだことが判明している。

支店	顧客番号	口座番号	種類	取引日	氏名	金額(出金額)
β	***	***	総合口座貸越	2013. 4. 19	v-16	500, 000 円
β	***	***	総合口座貸越	2013. 4. 19	v-17	1, 000, 000 円

(3) 定期預金の解約・着服による横領

ア 手口

α 支店時代の定期預金の解約・着服による横領の手口（第 5 編第 2 章 3. (3)）と同様である。

イ 件数、実行金額等

本調査の結果、以下のとおり、少なくとも、β 支店在籍中の 2012 年 7 月 9 日から 2013 年 5 月 13 日まで、1 名の既存顧客の名義を用いて、合計 3 件・合計 725 万 7443 円の定期預金の解約・着服による横領に係る払戻しが実行されたと認定した。

支店	顧客番号	口座番号	種類	取引日	氏名	金額(払戻額)
β	***	***	定期預金	2012. 7. 9	v-1	2, 000, 000 円

β	***	***	定期預金	2012. 10. 25	v-1	1, 843, 343 円
β	***	***	定期預金	2013. 5. 13	v-1	3, 414, 100 円

5 1 回目の横領発覚、その際の当組合の対応

(1) 1 回目の横領発覚時期

Y 氏による横領は、 β 支店在籍中に 2 回にわたり発覚しているが、いずれについても横領発覚時期に関する明確な客観的証拠はなく、関係者の記憶及び供述も一致していない部分が多い。

本調査の結果、結論として、1 回目の横領発覚時期は、遅くとも 2013 年 5 月中旬から同年 6 月頭頃までの間であったと認定した。

1 回目の横領発覚時期につき、Y 氏は、当委員会ヒアリングに対し、関係者名義の融資の一括返済がなされたことを当時の志賀氏（当時、 β 支店長）が不審に思い指摘し、その頃に横領が発覚したと回答している。当委員会において融資履歴を確認したところ、融資の一括返済ではないものの、該当すると思われる取引が 2013 年 4 月に実行されており、後述の当組合による横領損失の穴埋め作業開始時期も考慮すると、当該取引が不審であると判断されたことが端緒となって発覚に至ったものと考えることが合理的である。当該取引の実行後、どの程度の期間が経過してから当組合が当該取引を不審と認識したのかは明らかでないが、金融機関の実務上、日々の取引チェックの中でそれほど間を置かずに把握されることが通常であることから、遅くとも 2013 年 5 月中旬までには不審な取引であると認識されたと考えることが自然である。

また、1 回目の横領発覚後の調査は、当時、総務部所属でありコンプライアンス担当職員であった山野辺氏が主体となって行ったが、①当該調査に少なくとも 1 週間程度の時間を要しており、かつ、②2013 年 9 月には別件の不祥事件（当局へ報告済みの g 氏による業務上横領事件）が発覚し、その調査も山野辺氏が主に担当したが、そのときは Y 氏の件は調査していなかった。

そして後述のとおり、当組合の融資履歴、預金履歴及び伝票から推計すると、当組合によって、2013 年 6 月 14 日から同年 9 月 9 日にかけて、合計 1 億 1850 万円が Y 氏の横領の穴埋めに使用されたことが認められる。当該穴埋めの原資には、少なくともその一部につき本件無断借名融資の手法で生み出された融資金が充てられているところ、同月 11 日に新規の無断借名融資が実行されており穴埋め原資が創出されていると考えられることから、上記調査期間を考慮すると、どんなに遅くともこの時点の 1 週間＋ α 程度前の時点で発覚に至ったと考えることが自然である。

以上の点から、遅くとも 2013 年 5 月中旬から同年 6 月頭頃までの間に 1 回目の横

領発覚があったと認定した。

(2) 1 回目の横領発覚の経緯

①志賀氏（当時、β支店長）が、Y氏の口座若しくは親族口座又はY氏が横領に用いていた口座に不自然な取引又は不自然な融資実行があることを発見した、又は、②当組合本部から志賀氏に対し、不自然な取引又は不自然な融資実行がある旨の指摘がなされたことが端緒となり、志賀氏においてY氏を問い質したところ、Y氏が不正を認めて横領の事実が発覚した。

1 回目の横領発覚の経緯に関する関係者のヒアリング結果はいずれも微妙に事実関係が異なっており、発覚経緯を証明する客観的資料もないことから、上記のような幅のある認定とした。

(3) 1 回目の横領発覚後の当組合の対応

ア 調査の実施、調査結果の共有及び隠蔽の決定

1 回目の横領発覚後、江尻氏（当時、理事長）又は丈夫氏（当時、専務理事）からの命を受け、山野辺氏が中心となって事実関係の調査が実施された。β支店において山野辺氏がY氏へのヒアリングを実施し、関係する伝票を確認しながら横領行為を特定し一覧表のような資料を作成した。また、銀行の取引履歴など事実確認のため必要な資料をY氏に提出させて確認作業も実施した。

山野辺氏の調査が1週間から10日程度で完了し、Y氏による横領の事実及び調査結果が、少なくとも、朝会又は非公式ミーティングにおいて、当時の常勤役員8名全員（①代表理事であった江尻氏、丈夫氏、鶴岡氏及び片寄氏、②常勤理事であった星氏、猪狩氏及び下山田氏、③常勤監事であった神田氏）との間で共有された。

上記役員間で情報共有がなされた後、主に当時の代表理事4名の協議によって、Y氏の横領による損失を穴埋めして当該横領事件を隠蔽する方針が決定された。また併せて、Y氏を処分せず引き続きβ支店で勤務させる方針も決定された。これらの方針は、当時専務理事兼検査部長であった丈夫氏及び理事長であった江尻氏が中心となって決定され、最終的に江尻氏が承認した。

上記決定がなされた主な理由は、①2012年1月に全信組連を通じて200億円の資本増強支援を受けたばかりの時期に多額の横領事件を報告するわけにはいかない、②万が一、Y氏の横領事件が発覚したりY氏を処分したりした場合、その手口から甲事案についても全て明るみに出てしまう危険があり、何としてもそれは避けなければならないという点にあった。

なお、Y氏に対して何らの処分も下されなかった理由として、Y氏と江尻氏と

の人的関係性が手心を加えた理由の一つではないかとの意見も散見された。そのような可能性も否定できないところではあるものの、上記のような過剰な手心を加えるほどの深い関係性とまでは直ちには評価し難く、むしろ、資本増強支援を受けて間もない時期という当組合の置かれた状況や甲事案の不祥事件としての深刻さを考慮すると、当委員会としては、上記①・②で述べたようなリスクを排除したいという危機意識が優先されての判断であり、仮に上記関係性が考慮されたとしても副次的な理由に過ぎなかったと考えることが自然であると判断した。

イ Y氏の横領による損失額の穴埋め（1回目）

山野辺氏による横領調査完了後、遅くとも2013年6月14日から同年9月9日にかけて、当組合によって以下のとおり、Y氏の横領による損失額の穴埋め作業が行われた。

職員らへの発覚を防止するためなのか正確な理由は不明であるが、β支店以外の他支店から預金口座への入金となされ、そこから各横領口座への返済が行われた。他支店からの預金口座への入金作業は、主に山野辺氏が行っていた。

i) 2013年6月

支店	顧客番号	口座番号	取引種類	取引日	氏名	金額
β	***	***	入金(穴埋め原資)	2013. 6. 14	v-1	30,500,000 円
β	***	***	出金(穴埋め)	2013. 6. 14	v-1	3,500,393 円
β	***	***	出金(ただし正規融資の誤返済)	2013. 6. 14	v-1	4,771,873 円
β	***	***	出金(穴埋め)	2013. 6. 14	v-1	7,096,548 円
β	***	***	出金(穴埋め)	2013. 6. 14	v-15	6,478,461 円
β	***	***	出金(ただし正規融資の誤返済)	2013. 6. 14	v-15	7,072,486 円
β	***	***	入金(穴埋め原資)	2013. 6. 14	v-17	990,738 円
β	***	***	口座解約(穴埋め)	2013. 6. 14	v-17	990,738 円
β	***	***	入金(穴埋め原資)	2013. 6. 14	v-16	497,295 円
β	***	***	口座解約(穴埋め)	2013. 6. 14	v-16	497,295 円
β	***	***	入金(穴埋め原資) ※端数入金か?	2013. 6. 14	v-1	11,967 円
β	***	***	入金(穴埋め原資)	2013. 6. 24	v-3	6,000,000 円
β	***	***	出金(穴埋め)	2013. 6. 24	v-3	3,995,732 円
β	***	***	出金(穴埋め)	2013. 6. 24	v-3	1,999,607 円
β	***	***	入金(穴埋め原資)	2013. 6. 24	v-2	10,000,000 円

β	***	***	出金 (穴埋め)	2013. 6. 24	v-2	4,002,025 円
β	***	***	出金 (穴埋め)	2013. 6. 24	v-2	5,997,299 円
β	***	***	入金(穴埋め原資)	2013. 6. 26	v-6	3,000,000 円
β	***	***	出金 (穴埋め)	2013. 6. 26	v-6	2,996,631 円
β	***	***	入金(穴埋め原資)	2013. 6. 26	v-4	12,000,000 円
β	***	***	出金 (穴埋め)	2013. 6. 26	v-4	11,978,096 円

2013 年 6 月の穴埋め原資の入金合計 63,000,000 円

ii) 2013 年 7 月

支店	顧客番号	口座番号	種類	取引日	氏名	金額
β	***	***	入金(穴埋め原資)	2013. 7. 26	v-3	4,000,000 円
β	***	***	出金(穴埋め)	2013. 7. 29	v-3	3,986,633 円
β	***	***	入金(穴埋め原資)	2013. 7. 26	v-1	11,400,000 円
β	***	***	出金(穴埋め)	2013. 7. 29	v-18	4,993,963 円
β	***	***	出金(穴埋め)	2013. 7. 29	v-10	6,389,397 円
β	***	***	出金(穴埋め)	2013. 7. 29	v-10	599,006 円
β	***	***	入金(穴埋め原資)	2013. 7. 26	v-6	2,600,000 円
β	***	***	出金 (穴埋め)	2013. 7. 29	v-6	2,599,489 円

2013 年 7 月の穴埋め原資の入金合計 18,000,000 円

iii) 2013 年 8 月

支店	顧客番号	口座番号	種類	取引日	氏名	金額
β	***	***	入金(穴埋め原資)	2013. 8. 8	v-1	17,000,000 円
β	***	***	出金(穴埋め)	2013. 8. 8	v-11	12,964,224 円
β	***	***	出金(穴埋め)	2013. 8. 8	v-12	2,298,386 円
β	***	***	出金(穴埋め)	2013. 8. 8	v-13	1,989,835 円

2013 年 8 月の穴埋め原資の入金合計 17,000,000 円

iv) 2013 年 9 月

支店	顧客番号	口座番号	種類	取引日	氏名	金額
β	***	***	入金(穴埋め原資)	2013. 9. 9	v-4	20,500,000 円
β	***	***	出金 (穴埋め)	2013. 9. 17	v-5	11,983,151 円
β	***	***	出金 (穴埋め)	2013. 9. 17	v-14	8,461,570 円

2013 年 9 月の穴埋め原資の入金合計 20,500,000 円

v) 1 回目の横領発覚時の穴埋め原資入金総合計額 総合計 118,500,000 円

ウ 穴埋め作業の原資（役員らによる自己資金の提供）

Y 氏の横領による損失額の穴埋め原資について、当組合は当初、役員らが自己資金を少なくとも合計 1 億 4000 万円提供していた旨を当委員会に説明していたが、前述のとおり、かかる説明は、本部現金勘定の一時流用という新たな不祥事とも評価できる事象を隠蔽するための虚偽のものであったことが判明している。

上記虚偽説明が判明した後に当組合が行った再説明の内容は、大要、

i) 1 回目の横領発覚による損失額の穴埋めの一部に、本件無断借名融資によって捻出した融資金を充てた、

ii) 本件無断借名融資で穴埋め原資を捻出できない部分については、当時の役員及び職員が自己資金を提供し、6 名で合計 6500 万円（江尻氏が 1500 万円、丈夫氏、片寄氏、猪狩氏、星氏及び志賀氏が 1000 万円ずつ工面）を当組合に貸し付けた、

iii) 上記提供資金については、2021 年 9 月から 2023 年 12 月にかけて、本件無断借名融資によって新たな資金を捻出し、当組合から各役員に対してその全部又は一部を返済した、

というものである。

本調査の結果、結論として、上記 ii) 記載の当時の役員及び職員による自己資金の提供を認定するに足りる確たる証拠はなく、積極的に事実であると認定することはできないと判断した。

<自己資金の原資について>

各役員は、当組合に提供した自己資金の原資について、大要、以下のとおり説明している。

(1) 江尻氏

2013 年 6 月頃、自己資金 1500 万円を現金で調達して丈夫氏に交付した。その原資は①妻からの借入金 500 万円及び②江尻氏が自宅金庫で保管していた 500 万～600 万円（原資は厚生年金基金の退職積立金）等であった。

なお、上記①・②の原資を除いた自己資金 1500 万円の残額 400 万～500 万円の原資について明確な説明はない。

(2) 丈夫氏（当時、専務理事）

2013 年 6 月頃、自己資金 1000 万円を現金で調達した。原資は親戚からの借入金 1000 万円である。

(3) 片寄氏

2013 年 6 月頃、自己資金 1000 万円を現金で調達して丈夫氏に交付した。原資は自身の手持ち金及び父親からの用立て金である。

(4) 猪狩氏

2013 年 6 月頃、自己資金 1000 万円程度を現金で調達して丈夫氏に交付した。原資は妻からの用立て金 300 万円程度及び母親からの用立て金 700 万円程度である。

(5) 星氏

2013 年 6 月頃、自己資金 1000 万円を現金で調達して丈夫氏に交付した。原資は義父からの借入金である。

(6) 志賀氏

2013 年 6 月頃、自己資金 1000 万円を現金で調達して丈夫氏に交付した。原資は義理の両親からの借入金である。

しかし、いずれについても、用立て当時の借用書や自己資金を工面したことを裏付ける預金口座の取引履歴等の客観的資料はなく、また、現金が実際に当組合側に交付されたことを裏付ける客観的資料もない。この点、江尻氏については自己資金の原資の裏付けとして同人の預金口座の通帳写しが提出されているものの、同通帳写しから分かるのは 2013 年 3 月 12 日から同年 4 月 19 日にかけて合計 400 万円を出金したという事実のみであり、これは前述の自宅金庫で保管していた 500 万～600 万円の原資とのことであるから、自己資金全額を工面したことの裏付け証拠と見ることはできない。

また、各自の主張は、親族からの借入又は自己資金で用立て現金で当組合に提供した、親族からの借入のため借用書は交わしていない等、ほぼ同一とってよいほど似通っている上、複数の親族からの借入については誰からいくら借りたのかも不明であって具体性が乏しいと言わざるを得ない。いかに親族間の借入とはいえ、金額が高額であることや借主が金融機関の役職員であることを考えれば、資金提供者の誰一人として借用書を作成しなかったというのは不自然と言わざるを得ない。各自の提供金額の大きさからしても、自己資金及び親族からの借入によって直ちに容易に準備できるとは言い難く、この点でも不自然と言わざるを得ない。

さらに、志賀氏に至っては、1 回目の横領発覚当時、役員ではなく職員（β支店長）の地位にとどまっており、横領発生店舗の支店長だったという事実を考慮しても、少なくとも当時の代表理事の一人であった鶴岡氏を差し置いて 1000 万円という多額の費用負担をするということは不自然と言わざるを得ない。

<上記穴埋め作業期間中の無断借名融資の状況>

以上の点に加えて、これまでの本調査及び当組合の内部調査で判明した限度で、本件無断借名融資に用いられた借名融資の取引日及び融資金額等を確認しただけでも、上記穴埋め作業期間中、以下のとおり多額の無断借名融資金が捻出されている。

上記穴埋め作業期間中は、甲事案についてはメンテナンス期間（無断借名融資につき延滞が生じないように、借換や利払等を適宜行っていた期間）であったことから、当委員会において、これらの支払分を控除して無断借名融資金の正味の増減額を算出した。その結果、以下のとおり、上記穴埋め作業期間中、少なくとも合計 1 億 2440 万 6435 円の無断借名融資金の正味の増額があったことが判明した。

上記の正味の増額分は、前述した Y 氏の横領による損失額の穴埋め（1 回目）のために当組合が入金した原資合計額 1 億 1850 万円を上回る金額であり、かつ、無断借名融資金の正味の増額分が形成された時期と当組合が穴埋め原資を口座に入金した時期がほぼ一致しているという事実も認められる。

以上の点を考慮すると、穴埋め原資全額が本件無断借名融資によって捻出された可能性が十分に考えられる。

i) 2013 年 6 月

支店	顧客番号	口座番号	氏名	融資日	金額(入金額)
***	***	***	c-38	2013. 6. 3	4,974,165 円
***	***	***	c-44	2013. 6. 11	18,900,005 円
***	***	***	c-45	2013. 6. 13	15,946,390 円
*** ***	***	***	c-46	2013. 6. 13	17,409,135 円
***	***	***	c-47	2013. 6. 14	15,915,836 円
***	***	***	c-48	2013. 6. 14	18,317,535 円
■2013. 6. 4～6. 14 の間の無断借名融資金の正味の増加額 ¹² : 31,807,366 円					
***	***	***	c-8	2013. 6. 19	18,741,392 円
***	***	***	c-49	2013. 6. 20	15,917,064 円
***	***	***	c-50	2013. 6. 20	18,899,335 円
***	***	***	c-51	2013. 6. 21	18,323,769 円
***	***	***	c-43	2013. 6. 26	14,864,384 円
■2013. 6. 14～6. 26 の間の無断借名融資金の正味の増加額 : 30,119,934 円					

2013 年 6 月の無断借名融資金の正味の増加額小計 : 61,927,300 円

ii) 2013 年 7 月

¹² 当該期間中の内入回収額を控除し、迂回融資金が正味いくら増減したかを算出した。以下同じ。

支店	顧客番号	口座番号	氏名	融資日	金額(入金額)
***	***	***	c-52	2013. 7. 5	17,889,645 円
***	***	***	c-53	2013. 7. 5	9,944,822 円
***	***	***	c-54	2013. 7. 11	19,145,728 円
***	***	***	c-22	2013. 7. 12	18,549,574 円
***	***	***	c-55	2013. 7. 12	3,482,014 円
***	***	***	c-56	2013. 7. 16	9,923,562 円
***	***	***	c-57	2013. 7. 18	18,741,392 円
***	***	***	c-58	2013. 7. 19	18,401,292 円
***	***	***	c-59	2013. 7. 19	17,752,340 円
***	***	***	c-5	2013. 7. 19	18,780,902 円
***	***	***	c-60	2013. 7. 23	17,469,996 円
***	***	***	c-61	2013. 7. 23	19,460,362 円
***	***	***	c-12	2013. 7. 24	9,750,000 円
***	***	***	c-62	2013. 7. 25	17,809,447 円
***	***	***	c-63	2013. 7. 26	16,984,724 円

2013 年 7 月の無断借名融資金の正味の増加額小計：24,206,459 円

iii) 2013 年 8 月

支店	顧客番号	口座番号	氏名	融資日	金額(入金額)
***	***	***	c-64	2013. 8. 7	16,819,055 円
***	***	***	c-65	2013. 8. 8	19,303,398 円
■ 2013. 7. 26～8. 8 の間の無断借名融資金の正味の増加額：16,622,453 円					

2013 年 8 月の無断借名融資金の正味の増加額小計：16,622,453 円

iv) 2013 年 9 月

支店	顧客番号	口座番号	氏名	融資日	金額(入金額)
***	***	***	c-66	2013. 8. 9	16,415,206 円
***	***	***	c-37	2013. 8. 12	17,826,658 円
***	***	***	c-20	2013. 8. 14	17,817,535 円
***	***	***	c-31	2013. 8. 15	18,741,392 円
***	***	***	c-39	2013. 8. 16	18,659,220 円
***	***	***	c-45	2013. 8. 19	3,979,781 円
***	***	***	c-67	2013. 8. 20	18,280,839 円
***	***	***	c-68	2013. 8. 20	19,059,041 円
***	***	***	c-34	2013. 8. 20	17,753,672 円

***	***	***	c-69	2013. 8. 20	18, 378, 482 円
***	***	***	c-70	2013. 8. 22	19, 399, 242 円
***	***	***	c-71	2013. 8. 22	16, 811, 464 円
***	***	***	c-72	2013. 8. 22	18, 106, 271 円
***	***	***	c-33	2013. 8. 22	17, 758, 998 円
***	***	***	c-73	2013. 8. 26	18, 223, 429 円
***	***	***	c-74	2013. 8. 30	19, 505, 699 円
***	***	***	c-75	2013. 9. 6	5, 158, 967 円
***	***	***	c-28	2013. 9. 9	19, 100, 127 円
■2013. 8. 8～9. 9 の間の無断借名融資金の正味の増加額：21, 650, 223 円					

2013 年 9 月の無断借名融資金の正味の増加額小計：21, 650, 223 円

V) 上記穴埋め作業期間中の無断借名融資金の正味の増加額総合計

合計 124, 406, 435 円

<坪井氏の手帳について>

当委員会が提供を受けた坪井氏の手帳（2020 年～2024 年分の合計 5 冊）には、2021 年 9 月から 2023 年 12 月にかけて、以下のような記載が見られる。坪井氏の説明によれば、各記載は、上記役員 6 名から当組合に自己資金の提供があったことを前提として、当該役員 6 名に対して、新たな無断借名融資によって返済原資を捻出し、当組合から当該自己資金分を返済した記録とのことである。

- ・2021 年 9 月 2 日「丈夫専務 800 万届ける e 氏」
- ・2021 年 9 月 7 日「片寄さん ¥10,000 本店〇〇」
(※「〇〇」部分につき坪井氏に確認したが判読不能とのこと)
- ・2022 年 1 月 14 日「江尻 350 戻し」、「丈夫 200 戻し」(2021 年手帳)
「江 350」、「専 200 自宅に届ける」(2022 年手帳)
- ・2022 年 3 月 4 日「江尻氏 ¥10,000 返済」(2021 年手帳)
「江尻さんへ 10,000 戻す」(2022 年手帳)
- ・2023 年 4 月 26 日「志 源 1 千万円 β 支店にて PM2:00～」
- ・2023 年 8 月 8 日「猪狩さん 1 千万円 夕方自宅」
- ・2023 年 12 月 15 日「星さん 一千万円戻す 応接」

しかし、上記各記載はいずれも鉛筆書きであり、後日の修正加筆が容易なものである（実際、当該手帳を見ると、鉛筆書きが消され新たに記載がなされている箇所が散見される。）。かつ、当該手帳が当委員会に初めて提供されたのは、6 名で合計 6500 万円の自己資金を提供したという当組合の再説明がなされた後のことであり、当該再説明に一致させる形で手帳の記載を修正加筆することも可能な状況であった。加えて、当該手帳の末尾メモ欄を見ると、2020 年手

帳の中に 2021 年 9 月の丈夫氏及び片寄氏への返済の件が記載されているといった不自然な点も見られる。

以上の点を考慮すると、当該手帳の上記記載内容について容易に信用性を肯定することはできず、当該記載から直ちに、当時の役員及び職員による自己資金提供があったと認定することはできない。

以上に述べた各事情から判断すると、当時の役員及び職員による当組合への自己資金の提供があったことを認定するに足りる確たる証拠はなく、積極的に事実であると認定することはできないと言わざるを得ない。

エ 当組合から元役員らに対する資金返済について

上記のとおり、ii) 元役員らによる当組合への自己資金提供の事実（＝当組合からの返済の前提となる事実）を積極的に認定することができない以上、当委員会としては、iii) 当該提供資金に関して、2021 年 9 月から 2023 年 12 月にかけて、当組合から元役員らに対してその全部又は一部が返済されたという点についても、積極的に事実であると認定することはできない（本調査においても、元役員らからも当組合からも、当組合から元役員らに対して資金返済がなされたことを裏付ける客観的資料は提出されていない。）。

このように解すると、結局、本件無断借名融資金によって、Y 氏の横領により当組合に生じた損失額（1 回目）の全額が穴埋めされたということになるが、かかる結論は当組合の再説明内容に従ってもほぼ同様に導かれるものであるから、結論として大きな差はないというべきである。

なお、上記 ii) 及び iii) の事実認定については、時間的な制約及び裏付け資料上の制約から、本調査においても、「当該各事実は確定的に存在しなかった」という認定にまでは至らなかったことも事実である。

坪井氏の手帳に記載されているとおり、元役員らによる自己資金提供がなされたことを前提として、当組合から元役員らに対して資金の返済がなされた可能性が完全に排斥されたわけではない¹³ため、当組合においては、本報告書の内容を参照しつつ、元役員らによる自己資金の提供の有無、当組合からの資金の返済（当組合からの金銭交付）の有無、及び、当該金銭交付について法的根拠があったか（当組合資金の横領又は着服に該当する可能性はないか等）の点について、改めて調査し慎重に判断を下すべきであることを付言する。

¹³ 第 4 編第 3 章 14. (2) のグラフ 2 で示したとおり、2020 年には 1 億 4800 万円、2021 年には 4900 万円の資金が新たに生み出されており、当該資金の使途も確認する必要がある。

オ Y氏に対する処分の不実施

丈夫氏及び江尻氏が中心となって決定・承認された前述の方針に従い、Y氏は多額の横領行為に及んだにもかかわらず、特に何らの処分も下されることなく、また何らの職務制限や監督者の設置等の制限が加わることもなく、引き続き従前どおりβ支店での勤務を続けた。

6 β支店での横領行為の再開

本調査の結果、Y氏は、1回目の横領発覚後、2013年6月11日から2014年8月25日まで、β支店において、①個人ローンを利用した横領、②預金担保付手形貸付（部店長決裁の融資）及び個人保証付手形貸付を利用した横領、③総合口座貸越を利用した横領、④定期預金の解約・着服による横領、⑤個別貸倒引当金勘定からの横領という5つの手口による横領行為（β支店での2回目の横領行為）に及んでいたことが判明した。

Y氏は、家族に使い込みが発覚しないよう一刻も早く穴埋めをしたいという気持ちが強かったため、1回目の横領発覚直後から間を置くことなく、2013年6月11日には新たな預金担保付手形貸付を実行し（ただし借換であり同日に同一債務者の別の融資返済に充てられている。）、また、同年7月23日には横領に利用するためD社名義の普通預金口座を新規開設して、横領行為を再開（継続）した。

各手口の詳細、件数、融資実行金額等は、それぞれ以下のとおりである。

(1) 個人ローンを利用した横領

ア 手口

α支店時代の個人ローンを利用した横領の手口（第5編第2章3.(1)）と同様である。

イ 件数、融資実行金額等

本調査の結果、以下のとおり、少なくとも、1回目の横領発覚後のβ支店在籍中の2013年12月27日から2014年4月9日まで、2名の既存顧客の名義を用いて、合計2件・合計449万8000円の個人ローンを利用した横領に係る融資実行がなされたことが判明している。

支店	顧客 番号	口座 番号	種類	取引日	氏名	金額 (実行額)
----	----------	----------	----	-----	----	-------------

β	***	***	個人 ローン	2013. 12. 27	v-19	3,000,000 円
β	***	***	個人 ローン	2014. 4. 9	v-14	1,498,000 円

(2) 預金担保付手形貸付（部店長決裁）及び個人保証付手形貸付を利用した横領

ア 手口

預金担保付手形貸付を利用した横領については、 α 支店時代の預金担保付手形貸付を利用した横領の手口（第 5 編第 2 章 3. (2)）と同様である。

個人保証付手形貸付（借名債務者は D 社）を利用した横領については、当組合の決裁規程に基づけば横領当時においても原則として本部稟議案件になるはずであり、どのようにして本部稟議を通過したか詳細は不明確である。この点について Y 氏に確認しても明確な回答は得られなかった。しかし、Y 氏が横領に利用するために開設した不正な預金口座に融資金が入金されており、借名債務者自身による借入とは考えにくいこと、かつ、当該口座から融資金が引き出されて Y 氏が実際に横領に及んでいるという客観的事実が認められることから、当委員会としては、Y 氏による横領の手口として用いられた可能性が高いものと認定し、横領行為として記載する。

イ 件数、融資実行金額等

本調査の結果、以下のとおり、少なくとも、1 回目の横領発覚後の β 支店在籍中の 2013 年 6 月 11 日から 2014 年 7 月 25 日まで、4 名の既存顧客の名義を用いて、合計 8 件・合計 7552 万 0375 円の預金担保付手形貸付及び個人保証付手形貸付を利用した横領に係る融資実行がなされたことが判明している。

支店	顧客 番号	口座 番号	種類	取引日	氏名	金額 (実行額)
β	***	***	預金担保 融資	2013. 6. 11	v-12	※2,294,575 円
β	***	***	預金担保 融資	2013. 10. 31	v-13	3,168,569 円
β	***	***	個人保証 融資	2014. 7. 25	D 社	4,911,261 円
β	***	***	預金保証 融資	2013. 11. 28	D 社	9,894,718 円
β	***	***	預金保証 融資	2014. 2. 28	D 社	*17,676,639 円

β	***	***	個人保証 融資	2013. 7. 26	D 社	11,833,557 円
β	***	***	個人保証 融資	2013. 10. 22	D 社	11,887,305 円
β	***	***	預金担保 融資	2014. 1. 27	v-20	13,853,751 円

※が付された融資は借換であり、同日に同一名義人の既存の横領融資の返済に充てられている。

※が付された融資は、同社名義の下二段の融資の返済に充てられており、実質的には借換に相当する。

(3) 総合口座貸越を利用した横領

ア 手口

β 支店時代の総合口座貸越を利用した横領（1 回目）の手口（第 5 編第 2 章 4.(2)）と同様である。

イ 件数、融資実行額等

本調査の結果、以下のとおり、少なくとも、1 回目の横領発覚後の β 支店在籍中の 2014 年 3 月 14 日から同年 4 月 4 日まで、3 名の既存顧客の名義を用いて、合計 3 件・合計 300 万円の横領に係る貸越出金に及んだことが判明している。

v-22 及び v-23 については、預金履歴及び融資履歴の動き等から明らかに他の横領に係る総合口座貸越と同様の取引がなされていたため、Y 氏による横領に係る貸越出金と認定した。

支店	顧客 番号	口座 番号	種類	取引日	氏名	金額 (出金額)
β	***	***	総合口座 貸越	2014. 3. 14	v-21	1,000,000 円
β	***	***	総合口座 貸越	2014. 3. 28	v-22	1,000,000 円
β	***	***	総合口座 貸越	2014. 4. 4	v-23	1,000,000 円

(4) 定期預金の解約・着服による横領

ア 手口

既存顧客の定期預金を解約し、当該解約金を普通預金から払い戻す等の方法により横領するというものである。

該当する預金払戻請求書（兼複合伝票）の筆跡が明らかに Y 氏のものだったことから、名義人自身の意思による解約ではなく Y 氏による解約であり横領に該当すると認定した。

なお、実際には定期預金の解約前に総合口座貸越を利用した横領が先行している場合があり、この場合、定期預金解約時には総合口座貸越金額と相殺処理された後の残額のみが預金口座に入金される。以下では、説明の簡略化のため、貸越額と相殺処理された部分を含めて定期預金の解約・着服による横領行為として記載する。

イ 件数、実行金額等

本調査の結果、以下のとおり、少なくとも、1 回目の横領発覚後の β 支店在籍中の 2014 年 4 月 17 日から同年 5 月 23 日まで、1 名の既存顧客の名義を用いて、合計 5 件・合計 1400 万 0461 円の定期預金の解約・着服による横領に及んだことが判明している。

支店	顧客番号	口座番号	種類	取引日	氏名	金額 (払戻額)
β	***	***	定期預金 解約	2014. 4. 17	v-20	4, 000, 333 円
β	***	***	定期預金 解約	2014. 5. 23	v-20	2, 500, 032 円
β	***	***	定期預金 解約	2014. 5. 23	v-20	2, 500, 032 円
β	***	***	定期預金 解約	2014. 5. 23	v-20	2, 500, 032 円
β	***	***	定期預金 解約	2014. 5. 23	v-20	2, 500, 032 円

(5) 個別貸倒引当金勘定からの横領（本部への異動決定に伴う発覚防止措置）

ア 手口

Y 氏が β 支店から異動することが決定したことに伴い、急遽、それ以前に行っていた横領の補填又は穴埋めのために β 支店の個別貸倒引当金勘定（以下「**本件貸引勘定**」という。）を不正操作して横領に及んだものである。具体的には以下のとおりである。

Y 氏は、β 支店から異動が決定した。後任のための引継ぎ期間・準備期間が

設定され、Y氏は、この間に急遽、横領の発覚を防止するため、これまで行っていた横領の補填又は穴埋めを余儀なくされたが、新たに預金担保付手形貸付等の手法により補填原資を生み出す時間的余裕はなかったことから、やむを得ず、本来であれば資金が移動することのない本件貸当勘定を不正操作して、横領の補填又は穴埋め作業を行った。

＜2014年7月25日の本件貸引勘定の操作＞

① D社口座関係

Y氏は、2014年7月24日、β支店の仮払金勘定から2950万円を出金し、同日、横領のために利用していたD社口座に入金した。当該金員は、同日、既に実行済みの同社名義の横領に係る預金担保付手形貸付2件の返済に充当された（各返済額は996万4162円及び1759万2637円であり、いずれの手形貸付も上記返済により完済となった。）。

次いで、Y氏は、同月25日、本件貸引勘定から3748万5754円を出金し、そのうち2950万円を上記仮払金勘定に入金して、上記出金行為の穴埋め作業を行った。

② E社口座関係

Y氏は、2014年7月2日、E社から正規の手形貸付の期日前返済の依頼を受けた。Y氏は、同社が使用している正規口座から返済相当額の出金オペを行ったが、実際には手形貸付の返済には充当せず、当該払戻金を自ら横領した。

この点につき、Y氏は、当委員会のヒアリングに対し、E社関係の横領については、取立てのため同社から預かった約束手形を割引に回して当該割引代金を横領したように記憶しており、割引手形を何らかの形で不正に利用した思いが強いと回答している。実際、E社の上記正規口座履歴を見ると、同日に手形割引代金が入金されていた記録も存在する。しかし、手形割引代金がE社の上記正規口座に入金されており、E社自身が当該入金を通帳等で確認できる状況にあった点を考えると、仮にY氏がE社に無断で手形割引をしていた場合、当該事実が容易にE社に発覚してしまう可能性があり、不自然と言わざるを得ない。

以上の点からすると、同日の手形割引代金の入金にはY氏による横領行為とは考え難く、当委員会としては、当該手形割引代金の入金はE社自身による正規取引によるものと認定した。

その後、Y氏は、同月22日、上記1記載の仮払金勘定から798万5754円を出金し、同日、同じβ支店の仮受金・融資返済金口勘定に入金した。当該金員は、翌23日、E社が期日前返済を依頼していた前述の正規の手形貸付の返済に

充当された（これによって、同手形貸付はE社の認識どおり完済となった。）。

さらに、Y氏は、同月25日、上記1記載のとおり、本件貸引勘定から3748万5754円を出金し、そのうち798万5754円を上記仮払金勘定に入金して、上記出金行為の穴埋め作業を行った。

＜2014年7月28日の本件貸引勘定の操作＞

Y氏は、2014年7月28日、本件貸引勘定から8,100,000円を出金し、横領のため利用していた3件の口座に入金し穴埋め作業を行った。具体的には、①D社口座に4,800,000円、②v-19口座に2,000,000円、③v-20口座に1,300,000円を入金し、それぞれ一部を融資金の内入弁済に充てたほか、残額の大半を口座から引き出して横領した。

イ 件数、実行金額等

本調査の結果、以下のとおり、少なくとも、2014年7月25日及び同日28日の2日間で、合計5件・合計4558万5754円の本件貸引勘定の不正操作による横領に係る資金移動に及んだことが判明している。

支店	顧客番号	口座番号	種類	取引日	氏名	金額 (実行額)
β	***	***	貸引勘定 操作	2014.7.25	D社	29,500,000円
β	***	***	貸引勘定 操作	2014.7.25	E社	7,985,754円
β	***	***	貸引勘定 操作	2014.7.28	D社	4,800,000円
β	***	***	貸引勘定 操作	2014.7.28	v-19	2,000,000円
β	***	***	貸引勘定 操作	2014.7.28	v-20	1,300,000円

7 2回目の横領発覚、その際の当組合の対応

(1) 2回目の横領発覚時期、経緯

2014年9月末に当組合の仮決算を控える中、同月初め、本部においてq氏（当時、総務部課長）が、β支店諸勘定（本件貸引勘定）についてイレギュラーな動き（異常取引）があることを発見した。q氏は、当時所属していた総務部の上席であった坪井氏（当時、総務部長）及び山野辺氏（当時、総務部副部長）にこの件を報告した。

当該報告は猪狩氏（当時、監査部長）に上げられ、Y 氏による昨年の横領があったことから、猪狩氏から山野辺氏に対し、再度、Y 氏による横領の可能性を含めて調査するよう指示が出された。

山野辺氏において、1 回目の横領調査時と同様に Y 氏へのヒアリングを実施したところ、Y 氏が 2 回目の横領に及んだことを認めたことから再度の横領が発覚した。

(2) 2 回目の横領発覚後の当組合の対応

ア 調査の実施、調査結果の共有及び再度の隠蔽の決定

上記のとおり、猪狩氏の指示により山野辺氏において再度調査が実施された。前回調査同様、山野辺氏が Y 氏へのヒアリングを実施し、関係する伝票を確認しながら横領行為を特定し一覧表のような資料を作成した。銀行の取引履歴など事実確認に必要な資料を Y 氏に提出させて確認作業を行った点も前回調査と同様であった。

山野辺氏による調査結果は、同じく総務部に所属していた坪井氏にも少なくとも概要は報告されており、坪井氏が Y 氏へのヒアリングに同席することも 1、2 回程度あった。

なお、2 回目の横領発覚当時の β 支店長であった夏井氏は、 β 支店長に着任してまだ間もない時期であったことや、山野辺氏が前回調査を担当しており事情をよく把握していたこと等の理由から、事案の詳細は伝えられず、上記調査にもほとんど関与していなかった。

山野辺氏の調査完了後、1 回目の横領発覚時と同様、Y 氏による横領の事実及び調査結果が、少なくとも、朝会又は非公式ミーティングにおいて、当時の代表理事であった江尻氏、猪狩氏及び星氏、当時の常勤理事であった下山田氏及び坪井氏、並びに、当時の常勤監事であった神田氏との間で共有された。

報告を受けた理事の中には、Y 氏に対して何らかの処分を下すべきではないかという趣旨の発言をした者も若干名いたが、当時の代表理事 3 名の協議により、1 回目の横領発覚時と同様、Y 氏の横領による損失を穴埋めして当該横領事件を隠蔽する方針が決定されるとともに、Y 氏を今回も処分しない方針も決定された。主に猪狩氏及び江尻氏が中心となって内容が固められ、星氏は積極的な発言・提案等はしなかったものの、当該方針について特段の異議を述べなかった。当該方針については、最終的には江尻氏が決定・承認した。

イ Y 氏の再度の横領による損失額の穴埋め（2 回目）

代表理事 3 名の協議により、Y 氏の再度の横領による損失の穴埋め作業（2 回

目) をすることが決定され、2014 年 9 月 18 日から 2015 年 3 月 30 日にかけて、後記③の穴埋め原資（本部現金）を用いて、当組合によって少なくとも以下のとおり Y 氏の再度の横領による損失額の穴埋め作業が行われた。

支店	顧客番号	口座番号	種類	取引日	氏名	金額
β	***	***	出金(本件貸引勘定の穴埋め)	2014. 9. 18	本件貸引勘定	45,585,754 円
β	***	***	出金(預金担保付手形貸付の穴埋め)	2015. 1. 16	v-20	14,000,000 円
β	***	***	出金(定期預金解約5件分の穴埋め)	2015. 3. 30	v-20	14,195,918 円

上記穴埋め金額合計 73,781,672 円

ウ 穴埋めの原資（本部現金の流用）

前述のとおり、2014 年 9 月初めに Y 氏の 2 回目の横領が発覚したが、当組合は同月末の仮決算を間近に控えており、急ぎ本件貸引勘定等の穴埋め作業をしなければならない状況にあった。

しかし、本件無断借名融資の手法によって穴埋め原資を新たに捻出することは、当時、使用できる名義が限られていた等の理由から困難だった。そこで、主に猪狩氏が、山野辺氏に対してどのような形で処理が可能か、本部現金による穴埋めが可能なのか等について適宜確認を取るなどして穴埋め方法を具体的に検討した上、当時の代表理事 3 名で協議し、本部の手持現金を穴埋めに流用することが決定された。本部現金を穴埋めに流用することについても、最終的には江尻氏が決定・承認した。

＜穴埋めのための本部現金の具体的な流用方法＞

当時、本部の手持現金（各営業店の資金需要に対応するための現金）は事務管理部が管理しており、そのための諸勘定が作成されていた（以下「**事務管理部管理現金勘定**」という。）。当時は旧本庁前支店 2 階に事務室が設置されており、当該事務室にて業務を遂行していた。

一方、本部では、小口の支払等をするための現金管理用勘定として、「経理部管理現金」という別の諸勘定（以下「**経理部管理現金勘定**」という。）が作成されており、当該勘定を用いて小口支払対応等がなされていた。

まず、2014 年 9 月 18 日、事務管理部管理現金勘定から経理部管理現金勘定に 3 億円を資金移動した（実際の現金移動を伴うが、本部内の部署間での現金

移動のため本部全体の手持現金有高には変動がない。以下、この移動された現金 3 億円を「穴埋め用本部現金」という。）。経理部管理現金勘定への資金移動後、穴埋め用本部現金の中から、まず、Y 氏の不正操作により残高が減少していた本件貸引勘定に、減少分の 4558 万 5754 円を入金して穴埋め作業を行った。

実際の入金処理は、猪狩氏から指示を受けた山野辺氏（当時、総務部副部長）が行った。

その後も、Y 氏の再度の横領による損失額が判明した都度、穴埋め用本部現金の中から損失額相当分を入金し穴埋め作業を行った。

なお、当組合の当初説明では、Y 氏による 2 回目の横領額は約 8000 万円とのことであったが、その後の内部調査の結果、横領金額は 9000 万～1 億円程度であると変更され、この横領金額の補填のために穴埋め用本部現金が流用された（したがって流用額は最大 1 億円程度と思われる。）とのことである。

本調査によっても、穴埋め用本部現金が Y 氏の 2 回目の横領の損失額の穴埋めに流用されたことを裏付ける客観的資料（穴埋め作業の入金伝票、現金管理のための出納帳等）は確認できなかった。

加えて、上記のとおり当組合による Y 氏の 2 回目の横領額の説明が変遷している点や、当組合の横領額の説明内容と当委員会による横領金額の調査結果（後記 10 記載）との間に不一致がある点も踏まえると、穴埋め用本部現金を Y 氏の横領損失額の穴埋めに流用したという当組合説明の真偽について、若干の疑義が生じないわけではない。

しかし、本部現金を不祥事の穴埋め作業のため最大 1 億円程度流用するという事態は、三事案とは別個の新たな不祥事とも評価できるものであり、このような当組合にとって相当不都合な事実をわざわざ虚偽説明する合理的理由はないといえる。

また、本調査及び当組合の内部調査によっても、2014 年 9 月初旬から同月中旬にかけて、Y 氏による再度の横領による損失額の全額を補填するに足りるだけの金額の無断借名融資が実行された記録までは確認できず、本件無断借名融資の手法によって 2 回目の横領発覚時の穴埋め原資が捻出された事実も現状ではうかがわれない。

以上の点を考慮すると、若干の疑義はなお残るものの、当組合の説明のとおり、穴埋め用本部現金が Y 氏の再度の横領の補填のため流用されたと考えるのが合理的である。

エ Y 氏の処分の不実施

前述のとおり、当時の代表理事 3 名による協議の結果、1 回目の横領発覚時と同様の理由により、Y 氏を今回も処分しない方針が決定され、実際に Y 氏には何らの処分も下されなかった。

報告を受けた理事の中には、Y 氏に対して何らかの処分を下すべきではないかという趣旨の発言をした者もいたが、最終的には江尻氏において処分しないことが最終決定・承認された。

8 Y 氏による多額横領を隠蔽するための組織的な措置

(1) 横領による損失額の穴埋め作業

既に詳述したとおり、当時の代表理事が協議して横領による損失額の穴埋めを決定し、江尻氏が最終承認した上で、本件無断借名融資の利用及び本部現金の流用という穴埋め原資調達手段を用いて、横領による損失額の穴埋めを行い、横領のため名義を利用された顧客等への発覚を防止する措置が取られた。

(2) 資料の処分の指示

残された資料類から乙事案が第三者に発覚することを防止するため、Y 氏の横領の調査を担当した山野辺氏に対して、江尻氏が直接指示を出す方法、又は、江尻氏の下承の上で猪狩氏が指示を出す方法のいずれかにより（いずれにしても江尻氏の決定・承認の下で）、乙事案に関する調査結果資料や Y 氏に提出させた銀行の取引履歴など一切の資料及びデータを廃棄するという発覚防止措置が取られた。

ただし、江尻氏の決定どおりにこれらの資料及びデータが一切廃棄されたという点については、当該資料の証拠としての重要性の観点から、当委員会としてはなお疑問を持っているところである。実際には、当該資料及びデータの全部又は一部がなお残されている可能性も否定できないと考えるところではあるものの、本調査の中では当該資料を発見するには至らなかった。

(3) Y 氏への処分不実施

既に詳述したとおり、当時の代表理事 3 名が協議して、Y 氏に何らの処分も下さないことを二度にわたり決定し、江尻氏が最終承認した。実際、Y 氏には懲戒解雇など何らの処分も下されず、2 回目の横領発覚時には休職等の措置が講じられたものの、基本的には退職時まで通常勤務させていた。

これにより、不自然な退職や懲戒処分の実施等を端緒として、当組合職員又は顧客に乙事案が発覚するというリスクを排除する措置が取られた。

(4) 穴埋め用本部現金の管理方法

経理部管理現金勘定に移動された穴埋め用本部現金の実際の管理は、猪狩氏の指示を受けて山野辺氏が基本的に担当していた。山野辺氏は当時、総務部副部長であったが、当組合の当時の組織体制上、経理部という独立の部署はなく総務部直下の経理部門という一部門として存在していたため、総務部所属の山野辺氏が穴埋め用本部現金を管理していても特段不自然ではなかった。

穴埋め用本部現金は本店営業部の金庫室内のキャビネットで保管され、当該キャビネットの鍵は山野辺氏のみが保管・管理していた。経理部管理現金の部署内における有高確認の際も、当該現金は全額残存している（一切費消されていない）ということにして、現物の枚数チェック等を一切させなかった。

また、会計監査人による本部現金の実査の際には、猪狩氏又は山野辺氏が本店営業部長に要請又は依頼し、横領の穴埋めに流用した不足額分を本店営業部の現金から一時借用して、本部現金の現物が不足なく現存しているように偽装していた。

以上の措置により、穴埋め用本部現金の有高から乙事案が発覚する事態も防止していた。

なお、穴埋め用本部現金の流用により実際の本部現金が不足している（穴が開いている）事態については、2020年10月頃、山野辺氏が坪井氏（当時、常務理事）に相談したところ、坪井氏が江尻氏に相談し了承を得た上で、①2020年10月に8000万円、②2021年3月に2000万円を、それぞれ本件無断借名融資の手法を利用して捻出し、本部現金不足分の穴埋めに充当した。これにより本部現金が不足している（穴が開いている）という事態は解消された。

以上の措置により Y 氏による横領の件は組織的に隠蔽された。当委員会が実施した全職員向けアンケートでも、当該横領事件について何か見たり聞いたりしたことはあるか（噂程度に聞いたことでも結構である）という質問に対し「はい」と回答した職員は9%にとどまった。同時期には別件の g 氏の横領が発覚しており、当該事案と混同した職員がいる可能性も考慮すると、乙事案について噂程度でも把握していた職員はさらに限定されると推察され、当組合による組織的隠蔽が成功していたことがうかがわれる。

9 Y 氏退職後の動き

2 回にわたる横領発覚後、横領に利用した個人ローンの一部については Y 氏又は親族によって約定返済が行われていたものの、その他の横領の大半については資力の問題から返済はなされておらず、当組合から Y 氏に対して返済を請求したこともなかった（少なくとも、本調査において確認した記録上、当組合が Y 氏に返済請求

をした事実は確認できていない。))。

Y氏は2回目の横領発覚後の翌年、当組合を退職したが、退職前又は退職後のいずれかの時期において、江尻氏は、神田氏、猪狩氏、山野辺氏等の乙事案を把握している少数のメンバーと協議し、あるいは助言を受ける等して、横領による損失の回収をどうするかという点について善後策を検討した。その結果、遅くとも2015年中に、Y氏自身の資力では横領金の返済はほぼ不可能であることから、会社を設立させて不動産関係の事業を行わせて収益を上げさせ、当該収益の中から当組合に横領金を返済させていくという方針が決定された。

当組合の支援の下、C社が設立され、Y氏が取締役役に就任した。登記手続関係に明るい神田氏がC社設立登記手続等を支援したほか、Y氏には設立のための費用を工面するだけの資力がなかったことから、C社の設立に必要な資本金1000万円も当組合が工面した。

当組合が同資本金をどのように工面したか具体的方法は不明であるが、預け合いその他何らかの不適当な方法によって工面し、C社の設立完了後間もなく、当組合において当該資金を回収した。

C社が稼働している期間中は、同社の資金管理のため、主に神田氏が、C社及びY氏の当組合口座通帳及び銀行届出印を預かり管理していた。C社において税金その他経費の支払をする場合、Y氏が納付書等を当組合に持参し、当組合側において支払ってもらっていた。

C社は、合計3件のアパートを購入して不動産経営を開始したが、物件の選定はY氏ではなく専ら当組合が行っており、優良と判断された物件をY氏に紹介していた。

アパートの購入資金も全て当組合がC社に融資しており、Y氏と支店長又は融資担当者等との面談等は行われず、紹介されたアパートの購入をY氏が内諾すると、当組合内において稟議手続が進められて決裁がなされ、Y氏が営業店に出向いて金銭消費貸借契約書等の必要書類を作成し融資が実行されていた。当組合からC社への融資金額は、証書貸付3件で合計7700万円(3200万円、1400万円、3100万円)であった。

3件のアパート経営により、当初こそC社の事業及び上記融資金返済は順調に行われていたが、Y氏に別件の犯罪行為が判明するなどしたため、当組合は、これ以上、Y氏に不動産経営を行わせることはリスクがあると判断し、アパート3棟をいずれも売却させ、2018年4月に3件の融資金を全て回収した。

なお、当組合が当初想定していた、不動産経営による収益の中から横領金を返済させるという計画は実現できず、C社の事業収益又はY氏の役員収入の中から横領金の返済に充てられたものはなかった（少なくとも、本調査においてそのような事実は確認できなかった。）。

その他、本調査におけるヒアリングの中で、複数の関係者から、①Y氏の退職時付近又は退職後において、Y氏の別家の犯罪行為の被害弁償金を当組合が当該返済原資を立て替えて工面した可能性がある、②その後、当組合からY氏の関係者名義での貸付を行い、当該融資金の中から上記立替金を回収した可能性があるという趣旨の回答があった。

関係者の記憶自体に曖昧な部分が多く、本調査でも客観的資料の精査まで実施することはできず真偽のほどは不明であるが、仮に事実であれば、資力がなく回収可能性が低かったY氏に対して資金提供をした行為として背任等に該当する可能性もあるため、当組合において事実関係の調査が必要であると考ええる。

10 当委員会において認定したY氏の横領金額

本調査の結果、Y氏が横領した金額（当組合に生じた損失額）は、別紙3記載のとおり、少なくとも合計金1億9582万8147円であると認定した。

前述のとおり、横領に係る融資実行額等の一部が別の横領取引の返済に充てられていたりY氏又は関係者によって一部返済がなされていたりしていたため、横領に係る融資実行額等の合計額からY氏又は関係者による返済額分を控除する方法によって、Y氏の横領金額（＝当組合に生じた損失額）を集計した。

本調査で判明したY氏の横領に係る融資実行額等の合計額は、2億8948万3822円であった。

上記金額は、本調査においてY氏による横領と見てほぼ間違いないと判断した取引を抽出して合算したものであるものの、完全なものかは不明確であるため、別の横領取引が発見された場合や名義人による正規取引であることが判明した場合等には金額が修正される可能性がある。

なお、本調査の結果、Y氏の横領ではなく名義人本人の正規融資であった取引について当組合が横領と判断し誤って返済していたケースが少なくとも2件見つかったため、当該誤返済分については当組合に生じた損失額から除外した。

第3章 不正行為 3（丙事案）

1 当組合から当局への報告内容

当組合によると、当組合が 2024 年に当局に報告した丙事案の事実関係は、概要、以下のとおりであった。

- Z 氏は、1981 年に当組合に新卒入組し、2009 年 3 月から当組合 α 支店に配属され、丙事案発生当時には次長の職にあった。
- Z 氏は、2009 年 6 月に、当時勤務していた当組合 α 支店内の金庫から、現金 20 万円を持ち出して横領した。その動機は、飲食・遊興費として使用するためであった。
- Z 氏による横領後、被害金額である 20 万円全額について返却されたことから、当時の α 支店支店長である h 氏は、当該横領行為を事故と認識せず、h 氏の判断において、本部への報告を行わなかった。
- 当組合は、2024 年 10 月 2 日、「X」に「元信用組合職員」と名乗る投稿がありその中に丙事案についての記述があることを把握した。本事案について承知する役員はいなかったものの、h 氏から聞き取り調査を行った結果、事実であったことが判明した。

2 本調査で判明した事項

丙事案は、現在から 15 年以上前の事案であることに加え、後述するとおり当組合の一部の役員において当該事案を認識していたにもかかわらず、丙事案の発覚に伴い甲事案も発覚することを恐れ、当局へ丙事案の報告を行わず、報告書等の関係書類も作成していなかった。したがって、客観証拠としての証憑類が乏しい。

そこで、当委員会において複数の関係者からヒアリングを実施し、その供述を上記 1 の内容と突合した結果、当組合の報告内容は概ね事実に相違ないと認められた。もっとも、本調査により、上記報告内容との差異及び追加事項が検出されたことから、その点について以下記載する。

なお、丙事案において Z 氏が現金を持ち出した行為については、後述の第 7 編第 2 章 3 で述べるとおり、業務上横領と窃盗のいずれにも該当する可能性があることから、「横領又は窃取」と記載している。

（1）現金の横領又は窃取時期

Z 氏が現金を横領又は窃取した時期について、当組合の報告では 2009 年 6 月とさ

れているが、その具体的な日付までは特定されていない。前述のとおり、丙事案の発生は 15 年以上前であり、また当組合において経緯を記録した書面等を意図的に一切残していなかったことから、当委員会としても、当組合から提出のあった客観証拠によりその具体的な日付を特定することは困難であった。

もつとも、当委員会において、Z 氏からヒアリングを実施した結果、現金を横領又は窃取したのは当組合の報告と同じく 2009 年 6 月であったとの記憶であること、横領又は窃取の動機として、全国信用組合研修に参加することとなり、当該研修の際に自由に使える現金を所持していたかったとの供述を得た。そこで、2009 年 6 月前後において当組合から Z 氏が参加した研修を調査したところ、2009 年 6 月 8 日から 6 月 12 日にかけて、Z 氏が参加した全国信用組合の研修が実施されていたことが明らかとなった。このことから、現金の横領又は窃取の実行日は、2009 年 6 月 8 日以前であったと推定される。また、Z 氏は当委員会のヒアリングにおいて、現金の横領又は窃取を実行してから発覚までの期間は 1 週間程度であったと述べていることから、実行日は 5 月下旬から 6 月 7 日までの間であったと推定される。

上記内容は、当委員会において実施した丙事案における Z 氏以外の関係者のヒアリング結果とも矛盾はなかったことから、当委員会としては上記のとおり認定を行った。

(2) 現金の横領又は窃取方法

Z 氏が現金の横領又は窃取を実行した方法は、α 支店において金庫内に保管されていた現金のうち、100 万円の帯封現金から、20 枚を抜き取るというものであった。当該 100 万円の帯封現金は、1000 万円の束の 1 つであり、金庫の奥の方に保管されていたものであった。

上記 1000 万円の束は、日々の現金有高確認では細かく検査されていなかったことから、Z 氏は、犯行の発覚を逃れるため、このような 1000 万円の帯封現金から現金を抜き取った。

現金の横領又は窃取を行った時間帯についてであるが、Z 氏は、犯行当時次長の職にあり、勤務先である α 支店の業務終了による施錠を行うため、自分以外の職員が退所するまで店舗に残っており、横領又は窃取を実行した日においても、α 支店の全職員が退所するまで店舗内で待機し、全職員が退所を完了した 20 時頃に、横領又は窃取を実施した。

(3) 現金の横領又は窃取の動機

Z 氏が当委員会のヒアリングで述べたところによれば、Z 氏は丙事案発生前に、全国信用組合の研修に参加する予定があったところ、その際の遊興費として手元現

金を持っておきたいとの動機から、犯行に及んだとのことであった。

もっとも、Z 氏によれば、実際に当該研修では横領又は窃取した現金を使用しておらず、横領又は窃取後にパチンコにてその一部を費消し、残りは保管していたとのことである。ただし、パチンコで費消したとする金額は定かではない。

(4) 現金の横領又は窃取発覚時の α 支店職員の認識

当時の α 支店における出納係であった r 氏は、丙事案発覚日の朝の時間帯に金庫内を確認した際、金庫内の 100 万円の帯封現金の 1 つの高さが不自然に低いことに気がつき、それを同僚職員である s 氏に相談し、そのことが丙事案の発覚の端緒となった。

r 氏及び s 氏は、現金不足を覚知した直後、まず次長であった Z 氏に報告した。

報告を受けた Z 氏が、その場で犯行を認めたか否かは定かではない。当委員会による関係者のヒアリングによれば、Z 氏はその場で認めたとする供述がある一方で、当時、次長職にある職員が現金の一部を意図的に抜き出し、出納係による現金の有高確認が正常に行われているかどうかを抜き打ちで検査するという方法が事実上行われていたことから、Z 氏は、不足している 20 万円についても当該検査の一環であると説明しつつ、翌日には抜き出した現金を戻すと説明したとの供述もあり、その真偽は不明である。もっとも、いずれの供述に従ったとしても、Z 氏が現金 20 万円を抜き取ったことを当初から認めていたことは事実であると考えられる。その上で、当委員会としては、Z 氏が抜き打ちの有高確認の検査であると弁解したとする供述は、その場で現金を返還できない状況であったことからすれば、合理性を欠くと言わざるを得ず、信用性に欠けると考えている。

いずれにしても、丙事案が発覚した当日は、支店長であった h 氏が不在であったため、r 氏及び s 氏は、発覚日の翌日に h 氏に対し、現金 20 万円が不足していることについて報告を行った。報告を受けた h 氏は、当該事実について Z 氏に確認したところ、Z 氏は現金の着服を認めた。

(5) 現金の横領又は窃取が発覚した後の本部への報告

h 氏は、同日（発覚日の翌日）には本部に報告を行わなかったが、その翌日（発覚日の翌々日）になり、α 支店の職員から本部への報告を求められたこともあり、本部への報告をするに至った。h 氏が、具体的に本部の誰に報告をしたかについては定かではないものの、当時理事長であった江尻氏は、丙事案が発生した当時において、その事実を承知していた記憶があると当委員会のヒアリングで述べている。このことからすれば、少なくとも江尻氏は、丙事案の発生直後から当該事案の発生について報告を受けていたと認められる。

また、当委員会のヒアリングにおいて、Z氏は、丙事案の発覚後にα支店において役員2、3名と面談した記憶であると供述していること、江尻氏は丙事案について少なくとも数名の役員で情報共有し、代表理事の協議に基づいて、Z氏を処分しないという決定を行った記憶であると供述していることから、丙事案の発覚後、Z氏が退職するまでの間に、江尻氏だけではなく、少なくとも代表理事の間では丙事案について情報共有されていたと認められる。

他方で、当時の役員の中には、丙事案については当組合における今般の公表後に初めて聞いたという者も複数いることから、当時の理事会等で正式な報告はなされていなかった可能性が高い。ただし、当委員会が行ったヒアリングやアンケートによれば、丙事案についてこれまでに噂程度であっても承知していたとする職員が多数いたことも明らかとなっている。このことからすれば、当時の役員においても、全く知らなかったとは考えがたく、少なくとも噂程度で耳にすることはあったと考えられる。

なお、当組合は三事案の公表にあたり、丙事案について、当時の支店長が本部への報告を行わなかったと説明していた。しかしながら、前述のとおり、実際には丙事案の発生後、支店長であるh氏から江尻氏をはじめとする本部への報告は速やかになされていたから、これは事実に反する説明であったと認められる。

(6) 被害弁償

犯行発覚日の翌日にh氏から指摘を受けたZ氏は、自身の犯行であることを認めた上で、早急に弁償する旨申し出た。

Z氏は、実妹に事情を話した上で、被害金額である20万円全額を用立ててもらい、それを支店に持参して被害弁償を行った。この被害弁償は、犯行がh氏に報告された当日かその翌日には行われた可能性が高い。

(7) 現金の横領又は窃取発覚時の現金管理状況

当時のα支店は、現在の同店舗とは異なり、店舗内に金庫室はなく、書類等を管理する部屋の中に施錠可能な金庫が設置されているという状況であった。

金庫の鍵は2本存在したとされており、鍵を保管する箱の中に施錠して管理されるのが原則とされていたが、実際には支店長であるh氏の机に無施錠の状態で管理されており、h氏、次長であったZ氏のほか、出納係が日常的に使用できる状態にあった。また、金庫の鍵は2本とも、帳簿等により使用状況の管理がされている状態ではなかった。

(8) 本部報告後の当組合の対応

当組合は最終的に丙事案について刑事捜査機関への告訴・告発・被害届提出等の対応のほか、監督当局への不祥事件等届出書の提出も行わなかった。これは丙事案の発覚に起因して甲事案等のその他の不祥事案も発覚する結果となることを恐れたためと推測される。

なお、江尻氏は、丙事案の発覚後、当時のα支店の職員をはじめとする事案内容を知る職員に対し、それを口外しないよう指示を行ったことが確認された。

また、Z氏については、その後依願退職の届出がなされ、これが受理されたことにより自己都合退職となっているが、退職金は規定どおり支給されており、減額等はない。

なお、Z氏は、当組合を退職した数か月後にA社に再就職したが、これは江尻氏の紹介によるものであったと認められる。第5編第1章5に記載したとおり、2008年3月にA社の株式はa氏らから譲渡されており、当組合の影響力の強い状況になっていたと考えられる。

第4章 その他判明した不正行為

当委員会は、類似事案の有無の調査も目的の一つに据え、その他の不正行為の有無についても可能な限り調査を行った。その結果、少なくとも以下のとおり、その他の不正行為（不正行為の可能性のあるものを含む。）が判明したので、その概要を報告する。

ただし、第 3 編で述べたとおり、本調査中には様々な調査遂行上の問題が発生又は発覚しており、そのために当委員会は本来的な調査対象である三事案の真相解明にあたり極めて地道な作業を余儀なくされた。また、当組合側の説明内容には様々な不自然な点や矛盾点があったことから、当該説明内容が事実か否かの確認作業にも相当の時間を割かざるを得なかった。

このような状況であったため、その他の不正行為の有無の調査については、当委員会として十分な調査時間を確保できなかった面があることも事実である。

したがって、当委員会としては、以下に述べるその他の不祥事件（及び、第 5 編第 1 章 1. (4) で指摘した甲事案に関する残された重要な問題）について、当組合において、これまでに蓄積された膿を出し切りステークホルダーに対する説明責任を尽くして失われた信頼を回復するという観点から、改めて詳細を調査し、真相を解明することを強く希望する。

なお、アンケート回答やホットラインへの通報の中では、以下に述べるものとは別の不祥事と思われる情報提供も複数あったことから、当組合においては、今後、顧客、組合員、職員等の関係者から積極的に情報を収集し、新たな不祥事の可能性のあるものについては幅広く積極的に調査を実施すべきである。

1 他の大口融資先への迂回融資

江尻氏、丈夫氏その他重要関係者へのヒアリングの結果、江尻氏の二代前の理事長であった勇夫氏時代から、甲事案とは別の大口融資先である U1 社に対して、遅くとも 2001 年頃、総額約 14 億円の迂回融資がなされていたことが明らかとなった。

具体的には、当組合が U1 社の関連会社である U2 社に対して総額約 14 億円を貸し付け、これが U1 社の新規事業開始のための準備資金・稼働資金等に使用された。江尻氏によれば、U2 社は U1 社のペーパーカンパニーであるとのことである。

U1 社への貸出金額は当時 20 億円程度あり、当組合の与信リミットとの関係で同社への新規融資は困難な状況であったため、U2 社を経由した迂回融資が実行された。当該迂回融資が行われた時期は遅くとも 2001 年頃であり、江尻氏によれば、四家氏の前任の勇夫氏が理事長だった時代から行われていたとのことである。

その後、U1 社の事業が成功し経営状況が非常に良好になったため、同迂回融資

金は U1 社及び U2 社の収益から全て返済された（当組合の融資履歴上、U2 社への融資は遅くとも 2014 年 6 月に完済となっている。）。江尻氏、丈夫氏その他重要関係者へのヒアリング結果によれば、当該迂回融資に対しては本件無断借名融資を利用した返済（実質的には迂回融資の無断借名融資への付け替え）はなされていないとのことである。

当組合の大口融資先一覧表（上位 50 先。基準日：2005 年 12 月 31 日）にも U2 社が上位にランクインしており、当組合から多額の融資がなされていた事実があること、上記のような新たな重大不祥事件をあえて虚偽説明する合理的理由はないことを踏まえると、江尻氏その他重要関係者の供述は十分信用でき、U2 社を利用して U1 社へ約 14 億円の迂回融資がなされていたことは事実であると認定した。

ただし、同迂回融資金の返済に本件無断借名融資は利用されていないという点については、前述のとおり本件無断借名融資の使途不明金がなお相当額存在するという本調査結果を考慮すると、安易に認定することはできない。上記使途不明金が返済に充てられていなかったかという点を中心に、当組合において返済経過及び返済原資を慎重に調査する必要がある。また、迂回融資に至った経緯等についても改めて調査する必要がある。

2 他の大口融資先への迂回融資の可能性

本調査の結果、甲事案とは別の大口融資先である V 社又はその関係法人に対して、つばさ信用組合と合併した 2002 年 7 月以前から、経営者親族名義又は別の関連会社名義で少なくとも 2 億円前後の迂回融資がなされていた可能性があることが明らかとなった。

V 社は 2004 年 3 月時点で単体で約 11 億円（関連債務先を加えると総額約 20 億円）の貸出金残高があり、上記 1 の事案同様、当組合の与信リミットとの関係で同社への新規融資は困難な状況であったことから、大口融資先の債務者区分のランクダウン又は経営破綻による当組合への悪影響を避けるため、経営者親族名義又は関連会社名義で迂回融資が行われていた可能性は十分あるといえる。また、関係者へのヒアリングによれば、V 社の代表者親族が運営していた関係法人の赤字を補てんするため迂回融資が行われていた可能性も示唆されている。V 社については 2006 年 3 月期に債務者区分が破綻懸念先にランクダウンし個別貸倒引当金の計上に至っていることから、関係法人支援のための迂回融資の可能性も十分ありうるところである。

また、本調査によれば、少なくとも経営者親族名義での貸付として名前の挙がっている v 氏及び w 氏については、当初から無断借名融資の候補としてもリストアップされていた名義であり、この点も当該名義が迂回融資に利用された可能性をうかがわせる事情の一つである。

迂回融資実行当時の担当者ではないものの、2017 年以降現在まで V 社の債権の管理担当者を務めている白岩氏も、当委員会のヒアリングに対して、V 社グループに関連して迂回融資が行われていた可能性があることを概ね認めている。その他の関係者へのヒアリングでも、V 社に関連して何らかの迂回融資がなされていた可能性が示唆されている。

以上の点から、当委員会としては、V 社又はその関係法人に対して迂回融資がなされていた可能性が相応にあると認定した。ただし、冒頭に述べた各種制約により、当該迂回融資の具体的な開始時期、迂回融資金額、迂回融資に至る経緯及び動機等の詳細については十分に調査できなかったため、当組合において、迂回融資の有無を含めて改めて詳細を調査する必要がある。

なお、本調査のヒアリングでは、役員をはじめ多くの関係者に対して三事案以外に何か不正行為や不祥事件はなかったかという点を質問しており、複数名の役員に対しては U1 社や V 社等の具体的な大口融資先名を挙げて質問もしていた。その中で、一部役員とのミーティングの際に V 社への迂回融資の可能性については若干言及こそされていたものの、2025 年 3 月に至るまで、U1 社への迂回融資の件や V 社への迂回融資の可能性の件が当委員会に明確に説明されることはなかった。大口融資先の債務残高や規模からすれば、少なくとも当時の代表理事らがこれらの迂回融資の件を把握していなかったとはおよそ考えにくいから、当委員会に対してこれらの迂回融資の件（少なくとも U1 社への迂回融資の件）が意図的に隠されていたと考えざるを得ず、極めて遺憾である。

3 他の大口融資先への迂回融資の画策

本調査の結果、2006 年 2 月頃、やはり甲事案とは別の大口融資先である W 社に対して、少なくとも、運転資金不足に対処するためペーパーカンパニーを設立して迂回融資を実行することが画策されていたことが判明した。

W 社は当時、坪井氏らが出向して事業支援をしていた大口融資先（2005 年 12 月時点で同社の融資残高は約 18 億 5000 万円）であり、利益率が低く経営状態が悪化して資金繰りに窮していた。坪井氏は、同社の運転資金不足に対処するため、上記方法による迂回融資を実行することを、他の出向職員や当組合職員と協議して画策していた。

しかし、坪井氏によれば、W 社関係者からも当組合関係者からも迂回融資はまずいという消極的意見が出されたため実行には至らず、ペーパーカンパニーの設立もなされなかったとのことである。また、坪井氏は迂回融資の件を、W 社代表者と同級生であった当組合職員（退職済み）に専ら相談しており当時の代表理事や事業支援部長等には話しておらず、結局は実務者協議レベルで不実施が決定されたこともあり、当時の代表理事は迂回融資を検討している件については把握してい

なかったとのことである。

坪井氏が作成した他の出向職員宛て連絡文書の中には以下の記載があり、少なくとも坪井氏において迂回融資の実行を画策していたことは事実である。

2 月 13 日役員会の議題の中に（中略）新法人を立ち上げる事の議題を追加していただきたい。

これは、新規融資を受けるためのペーパーカンパニーであります。ストレートにこのことを話していいものかは判断に迷うところです。しかし、やらないとしないのは明白です。（以下省略）

それに対して、①迂回融資の実行には至らずペーパーカンパニーの設立もなされなかった点、②当時の代表理事は上記迂回融資の件を承知していなかったという点については、そのような事実を裏付ける確たる証拠はなく、直ちに事実と認定することはできない。大口融資先であり正規融資は困難であるが、債務者区分のランクダウン又は経営破綻による当組合への悪影響が非常に大きいという当時の客観的状況を踏まえると、代表理事の承認・決定の下、X1 社グループの件と同様に迂回融資がなされていても何ら不自然ではないため、当組合において改めて詳細を調査する必要がある。

4 融資金の出資金への流用による大口出資金の獲得

本調査の結果、2024 年 3 月頃、本多氏が主導して代表理事の一部も承知した上で、不動産購入・運転資金名目の資金使途により取引先 2 社に融資を実行し、当該融資金を大口出資金（3 億円及び 1 億円の合計 4 億円）に流用させて出資を獲得していたことが判明した。

当組合は、2012 年 1 月に全信組連を通じて 200 億円の資本増強支援を受けたことに併せて、金融機能強化のための特別措置に関する法律（以下「**金融機能強化法**」という。）に基づく特定震災特例経営強化計画（第三次）を履行中である。計画実施期間は 2021 年 4 月から 2026 年 3 月までの 5 年間である。

本多氏によれば、当組合は、特別経営強化計画を金融庁に提出して金融機能強化法附則 16 条に基づく経営改善認定を上記計画期間満了前に前倒しで受けることを目指していたが、2023 年 3 月期において純資産額が 200 億円を下回ってしまい、同条 3 項 2 号に定める法令上の認定要件を満たさない事態となっていた。当組合は、金融機能強化法上の認定要件をクリアするため、2024 年 3 月期において純資産額 200 億円超を実現することとし、そのために本多氏が主導して出資増強を各取引先に依頼した。その結果、自己資金により出資増強に応じてくれた取引先が複数あったものの、いずれも一社当たり 500 万～1500 万円程度とそれほど高額で

はなく、金利上昇によって保有有価証券の評価損が発生する可能性等も踏まえると、純資産額 200 億円超を実現できるか不透明な状況であった。

そのような中で本多氏は、大口融資先 2 社に対して大口出資を依頼したが、両社から、協力したいが資金繰り等の関係から配慮してほしいという趣旨の回答を受けた（このうち少なくとも一社からは融資実行による協力を示唆されたようである。）。本多氏は上記純資産額 200 億円超を実現するため、上記 2 社に対して、不動産購入・運転資金名目で当組合からの融資を実行し、同融資金を出資金に流用してもらい大口の出資増強を獲得した。当該出資期間は 1 年間のみの約束であったため、現在上記 2 社からは脱退申込みを受けており、脱退により出資持分は払い戻される（実質的には当該出資持分の払戻金を原資として融資返済がなされる）予定となっている。

上記一連の行為は直ちに法令違反に該当するとは断定できないものの、稟議書等に記載された資金使途と異なる使途に融資金を流用させるものであり、かつ、実態としては当組合の内部資金が原資となって出資がなされているだけであって実質的な当組合の資本増強は生じていないと評価できるものであり、コンプライアンスの観点から非常に問題のあるものと言わざるを得ない。そのため、本報告書において不正行為として指摘することとした。

また、上記融資に係る常務会での審査においては、「理事長案件」という括りで処理され、通常であれば実施している運転資金の資金使途に対する妥当性の検証及び購入不動産の写真等による現地確認のエビデンスがないまま決裁を行っており（当組合の常務会議事録を確認しても、両融資案件とも出席者から何ら異議なく報告どおり了承されている。）、常務会審査におけるチェック機能・牽制機能が何ら働いていなかったという点でも非常に問題であると言わざるを得ない。

5 営業店又は当組合の業績偽装のための協力融資（期跨ぎ融資）の存在

本調査の結果、当組合において、営業店又は当組合の業績（貸出金実績）が好調であることを偽装するため、当該顧客の了承を得た上で、決算期又は仮決算期等の節目直前に融資取引を実行し、当該節目を過ぎた後（翌月等）に当該融資を完済処理する（当該期間の利息は、担当職員が負担することもあれば当該顧客が負担することもあった。）という協力融資（期跨ぎ融資。以下単に「**協力融資**」という。）が行われていたことが判明した。

本調査によれば、少なくとも 2009 年 3 月頃まではこのような協力融資が行われていたようであり、その後、当該協力融資が無くなったか否かについては、本調査の中で調査を尽くすことができず詳細不明である。ノルマ達成のためとはいえ顧客に対して無用な金利負担をさせるという形態での協力融資が現在まで継続しているとは考えにくい一方で、前述のとおり本件無断借名融資の使途不明金がな

お相当額存在するという本調査結果を考慮すると、営業店又は当組合の業績（貸出金実績）を偽装するため、当組合側の金利負担にて協力融資を実行し、当該金利負担分の原資を本件無断借名融資で工面していたという可能性も否定しきれないところである。

甲事案を筆頭とする他の重大な不祥事件と比較すると霞んでしまうものの、上記が仮に事実であればこれも一つの大きな不祥事件であるため、当組合において、慎重に事実関係を調査する必要がある。

6 代筆又は無断署名による手形書換えの黙認

当委員会による臨店調査の結果、平支店において、ある顧客の預金担保付手形融資であって長年書換えがなされてきたものにつき、遅くとも 2019 年頃以降、当該顧客から権限の委任を受けていないと思われる第三者が、借入申込書、約束手形、担保差入証書、表明保証書等の書類に代筆又は無断署名している可能性が客観的に高い事案があった。例えば、当該顧客の年齢・性別等を考慮すると署名の筆跡が明らかに不自然さ・違和感がある上、当該顧客自身が支店を訪れていないなどの事情も認められ、第三者が代筆又は無断署名している可能性を当組合が容易に認識することができるものであった。それにもかかわらず、第三者による手形書換えについて何らかの指摘がなされることはなく、それを黙認して書換手続を繰り返してきた。

第6編 本調査の到達点

本調査により、乙事案及び丙事案については概ね事実経過を確認することができたと考えられるが、甲事案すなわち不正融資の点については全容が明らかとなったとは言いがたい。それは、第4編第3章14.(2)及び第5編第1章1.(4)にも記載したとおり、本件不正融資により捻出された金銭の使途として、X1 社グループへの提供、乙事案に関する横領の補填、不正融資の利払という3点では説明のできない約8.5億円～10億円に及ぶ使途不明金の行方が全く明らかとなっていないからである。また、X1 社グループへの提供額についても、その合計額が約11億円であるという当組合の説明を裏付ける客観資料は確認できず、そのような事実を認定するには至らなかった。このようなことから、誠に遺憾ながら、甲事案に関する事実解明は未だ不十分という状況である。

そして、使途の明らかなでない金銭の一部については、第5編第4章に記載した新たに判明した不正行為の一環として、他の大口取引先への迂回融資の返済に充てられた可能性も否定できないと考えられるが、その他判明した不正行為に関しても当委員会では十分な調査を行うことができておらず、事実解明には至っていない。

以上のような状況のため、当委員会としては、甲事案すなわち本件不正融資の全容解明のため、また、その他判明した不正行為の全容解明のため、さらなる調査を要する状況にあると考えている。ただし、一定時点以前の融資履歴、口座履歴等の客観データは既に保存されていないことや、当組合からは積極的な関係資料の提出がなされないという状況を前提とすると、任意調査により全容解明を行うことには限界があると考えられる。

このような本調査の到達点からすると、本来であれば、これ以降に記載する、法令上の問題点、不正行為の原因分析や再発防止策の提言を論じる前提が十分に整っていないとも言えるのであるが、本報告書ではこれまでに判明した事実関係に基づいて、これらの内容を記載していることに留意されたい。

第7編 関係者の関与・認識、法令上の問題点

第1章 はじめに

当委員会は、不祥事の実事関係を調査し、その原因分析及び再発防止策の提言を行うことを主たる目的として設置されたものであり、関係者の法的責任を追及する目的で設置されたものではない。

しかし、本事案は、代表理事らの主導により、多くの役職員が関与して（又は関与させられて）組織ぐるみで約 20 年間の長期間にわたり法令違反行為を含む多くの不正行為が行われた前代未聞の事案であることから、例え概括的であっても法令上の問題点について指摘しておくことが、関係者のコンプライアンス意識の向上に寄与し再発防止に有効であると考え、本編を設けることとした。

本編では、当委員会が把握した法令上の問題点を概括的に指摘するが、①関係者の義務違反や責任の有無を正確に判断するために必要な事実関係についてなお不明な部分があるため可能性の指摘にとどまる箇所があること、②消滅時効や公訴時効等の時効の点については基本的に考慮していないことに留意されたい。

第2章 三事案における主要な役職員の関与・認識

1 甲事案における主要な役職員の関与・認識

(1) 迂回融資及び無断借名融資の方針決定への関与

甲事案である本件不正融資は 2004 年 3 月から 2024 年 10 月までの約 20 年間にわたり継続的に実行されており、当組合におけるその関与者は、第 5 編第 1 章に記載した詳細な事実経過に記載のある者ということになり、極めて多数に上る。その中でも重要な事実関係に絞って関与者を再度整理すると以下のとおりである。

2004 年 3 月 29 日、当組合は P1 社を通じた X1 社グループへの最初の迂回融資を実行したが、その決定には、少なくとも当時常務理事であった江尻氏、理事であった丈夫氏及び鶴岡氏が関与していたと認められる。同社を使った迂回融資はその後 2～3 か月程度の周期で繰り返し実行されたが、融資実行に関与していたのは理事長となった江尻氏、理事の丈夫氏及び鶴岡氏に加え、当時平支店長の猪狩氏、さらに出向者の f 氏であった。

最初の無断借名融資が 4 件について実行されたのは 2007 年 3 月であるが、その決定には、少なくとも当時代表理事であった理事長の江尻氏、専務の丈夫氏、常務の鶴岡氏及び片寄氏が関与していたと認められる。また、最初の無断借名融資に関しては、出向者であった f 氏及び白岩氏が名義を提供してこれに協力した。

その後も、2007 年 4 月に 6500 万円、同年 5 月に 5100 万円、同年 6 月に 3500 万

円の迂回融資が P1 社を通じて実行されたほか、2007 年 8 月には別の関連会社である P2 社を通じて 6500 万円、さらに同年 9 月にも同社を通じて 6500 万円、同月には P1 社を通じて 6000 万円の迂回融資が実行されたが、これらの迂回融資の決定についても当時の代表理事らが関与していたと考えられる。

2007 年 12 月には PC 三社を通じた迂回融資から無断借名融資に切り替える方針が決定され、この決定を行ったのも当時の代表理事ら（江尻氏、丈夫氏、鶴岡氏、片寄氏）であったが、当該方針を決定した協議には代表理事のほか、常勤理事の下山田氏、根本氏、加澤氏、猪狩氏、常勤監事の大竹氏も出席していた。このような方針に基づいて、当組合は 2007 年 12 月及び 2008 年 3 月に多数の無断借名融資を実行した。

A 社施設の売却を経て 2008 年 12 月頃から再び無断借名融資が実行されるが、その方針の決定や名義候補の協議・検討を行っていたのも、江尻氏、丈夫氏、鶴岡氏、片寄氏などの代表理事らであった。

2009 年 5 月及び 6 月頃には、定期預金を担保として実行されていた借名名義での預金担保融資を解消する方針のもと、切り替えのために各理事が 3 件の名義を用意することが協議されたが、このような協議を行ったのも江尻氏、丈夫氏、鶴岡氏、片寄氏ら代表理事に加え、下山田氏、猪狩氏などの理事であった。

2008 年から 2010 年にかけて、当組合本部にて、X1 社グループへの迂回融資及び無断借名融資の状況、資金繰りの状況を確認するとともに、その後の資金繰りへの対処方針や a 氏らへの対応方針について協議することを目的とした対策会議が複数回開催されていた。このような対策会議への出席者はその都度異なっているが、代表理事（江尻氏、丈夫氏、鶴岡氏、片寄氏）、常勤理事（下山田氏、加澤氏、猪狩氏、根本氏、星氏）、常勤監事（大竹氏、神田氏）、出向者（f 氏、白岩氏、坪井氏、d 氏、i 氏）が出席するのが通常であった。各対策協議における出席者の詳細は第 5 編第 1 章に記載したとおりである。

また、2010 年 7 月に本件不正融資による X1 社グループへの提供額を確認する債務承認書を a 氏及び b 氏から徴求したが、当該手続に関与したのは丈夫氏、鶴岡氏、片寄氏、猪狩氏、f 氏、坪井氏、d 氏であった。

東日本大震災後も当組合は無断借名融資を継続したが、その決定を行ったのは、当時の代表理事ら（江尻氏、丈夫氏、鶴岡氏、片寄氏）であった。

(2) 無断借名融資の実行への関与

X1 社グループへの資金提供を目的とする迂回融資又は無断借名融資は、出向者が事業支援部長の猪狩氏に報告し、その後に猪狩氏が専務の丈夫氏に報告し、代表理事（江尻氏、丈夫氏、鶴岡氏、片寄氏）間で協議して借入名義及び実行店舗が決定されていたと認められる。

無断借名融資の実行にあたり必要となる名義は多数の役職員が提供していたことが確認されているが、少なくとも江尻氏、丈夫氏、鶴岡氏、片寄氏、猪狩氏、根本氏、加澤氏、下山田氏、作山氏、志賀氏、神田氏、坪井氏、矢吹氏、山野辺氏、夏井氏、坂本氏、j 氏、p 氏、d 氏、f 氏、n 氏が提供したことが確認された。なお、役職員がその親族、友人、知人の名義を提供することがあったほか、支店長が当該店舗の既存顧客の中から適当な顧客を選択して無断借名融資用の名義として提供していた事例もあり、そのような関与をしていた支店長も複数名いた。

また、使用する名義が確定した後は、借入申込書の記載・作成が必要となるが、2012 年 7 月～9 月頃に作成されたと思われる無断借名融資リストからすれば、25 名もの役職員が借入申込書への債務者名や保証人名の記入作業を手伝っていたことが確認された。また、そこには当時の常務や本部の部長・副部長だけでなく、支店の支店長も含まれていた。

借入申込書が担当の支店に交付された後は、当該支店の融資担当者及び支店長が関与して貸出稟議書が作成され、本部に申請されていた。無断借名融資が実行された店舗は、郷ヶ丘支店、旧小名浜支店、旧鹿島支店、塩屋崎支店、平支店、湯本支店、本店営業部、四倉支店、江名支店、玉川支店、植田支店、勿来支店、泉支店、内郷支店、旧本庁前支店、旧中之作支店であり、のべ 16 店舗に及ぶ。

貸出稟議書を受領した本部の審査担当部署（審査部、融資部）では、本件迂回融資及び無断借名融資の存在が事前に担当者に周知されていたことから、印鑑証明書が付されていない等の明らかに不備のある融資稟議が支店から届いた場合にも、そのまま承認オペレーションを実行するという取り扱いが定着し、実行されていた。また、本部での決裁は、審査部・融資部での決裁の後、融資金額に応じて、代表理事を含む役員の決裁が行われていた。このように、各融資について複数の役職員が決裁過程に関与していたから、これによっても多数の役職員が本件不正融資に関与していた、又は少なくともその存在を認識していたと考えられる。

融資が承認された後は、当該営業店で口座から出金処理がなされ、主として出向者が当該金銭を受け取って通常融資分の返済口座への入金・その他支払（振込）を実行したり、金銭を X1 社グループ担当者に提供したりしていた。営業店では融資担当者や支店長らが出金処理に関与していた。

(3) 無断借名融資の管理への関与

2011 年 3 月以降の無断借名融資の管理は、時期に応じて、丈夫氏、猪狩氏及び坪井氏が役員として名義選定等の統括的な作業を担当するとともに、その指示のもとに d 氏及び e 氏という管理実務担当者が無断借名融資リスト等のデータの作成・管理、期日管理、借入申込書・金銭消費貸借契約証書の作成、印鑑の購入、融資金の出金、利息金の支払等を行っていた。

無断借名融資の償却に関しては、代表理事や管理担当役員である丈夫氏、猪狩氏及び坪井氏が償却対象とする融資名義を決定して延滞させた上で、自己査定担当者（j 氏及び p 氏）とも協議しながら償却の手続を行っていた。償却に際して自己査定担当者は償却理由（回収不能経緯、債務者の状況、保証人の状況等）を記載した無税直接償却明細書を作成していた。また、無税直接償却の決定に対しては、理事長が決裁していたほか、最終的には常務会において償却の内容が報告されていた。

(4) 隠蔽措置への関与

無断借名融資に関する期日案内通知については管理担当役員による抜き取りが行われており、期日案内通知を送付することを担当していた事務管理部としても、そのような抜き取りが行われていることは認識していたものと考えられる。

また、預金担保付きの無断借名融資の中には、担保となる定期預金証書が偽造されていた事例が確認されており、指示を受けて定期預金証書を偽造する作業を実施していた役職員が存在した。

監査部担当者による内部監査では、監査担当者への事前の指示に基づいて、印鑑証明書が添付されていないといった不備のある無断借名融資の債権書類を監査した場合にも、意図的に指摘せずに見逃すという取扱いが行われていた。

(5) 小括

以上のとおり、本件不正融資の方針決定には当時の代表理事、その他の常勤理事及び常勤監事、X1 社グループへの出向者が深く関与していたほか、無断借名融資の実行及び管理に関しては、名義を提供した役職員、営業店の支店長及び融資担当者、本部の審査担当者、内部監査担当者、償却に関わる自己査定担当者など、より広範囲の役職員が関与していたと認められる。そして、本件不正融資が長期間にわたり多数実行されていたことから、結果として多数の役職員がこれに関与することとなった。

また、そのようなために、直接的に本件不正融資の方針決定や実行及び管理手続に関与しておらず、また、詳細な手口や内容を正確には認識していないとしても、何らかの不正融資が存在していると認識していた役職員はより多数に及ぶと考えられる。ただし、その時点における無断借名融資の件数や総額といった全体像は、管理担当役員、管理実務担当者及びそれらの者から説明・報告を受ける代表理事など、限られた役職員のみが認識していたと考えられる。

2 乙事案における主要な役職員の関与・認識

詳細は第5編第2章に記載したとおりであるが、その中で重要な事実関係に絞っ

て関与者を再度整理すると以下のとおりとなる。

(1) 1 回目の横領発覚時における隠蔽の方針決定への関与

2013 年 5 月中旬から同年 6 月頭頃までの間に Y 氏による横領が初めて発覚したが、当該横領の事実は、山野辺氏による調査を経て、少なくとも、当時の常勤役員 8 名全員（①代表理事であった江尻氏、丈夫氏、鶴岡氏及び片寄氏、②常勤理事であった星氏、猪狩氏及び下山田氏、③常勤監事であった神田氏）との間で共有された。

その後、上記代表理事 4 名の協議によって、Y 氏の横領による損失を穴埋めして当該横領事件を隠蔽する方針が決定されると共に、Y 氏を処分せず引き続き β 支店で勤務させる方針も決定された。これらの方針は、丈夫氏及び江尻氏が中心となって決定され、最終的に江尻氏が承認した。これに対し、本調査によっても、当時の常勤理事及び常勤監事が上記方針決定に関与したことを認定するに足る証拠は見当たらなかった。

また、Y 氏の横領発覚を受けて、職員による横領の発生を防止するための体制整備や体制の改善等がなされた形跡は伺われなかった。なお、2014 年 2 月頃には定期預金等を顧客から預かる場合の預り証交付の徹底や自店検査・監査部監査の検証徹底等の改善措置が取られているが、これは Y 氏の横領発覚を受けての対応ではなく、別件の g 氏の横領発覚を受けての対応に過ぎない。

(2) 2 回目の横領発覚時における隠蔽の方針決定への関与

2014 年 9 月初めに Y 氏による横領が再び発覚したが、当該横領の事実は、やはり山野辺氏による調査を経て、少なくとも、当時の代表理事であった江尻氏、猪狩氏及び星氏、当時の常勤理事であった下山田氏及び坪井氏、並びに、当時の常勤監事であった神田氏との間で共有された。

その後、上記代表理事 3 名の協議により、1 回目の横領発覚時と同様、Y 氏の横領による損失を穴埋めして当該横領事件を隠蔽する方針が決定されるとともに、Y 氏を今回も処分しない方針も決定された。主に猪狩氏及び江尻氏が中心となって内容が固められ、星氏は積極的な発言・提案等はしなかったものの当該方針について特段の異議を述べなかった。当該方針についても最終的には江尻氏が決定・承認した。これに対し、本調査によっても、当時の常勤理事及び常勤監事が上記方針決定に関与したことを認定するに足る証拠は見当たらなかった。

また、2 回目の横領発覚時の損失の穴埋め原資には本部現金を流用することが決定されたが、これは主に猪狩氏が山野辺氏に対して確認を取る等して方法を検討し、上記代表理事 3 名で協議して決定された。この点についても最終的には江尻氏

が決定・承認した。

2 回目の Y 氏の横領発覚を受けても、職員による横領の発生を防止するための体制整備や体制の改善等がなされた形跡は伺われなかった。

(3) 本部現金勘定による穴埋めの決定への関与

当時の代表理事 3 名の協議により、本部現金勘定（本部現金）を流用して、Y 氏の再度の横領による損失の穴埋め作業をすることが決定された。

(4) 資料の処分の決定への関与

乙事案の発覚を防止するため、江尻氏の決定承認の下、江尻氏又は猪狩氏が山野辺氏に指示を出し、指示を受けた山野辺氏において、乙事案に関する調査結果資料など一切の資料及びデータを廃棄した。

(5) Y 氏退職後の対応の決定への関与

Y 氏の退職前又は退職後のいずれかの時期において、江尻氏は、神田氏、猪狩氏、山野辺氏等の乙事案を把握している少数のメンバーと協議し、あるいは助言を受ける等した上で、遅くとも 2015 年中に、会社を設立させて同社に不動産関係の事業を行わせて収益を上げさせて当該収益の中から当組合に横領金を返済させていくという返済方針を決定した。

同方針に従い C 社が設立され、合計 3 棟のアパートを同社に購入させて不動産経営を行わせたが、結局、2018 年 4 月にアパート 3 棟を全て売却させて融資金を回収する形で C 社の事業は事実上終了し、同社の収益を横領金の返済に充てるという計画は実現しなかった。

(6) 小括

以上のとおり、いずれの横領発覚時においても、当時の常勤役員の全員又は相当数の間で横領の事実が共有され、隠蔽、Y 氏不処分、損失の穴埋め方法等の方針は当時の代表理事の協議によって決定された。乙事案に関する資料類の処分は江尻氏の決定の下で実行された。Y 氏を処分しないことについて異議又は疑問を呈した役員はいたものの、乙事案の隠蔽について疑問を呈したり、隠蔽の回避のため具体的な行動をとったりした役員はいなかった。

3 丙事案における主要な役職員の関与・認識

詳細は第5編第3章に記載したとおりであるが、その中で重要な事実関係に絞って関与者を再度整理すると以下のとおりとなる。

(1) 丙事案の隠蔽の方針決定への関与

Z氏による現金の横領又は窃取が発覚した2日後にはh氏が本部に報告を行ったが、丙事案が公になることで甲事案についても発覚することを懸念し、丙事案を隠蔽することが決定された。h氏から報告を受けた役職員及び隠蔽の決定に関与した役職員は不明であるが、少なくとも当時の理事長であった江尻氏が報告を受け、隠蔽を決定・最終承認したことは間違いない。

当時の職位から言えば、少なくとも専務であった丈夫氏は江尻氏同様に報告を受け隠蔽の方針決定に関与していた可能性が否定できないが、関係者の記憶が曖昧なこともあり、丈夫氏が関与したことを認定するに足りる確たる証拠までは見当たらなかった。

(2) 小括

以上のとおり、Z氏による現金の横領又は窃取が発覚した2日後には、本部に対し当該事案発生が報告が行われており、その後少なくとも当時の理事長であった江尻氏が当該事実を認識した上で、隠蔽の決定・最終承認がなされている。したがって、丙事案については、少なくとも江尻氏においてその発生を認識し、隠蔽に関与していた。

第3章 法令上の問題点

本章では、各事案に関する主な法令上の問題を、刑事法上の問題と民事法上の問題とに分けて整理することとする。また、前記第1章で検討した内容に基づく役員
の民事上の責任(任務懈怠責任)についてもこの中で言及することとする。

1 甲事案に関する法令上の問題

(1) 刑事法上の問題点

ア 借入申込書の作成(文書偽造)

本件無断借名融資に関しては、役職員らが、自らの親族、知人、場合によっては関係性のない顧客の名義を借り、名義人本人の了承なく作成された借入申込書、金銭消費貸借契約書又は約束手形(以下「借入申込書等」という。)に基づいて融資が実行されている。具体的には、借入申込書等の名義人ではない

当組合の役職員が、借入申込書等の必要事項など記入した上で、名義人の了承なく当組合の役職員により用意された印鑑による押印や署名を行っていた。

刑法 159 条 1 項は「行使の目的で、他人の印章若しくは署名を使用して権利、義務若しくは事実証明に関する文書若しくは図画を偽造し、又は偽造した他人の印章若しくは署名を使用して権利、義務若しくは事実証明に関する文書若しくは図画を偽造した者は、3 月以上 5 年以下の拘禁刑に処する」と定めている（有印私文書偽造罪）。

本件では借入申込書等は当組合と被借名名義人との金銭消費貸借契約に係る権利義務を生じさせる文書であり、「権利、義務に関する文書」に該当するといえ、そのような文書を作成権限のない当組合の役職員らが被借名名義人の印鑑を準備の上押印し、署名したことは、「他人の印章若しくは署名を使用して権利、義務若しくは事実証明に関する文書若しくは図画を偽造し」たものと評価できる。

また、「行使の目的」については、「当該文書が偽造文書であることを知らない他人」に交付・提示等して、その閲覧に供し、その内容を認識させ又はこれを認識しうる状態に置くことを要するとされている。無断借名融資の実行過程で借入申込書等の文書を目にする当組合の役職員らはいずれもそれが偽造文書であることを認識していたと考えられるが、借入申込書等作成の際には筆跡が全て同じにならないように細工していたりするなど、無断借名融資であることを知らない職員に対して、又は将来的な内部監査や会計監査人監査を含む外部監査の際に融資に実在性を疑わせないための材料とすることも見据えていたことからすると、「行使の目的」が肯定される可能性も十分にある。

有印私文書偽造罪の成否は個別の借入申込書等作成時の事実関係次第であることから、一律に成否を判断することはできないものの、以上のとおり同罪が成立する可能性は十分にあると考えられる。

イ 迂回融資及び無断借名融資の実行（背任）

2004 年 3 月から 2011 年 3 月頃まで、当組合は X1 社グループに対して本件不正融資の方法により金銭を提供していたが、当時の X1 社グループの収支及び財務状況からすれば、少なくとも当該期間のうち後半は、それらの不正融資により提供した金銭を最終的に回収できる可能性が高いとは言えない状況にあったものと考えられる。東日本大震災という予期の難しい天災の発生が引き金になったとはいえ、最終的に X1 社グループ社の事業は停止となり、正規融資分についても回収困難として償却されることとなったことからしても、不正融資の実行時点での回収可能性は乏しいものであった可能性が高い。実際に、これらの不正融資が実行された当時の当組合の代表理事らの認識は、資金提供をする

ことでX1 社グループ各社が健全化し、将来的に正規融資も含めて提供した金銭の全てが返済されることを期待していたというよりも、X1 社グループが破綻した場合の当組合への影響への懸念から破綻を避けるために資金提供を行うというものであったことが窺われる。しかも、無断借名融資については資金提供の都度合意書を締結したり領収書を徴求したりすることすら行わず、ようやく2010 年 7 月に至って債務承認書を取得するという対応であり（その後 2011 年 3 月までの間に追加して提供した金銭については債務承認もない。）、X1 社グループの側から金銭提供の事実や返済義務を否認される可能性もあった。

このように回収可能性が乏しい中で多額の不正融資を実行したことが、「他人のためにその事務を処理する者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は本人に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、本人に財産上の損害を加えたときは、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。」と定める刑法 247 条に該当しないかという点も検討が必要である。同条に該当するためには、①「他人のためにその事務を処理する者」が、②「自己若しくは第三者の利益を図り又は本人に損害を加える目的」で、③「任務に背く行為」をし、④本人に「財産上の損害」を加えたこと等の要件を充足する必要がある。

本調査では、役員らが自己の金銭的な利益のために本件不正融資を行った事実は確認されていないことから、「自己若しくは第三者の利益を図…る目的」（自己又は第三者図利目的）の有無が問題となる。

「自己若しくは第三者の利益を図…る目的」が認められるには、①少なくとも任務違背行為に及ぶにあたって自己又は第三者の利益を図ることについての認識・認容があり、かつ、②同行為に及んだ主たる動機が本人の利益を図るためではなかったと認められることが必要であるなどと解されている。また、自己図利目的は、自己の財産上の利益を図る場合のみならず、問題の表面化により、これまで培ってきた自己の地位又は信用の失墜、あるいは、自己に対する社会的・道義的責任、民事・刑事責任等の追及を回避すること、すなわち、自己保身の目的を含むと解されている。¹⁴

以下に詳細に述べるとおり、当委員会としては、少なくとも一定時点以降に実行された本件不正融資は回収見込みの乏しい中で実行されていることから、自己図利目的及び第三者図利目的が認められるとともに、主たる動機が本人（当組合）の利益を図るためではなかったと認められ、背任罪の成立可能性があると考えられる。

¹⁴以上につき、都市銀行の頭取が、実質倒産状態にある融資先企業グループの各社に対し、客観性を持った再建・整理計画もないまま、赤字補てん資金等を実質無担保で追加融資したことに關して特別背任罪に問われた事件について、図利目的を肯定して有罪・実刑を言い渡した札幌高判平成 18 年 8 月 31 日高等裁判所刑事裁判速報集平成 18 年 368 頁（拓銀事件）参照。なお、同判決は最判平成 21 年 11 月 9 日最高裁判所刑事判例集 63 卷 9 号 1117 頁により是認されている。

すなわち、当時の役員らは、X1 社グループの経営状況が悪化し、債務者区分の引き下げを行ってしまった場合には多額の貸倒引当金を計上する必要があり、当組合の存亡に関わるという危機感から本件不正融資を開始するに至っている。このような経緯からすると、本件不正融資は当組合の存続を目的としていた（すなわち主たる目的は当組合の利益を図るためであった）と考える余地があるが、回収の見込みもないのに融資を行っていたということであれば、無制限に損害が拡大するのみであって根本的な解決にならず、結局のところ当組合の利益にならないことは明らかであるから、実際には主たる目的は目の前の問題をただ先送りしたいという自己保身であったという認定になりうるため、本件不正融資の時点における債権回収見込みが客観的にいかなるものであったか、本件不正融資の実行時に当組合の意思決定者がそれをどのように認識していたかが重要な判断材料になる。

当組合は、X1 社グループの経営状態を把握するために 2004 年以降同グループへ出向者を派遣して、不動産等の資産売却などの経営改善策を講じさせており、X1 社グループへの本件不正融資により当面の窮地を乗り切った上で経営の改善を図ることで、将来的にはX1 社グループに対する正規融資債権及び本件不正融資により生じた債権を回収する旨の構想を立てていたものとも考えられる。しかし、実際にはX1 社グループの業況は回復の兆しを見せず、毎月の運転資金にも窮する状況となっていたことから、それに対応するための場当たり的な融資がなされており、実現可能性のある事業計画に基づいて計画的な融資が行われていたとは認められない。実際に、X1 社グループへの正規融資の残高は、2003 年 3 月末時点で約 47.7 億円であったものが、2004 年 3 月末には約 49.3 億円、2005 年 3 月末には約 50.8 億円、2006 年 3 月末には約 55.2 億円、2007 年 3 月末には約 53.9 億円と推移しており、このような中での本件不正融資は、計画性のない先延ばし・延命措置であったと評価されてもやむを得ない。

以上の事情からすると、少なくとも一定時点以降の本件不正融資については、債権の回収見込みが著しく低いことを認識した上で融資を実行していたと考えざるを得ず、表向きは「当組合の存続のため」を標榜していたとしても、客観的にみてそれが当組合の利益にならないことは明らかであったし、当組合の意思決定者もそれを認識していたと考えざるを得ない。そうすると、実際には主たる動機は目の前の問題をただ先送りしたいという自己保身であったと認められ、本件不正融資行為には背任罪が成立すると考えることは十分可能である。

なお、他の金融機関から追加融資を受けることが困難な状況にあったX1 社グループに対し、回収見込みの乏しい状況の中で、本件不正融資という不当な方法により融資を行うことは、同グループ各社に金融上の利益という特別の利益

を与えるものであるから、第三者図利目的は比較的容易に認められるものと考えられる。

(2) 民事法・行政法上の問題点

ア 迂回融資に関する大口信用供与規制違反

信用組合が同一企業及びその企業グループに対して信用供与（融資）する場合、当該信用組合の自己資本の額に一定の率を乗じて得た額（「信用供与等限度額」）を超えてはならないという規制が定められている（協金法6条1項、銀行法13条1項）。これは、特定の企業及びそのグループに信用供与が偏ると、そのような大口融資先の業況悪化により融資が回収不能となった場合に、信用組合の健全経営に支障が生じるリスクがあるためである。

2002年7月のつばさ信用組合との合併後、当組合のX1社グループへの融資残高が2003年3月末時点で47億円を超えていたが、既に協金法及び銀行法に基づく信用供与等限度額を超過しており（協金法及び銀行法に基づく信用供与等限度額は自己資本の額に40%¹⁵を乗じて算出されるが、当組合の自己資本総額は2004年3月末時点で約76億円であり、その時点における限度額は約30億円であった。）、正規融資を追加することはできない状況であった。他方で、X1社グループの業況は芳しくなく運転資金が不足していたが、同社グループの財務状況が更に悪化して債務者区分の引下げにより多額の貸倒引当金を計上することとなった場合、自己資本比率が低下して組合の存続に関わるという懸念を有していた。

そこで2004年3月から当組合は関連企業への融資を通じた迂回融資によりX1社グループに対する資金提供を行うようになった。これは本来はX1社グループに対する信用供与と評価すべきものであるが、信用供与等限度額を超過した信用供与であるから、実質的には協金法及び銀行法の定める大口信用供与規制に違反していたと考えられる。

なお、2007年3月以降実施された本件無断借名融資も、そのうちX1社グループに資金提供された部分に関しては、実質的には協金法及び銀行法の定める大口信用供与規制に違反するものであったと考えられる。

イ 本件迂回融資に基づく債権債務の有効性

PC三社に対する迂回融資については、実際にはX1社グループへの資金提供

¹⁵ 2013年及び2014年の銀行法及び政令・内閣府令の整備に伴い、国際的スタンダードに適合することを目的として、2014年12月より、信用供与等限度額の比率は40%から25%へと引き下げられた。

目的でなされていたという問題はあるものの、当組合とPC三社との間で金銭消費貸借の合意の存在は認められることから、法的には有効な金銭消費貸借の合意であったと評価することができ、それに基づく債権債務も有効に生じていたと考えられる。

ウ 本件無断借名融資に基づく債権債務の有効性

本件無断借名融資については、そもそも債務者本人の認識しないところでその氏名等を冒用して借入申込書及び金銭消費貸借契約書が作成されていることから、名義人である債務者と当組合との間で金銭消費貸借の合意の存在は認められず、法的には有効な金銭消費貸借の合意があったと評価することはできない。したがって、それに基づく債権債務も有効は生じていない。このため、本件無断借名融資において名義を利用された本人が、それによって何らかの債務や責任を負うことになるとは考えられない。

エ X1 社グループへの返還請求の可否

本件不正融資によりX1社グループに提供された金銭について、今後当組合から同グループ側に対して返還請求を行うことができるのかという点については、まず、2010年7月29日付けの債務承認書で確認された金額（8億5370万円）は、債務者が返還義務を認めていることから、法的に返還請求権を行使することは可能であると考えられる。他方で、債務承認書における返還義務確認の対象外となっている提供資金については、そもそもそれを提供したという事実及び金額に争いが生じる可能性があるほか、そのような金銭の提供について返還を前提としたものであるのか（すなわち返還約束の存在）という点についても争いが生じる可能性があり、返還請求権の存在を主張・立証するには困難が生じると考えられる。

なお、このような返還請求権に関しては、消滅時効の問題及びX1社グループ側の返済資力の問題も別途生じるものと考えられる。

オ 無断借名融資における名義利用の個人情報保護法違反

当組合は、無断借名融資を行うにあたり、役職員に対して借入実行に用いるための名義の提供を募った。ここでいう名義の提供とは、文字どおり当組合が個人情報保有していない役職員の親族や知人の氏名その他の個人情報を役職員が本人の同意を得ずに組合に提供したという場合のほかにも、当組合で口座開設をしている（すなわち、当組合が既に個人情報を保有している）役職員の親族や知人の名義を無断借名融資のために利用してもよい旨の意思表示を本人

の同意を得ずに役職員が行った場合も含んでいる。

個人情報保護法では、個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人情報保護法 17 条 1 項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならず（同法 18 条 1 項）、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない（同法 19 条）と規定されている。なお、同法 19 条の違法又は不当な行為を「誘発」するおそれがある方法による個人情報の利用とは、個人情報の利用が原因となって、違法又は不当な行為が新たに引き起こされるおそれがあることをいい、個人情報取扱事業者が、当該個人情報取扱事業者自身の違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用する場合にも、同法 19 条の不適正利用に該当する。

当組合は、個人情報取扱事業者（同法 16 条 2 項）に該当して上記の規制が及ぶが、当組合による無断借名融資のための役職員の親族・知人名義の利用は、本来の利用目的を逸脱した目的での利用であり（同法 18 条 1 項）、役職員の親族・知人名義の利用が原因となって、無断借名融資に係る書類の偽造などといった違法・不当な行為を新たに引き起こすものでもある（同法 19 条）。

したがって、当組合による名義の提供の募集や当該名義の無断借名融資への利用は個人情報保護法にも違反する可能性が高い。

カ ディスクロージャー誌における虚偽記載

無断借名融資については、名義人である債務者と当組合との間で金銭消費貸借の合意の存在は認められず、法的には有効な金銭消費貸借の合意があったと評価することはできないから、本来は貸出金（資産）として計上すべきものではない。

したがって、無断借名融資に係る貸出金債権を計上することは誤った会計処理であり一種の粉飾決算ということになる。本調査による無断借名融資の実行状況からすれば、少なくとも 2008 年 3 月期以降は 10 億円以上、2013 年 3 月期以降の各年度では 20 億円以上の貸出金が過大計上されていたことになる。

信用組合は、「事業年度ごとに、業務及び財産の状況に関する事項として内閣府令で定めるものを記載した当該事業年度の間事業年度に係る説明書類及び当該事業年度に係る説明書類」を作成して公衆の縦覧に供することが求められており（協金法 6 条 1 項、銀行法 21 条 1 項）、この説明書類はディスクロージャー誌と呼ばれる。ディスクロージャー誌に記載すべき事項は銀行法施行規則 19 条の 2 に定められているが、「貸出金残高」及び「貸出金償却の額」もこれに含まれている。当該書類に記載すべき事項を記載せず、もしくは虚偽の記載をして公衆の縦覧に供した者は、1 年以下の懲役又は 300 万円以下の罰金に

処せられる（協金法 10 条 1 号の 2）。

当組合は、2007 年 3 月に最初の無断借名融資を実行し、その後も 2007 年 12 月及び 2008 年 3 月に多数の無断借名融資を実行していたことから、2008 年 3 月期のディスクロージャー誌における貸出金残高の記載（具体的には 977 億 9164 万円とされている）は過大計上であり、虚偽の記載であったこととなる。また、これ以降に作成されたディスクロージャー誌に関しても、貸出金残高が過大計上され、虚偽の記載であったこととなる。

当組合は、本件無断借名融資を実行してこれを認識しながら貸出金残高の過大計上を行っていたから、上述した虚偽記載の罪が成立する可能性がある。

また、貸出金残高の過大計上があったとすると、そのほかに貸借対照表を記載すべき業務報告書への虚偽記載の罪も成立する可能性がある（協金法 10 条 1 号・銀行法 19 条。罰則：1 年以下の懲役又は 300 万円以下の罰金）。

当組合は、かかる虚偽記載が確認できた場合、預金者や組合員等のステークホルダーに対して改めて正確な財務状況を開示するため、早急に、会計監査人とも協議して可能な限り遡って当該虚偽記載の訂正を行うべきである。

キ 本件無断借名融資を無税直接償却することの問題

本件無断借名融資のうち相当数のものは無税直接償却の対象となっており、当組合の貸出金（資産）は減じていることになる。しかし、前記 3 に記載のとおりそもそも本件無断借名融資は法的に有効な貸出金（資産）とは認められないから、これを貸出金（資産）として計上していることが誤っており、それを減じること自体はむしろ本来あるべき正しい内容の計上を実現する対応である。

無税直接償却により会計上は損失計上し、税務上は損金として扱うことになるが、これは本来であれば本件無断借名融資を実行して融資金が何らかの目的で利用された時点で行われているべき処理であるとも言える。この結果、無税直接償却が行われた 2012 年 3 月期以降において、計算書類に計上された法人税等の金額や実際に納付した金額が過少となっている可能性があり、この場合、法人税法第 159 条に抵触することになる。

ク 役員の任務懈怠責任

信用組合の役員は、組合に対して善管注意義務（中協法 35 条の 3、民法 644 条）を負い、同義務に違反し信用組合に損害を与えた場合、その損害を連帯して賠償しなければならないとされている（中協法 38 条の 2 第 1 項）。

そして、信用組合の理事は法令を遵守する義務（中協法 36 条の 3 第 1 項）を

負うから、理事が法令違反行為を行った場合、違法性を阻却する特段の事情が認められない限り、善管注意義務違反が認められる。また、法令違反行為でないとしても、著しく不合理な経営判断については同様に善管注意義務違反と評価されることになる。さらに、監事及び行為者ではない理事も、業務執行が適正に行われるよう監視する義務を負っているから、この監視義務を怠った場合も善管注意義務違反が認められる。

上述のとおり、本件迂回融資は、大口信用供与規制に違反するものであると同時に、回収可能性が十分に見込まれない中で実行されたものであり、法令違反行為であると同時に経営判断の内容も著しく不合理であるから、その実行に関与した役員には善管注意義務違反が認められる可能性が高いと考えられる。

また、本件無断借名融資についても、名義人に無断で借入申込書を作成するという文書偽造にも該当しうる著しく不当な行為に基づいて行われており、また、捻出された金銭につき十分な回収可能性のない中で実行されたものであり、法令違反行為であると同時に経営判断の内容も著しく不合理であるから、その実行に関与した役員には善管注意義務違反が認められる可能性が高いと考えられる。

さらに、本件迂回融資の実行に直接的に関与していないとしても、その存在や内容を認識していたものの積極的な是正措置を講じてこなかった理事及び監事については、監視監督義務を怠ったものとして善管注意義務違反が認められる可能性が高い。

2 乙事案に関する法令上の問題

(1) 刑事法上の問題点

ア Y氏による横領・詐欺

Y氏による着服の手口は複数あるが、①預金担保付手形貸付（部店長決裁の融資）を利用した手口、②本件貸引勘定を利用した手口に関しては、Y氏が当時融資担当以上の職位にあり稟議書や伝票の作成が可能であったこと、オペレータカードを使用して端末操作が可能であったこと、部店長印や検印者印を事実上盗用できる環境にあったこと等を考慮すると、当組合在籍中に業務上占有していた金員を無権限で領得したものと構成して、業務上横領罪が成立する可能性が高いと考えられる。

これに対して、③個人保証付手形貸付を利用した手口（おそらく本部稟議を通過させた手口）、④定期預金の解約・着服の手口、⑤個人ローンを利用した手口、⑥総合口座貸越を利用した手口に関しては、顧客による融資申込み又は預金解約申込みがあったように装うなど当組合に対して金員交付に向けられた

欺罔行為がなされていたと構成して、詐欺罪が成立する可能性が高いと考えられる。

なお、⑥総合口座貸越を利用した手口に関しては、当時、単に端末上（システム上）の操作をするだけで金員を領得できていた可能性もあることから、その場合には、電子計算機に虚偽の情報又は不正な指令を与えたと構成して、電子計算機使用詐欺罪が成立する可能性がある。

イ 証拠隠滅

江尻氏の決定の下に乙事案の調査に関する一切の資料及びデータを廃棄した行為については、Y 氏の横領罪又は詐欺罪等という他人の刑事事件に関する証拠を隠滅したものとして、証拠隠滅等罪（刑法 104 条）が成立する可能性があると考えられる。

ウ 現金勘定での穴埋め（ディスクロージャー誌への虚偽記載、背任の成否）

前述のとおり、信用組合はディスクロージャー誌を作成して公衆の縦覧に供することが求められており、当該書類に記載すべき事項を記載せず、もしくは虚偽の記載をして公衆の縦覧に供した者は、1 年以下の懲役又は 300 万円以下の罰金に処せられる（協金法 10 条 1 号の 2）。そして、当該書類に記載すべき事項の一つとして「貸借対照表」が挙げられている（銀行法施行規則 19 条の 2 第 1 項 5 号）。

当組合は、Y 氏の 2 回目の横領が発覚した 2014 年 9 月以降、本部現金（最大 1 億円とのこと）を流用して損失の穴埋め作業をしたが、このように本部現金を穴埋めに使用（費消）した事実については当組合の総勘定元帳等の会計帳簿に反映されておらず、したがって当時の貸借対照表（会社法上の計算書類、銀行法上の業務報告書に当たる。）にも反映されていなかったと考えられる。そうすると、遅くとも 2015 年 3 月期のディスクロージャー誌においては、貸借対照表上、当組合の現金が実態（実際の有高）よりも最大で 1 億円程度、過大に計上されていた可能性が高いと考えられる。

このような現金の過大計上は、ディスクロージャー誌への虚偽の記載に該当するのであり、これ以降に作成されたディスクロージャー誌に関しても現金残高が過大計上され、虚偽の記載であったこととなる。

当組合は、上記穴埋め作業を行っており実際には本部現金が最大 1 億円程度減少していたことを認識しながら現金残高の過大計上を行っていたから、上述した虚偽記載の罪が成立する可能性がある。

また、上記のとおり貸借対照表上、現金が過大計上されていた可能性が高い

ことからすれば、そのほかに業務報告書への虚偽記載の罪も成立する可能性がある（協金法 10 条 1 号・銀行法 19 条。罰則：1 年以下の懲役又は 300 万円以下の罰金）。

当組合は、かかる虚偽記載が確認できた場合、預金者や組合員等のステークホルダーに対して改めて正確な財務状況を開示するため、早急に、会計監査人とも協議して可能な限り遡って当該虚偽記載の訂正を行うべきである。

そのほか、本部現金の流用に関しては、決定及び実行した役員らに背任罪が成立しないかという点も問題となるが、結論としては成立する可能性は低いと考えられる。甲事案同様、自己保身等の目的が認められれば図利加害目的は肯定される余地があるものの、Y 氏の横領によって発生した損失の穴埋めに本部現金を流用しただけであれば、当組合の全体財産の減少は認めがたく、「本人に財産上の損害を与えた」（刑法 247 条）という構成要件を満たさない可能性が高いと思われる。

エ 役員らによる資金提供及び返還

当組合の説明によると、Y 氏の 1 回目の横領発覚時に当時の役職員 6 名で合計 6500 万円の自己資金を当組合に提供し、同資金を損失の穴埋めに使用し、後日、本件無断借名融資で返済原資を作出し各資金提供者に返還したとのことである。

第 5 編第 2 章 5. (3) で詳述したとおり、本調査では資金提供の事実も当組合からの返還の事実もいずれも積極的に認定することはできないという結論に至ったものであるが、仮に、役員らによる資金提供の事実はなかったが当組合から役員らに対して何らかの金員交付があったという場合には、当該金員の交付又は受領について、①背任罪（管理担当役員が、資金提供がなされていないことを知りながら当該役員の利益を図るために金員を交付していた等の場合）、②詐欺罪（当該役員が、資金提供をした旨の欺罔行為に及んでいた等の場合）、③業務上横領罪（管理担当役員が、自身の管理期間中に自らに金員交付をしていた等の場合）が成立する可能性が否定できない。

(2) 民事法上の問題点

ア 行為者への損害賠償請求の可否

Y 氏による着服行為によって当組合に損害が生じたことは事実であるから、雇用契約上の債務不履行責任又は不法行為責任のいずれかの法律構成によって、当組合の Y 氏に対する損害賠償請求権が成立することは争いがないと思わ

れる。

ただし、前述のとおり当組合から Y 氏に対して返済を請求したことはなかった（少なくとも本調査において確認した記録上、当組合が Y 氏に返済請求をした事実は確認できていない。）ため、特に消滅時効が完成していないかという点を慎重に検討する必要がある。

イ 役員の任務懈怠責任

①信用組合の役員が組合に対して善管注意義務を負い、同義務に違反し信用組合に損害を与えた場合は当該損害を連帯して賠償しなければならないこと、②信用組合の理事が法令違反行為を行った場合、違法性を阻却する特段の事情が認められない限り善管注意義務違反が認められること、③法令違反行為でないとしても著しく不合理な経営判断については同様に善管注意義務違反と評価されることは前述のとおりである。

乙事案に関しては、まず乙事案の隠蔽を決定した点については、後述の不幸事件の届出義務に違反する法令違反行為であるから、その決定に関与した役員には善管注意義務違反が認められる可能性が高いと考えられる。また、乙事案の隠蔽決定に対してその回避又は是正のために具体的行動を取らなかった役員についても、監視・監督義務を果たしたとは到底認められないから、善管注意義務違反が認められる可能性が高いと考えられる。

さらに、乙事案の調査に関する一切の資料及びデータの廃棄を決定し実際に廃棄した点については、前述のとおり証拠隠滅罪に該当する法令違反行為であり、かつ、Y 氏の刑事告訴又は Y 氏に対する損害賠償請求を著しく困難にさせる行為であって経営判断の内容としても著しく不合理と言わざるを得ないから、その決定及び実行に関与した役員には善管注意義務違反が認められる可能性が高いと考えられる。

加えて、Y 氏の 1 回目の横領が発覚した後、当時の代表理事は、明らかに懲戒解雇相当である行為を行った Y 氏に対して何らの処分も行わないことを決定し、金銭の管理に関わらない部署・業務へ変更させるといった最低限の防止策さえとることもせず、Y 氏の横領手口を Y 氏から聞き取り、職位が高くない職員であっても単独で横領を行うことができるような状況を把握しながら、管理体制の改善を全く行わなかった。このように何ら対策を取らずに漫然と Y 氏に 2 回目の横領を許した点についても、役員らの善管注意義務違反と評価される余地がある。

これに対して、Y 氏に対して損害賠償請求を行わなかった（積極的な債権回収措置を取らなかった）点については慎重に検討する必要がある。Y 氏が当時犯行を自白していたことや山野辺理事による調査が相当程度進められていたこ

とを考慮すると、当組合が損害賠償請求権の存在を証明して勝訴し得る高度の蓋然性はあったといえるものの、Y 氏の当時の財産状況に照らすと仮に勝訴したとしても債権回収が確実であったとは断言できず、また、訴訟追行等で見込まれるコストを上回るだけの回収が期待できたとも必ずしも断言できないから、この点について役員の善管注意義務違反を直ちに認めることは困難と考えられる。

3 丙事案に関する法令上の問題

(1) 刑事法上の問題点

ア Z 氏による横領又は窃盗

丙事案において Z 氏が α 支店の金庫内から現金 20 万円を持ち出した行為については、金庫内の現金が Z 氏の占有下・管理下にあったといえる場合には業務上横領罪（刑法 253 条）が成立し、占有下・管理下になかったといえる場合には窃盗罪（刑法 235 条）が成立することとなる。

この点について、支店における金庫の鍵の管理責任者は原則的には部店長とされていることからすれば、支店の金庫内に保管されている現金については原則として部店長の占有下・管理下にあることとなり、Z 氏には金庫内の現金について占有がなく、窃盗罪の構成要件に該当するとも考えられる。

他方で、丙事案発生時の α 支店において、金庫の鍵は 2 本存在しており、その管理は支店長であった h 氏と、次長であった Z 氏が行っていた。加えて、当時の α 支店においては、抜き打ちの現金有高検査を次長である Z 氏が定期的を実施しており、その方法は、金庫内の現金の一部を次長である Z 氏が抜き取り、出納係による現金有高確認が正確に実施されているかどうかを確認するものであった。これらのことからすれば、少なくとも当時の α 支店においては、支店長である h 氏だけでなく、次長である Z 氏も金庫内の現金に自由にアクセスできていたから、Z 氏に事実上、金庫内現金についての占有・管理権限があったとも考えられる。このような状況からすれば、窃盗罪ではなく業務上横領罪が成立する余地もある。

イ 証拠隠滅

丙事案に関しては、現金横領又は窃取の事実を知りながら、当該事実の発覚を防ぐために当局への不祥事件の届出や告訴・告発を行わなかった事実が認められるほか、江尻氏は Z 氏の現金横領又は窃取の発覚を防ぐため、当時の α 支店の職員をはじめとする事案内容を知る職員に対し、それを口外しないよう指

示したことが認められる。しかし、江尻氏による指示の具体的内容を特定することは困難であり、いずれにしても他人の刑事事件に関する証拠を隠滅したとまでは評価できないことから、証拠隠滅等罪（刑法 104 条）が成立する可能性は低いと考えられる。

(2) 民事法上の問題点

ア 役員の任務懈怠責任

丙事案の隠蔽を決定した点については、後述の不祥事件の届出義務に違反する法令違反行為であるから、その決定に関与した役員には善管注意義務違反が認められる可能性が高いと考えられる。また、丙事案の隠蔽決定に対してその回避又は是正のために具体的行動を取らなかった役員についても、監視・監督義務を果たしたとは到底認められないから、善管注意義務違反が認められる可能性が高いと考えられる。

なお、Z 氏は退職にあたり、自己都合退職として処理され、退職金が満額支給されているが、現金の横領又は窃取は懲戒免職に相当する行為であるから、退職金は不支給とするか、あるいは相当な減額を行う余地もあったと考えられる。このような観点から、丙事案の発生を知りつつ、退職金の満額支給を承認した判断は実質的に不当であったとの評価も考えられるが、そのような対応が法令や内規に違反する行為であるとはいえず、また、著しく不合理な経営判断であるともいいきれないため、善管注意義務違反を直ちに認めることは困難と考えられる。

4 その他の法令上の問題

(1) 届出義務違反

甲事案及び乙事案の事後処理は当組合そのものが組織的に実行したものであり、また、乙事案及び丙事案に関しては職員による横領行為を早々に把握しながら、当組合は当局に対し何ら届出を行うことはなかった。

信用協同組合は不祥事件が発生したことを知った日から 30 日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならず、（協金法 7 条の 2 第 1 項、同法施行規則 111 条 1 項 23 号、同条 9 項 1 号）これを怠った信用協同組合の役員には百万円以下の過料に処せられる（協金法 12 条 1 項柱書き、同行 1 項 13 条）。ここでいう「不祥事件」には、信用協同組合の理事若しくは監事若しくは職員が行った、信用協同組合の事業を遂行するに際しての詐欺、横領、背任その他の犯罪行為も含まれる（同法施行規則 111 条 8 項柱書き、同項 1 号）。

本件では、上記のとおり、当組合による甲事案及び乙事案（の後始末）には複数の犯罪行為が含まれる可能性が高く、乙事案及び丙事案については少なくとも職員による横領が発生していたことを早々に認識していたにもかかわらず、届けることはなかったのであるから、当組合（及び役員）は協金法7条の2第1項に定められた不祥事件発生時の届出義務に違反したものといえる。

(2) 証拠物品の隠滅

本調査前後において、事案に関係する重要証拠物品の隠滅等の様々な隠滅処分が行われてきたが、これについて証拠隠滅等罪（刑法104条）が成立するかを検討する。とりわけ問題となるのは、甲事案の無断借名融資に関する無断借名融資リストの作成・管理の際に利用されていたノートパソコンをe氏が2024年10月末から11月初旬頃に破壊して処分したとされている点である。第3編第2章1に述べたとおりノートパソコンの破壊・処分という行為が実際になされたかという点については疑問もあるが、仮にそれが事実であるとすれば、甲事案の全体像を把握するために有益である可能性の高い証拠物を意図的に廃棄したことになる。

しかしながら、証拠隠滅等罪が成立するには「他人の刑事事件に関する証拠」を隠滅等したといえる必要があるところ、自らの刑事事件に関する証拠を隠滅した場合は、仮にその証拠が同時に他人の刑事事件に関する証拠であったとしても証拠隠滅等罪は原則として成立しないと考えられている。e氏は自ら当該ノートパソコンを利用して無断借名融資リストの作成・管理も行っており、役員らによる背任の幫助（手助け）を自ら行っていたとも評価できるから、それを破壊したとされるe氏にとって「自らの刑事事件に関する証拠」に該当するとして、証拠隠滅等罪は成立しない可能性が高いといえる。

第8編 不正行為の原因（原因分析）

本編では、本調査により判明した事実に基づき三事案の発生原因の分析を行う。

甲事案は、当時の代表理事をはじめとする役員が実行した組織的な不正であり、乙事案及び丙事案は、職員が自らの利益のために実行した個人的な不正であるが、三事案に共通している点は、不正が現在に至るまで隠蔽され続けた点にある。本報告書においても多数指摘した当組合の隠蔽体質こそが不祥事発生の温床になっていたともいえる。

そこで、当委員会は、以下のとおり、①三事案共通の原因、②甲事案、③乙事案、④丙事案に分類し、これらが生じた原因及びそれが長期間にわたり隠蔽され続けた原因などを分析した。

また、当組合がその内部で不正の隠蔽を徹底していたとしても、外部監査等の外部チェックによっても長期間にわたり不正が一切発覚しなかったことからすれば、外部監査もまた機能不全の状況にあったと言わざるを得ない。そこで、当委員会は外部監査の適否を直接判断することを目的としているわけではないが、当組合が不正を隠蔽し続けられた背景事情を検討するため、⑤外部監査の状況と本件不正融資との関係についても詳細に分析を行った。

第1章 三事案共通の原因

1 コンプライアンス意識の根本的な欠如

前述のとおり、三事案いずれにおいても、当時の理事長をはじめ相当数の役員が関与した上で実行又は事後対応が行われたにもかかわらず、現在まで報告・公表がなされなかったことからして、役員にはコンプライアンス意識の著しい欠如が認められる。

甲事案については、当局から信用供与等限度額（与信限度額）遵守の指摘を受けていたにもかかわらず、当局の監視を免れつつ融資を実行するためにペーパーカンパニーを使った迂回融資を実行しており、すでにその時点で経営陣にはコンプライアンス意識が欠如していた。その後、当組合は、数々の違法行為を組合全体で行う必要のある無断借名融資を実行するに至っているが、これを実行した経営陣にもやはりコンプライアンス意識の著しい欠如が認められる。

加えて、これらの不正融資を隠蔽するために無断借名融資を現在に至るまで長年実行し続けていた上、本調査開始後も数々の虚偽説明や証拠隠滅を行っている点で、その後の経営陣のコンプライアンス意識も同様に欠如していると言わざるを得ない。実際、上記でも触れたとおり、現在の経営陣の下でも融資金の出資金への流用による大口出資金の獲得ということが行われていた。

とりわけ甲事案の経緯をみると、2004年3月以降、不正融資という不正行為を

実行してはその発覚を防止するためにまた新たな他の不正行為（不正融資）を実行するということが約 20 年間にわたり繰り返されたものであり、しかも本件無断借名融資のように問題となった不正行為は、見方によっては許容される余地もあるといった性質のものではなく、誰がどう見ても明白な違法行為であった。このように不正を不正で隠蔽するという発想の中に法令遵守意識というべきものは皆無である。

なお、三事案に関する不正行為の是正や反対意見を主張した役職員もいたことが確認できているものの、最終的には方針決定に多大な権限を有する役員の判断に従うこととなって改善に至らなかったことからすると、やはり経営陣のコンプライアンス意識の欠如は著しいと言わざるを得ない。

また、当組合の職員についても、上司からの業務命令に従わざるを得ない状況にあったとはいえ、相当数の者が無断借名融資の実行手続に関与しており、役員同様にコンプライアンス意識が欠如していた側面は否定できない。実際、当組合では、乙事案や丙事案のような職員の横領事案が発生しているほか（そのほかにも別件の公表された横領事案も発生している。）、上記で触れたとおり、営業成績向上のための協力融資が行われていたこともあったのであり、これらの点からも、相当数の職員についてコンプライアンス意識の低下・欠如が認められることは否定できないところである。

もともと、このような職員のコンプライアンス意識の低下又は欠如は、経営陣のコンプライアンス意識の欠如や当組合の異常な組織風土等が主な原因となって生じたものであり、今回の不祥事件の根本原因とは考えられないことに十分留意する必要がある。

2 特定人物による人事権の掌握

このような当組合関係者のコンプライアンス意識の欠如の一因は、特定の人物に人事権が掌握されていたために、不正を指摘したり拒否したりすることを躊躇せざるを得ない環境にあった点にあるといえる。

無断借名融資の実行や乙事案及び丙事案の隠蔽を最終的に承認・決定したのはいずれも江尻氏であったが、これらは明らかな法令違反行為であるにもかかわらず、他の理事や監事で江尻氏の不正行為を阻止するための具体的行動を実行した者は確認されていない。

本調査でのヒアリングやアンケート結果においても、「理事長には逆らえない」、「理事長に嫌われると出世できない」、「理事長の決定は絶対である」、「役員報酬も江尻氏が一存で決めていた」という趣旨の回答があり、代表権を有する理事は他にも複数名いたものの、実質的には江尻氏が単独で人事権を掌握していたことが窺われる。そして、そのような絶対的な人事権をもった江尻氏が会長期間

を含め約 20 年にわたり実質的な経営トップの地位に居続けたことにより、他の役職員は、当該役職はもちろん職さえも失うことを恐れて江尻氏の定めた方針に従わざるを得ないという風土が醸成されたものと考えられる。なお、人事を所管する総務部においても、2013 年から 10 年以上にわたって坪井氏が部長を務め、その前も長期にわたり加澤氏が部長を務めており、やはり特定人物のみが部署を統括していたことが指摘できる。

以上のとおり、多数の役職員は、不正への関与を拒否したり告発したりすれば自身に重大な不利益が及び、ひいては職を失うリスクを懸念せざるを得なかったと考えられるのであり、これが長期間にわたり三事案が発覚することなく隠蔽された重要な原因となったものと考えられる。

3 常軌を逸した上意下達の組織風土

さらに、人事権を掌握する者のパワーハラスメントにより上意下達の組織風土が当組合内部に醸成されたことも、長期間に渡り三事案が隠蔽された原因となったと考えられる。

本調査で実施したアンケートやヒアリングにより、当組合内部のパワハラ事案の報告が相当数寄せられた。パワハラを行っていた者として特に名前が挙がったのは江尻氏及び坪井氏であり、いずれも人事権を掌握又は保有していた役職員であった。第 5 編第 1 章 11.(6)で指摘したとおり、当組合内では一部の役職員による重度のパワハラが常態化していたと言える。

このような強力な人事権と重度のパワハラが相まって、他の役職員は江尻氏や上司に意見することの難しい状況に追い込まれていったものと考えられる。

さらに、アンケートやヒアリングでは、不正に加担していたことについて、「上司からやれといわれれば不正とわかっていても断れない」、「自分の生活や家族のためには従うしかない」、「上司が白といたら黒いものも白と言わなければならない」といった回答もあり、上司の指示・業務命令に対しては仮に不正に関するものであっても従うほかないという部下職員の不健全で歪められた「真面目さ」が窺われた。問題となった本件不正融資は、見方によっては許容され得るといった性質のものではなく、誰がどのように見ても明らかな違法行為というべきものであり、本来であればそれを告発することは当組合のステークホルダーから感謝されることはあっても非難されることなど考えられないはずである。それにもかかわらず、業務命令により不正行為への関与を強いられてもこれを拒否したり告発したりするという極めて常識的な判断を多数の役職員ができないほどに、当組合内の雰囲気は上意下達徹底されていたと思われる。多数の役職員が関与し、認識している明白な違法不当な行為が、これほどまでに長期間にわたり表面化することなく隠蔽され続けたことは、驚くべき事態であったと言える。

なお、退職した職員のアンケート結果からは、そのような組合の雰囲気には耐えられずに退職したとする回答も複数あった。

以上のとおり、当組合内にはパワハラを含む異常なまでの上意下達組織風土が蔓延したことで、甲事案の隠蔽が長期間に渡り継続されたものと考えられる。

4 組合内の風通しの悪さ

上記のような上意下達組織風土等により、職員間の風通しが悪い状態になっていた。アンケートやヒアリングにおいても、不正を知りながらも行動できなかったとの回答も多数あった。また、匿名で回答する職員や、自分が情報を漏らしたと特定されるのを恐れる職員も少なくなかった。

乙事案及び丙事案についても、横領の動機はギャンブル等の個人的利益であったことからすれば、不正に限らず職員が気軽に悩みを相談できる職場であれば発生を防止できた可能性はある。実際、アンケートによれば、相談しやすい職場環境や上下関係なく意見を言える環境を望む回答は多かった。

なお、当組合の役員、本店部長・副部長、支店長に女性職員はいない一方で、停年退職した本部男性職員はその後特別嘱託や顧問として部長・副部長職に留任するケースは少なくない。一例ではあるが、このような偏った人事も当組合内の風通しを悪くさせた一因なのではないかと考える。

5 内部統制システムの機能不全

三事案のいずれにおいても、役員による事案の隠蔽がなされているが、これらは内部統制システム、監督体制が適切に機能していれば、より早期に不正が明らかになっていただはずである。

(1) 融資部、監査部、コンプライアンス委員会による監督の不全

しかしながら、甲事案においては、常勤監事や融資部、監査部、コンプライアンス委員会など、本来は不祥事案を防止し、あるいは早期に発見するために機能すべき部門の構成員が不正行為そのものに関与しており、また隠蔽にも積極的であったことから、監督体制が機能することはなかった。乙事案及び丙事案においても、一部の役員がこれを積極的に隠蔽したことから、監事や監査部、コンプライアンス委員会など、内部組織から不祥事案を是正する機能が果たされなかった。これらのことから、三事案のいずれにおいても、内部統制システム、監督体制の全てが機能していなかったといえる。

(2) 役員による監督の不全

理事については、上記のとおり、そもそもその大半が不正に関与していた上、江尻氏には逆らえないとの意識の下、理事としての相互監督は全く機能していなかった。

また、当組合の常勤監事は1名のみであり、いずれも員内監事であった。歴代監事のうち少なくとも過去の2名は役職員時代に直接不正に関与していたにもかかわらず常勤監事に就任しており、その後も不正を是正するための行動はとっていなかった。そのため、監事が本来果たすべき理事への監督機能が果たされることは一切なかった。

員外監事の一人にはキャリアの長い法律実務家が就任するという体制にはなっていたものの、三事案は員外監事に対しても隠蔽されており、不正を疑う端緒には接していなかったものと思われる。また、員外監事は、監事会、理事会、総代会への出席が基本業務であり、常務会、朝会、非公式ミーティング等の機微に触れるテーマが議論される役員の集まりには参加していない（参加できない）状態であって、本来期待される監督機能を十分に果たすことは困難であった。

また、三事案の隠蔽や甲事案における不正融資の方針等に関する重要な決定等は朝会や非公式ミーティング等の特定の役員間の話し合いで決められていた。員外監事や非常勤理事の目につかないところで不正を進めていたうえ、詳細な議事録は作成されていなかった。このような第三者の目に触れられない会議の存在も不正の発生に寄与していたものと思われる。

(3) 内部通報制度の機能不全

内部通報制度に関して、内部窓口は、コンプライアンス担当理事及び総務部長等とされていた。人事権を有していた総務部長が内部窓口であったため、通報後の人事上の不利益を恐れて通報がなされなかった可能性がある。また、歴代の内部通報制度担当者は、星氏、山野辺氏、坪井氏、d氏であり、まさに甲事案や乙事案等の不正事案に深く関与していた人物が窓口の担当者であったことからすれば、事実上甲事案を含む一連の不祥事を通報することはできなかったと思われるし、仮に通報がなされていたとしても事案の解決には至らなかった可能性が高いと言わざるを得ない。

また、外部窓口は当組合の顧問弁護士が窓口になっていたことから、通報を躊躇する要因の一つになっていた可能性がある。

(4) コンプライアンス担当の機能不全

コンプライアンス関係や当局対応に関しては、長年にわたり山野辺氏が実質的に専属に近い形で担当していた。山野辺氏に限らず当組合では役職が人と紐付き同じ

役職を長期に渡り務める傾向にあった。そのため、江尻氏と関係性の深い役職員が重要職や監督職に就くことで長期間にわたる不正の隠蔽が可能となっていた。

(5) 内部監査の機能不全

監査部による内部監査においても債権書類を確認する担当は特定の職員に限定されており、その者が不正を黙認していた。また、監査部長はそれ以前から不正行為に関与している者が代々就任していた。そのため、本来独立性が担保されるべき監査部が機能しなかったものである。

第2章 甲事案の原因

1 経営判断の合理性の著しい欠如

甲事案は、2002年7月のつばさ信用組合との合併時にX1社グループの融資額の大口化が著しくなり、多額の貸倒引当金を計上する事態を避けるために事業実態のないペーパーカンパニーを使い迂回融資を始めたところから始まった。その後、当組合はX1社に出向者を送り経営改善や不動産売却を行ったものの経営状況・返済状況が改善されなかったことから、無断借名融資をするに至っている。

当組合は、X1社グループへの本件不正融資により当面の窮地を乗り切った上で経営の改善を図ることで、将来的にはX1社グループに対する正規融資債権及び本件不正融資により生じた債権を回収する旨の構想を立てていたようである。しかし、実際にはX1社グループの業況は回復の兆しを見せず、毎月の運転資金にも窮する状況となっていたことから、それに対応するための場当たり的な融資がなされていたというのが実態であり、実現可能性のある事業計画に基づいて計画的な融資が行われていたとは認められない。実際に、X1社グループへの正規融資の残高は、2003年3月末時点で約47.7億円であったものが、2004年3月末には約49.3億円、2005年3月末には約50.8億円、2006年3月末には約55.2億円、2007年3月末には約53.9億円と推移しており、このような中での本件不正融資（迂回融資及び無断借名融資）は、計画性のない先延ばし・延命措置であったと評価されてもやむを得ず、経営判断としての合理性を見出すことは不可能である。すなわち、そのような不正融資を実行することが当組合の利益に叶う対応であるという判断は、当時の判断としても到底合理性のあるものとは言えず、著しく不合理である。

以上のとおり、そもそも迂回融資や無断借名融資以前に、X1社グループ自体に多額の正規融資を行ったことに経営合理性があったか自体も問題となりうる上、そのような会社にさらに信用供与等限度額を超えた多額の迂回融資を行うことも経営判断として合理的ではないし、さらに無断借名融資という明らかに違法な手

段によってまで資金注入を行うという経営判断にも合理性はない。ここまで長期間にわたる大規模な不正融資を継続し、隠蔽せざるを得なくなったのは、2007 年 3 月以降に複数の無断借名融資という方法に手を染めたからであり、この時点における経営判断は致命的に不合理なものであった。

そして、その後も膨れ上がる無断借名融資の件数及び金額を前にして、この問題をどのように解決するかという点についてさしたる具体的プランもないままに、可能な範囲で少しずつ償却を行っていたもののこれも弥縫策にすぎず、無断借名融資を隠蔽するためにさらに無断借名融資を行い続けていた。このような対応ももはや思考停止状態であったと言わざるを得ず、まともな経営判断がなされていたとは言いがたい。

振り返ってみれば、このように 2007 年及び 2008 年頃当時に多数の無断借名融資を実行するという著しく合理性を欠いた経営判断がなされたことが、その後長期間にわたり多数の役職員を不正融資に関与させるという極めて問題ある事態を生じさせる大きな原因となったものと考えられる。

2 債権管理上の問題

債務者概況表（ラインシート）を見ると、X1 社グループに限らず、債務者の将来の業績見込みや返済可能性を適正に審査し債務者の信用リスクを的確に把握しているとは思えない貸付が散見された。信用組合という中小金融機関であることを考慮してもなお許容しがたい債権管理レベルと評価せざるを得ないが、この点について当組合が特段の問題意識を有しているようには見えなかった。

また、当組合はビジネスの収益性が高いという外部的な評価も一部見受けられたが、これは当組合が管理業務にコストを十分割くことなく営業面にリソースを集中していることが一つの要因と考えられる。実際、本調査の中で、当組合において貸出金に関して十分に適切なモニタリングが行われているようには見受けられず（適切なモニタリングを実施すると無断借名融資が表面化したり無断借名融資がノイズとなって定量的な分析ができなくなったりするためかもしれない）、いわゆる第 2 の防衛線（2 線）によるリスク管理がほとんど機能していない状況となっている。例えば乙事案においては、融資名義と預金口座名義が異なるものが多数あるが、通常であれば両者は一致するはずであり、イレギュラーなものをモニタリングしていればすぐに発覚し事故はここまで大きくならなかったはずである。そのようなモニタリングが全く機能していないことに気づいている者にとっては、不正を誘発する土壌が整っているとも言え、個々の職員のコンプライアンス意識によってこの程度の不正に収まっていたという見方もできる。

このような債権管理上の問題が、甲事案の実行及び隠蔽を容易にしていたと考えられる。

3 「組織防衛のため」という圧力と不正の正当化

江尻氏は、当委員会のヒアリングにおいて、無断借名融資を含む迂回融資の実行について、「組合を守るためには仕方ない」、「いわきの中小企業のため組合が潰れるわけにはいかない」という趣旨の回答をしている。実際、江尻氏を含む役員から不正融資の実行や関与を指示された役職員も、「組合を存続させるためには仕方ない」という言辞を大義名分とする指示を受けてやむなく協力したとのことである。

これは、当組合が潰れて失職を招くことと不正を行うことを天秤にかけさせ不正を強いるものであり、一種の悪質なパワハラとも評価できる。また、「組合を守り、いわきの中小企業を支える」という大義名分を掲げて不正を正当化することで多少の不正はやむを得ないと思わせる風土を作り上げていたものとも言える。

無断借名融資の態様やその他の不正（協力融資や融資金流用による大口出資金の獲得等）の内容からすると、顧客に直接迷惑をかけないのであれば組合の利益のために不正を働くのはやむを得ないという思想が当組合に根付いていたものと思われる。そこでは、不正融資により当組合の資産・財産が流出し、毀損することの不利益という観点が欠如しているし、また、最終的にまさに今般のように不正が発覚した際に当組合の存続に危機が生じるほどの大問題となることは免れないという観点も欠如している。

このような組織防衛のためなら不正はやむを得ないとする圧力や不正の正当化が甲事案の発生と長期的な隠蔽の原因となっていると思われる。

第3章 乙事案の原因

1 横領を容易にする当時の管理体制

Y氏は、横領行為の実施にあたり必要となる部店長印、役席者印等の印鑑を盗用しており、また、通常業務の一環として顧客から預かっていた顧客の定期預金証書や押印済み伝票等を悪用し犯行及んでいた。

さらに、Y氏が多用した預金担保付手形貸付を利用した横領行為については、定期預金等の証書原本という証憑類が一部欠けていた状態にもかかわらず当時の内部監査等で指摘された形跡はうかがわれなかった。

このように、重要書類等の物理的な確認・管理体制がずさんであり、不正を実行しようと思えばできてしまう当時の管理体制が乙事案発生の原因となっている。

2 当組合の組織的不正の先行

Y氏は、当組合が無断借名融資を行っていることを把握し、その方法を模倣することで横領行為を重ねるに至った。また、当組合としても、Y氏の横領行為が発覚すれば、甲事案も連鎖的に発覚しかねないとの懸念から、当該事案を隠蔽していた。

当組合がそもそも甲事案の不正行為をしていなければ、乙事案が発生・隠蔽されることもなかったともいえる。

3 横領発覚後の不適切な対応

Y氏による1回目の横領行為が発覚したにもかかわらず、当組合ではこれを隠蔽するため、Y氏に対し何らの懲戒処分も部署移動等の措置も取らなかった。

仮に1回目の発覚時点で正当な懲戒処分等がなされていれば、少なくとも更なる横領は行われなかった可能性が高いし、同様の横領手口を防ぐような対応をしていれば、やはり再度横領されることはなかったはずである。

また、不正行為を詳細に調査公表しておけば、横領可能な管理体制や手続体制が見直すことができたものであり、再度の横領がなされなかった可能性は高い。

第4章 丙事案の原因

1 現金有高監査のずさんさ

丙事案発生時点で、現金有高監査が適正に実施されていれば直ちに発覚していたはずである。また、そもそも、現金有高監査が毎日適正に行われていることが店舗内で浸透していれば、横領又は窃取を試みることもしなかったものである。さらに、Z氏は、抜き打ちチェックとして現金の一部を抜き取って保管し現金有高監査が実施されているかの確認を行っていたが、現金を無用に抜き取り保管すること自体リスクであり不適切である。

このようなずさんな現金有高確認がなされていたことは、丙事案発生の原因といえる。

2 金庫の鍵の管理不備

当時のα支店においては、金庫室への入退室及び金庫の鍵の管理については支店長、次長だけでなく、事実上出納係も自由に金庫にアクセスできていたと思われる。

このような管理状況の緩慢さにより、横領又は窃取の動機が生じたと考えられるのであり、厳格に入退室や鍵の管理がなされていれば、横領又は窃取は防げた可能性は高い。

第5章 外部監査の機能不全

1 財務諸表における虚偽の表示

本件不正融資の結果、当組合が作成して公表する財務諸表では、少なくとも2008年3月期以降は10億円以上、2013年3月期以降の各年度では20億円以上の貸出金が過大計上されており、貸出金利息も過大計上であった。なお、当該無断借名融資の残高については、仮に資産として計上するにしても、ただちに貸倒引当金を全額計上するか、損失処理することが必要であったと考えられる。

この他、貸出金償却額として処理すべきでない金額が同勘定に計上されており、乙事案に関しては実在しない現金が貸借対照表に計上されている。これらの結果、法人税等や繰延税金資産、純資産の金額にも誤りがあり、剰余金処分として配当された金額についても、それが法定の分配可能限度額の範囲内であったかについて検討が必要である。

2 当組合から会計監査人に提出されていた資料

第5編第1章のとおり、当組合は、少なくとも2004年3月から現在に至るまで本件不正融資を行っていたわけであるが、監査法人による会計監査の過程でもこれら不正融資が発覚することはなかった。当該期間においては、大部分をEY新日本有限責任監査法人が、直近5会計年度を鈴木和郎公認会計士事務所及び公認会計士鈴木一徳会計事務所が監査契約を締結しており、全ての会計年度で無限定適正意見が表明されていた。なお、無限定適正意見とは、様々な監査手続を適用した結果、財務諸表が企業の財務状況を全ての重要な点において適正に表示していると会計監査人が判断したことを意味するものである。

会計年度	会計監査人
2019年3月期まで	EY新日本有限責任監査法人 (2018年に新日本有限責任監査法人から改称)
2020年3月期から 現在まで	鈴木和郎公認会計士事務所 公認会計士鈴木一徳会計事務所

当委員会は、会計監査が失敗であったか否かを評価する立場になく、これについては、監督官庁である金融庁や公認会計士・監査審査会がその役割を担っており、今後の検査が期待される。一方で、毎年度、巨額の不正融資が継続的に実行され、後述するように長年にわたって財務諸表における虚偽の表示が見逃されて無限定適正意見が表明されていたことからすると、会計監査人としての社会的期

待に応え、適切な役割を果たしていたとは必ずしも言い切れない面があることが否定できない。

当委員会は、これまでの会計監査を評価したり批判したりするという視点からではなく（当委員会がそのような評価等を行う立場にないことは前述のとおりである）、第 8 編の再発防止策の提言でも触れるとおり、当組合内部による監視監督では十分な再発防止は期待できず今後は外部的な監督を強化していく必要があるという視点から、今後のあるべき外部監査の方向性やポイント等を示すため、これまでの外部監査について詳細な分析を行うものである。

なお、会計監査は結果責任を負うものではないことについては強調しておきたい。すなわち、財務諸表における重要な虚偽の表示を看過したことをもって監査の失敗となるのではなく、監査契約の締結から監査意見の表明に至る監査業務の全ての過程において職業的専門家としての正当な注意を払っていたか、監査意見を表明するに足る合理的な基礎が形成できていたか、これらを実現するための組織的なモニタリング態勢が構築され機能していたかによって会計監査人の責任の有無が判断される点には留意が必要である。

当委員会では、本件不正融資が最も頻繁に行われていた時期を中心に、どのような範囲・手続で会計監査が行われていたかの概要を把握するべく、当組合のディスクロージャー誌の中の監査報告書を手掛かりに、2005 年以降に監査報告書に筆頭業務執行社員として署名・捺印してきた公認会計士に対して、ヒアリングへの参加や質問書への回答を依頼した。また、会計監査人から当組合への提出依頼リスト、及び、実際に当組合が会計監査人に提出した一式の資料を入手し、その内容を確認する等の調査を行った。

その結果、過去も含めて会計監査人に対しては様々な資料が提出されていたものの、「融資残高」リストを除き、本調査で不正融資であると認定した貸出金に係る情報を会計監査人が入手している形跡は見当たらなかった。また、当組合の経理責任者に質問した結果も同様であり、これまでに会計監査人から不正融資に該当する貸出金に係る追加的な資料依頼や質問を受けたことはなく、「融資残高」リストに金額が載っているのみであるとの回答であった。

会計監査人は、通常、貸出金が実在するものであるか、貸出残高が正確であるかどうかを検証するため、『確認』と称する監査手続を行う。すなわち、一定の基準で抽出した債務者に対して貸出金残高が記載された書類を送付し、その残高が正確であるかどうかを郵送で回答してもらうのである。当該監査手続のために、期末時点の全ての貸出金について、支店・顧客番号・債務者氏名・住所・期末残高のみが記載された「融資残高」リストが各年度末に当組合から会計監査人に提出されていたことになる。しかし、本件不正融資に関する情報が載っていたのは当該「融資残高」リストだけであり、個々の不正融資債権に係る詳細情報（資金使途、延滞の有無、実行や返済の履歴、担保等の保全状況、融資実行日、返済予

定日、債務者の財務情報等）について、後述の事情も踏まえれば、会計監査人は入手していなかったはずである。当委員会が認定した本件不正融資の件数は 1293 件に上るが、これらの個々の不正融資債権については、会計監査人が監査の過程で熟慮の上に見逃してしまったのではなく、そもそも個々の債権を目にすることなく、検討の俎上にすら上がっていなかったと考えるのが妥当であろう。このように、無断借名融資債権が実質的な意味で監査の対象から外れていたことが、甲事案が長期化した一因といえるのではないかと考えられる。

3 自己査定

なぜこのような状況が生まれたのかを推察するにあたっては、簡易査定という概念を理解する必要がある。一般に、銀行等金融機関では、全ての融資先の財務情報を把握し管理しているわけではない。例えば、住宅ローンやカードローン等の定型ローンの場合、決算書等によって融資先の財務情報を入手することなく、延滞状況等による簡易な基準で融資先の信用リスクを評価している。また、この実務を援用し、銀行等金融機関自身の経営にほとんど影響を及ぼさない程度の少額の貸出金については、簡易な基準で融資先の信用リスクを評価することも広く行われている。このように、融資先の経営実態を把握することなしに融資先の信用力を判定する手法が簡易査定である。

ここで問題となるのが、銀行等金融機関はどの範囲まで簡易査定の適用先を拡大することが許容されるのかという点である。これにつき一律に定められた指針はないものの、金融仲介機能という銀行等金融機関の使命を考慮すれば、簡易査定の範囲は極めて限定的なものにとどまるべきであろう。なぜなら、融資先の財務状況や資金繰り、事業の将来性等を踏まえなければ適切な金融仲介機能を発揮できるはずがないからである。

また、簡易査定の適用範囲を適切に決定する上では、当該金融機関自身の経営規模や収益力も重要な考慮要素とすべきである。

この点、当組合においては、少なくとも 2006 年 6 月以降、2020 年 12 月まで、（条件変更先である等の事情がある場合は別として、）総与信額 5000 万円が簡易査定の境界となっていた。すなわち、他の特別な事情がない限り、貸出金の残高が 5000 万円を下回っていれば、融資先から決算書等を入手することなく、したがって財務情報等の企業実態を検討することなく、単に返済が滞っているかどうかによって信用リスクを評価していたのである。年間の経常利益が 10 億円から 20 億円程度の収益力を有する地方銀行等では、簡易査定の基準額を 5000 万円とする事例は数多くみられ、一般的ともいえる。しかし、当組合の経常利益は、直近の 2023 年度が 2 億 3094 万円であり、つばさ信用組合と合併した後の 2003 年度以降 21 年間の平均値（東日本大震災のあった 2011 年を異常値として除く）でみても 2

億 5252 万円である。このような規模の金融機関において、貸出金の残高が 5000 万円以上でなければ融資先の決算書等を入手しない、当然、財務情報等の企業実態を検討しないという経営意思決定は、合理性を欠いていると考えられる。

なお、結果から言うと、本調査で不正融資であると認定した 1293 件の貸出金のうち 1288 件がこの基準値を下回るものであり、条件変更等の事情がなければ簡易査定となる取り扱いであった。率にして 99%以上である。

会計監査人としては、監査対象の金融機関が簡易査定先と区分している融資先に関して仮に何らかの追加情報を入手したいと考えた場合でも、金融機関自身が情報を保有していないのであるから、入手することは不可能である。このため、簡易査定先に区分されている貸出金については、実質的な意味では監査対象から除外されてしまうのが一般的である。仮に何らかの監査手続を実施したとしても、上述の『確認』程度であろう。これは監査を受ける側の金融機関にとっても周知の事実であり、実際に当組合も個々の不正融資の実行額が 5000 万円未満になるようにコントロールしていた。それは、簡易査定ではなく一般査定の対象となることで、会計監査人の検証対象となる可能性が高まるのを回避するためである。

以上の点を踏まえると、会計監査の過程においては、定められた基準に従って処理されているかどうかだけでなく、そもそも簡易査定の基準額が合理的なものであるかどうかを検討し、組合側と議論を重ねることが必要であったと考えられる。

4 貸出金の償却

第 5 編第 1 章 8. (3) 記載のとおり、当組合は無断借名融資の痕跡を消すために 10 億 3137 万円 (P1 社及び P3 社分を含めて 59 件) の貸出金を無税直接償却している。この償却手続に関して、会計監査上どのような監査手続が実施されていたのかは監査調書を閲覧しない限り把握できないが、少なくとも償却対象となった個々の債権についての詳細な検討は実施されていなかったと考えられる。なぜなら、貸出金の償却にあたっては、税務上の損金算入要件を満たすために、貸出の経緯から回収不能と判断した理由に至るまで詳細な情報を記した管理資料が当組合でも作成されているが、当該資料に記載されている資金用途には、「親戚への用立て金」や「友人への用立て金」、「義父への用立て金」等の不可解なものが多く、一定レベルの知識や実務経験を有する公認会計士であれば一見するだけで疑念を抱くはずだからである。また、この他にも回収不能と判断した理由や貸出実行から償却までの債務者のストーリーが、数多くの無断借名融資債権で似通ったものとなっていた。さらに、不動産を購入する名目の資金を提供しておきながら、当該不動産が担保設定されず、間もなく貸出金の全額が償却されて損失処理

されるなど、通常では考えにくい融資の償却が行われていた。

以上の点を踏まえると、仮にそれが簡易査定対象の債権であったとしても、償却された個々の貸出金について、実行時点からの返済履歴、資金使途、償却理由を検証する監査手続が実施されていれば、本件不正融資は早期に発覚していたと考えられるし、組合側としても会計監査人が検討しないことを分かっていたからこそこのような償却処理を行ったといえる。

5 現金監査

当組合の説明によれば、第5編第2章7.(2)及び8.(4)記載のとおり、本部現金に関して2015年3月末以降2020年10月までの間、帳簿残高と実際残高が1億円乖離する状況が続いていた。現金残高が不足している状態で、6度の決算日を経過していたわけである。一般に、決算日においては、本部金庫の現金有高は会計監査人の実査対象とされる。そこで、当組合は発覚を防ぐため、期末日における会計監査人の実査の際には、不足額分を本店営業部の現金から一時的に借用して、本部現金の現物が不足なく現存しているように偽装していたと説明している。

たしかに、偽装を伴う粉飾を会計監査人が発見することは難しく、本部現金の不足について会計監査人が見抜くことは容易ではない。ただし、本部金庫と本店営業部の金庫は隣接しており、資金を移動することは容易であることから、本店営業部の現金についても実査対象とすべきであったと考えることもできる。金融機関では多くの場合、本部と同じ建物内又は隣接する建物内に本店営業部を構えている。一般的には、会計監査において、期末日の本部現金については実査対象とするものの、本店営業部の金庫に保管されている現金については実査対象となっていないケースが多いのではないかと考えられる。他の支店も含め、どの範囲を実査対象とするかは会計監査人の専門的判断に委ねられる問題ではあるが、資金移動が容易である点を考慮すれば、少なくとも本店営業部の金庫に保管されている現金については実査の対象とすべきである考え方にも合理性があり、他の営業店についても可能な限り実査対象とすることが本不祥事案からの教訓といえるのではないだろうか。

6 残高確認状発送先の選定

前述のように、会計監査人は融資先の中から一部の債務者を抽出し、当該債務者に対して貸出金残高が記載された書類を送付し、貸出金残高が正確であるかどうかを郵送で回答してもらう監査手続（確認）を行っている。会計監査人は、被監査会社から貸出金リストを受領し、それを母集団として抽出作業を行うことになる。当該リストに全ての貸出金が記載されており、全ての貸出金に満遍なく抽出・発送される機会があったという前提があれば、あとは抽出件数が十分であっ

たかが論点となる。一方で、当該リストには一部の貸出金（例えば、大口先や法人のみ等）しか載っていなかった場合には、抽出作業における母集団が適切であったのかどうか論点となる。また、当該リストに全ての貸出金が記載されていたとしても、抽出方法に偏りがあり（例えば、大口先や法人のみしか抽出・送付しない等）、全ての貸出金に満遍なく抽出される機会がなかったとすれば、抽出方針が適切であったのか論点となる。

そこで、当組合側が会計監査人から残高確認状の発送先を抽出するために依頼され、提出したリストは次の図表 5 記載のようなものであった。

図表 5 残高確認状を発送する先の抽出にあたり、当組合が提出した母集団リスト

会計年度	属性と件数
2006 年度	融資残高が 1,000 万円以上の融資先（646 先）
2007 年度～2013 年度	大口融資先上位（100 先～120 先）
2014 年度以降	全先（約 10,000 件）

これを見ると、2006 年度のみ例外ではあるものの、2013 年度までは大口先のみ（貸出残高が 1 億 4000 万円程度を超過する融資先のみ）しか、残高確認状の発送される機会がなかったといえる。前述のように、甲事案における不正融資の実行額及び融資残高は 99%以上が 5000 万円未満であり、残高確認状が発送される機会がなかったということになる。

一方で、2015 年 3 月期以降においては、融資先全てを含んだリストが会計監査人に提出されていたものの、実際に確認状が発送された融資先の属性及び件数は次の図表 6 記載のようなものであった。なお、法人等には、法人の経営者が運転資金等を個人名義で借り入れた場合も含んでいる。

図表 6 会計監査人からの残高確認状の発送件数

年度	個人	地方公共団体	法人等	合計
2008 年度	0	1	31	32
2009 年度	0	1	38	39
2010 年度	0	1	38	39
2011 年度	0	1	26	27
2012 年度	0	1	22	23

2013 年度	0	1	20	21
2014 年度	0	1	22	23
2015 年度	0	1	40	41
2016 年度	0	1	38	39
2017 年度	0	1	39	40
2018 年度	0	1	38	39
2019 年度	1	1	38	40
2020 年度	1	1	43	45
2021 年度	2	1	45	48
2022 年度	0	1	32	33
2023 年度	1	1	26	28
発送件数合計	6	17	574	597

このように、残高確認状の発送先は法人等に大きく偏っており、会計監査人が交代する 2018 年度以前においては、個人に対して 1 件も発送されていなかった。また、2019 年度以降発送先として抽出された 6 件の個人債務者についても、融資残高が 3 億円を超過する先のみであった。なお、当組合の貸出金ポートフォリオにおいては、個人の割合が 80%超であり、法人の割合は 20%に満たないことから、全ての貸出金を母集団として無作為抽出を行えば、80%の確率で個人が抽出されるはずである。特に 2008 年度から 2018 年度の 11 年間に於いて、結果として個人の融資先が 1 件も選定されなかったということは、全ての貸出金が母集団となっておらず、個人債務者については除外されていたか、そもそも無作為抽出を行っていなかった可能性が高いと考えられる。なお、2018 年度において当組合から会計監査人に提出された貸出金残高リストにおいて、法人は約 1200 先、個人は約 7900 先であり、全体の約 87%が個人債務者であった。

以上の点を踏まえると、残高確認状の発送先の抽出にあたっては、特定の属性を有する貸出先を除外することなく全ての貸出先を母集団とし、無作為抽出によって合理的な件数を抽出していた場合には、当組合側が発送を拒否するといった事態が生じて本件不正融資が早期に発覚する可能性があったと考えられる。

なお、無作為抽出の対象となるサンプルの数は統計理論に基づいていると考えられるが、理論上、その母集団は均質性を満たす必要があるとされている。すなわち、性質の異なる統制を経て計上された異種の取引が混在している場合には母集団を階層化するべきである。例えば、支店長決裁により実行された貸出金と、

本部決裁により実行された貸出金とでは、経由した統制の内容が大きく異なり、また、証書貸付と手形貸付の場合も同様に異なると考えられる。これは、メーカーが製品の品質管理を行う際、工場全体ではなく、製造ロットごとにサンプルを抽出して適合テストを実施することからすればイメージしやすいであろう。

この点からすれば、残高確認に限らず、勘定科目全体を 1 つの母集団としてサンプリングを行い、その結果を基に、勘定科目全体の残高が合理的であると結論付けることは、一般的には合理性がないと考えられる。このような実務が行われていないかどうかについても、併せて検証が期待される。

7 小括

以上、①簡易査定の金額基準が適切であるかどうかを検討していたか、②定められた基準に従って一般査定先が漏れなく抽出されているかを検証していたか、③償却された貸出金に関して、それまでの経緯や資金使途・返済状況等を検証していたか、④本部金庫の現金のみではなく、本店営業部や他の支店における金庫の現金が実査対象となっていたか、⑤残高確認の母集団は全ての貸出先となっていたか、⑥残高確認の発送先の抽出にあたり、個人債務者を除外したり金額基準による除外を行ったりしていなかったか、といった点が適切な会計監査が行われていたか否かを判断する際のポイントになると考えられる。

当組合と現任の会計監査人とのコミュニケーションの履歴を確認した結果、及び、現任の会計監査人へのヒアリング結果からすると、監査業務を担い、クライアントと直接に対峙していた個々の担当者は誠実な対応をしていたことが伺え、真摯に職業的専門家としての業務を全うしていた印象であった。この点を踏まえると、仮に上記①～⑥の対応が行われていなかったとすれば、それは当組合の監査における固有の問題ではなく、金融機関をはじめとする他の企業の監査においても同様の事態となっている可能性があり、業界内の誤った常識となっていないかどうかについて横断的な検証が必要であろう。

第9編 再発防止策の提言

第1章 基本的な考え方

1 再発防止策の前提として当組合がすべき行動

(1) はじめに

本調査結果を踏まえて、今後当組合において二度と不祥事案を発生させないための再発防止策等についての提言を行う。

ただし、後記第2章で提言する具体的な再発防止策等を取り入れる前提として、当組合のこれまでの不祥事案に対する姿勢が是正されることが必要不可欠であることから、まずその点について述べる。

(2) 不正を告発できない雰囲気の改善をすべきであること

これまで述べてきたとおり、当委員会が設置される契機となった三事案においては、新旧役員がその発生や隠蔽に積極的に関与していただけでなく、多数の役職員が不祥事案の存在を認識していながら、告発など是正のための具体的行動に至ることはなかった。

それだけでなく、あろうことか本調査期間中にも、債権書類の全件調査の偽装やその隠蔽の画策が行われ、各支店の支店長が指示に基づいて隠蔽に助力するという事態が発生した。本調査が開始され、当組合としては役職員全員で真相究明に向けて尽力すべき時期であるにもかかわらず、各支店の支店長が揃って指示に基づいて隠蔽に加担したという事実は、重く受け止める必要がある。

このような当組合の不祥事案を隠蔽する体質を改善すべきであることは言うまでもないが、不当な内容の指示であってもこれに従わざるを得ないという異常なまでの上意下達組織風土もまた早急に是正する必要がある。

(3) 不祥事案の疑いのある事案を徹底的に究明すべきであること

第5編第4章で述べたとおり、本調査の過程では、今般公表された三事案以外にも、不祥事案の疑いがある事案が複数発見されている。

当委員会においては、調査時間や客観的資料収集の都合上、それら不祥事案の疑いのある案件について十分な調査を行った上で事実を認定して不正行為の有無を判断するには至らなかったが、その背景には、当組合において、これら不祥事案の疑いのある案件について当委員会に積極的に協力し、その真相究明に尽力するという真摯な姿勢が認められなかったという事情がある。

不祥事案の疑いがある事案について、有耶無耶にしたままその疑いが払拭されな

ければ、当組合のステークホルダーが納得しないことはもちろん、当組合の職員としても、当組合が本調査報告を受けて新たなスタートを切り、不祥事案の根絶と健全な経営に向けて邁進すると信じることは不可能であろう。そうであれば、前述したような、不祥事案を隠蔽する組合の体質や、上司から不正行為を指示された部下がこれに異を唱えることのできない上意下達の組織風土の改善も期待できない。

したがって、当組合は、本報告書において不祥事案の疑いがあると指摘された案件が複数残存していることを重く受け止め、徹底的な調査を行った上で事実関係を明らかにすべきである。

(4) 無断借名融資の対象となった者に対して個別に説明及び謝罪すること

当組合は甲事案、乙事案において、多数の人物の名義を長期間にわたり無断で利用するという無断借名融資を実行し、さらにはその事実を長期にわたって隠蔽し続けてきた。これらは、本来最も大切にすべき顧客の信頼を踏みにじるものであり、金融機関としてあってはならない言語道断の不祥事である。

本調査によれば、無断借名融資で利用された者の名義は 260 名にのぼり、その中には当組合の役職員の親戚、知人、友人も含まれていたが、そうではない一般の顧客も一定数含まれていたことが確認された。そして、無断借名融資の事実が明らかとなって以降、自身が無断借名融資の対象となったのではないかと懸念する顧客が多数存在することは、先般のマスコミによる報道等からも明らかである。

しかしながら、本調査の過程における当組合側とのやりとりの中では、このような不安を持つ全ての顧客に対して自身に関する無断借名融資の有無について丁寧な説明を行う具体的方針は明らかにされず、それどころか、実際に無断借名融資の対象となった者に対してその事実を伝えて謝罪その他真摯な対応を行う具体的方針すら示されなかった。このような状況に至ってすら、なお無断借名融資という重大な不正行為に対して真摯な対応を行うことよりも、不正の事実の広がり可能な限り限定することに意識が向いていることを示すものであり、当委員会としては重大な懸念を持っている。

したがって、当組合は、無断借名融資をはじめとするこれまでの不祥事案により失った顧客その他のステークホルダーからの信頼を取り戻すための第一の対応として、全ての顧客に対して謝罪の意を表明することはもちろんのこと、無断借名融資の対象となった者に対しては、個別にその事実を通知し、詳細な事実関係（無断借名融資の時期、金額等の内容、無断で名義を使用した経緯等）を説明した上で、謝罪を行うべきである。

(5) 経営トップからの組織改革に関するメッセージ発信

前述のとおり、当組合は、全ての顧客に対し、今後信頼回復に向けて全力を挙げて取り組むという姿勢の表明を行うべきであるが、そのような表明は、当組合を構成する全ての職員に対しても行われるべきである。

当組合が全ての職員に対し、今般の当委員会による調査結果の公表を受けて、新たに健全な組織として生まれ変わるという強い意志を明確に表明し、これを全職員に徹底して周知しなければ、これからの組合を担う職員としても、組織の改善に不安が残る恐れがある。そうであれば、結局のところこれまでと同じく、職員が不祥事案の発生を覚知したとしても、その通報を躊躇する事態となりかねない。

したがって、当組合としては、健全な組織として生まれ変わるという強いメッセージを、理事長その他の経営トップから発信すべきである。それによって、役員だけでなく、一般の職員も含めた当組合に関わる全ての者において、今後二度と不祥事案を発生させず、万が一不祥事案が発生した場合にはこれを許すことなく即時かつ徹底した対応が行える体勢を構築する必要がある。

(6) 小括

以上のとおり、当組合は、これまで不祥事を重ねてきた事実と真摯に向き合い、今こそ膿を出し切った上で、改善に向けた姿勢を組合内外に強く発信していく必要がある。それが実現しないことには、これから述べる当委員会による再発防止策も全く功を奏さないことになりかねず、組合が真に改善されることはないといえる。

このことを、再発防止策等の提言を行う前提としてまず指摘したい。

2 本件三事案の特徴について

当委員会において再発防止策の提言を行うにあたり、改めて三事案の特徴について言及する。

甲事案は、江尻氏をはじめとする当時の代表理事が主導して不正を行い、また常勤理事や常勤監事等の主要な役員も、迂回融資から無断借名融資への切り替えや、無断借名融資に必要となる名義の提供等、不正行為に積極的に関与していた。また、役員から指示を受けた一部の職員は、不正融資の実行及び管理に必要となる各種手続に関与したり、第5編第1章11で述べたような様々な隠蔽措置を行うなど不正行為に助力していた。このように、甲事案は、代表理事が主導し、その他の常勤理事や常勤監事が積極的な関与を行い、さらに多数の職員も助力しており、関与者が多数に上る事案であった。

一方で、乙事案及び丙事案は、横領行為の主体は特定の職員であり、当時の理事長であった江尻氏をはじめとする一部の役員は、不祥事案の発生を知りつつ、これを積極的に隠蔽し、当局への報告を怠り、必要な対応を講じなかったという

ものであった。

このように、甲事案においては、経営の中心となる代表理事が積極的に不正を主導し、その他の役員もこれに積極的に関与しており、本来であれば不正行為を監督して是正すべき融資部、監査部等も、不正の隠蔽に積極的に関与しており、もはや当組合の内部統制システムは全く機能しない状況にあったと言わざるを得ない。したがって、甲事案のような不祥事案を未然に防止するためには、全役職員のコンプライアンス意識の向上は当然として、実効性ある内部統制システムを構築するとともに、当組合の外部からの監督を効果的に行うことが必要不可欠である。

他方で、乙事案及び丙事案は、元の事案自体は特定職員による不正行為であり、一般の職員はその権限も限られていることから、不正行為が実現可能な環境がなければ、その発生を未然に防止することは十分可能である。したがって、乙事案及び丙事案の様な事案の再発防止という観点では、そもそも不正行為が行われないような体制整備を行うことが有効であると考えられる。もちろん、監査部等の内部監査部門による内部統制が実効的に行われることにより、不正行為の防止だけでなく早期発見も可能であるし、甲事案と同様に、外部からの監督機能を強化することも有効な手立てである。

以下に記載する具体的な再発防止策は、このような各事案の特徴を踏まえて検討したものである。

第2章 具体的な再発防止策

1 経営体制に関する事項

(1) 不正関与者の一掃と組合への関与の遮断

本編冒頭で述べたとおり、再発防止の前提として、当組合が新たに生まれ変わるため、三事案に一定の関与のあった者を役員から退任させ、それらの者と今後一切の関係を絶つべきである。

すなわち、甲事案の発生時からこれを主導していた江尻氏はもちろんのこと、甲事案における本件不正融資の存在を確定的に認識しつつその融資実行及び隠蔽に積極的に関与した役員、本件不正融資の管理を担当していた役員、及び、無断借名融資の名義提供を行った役員についても、関与の度合いや監視義務・監督義務の不履行の程度からしてその責任は重大であるから、退任し、今後は当組合との一切の関係を絶つ必要がある。

乙事案及び丙事案に関しては、これらの各不正行為を確定的に認識しつつもその隠蔽に主体的に関与した役員については、やはりその責任は重大であるから、当組合との関係を遮断すべきである。

なお、これまで当組合においては、一部の役員は退職後も嘱託職員や顧問等の肩書きで当組合の業務を行っており、それによって当組合への影響力を持ち続けた。また、Y氏に対して行っていたように、当組合が関与して退職後の就労のために会社を設立したり、当組合との関係性が強く実質的に支配している関係会社に退職した職員を就職又は役員に就任させて間接的に当組合に関与させるといった方法も存在していたと見受けられる。したがって、これらの手法による当組合への関与も、今後は徹底して排除すべきである。

また、三事案（特に甲事案）の重大性に鑑みれば、今般明らかとなった三事案に積極的に関与していた役員だけでなく、これらの存在について僅かでも認識がありながらその是正に動かなかった役員も、本来役員として期待される行動をとっていなかったのであるから、不作為（監視義務・監督義務の不履行）の責任があり、当組合が新しく生まれ変わるという観点からは、積極的な関与者と同様に退任すべきである。

もっとも、全役員が同時にその職を辞し、今後、当組合と一切の関係性を絶つこととなれば、今後の当組合の運営体制に支障が生じることも現実的な問題として危惧されるところである。当委員会としては、これまでの当組合の悪しき組織風土からの決別のため、不祥事案の存在を認識していた役員も本来的には退任すべきと考えるが、上記現実的な問題との兼ね合いのほか、当該役員の役員在任期間の長短や認識の程度、役員として期待される行動を取ることができた現実的可能性等の関係する諸事情を考慮し、認識の程度が極めて限定される役員は、例外的に何らかの適切な形で当組合の運営に今後も関与していくことを一律に否定するものではない。この点の方針は極めて重要な経営判断であるから、新たな経営陣のもとで慎重な検討のもとに決定されるべきことと考える。

ただし、そのような役員について当組合との関係性を継続する場合には、当該役員が三事案の反省を踏まえた改善策を積極的に推進することや、今後も当組合の健全な運営のために尽力することがむしろ再発防止に資することといった、組合員及び職員等のステークホルダーが納得できる具体的理由を示すことが必須である。

(2) 不正に関与した職員の取扱いの検討

役員ではなく職員の中にも長年にわたり不正行為（とりわけ甲事案）への関与を続けてきた者が複数いることから、そのような職員の取扱いについても検討を要する。第8編で述べたとおり、特定人物における人事権の掌握や常軌を逸した上意下達の組織風土が諸問題の原因となったことからすれば、代表理事をはじめとする上位者から業務命令を受けて不正の関与を強いられてきたことは、それ自体が重大なハラスメント行為であり、そのような職員はむしろ被害者であって加害者ではあり得ないという見方もあり得るところである。

他方で、いかに拒絶することの難しい状況における業務命令に基づく行為であったとはいえ、著しい不正行為に関与した以上は、就業規則に基づく何らかの懲戒処分の対象となるべきという考え方もあり得る。本件のような経営陣の指示に基づく長期間にわたる組織的かつ大規模な不正行為は類を見ない極めて特殊な事案であるから、当委員会としてもいずれの考え方によるべきと即断することは難しい。

今後の当組合の再生に向けては、この問題をいかに取り扱うかも重要な判断となるが（職員の士気にも関わるはずである。）、これも新たな経営体制のもとで決定されるべき事柄である。まずは個別の職員ごとに、その関与の状況及びその前提となった業務命令の状況等の事情を確認し、慎重に対応を決定することが望まれる。

(3) 新経営体制において考慮すべき事項

上記のとおり、これまで不祥事案に一定の関与をしてきた役員は一掃して新たな経営体制を構築すべきであるが、その具体的な人選にあたっては、特に当組合としての意思決定をする上で、金融機関としてのコンプライアンスを徹底し合理的判断を行える人材を登用する必要がある。そのため、外部から金融業務についての専門的知見を有する人材を常勤者として招き入れて、業務運営の適正化を図ることも有効であると考ええる。

また、当委員会が行ったアンケート調査等によれば、これまで当組合では、パワーハラスメントを受けた、又はこれを見かけたとする職員が相当数おり、その影響によって不正を告発することはできなかったとの回答も相当数あった。このことから、これまでの当組合の不適切とも言える体質に影響を受けておらず、倫理観を備えた外部有識者を招き入れることも有効であると考えられる。こちらについても非常勤役員では期待できる関与に限界があることから、可能な限り常勤者とするのが望ましい。

一方で、職員として不祥事案に積極的に関与していた者については、これまで不正に積極的に関与してきた役員の影響を受けている可能性が高く、またコンプライアンス意識が著しく欠如していたと言わざるをえないことから、新たな役員人事からは厳に排除されるべきである。

2 ガバナンス改善に関する施策

(1) 内部通報制度の見直し

不祥事案が発生した場合にも内部通報がその発覚の契機となることが一般的に期待されており、当組合にも内部通報・相談窓口が設置されている。しかし、本調査によれば、これまで当組合の内部通報・相談窓口に対して三事案に関する通報がなされたことは一切なく、それどころか、そもそも当組合における内部通報・相談窓

口に通報がなされたこと自体が一切存在しないとのことである。

一方で、当委員会が実施したアンケート等によれば、三事案の存在を公表前から認識していた職員は多数いたことが明らかとなっており、その中には噂程度ではなく、確定的にその具体的内容を知っていた者も複数いた。また、内部通報・相談窓口の存在についても、知らなかったという回答はごく僅かであり、窓口の存在自体は職員に周知されていたといえる。

内部通報・相談窓口が適切に機能していれば、特に甲事案については早期に発覚して被害拡大を防止することができていたと考えられるから、当組合の内部通報・相談窓口は機能不全に陥っていたと言わざるを得ない。そこで、今後はまず内部通報・相談窓口の機能不全を是正することが急務である。

まず、当該内部通報・相談窓口のうち、内部窓口の担当者は、コンプライアンス担当理事、総務部長、及び総務部長が指名した者とされている。しかしながら、甲事案のように、役員が不正を主導し、かつ組織的な隠蔽がなされており、そのことを職員が認識している場合、職員としては、内部窓口へ通報したところで適切な処理がなされることを期待することは困難であり、通報を躊躇することが想像される。乙事案及び丙事案についても同様であり、職員としては、不祥事案の存在を認識していても、それを役員が積極的に隠蔽していることも併せて認識していれば、内部窓口への通報を行う意欲は失われてしまう。それどころか、通報したことがそれらの役員に伝わることで、かえって不利益を被ることも懸念するはずである

また、外部窓口の担当者は、当組合の員外監事である弁護士又は顧問弁護士が指定されているが、一般の職員からすれば、員外監事については常勤の役員との繋がりがあつたことを懸念し、また顧問弁護士についても、やはり当組合の役員との関係性が想起され、結局のところ内部窓口と同様に通報を躊躇する結果となることが懸念される。

このことから、今後は専門的知見を有する外部の第三者を外部窓口とすることを検討すべきである。その上で、職員が特に外部窓口への通報を躊躇することがないよう、通報によっていかなる不利益も被ることがないことを改めて表明し、全職員に周知徹底するべきである。

さらに、内部通報制度が実効的に機能するためには、窓口指定された担当者の顔・人となり職員に把握され、「この人に伝えれば何とかしてくれるだろう」という信頼又は期待が醸成されることが非常に重要である。したがって、当組合としては、単に外部の専門家を外部窓口を設置し周知をただけで終了するのではなく、例えば、①外部窓口担当者による定期的な職員向け研修を実施する（外部窓口担当者の自己紹介、外部窓口の意義、外部窓口の活用方法、通報が功を奏した事例の紹介等）、②外部窓口担当者から各部署・各営業店に対し、最近の困りごと・気になっていることはないか等を定期的に伺い確認する（まずは電話やメール等の簡易的な方法から開始してもよいであろう。）といった、外部窓口担当者と職員との

接点を作り当該担当者に対する職員の信頼又は期待が醸成されるための方策を積極的に実施していくべきである。

今般のアンケートの回答によれば、当組合の職員の中には、非常に高いコンプライアンス意識を有し、組合の改善に意欲を有する者が複数いることが窺われる。しかしながら、それにもかかわらず、これまで三事案の通報が内部通報・相談窓口一件もなされなかったことは、当該窓口が機能不全に陥っていたことの証左である。今後、そのような者による通報の機会を確保することは、組合の自浄作用を高める重要な手段となるから、早急に対応されるべきである。

(2) 組織外の人間による監査の充実と監事の増員

前述のとおり、特に甲事案においては、不正行為を役員が主導した上で、当組合の様々な部署でも不正行為への関与、隠蔽を積極的に行っていたことから、組織内部の自浄作用により是正を期待することは極めて困難であった。

このようなケースに対処するためには、外部からの監督・監視を強化し、当組合外部の人間が独自に不正を発見することのできる体制が構築される必要がある。

具体的には、常勤の員外監事を新たに選任して監視機能を高めることが期待される。加えて、新たに選任された常勤の員外監事が監視機能を適切かつ十分に発揮できるよう、員内監事及び監査部等との密な情報共有による連携の強化、当組合の一切のデータ及び資料類へのアクセス権の保障、適切な資料提供等が行われる必要がある。

また、これと同時に、当組合の実務に精通した常勤の員内監事が常務会や理事会等で随時発言し監督機能を十分果たせるようにするため、常勤の員内監事をさらに1名増員し、その発言力を高めることにより、監督機能を強化する方策も検討すべきである。

なお、当組合においては、非常勤の員外監事が当組合の顧問弁護士も兼任している。このような兼任は法律上禁止されるものではないし、本調査においても、このような兼任状況が三事案の発生原因になっていた等の事情はうかがわれなかった。ただ、顧問弁護士を兼任する員外監事が経営陣に対して継続的従属的關係になく経営陣に対して発言力のある（場合によっては引導を渡すこともできる）人物であれば何ら問題ないと言える一方で、顧問弁護士として経営陣に助言等の法的支援をする役割と員外監事として経営陣を監視・監督するという役割が衝突する可能性も否定できないところである。今後の課題として、上記観点を踏まえ、顧問弁護士が員外監事を兼任する状況を見直すべきか否かも検討の余地がある。

(3) 特定人物による人事権の掌握や異常な上意下達の組織風土を排除するための組織体制

第 8 編で述べたとおり、当組合における特定人物における人事権の掌握や常軌を逸した上意下達組織風土が不正行為の長期間の隠蔽等の諸問題の原因となったことからすれば、理事長のみに多大な権限を付与するトップダウン式の経営体制ではなく、少なくとも全ての代表理事らの合議制により重要な経営方針を決定し、場合によっては非常勤理事も含めた多数の役員による合議制により重要な経営判断を行う体制とすることも検討されるべきである。

また、甲事案、乙事案等の一連の不祥事を長期間にわたり隠蔽できた要因として、担当役職が実質的に特定の職員と紐づき、長期に渡り特定の職員が特定業務を専属で担当することがあった。今後は、複数の者が担当し一定期間ごとに担当者を入れ替えるなどして、不正を継続することのできない環境を作ることが必要である。

(4) 正確かつ詳細な議事録の作成

第 2 編第 3 章 1 に記載したとおり、当組合では定款に記載された理事会等の会議のほか、規程類に特段の根拠規定はないものの、代表理事、常勤理事、常勤監事及び本部各部署の部長が出席する朝会という定例ミーティングが開催されていた。

朝会の内容については、議事録に代わるものとして朝会録という議題・話題が簡易的に記載された記録が作成されるにとどまり、その詳細な内容は記録化されていないとのことである。しかし、代表理事、常勤理事、常勤監事、本部各部署の部長といった重要な役職員が出席して重要事項が協議されていることからすれば、議事内容を正確に記録化することも、不正の防止に資すると考えられる。

また、外部からの監督機能を充実させるために、監事から事業の報告を求められた際や（協金法 5 条の 6）、監事会から報告を求められた場合（監事会規程 17 条 3 項）に適宜提供できるよう閲覧可能な状況としておくことで、不祥事案の早期発見の契機となりうると考えられる。

(5) 監査部の組織上の位置付け

当組合の監査部は、当組合の全ての業務及び連結対象子会社の業務を監査対象とするとされており、その組織上の位置付けについては、理事長直属の部署とされている（監査規程 2 条、3 条）。

そのため、監査の実施により事故等が判明した場合の報告先は理事長とされており（監査規程 14 条）、また監査報告書の提出先も理事長とされている（監査規程 17 条 1 項）。さらに、監査部長は、監査結果を定期的に常務会に報告し（監査規程 17 条 2 項）、また理事長は、監査結果を定期的に理事会に報告することとされているが（同条 3 項）、「経営に重大な影響を与えると認められる問題点が発見された場

合」についても「速やかに理事会に報告する」とされていて、監査部長から直接監事への報告義務は規定されていない。

監事に期待される役割に鑑みれば、監査部が把握した当組合業務に関する問題点については、可及的速やかに監事にも共有すべきであり、特に甲事案のような役員主導の不祥事案に対して員外監事の監督機能を強化するためには、そのような組織内の連携は不可欠であると思われる。

したがって、監査部と監事との連携方法を新たに構築することを検討すべきである。

(6) 職印、オペレータカード、金庫室等への入退室について管理の再徹底

乙事案及び丙事案のような職員による不正行為が実施される際、当該職員は、その権限を不法に行使し、又は当組合の規約等に反した扱いを行っている。このような不正を防止するためにはその手段や機会を排除する必要がある、その最も基本的施策は、不正行為に用いられる物理的な手段の排除である。

乙事案及び丙事案は 10 年以上前に生じた案件であるが、現在の当組合においては、検印の際に必要となる職印や、各種オペレーション実行の際に必要なカードキー、さらには金庫室等への入退室履歴について、各種規約に基づき適切な管理が行われていると考えられる。しかし、今般の不祥事案の発覚を契機として、これらの管理状況を全店舗で再確認し、業務に携わる全職員が再度遵守を徹底するよう周知するべきである。

併せて、これらの管理に関する各種規約は、その時々状況に応じて日々アップデートされるべきであるから、定期的に検討がなされるべきである。

また、職員が日々の業務に忙殺されることにより、管理体制に緩みが生じることはあってはならない。実際に、アンケートの回答には、不祥事案の発生の原因として、業務に関する人員不足を指摘するものもあり、今後も職員の過度な業務負担を契機として備品や入退室履歴の管理体制に不備が生じる可能性も否定できない。したがって、日常的な管理体制については今後も引き続き注視していく必要がある。

(7) 外部手続の介入による不正の防止

甲事案においては、本来であれば無断借名融資で利用された名義人本人にも期日案内通知が送付されるはずであったが、発覚防止のために当該通知が送付されないように取り扱われていた。同様に、乙事案においても、ローンセンター担当者からの通知を当該職員が事前に差し止めていた。

このような組織内又は当該職員本人による不祥事案の隠蔽措置を実行させないよ

うにするため、一定の通知や事実確認手続は外部企業に委託するなど、機械的な実施の手段を検討すべきである。

例えば、上記期日案内通知については、通知書の発送を外部企業に委託して当該外部企業から顧客に一律に直接連絡が行くようにするなど、機械的に一律に実施される仕組みの導入を検討されたい。また、本件無断借名融資の発生を防ぐ水際対策として、例えば、融資が実行された際、委託を受けた外部企業が債務者に直接書類を郵送又は電話する等の方法により、間違いなく債務者自身の意思による融資実行であるかを確認する手続を導入することも考えられる。

(8) 外部監査の見直し

第 8 編第 5 章で述べたとおり、本件不正融資は、監査法人等による会計監査によっても発覚することはなかった。したがって、これまで行われてきた監査法人等による会計監査の内容に関しても、今後の再発防止のために改善を検討する余地がある。

具体的に改善を検討すべき事項については、第 8 編第 5 章において監査法人等が不正を発見できなかった原因として記載したとおり、当組合が監査法人等から依頼され、提供していた資料が不十分であったこと（同章 2）、当組合の簡易査定の適用範囲が当組合の経常利益に鑑みても適切とは言いがたいものであったこと（同 3）、償却対象とされた債権の詳細な検討が行われていなかったこと（同 4）、本部現金の実査に際し隣接する本店営業部の現金検査が行われていなかったこと（同 5）、結果として、残高確認状の発送先に偏りが生じていたこと（同 6）といった点が考えられる。

もっとも、同章で言及したとおり、当委員会は会計監査が失敗であったか否かを評価する立場になく、これまでの会計監査のあり方については、今後監督官庁である金融庁などによる検査を期待するものである。また、本件不正融資は、当組合の代表理事をはじめとする多数の役職員が関与した組織的な不正行為である一方で、会計監査は不正の摘発を目的とするものではない。したがって、仮に上記の対応が会計監査人によって実施されていたとしても、それによって必ずしも本件不正融資の防止や早期発見がなされていたと言えるわけではない。しかしながら、上記の点について会計監査人が十分な注意を払い、厳格な監査を実施する姿勢を当組合に示していれば、少なくとも当組合が不正行為を長期間継続することは困難であった可能性や、監査の過程で不正行為が発覚する可能性が相対的に高くなったことは否定できないのであり、今後再発防止に向けて検討すべき点であることは言を俟たない。

以上のことから、監査法人等による会計監査に関して、当組合において行うべき再発防止策としては、会計監査人から依頼された資料の内容や日々のコミュニケー

ション結果を基に、監査対象が適切に設定されているかどうかを批判的に検討し、時には会計監査人に提案をしたり議論したりすることによって、双方に緊張感のある関係を構築することが挙げられよう。

当該批判的な検討にあたって専門性が必要である場合には、他の監査法人等に助言を求める等、積極的に外部の専門家を活用することが期待される。

(9) 人事の是正

当委員会が実施したアンケートやヒアリングによれば、当組合では特定の者が人事権を掌握しており、そのような者の意を汲む者が重要な役職に就任していると認識する職員も存在した。このように一部の者が人事権を掌握する状況は不当であり、是正が必要である。

人事考課については、従来どおりの役員をはじめとする上司からの評価だけでなく、同僚や部下など立場の異なる複数の者による評価（いわゆる 360 度評価）を実施するなどして、多角的視点からの評価を検討すべきである。また、そのような評価のあり方についても外部専門家からの助言を得るべきである。

そのような人事考課に基づく人事の決定についても、特定の役職員に権限を与えるのではなく、複数の代表理事その他の理事による判断に委ねることも検討すべきである。

また、当組合では、これまで定年退職した男性職員を特別嘱託や顧問として部長職などに留任させていた一方で、女性職員は役員や支店長、部長職等の重要なポストを与えられていない。このような従前の人事について、適正な評価に基づく妥当な判断であったかという点についても改めて検証する必要もあるだろう。

3 コンプライアンスに関連する施策

(1) 新経営陣に対するコンプライアンス講習受講の義務付け

何よりもコンプライアンスについて高い意識を有すべきである当組合の役員に著しいコンプライアンス意識の欠如が認められたことから、新たな役員として高いコンプライアンス意識を有する者を選任するとともに、コンプライアンス意識そのものを日々アップデートしていくことが必須である。

そのため、新たに選任される役員においても、コンプライアンスに関する外部研修を定期的に受講することを義務付け、職員に限らず当組合に属する全ての者がコンプライアンスの重要性を常に認識して業務に邁進すべきである。

(2) 企業風土の改善

当委員会によるアンケート及びヒアリングの結果によれば、公表前から不祥事案の存在を認識していた職員が多数おり、さらにはこれを是正したいと考えていた職員もいたことが明らかとなっている。しかしながら、そのような極めて真つ当な意見を職員が表明し、あるいは役員に対して意見を述べる機会がなかったことも、本件の不祥事案がこれまで是正されることなく隠蔽され続けてきた要因の一つである。

このような、職員が役員に対して意見を表明できない環境や、その意向に逆らうことができないという雰囲気を開き、いわゆる風通しの良い組織を作ることも、不祥事案の防止の一助となる。

そのために、例えば、職員の意見を役員が募集し、その内容について話し合う機会を積極的に設ける仕組みなどを構築することが考えられる。当組合には、過去には理事長目安箱という名称で同種の制度が設けられていたことがあり、現在も、支店毎に無記名の提案をとりまとめる制度があるが、提案者の所属支店が明らかとなる制度となっており、匿名性が担保されず提案を躊躇することも懸念される。現行の制度をより実効性のあるものとするため、少なくとも完全匿名の制度として再構築するべきである。

その上で、職員から受けた提案を常務会及び理事会で具体的に取り上げて、改善策や対応策等を協議して行動計画を立案し、当該行動計画を実行し、当該実行結果を多角的に（特に関係する営業店の職員の意見を十分に聞いて）評価し、計画を更に改善をして再度実行していくといういわゆる PDCA サイクルを実践していくことが極めて重要である。このような PDCA サイクルの実践を地道に積み重ねることによって、「職員が提案していけば経営陣は真摯に改善に取り組んでくれる、当組合の仕組みを職員から変えていくことができる」というボトムアップ型の成功体験を地道に積み上げていくことが、長年にわたり染みついた当組合の悪しき組織風土を一新する重要な手段である。

(3) コンプライアンス違反に対する厳正な対処

乙事案及び丙事案のいずれにおいても、役員による隠蔽がなされた結果、横領行為の主体である職員は懲戒処分を受けることなく退職し、通常の手続に従い満額の退職金が支給されている。

また、乙事案における横領は甲事案の手法を真似て実行されており、そもそも役員による不正行為がさらなる不正行為を生み出していた側面も否定できない。

そして、今般の公表以前に複数の職員が乙事案及び丙事案の存在を認識していたが、横領行為の主体である職員について何らの懲戒処分もされていないことも認識していたはずである。そうすると、職員の間では、当組合は不正行為に対する処分が甘いと捉えられていた可能性が高く、これは職員において不正行為に対する心理

的ハードルが下がる要因となり得る。

したがって、今後役職員による不正行為が発覚した際には、速やかに厳正な対処を行い、不正を絶対に許さないという姿勢を内外に発信することが肝要である。

(4) パワーハラスメントの根絶

本調査において、一部役員によるパワーハラスメントと評価せざるを得ない事象の報告も複数見られており、そのような状況が不祥事案の通報を躊躇する原因となったと考えられる。パワーハラスメントの存在は適切な組織運営を阻害するものであり、これを根絶することによって上司への恐怖心が解消されることは、適切な組織運営の第一歩となる。とりわけ、「当組合の維持のため」といった大義名分に基づいて違法・不当な行為に関与するよう求める業務命令を行うことは重大なハラスメント行為であることを全ての役職員が理解しなければならない。

第10編 結語

第1章 残された課題への取り組みの期待

まず、本調査に協力し様々な資料や情報を提供していただいた役職員その他関係者の方々に心より感謝の意を申し上げます。このような利用や情報の提供がなければ、本調査をここまで深く遂行することは不可能であった。

当組合において組織的不正が長年にわたり続けられてきたことに対しては、歴代の経営陣全員がその原因分析と効果的な再発防止策の策定のために等しく責任を果たすべきであり、この責任を果たすための重要な第一歩は、自身が記憶・把握している事実関係を包み隠さず全て話し、保有している資料については全て関係機関に提供することに尽きるというべきである。本報告書からも読み取れるように、特に退任役員を中心に、依然として自身の記憶・把握している事実関係を全て話しておらず、保有資料についてもその全てを提供していないと思われる者が散見されるが、これでは「組合は今回の不祥事に真摯に向き合っていない」という批判を受け、これも仕方なく、大変残念である。

本調査でも解明されていない問題が依然として多くあり、これらの真相を解明して説明責任を果たすことが、組合員、顧客、職員等のステークホルダーの信頼を回復するために必要不可欠であることを、関係者全員が改めて肝に銘じていただき、残された問題の真相が明らかになることを切に願うものである。

第2章 今後の外部監査に求められるもの

2015年に発生した大手総合電機メーカーの不正会計事件以降、会計監査の世界ではサンプリング全盛時代だと言われている。すなわち、財務・非財務のデータを検討することによって財務数値の正確性を検証する作業はほとんど行われなくなり、例えば、取引リスト（母集団）から大口取引と無作為に取り出した25件～50件程度の取引サンプルについて、契約書や注文書と突合する作業が監査業務の多くを占めているようである。この背景には、個々の監査人の能力に依存する分析的な手法は回避し、品質のブレが少ない証憑との突合によって監査品質を確保する意図があるように思われる。

しかし、本調査の対象となった不祥事案は、サンプリングによる証票との突合に依存して監査を進めることの危うさを示している。一方で、5年前、10年前と比べ、情報機器の処理速度や容量は格段に進化しており、データ解析の有用性は劇的に高まっている。別の言い方をすれば、昔ながらの監査スキルやノウハウでは手の届かない領域が、データ解析によって高い精度で検証可能な時代になっているということである。これには、会計や監査の分野とは異なる、情報工学や統計学、数学の分野における専門性が必要であるが、このような人材にも門戸が開かれ、監査実

務において補助的ではなく主導的な役割を担うようになれば、会計監査の品質は大いに向上するはずであり、延いては、公認会計士の使命である国民経済の健全な発展への寄与に繋がるであろう。

当組合における本不祥事案は極めて特殊な事例であるという見方もあるかもしれないが、監査法人による外部監査にもかかわらず長期間にわたる組織的な不正融資を発見できなかった現実を踏まえ、想定外の類型の不正にも対応できるように、新たな技術や知見を活かした監査のあり方を考える材料とすべきではないか。

第3章 「いわしん」の再生に向けた役職員への期待

約 20 年もの長期間にわたり多くの役職員が関与して多数回の犯罪的な不正融資が行われたという本件は、我が国の金融機関の歴史を見ても類例をみないほどに悪質な事案であり、この点だけを見ると、当組合の役職員の多くが法令遵守意識に欠けた不誠実な者たちであるという印象を持たれるかもしれないが、そのように単純な話ではない。

原因分析の箇所ですべたとおり、当組合では人事権を背景としたパワーハラスメントとも評価できる異常な上意下達文化が蔓延していたから、たとえ違法・不当と思われる融資実行への関与を命じる業務命令であっても、それを拒絶したり不当行為として告発したりすることを期待しづらい状況にあったことは否定できない。

本調査の開始後も、当委員会に対して面と向かって虚偽説明を行う関係者が多数いたことは大変遺憾であるが、その背景にも異常な上意下達の組織風土等の事情があり、悪しき風土が依然として強く根付いていることが感じられた。

法令違反の可能性のある違法・不当行為である以上、それを認識した役職員は躊躇せず告発すべきであるし、そうせずに加担した以上は批判を免れないというのが基本的な考え方であるが、従前の当組合の極めて特殊な組織風土を考えると、業務命令を受けていた役職員は悪質なパワーハラスメントの「被害者」であるという側面もあり、不正行為に関与した「加害者」と即断するのは酷ではないかと感じざるを得ない。それほどまでに当組合の組織風土及び行われていた不正行為の状況は特殊なものであった。

実際に、ヒアリングやアンケートを通じて多数の当組合の役職員とやりとりをしたが、「法令遵守意識に欠けた不誠実な者」という印象を与える者はむしろ稀であり、多くの者は真面目に誠実に上司からの業務命令に応じて組合のために職務を行う善良な役職員という印象であり、それは決して誤った評価ではないと考えている。

真面目すぎるが故に「組合の存続のために必要だ」という上司からの説得を素直に受け入れ、或いは不正の疑いを持ったとしても上述したようなパワーハラスメントによる圧力のために萎縮して、結果として不正行為の告発に至らなかったものと

考えられる。誤解を恐れずに言えば、「不真面目な役職員」が多くいれば、より早く告発等により不正が明らかになっていたのではないかとすら思えるほどである。

不正融資の発端は、不正融資を実行しなければ当組合の存続に関わるという経営陣の懸念であり、その懸念自体は偽りのものではなかったはずである。

しかし、そこで選択された不正融資という手段（とりわけ 2007 年及び 2008 年から多数実行された無断借名融資という手段）は、それによって将来的に X1 社グループの業況が回復し、正規融資及び不正融資のいずれについても債権回収が実現すると見込まれていたとは到底思われず、違法・不当な行為であったという点を除いて考えても、経営判断として著しく不合理なものであったと考えざるを得ない。単なる問題の先送りか、或いは問題をさらに悪化させる究極の悪手であった。

このようにあまりに不合理な経営判断について、何ら是正することもできないままに約 20 年間にわたって問題の先送りがなされてきたのが実態であり、そのような経営判断に主導的に関与したのはごく一部の役員であった。したがって、その他の大半の役職員は、そのように不合理極まりない経営判断の被害者であったという見方も可能である。仮に大多数の役職員が「善良」であったとしても、ごく一部の意思決定者が法令遵守意識と経営判断の合理性を欠いていれば、組織はこれほどまでに重大な不正行為を長期間にわたり継続してしまうということを本件は示している。

しかし、当然のことながら、業務命令により不正融資に関与させられたり、その存在を知りながら告発しなかった役職員は、それが責められる対応であったことを自覚し、反省しなければならない。「組織防衛のための不正行為は正当化される」、「組織防衛のためには自らが不正の罪を被ることが正しい」といった考え方は完全に誤っていることを認識すべきである。

ただし、「法令遵守意識に欠けた不誠実な者」ではなく、「業務命令に忠実に従う真面目な者」という職員像が実態であるとすれば、正しいガバナンス体制が整備された上で適法かつ合理的な経営判断が行われれば、当組合の組織運営が適法・適切なものに改められることは決して困難なことではなく、むしろそのような職員像は組織改革の場面では追い風になるとも考えられる。

当組合で発生した重大な不正行為を受けて、当組合への社会的批判は今後さらに高まることが予測され、それに伴って不正行為の実行に深く関与した経営陣への批判が強まることも避けられないと考えられる。しかしながら、以上に述べたような観点から、経営陣からの業務命令に応じざるを得ない特別の事情のあった役職員やそもそも不正行為への関与や認識の乏しい役職員個人に対する過剰な批判や攻撃は、必ずしも的を射たものではないと考えられる。

当組合が、正しいガバナンス体制と適切な意思決定に基づいて再生するためには、本件により今後さらに生じるであろう多大な社会的な批判を乗り越えるための、真面目で善良な役職員の真摯な努力が必要不可欠である。第三者による調査を

要するほどの重大な不祥事案が今後二度と発生しないよう、「いわしん」の再生に向けて、当組合の役職員一人一人が自覚と反省をもって真摯に取り組み、いわきの手本となっていくことを期待したい。

以 上

アンケート調査票

令和6年12月11日
いわき信用組合第三者委員会
委員長 弁護士 新妻 弘道

【留意事項】

- 1 令和6年11月15日付でいわき信用組合（以下、「組合」といいます。）から3件の不祥事件（①旧経営陣による迂回融資、②元職員による横領事件及びその隠蔽、③元職員による現金の着服事件）が公表されたことを受け、退職者を含めた全役職員を対象にしたアンケート調査を実施いたします。
- 2 調査対象事項は、(1)上記不祥事件3件のほか、(2)類似事案その他不祥事件の有無、(3)組合のコンプライアンス体制等の問題になります。
- 3 回答に当たっては、記憶又は認識している事実関係等について包み隠さず真摯にご回答いただくようお願いいたします。承知している事実を故意に申告しなかったことが後日判明した場合、就業規則等に基づく処分の対象となる可能性がございますので、その点十分にご留意ください。
- 4 本アンケート調査の内容を踏まえまして、別途ヒアリング調査へのご協力をお願いする場合がございますので、その際はご協力のほど宜しくをお願いいたします。
- 5 回答は可能な限り記名式にてお願いいたします。匿名での回答を禁止するものではございませんが、回答内容の信ぴょう性の確認等が十分に行えず当委員会では取り上げることができない可能性がございます。
- 6 本アンケートへの回答に当たっての 注意事項 は以下のとおりとなります。
 - (1) ご回答いただいた内容につきましては、当委員会による調査に利用させていただくほか、回答者を特定できない形にした上で調査報告書・中間報告等で触れさせていただく場合がございます。ただし、一部又は特定の者しか知り得ない内容の場合、結果的に回答者が推定又は特定されてしまう可能性はございます。
 - (2) 重要な回答内容につきましては、行為者又は関与者等を特定して報告書に記載させていただく可能性がございます。
 - (3) 回答者・情報提供者について、当委員会から組合に伝えることはいたしません。
 - (4) 虚偽の回答をした等の 特段の事情がある場合を除き、回答又は情報提供を行ったことのみによって、組合から何らかの 不利益処分を受けることはございません。
 - (5) 回答又は情報提供いただいた内容が、法令・内規等に違反する行為の自白であった場合、当該行為に関する処分の有無・内容等は全て組合の判断となります。上記(3)のとおり当委員会から回答者・情報提供者を組合に伝えることは致しませんが、万が一、何らかの経緯で組合が回答者・情報提供者を把握した場合、当委員会として その免責までお約束・保証することはできかねます のでご了承ください。
- 7 本アンケート調査票の内容につきましては、外部に漏らさないようご注意ください

い。

（以下余白。次のページへ）

別紙

回答日：令和 年 月 日 **【回答期限：令和6年12月20日（必着）】**

所属店舗： _____

氏名： _____

連絡方法：電 話 (_____)

メール (_____ @ _____)

※内容に関して当委員会から直接連絡させていただく場合がございますので、両方又はいずれか1つはご記入ください。

★以下のアンケートに加えて、又は以下のアンケートに代えて、当委員会からのヒアリングにより回答・説明を希望される方は、以下にチェックをお願いいたします。

☐ 第三者委員会からのヒアリングを希望する。
※当委員会から別途ご連絡させていただきます。

☐ 匿名で回答する。理由（任意）： _____

【問1 あなたご自身のことについて】

該当する番号に○印を付けてください。

※退職者の方は、退職時の所属店舗、在籍中の最高職位をご回答ください。

年 齢	1. 60代以上 2. 50代 3. 40代 4. 30代 5. 20代以下
雇用形態等	1. 役員 2. 正職員 3. フルタイム職員 4. パートタイム職員・アルバイト 5. 派遣職員 6. 有期契約職員 7. 嘱託職員 8. その他 () 9. 退職者
所属店舗	1. 本店（本部又は本店営業部） 2. 支店 3. その他 ()
職 位	1. 管理職（次長以上） 2. 管理職（係長以上） 3. 一般職（内勤中心） 4. 一般職（外勤中心） 5. その他 () 6. 役員

【問2 旧経営陣による迂回融資について】

問2-1 あなたは、平成20年7月頃から行われた旧経営陣による迂回融資の実行又は実行後の債権管理等について、何か見たり聞いたりしたことはありますか？（噂程度に聞いたことでも結構です。）

☐ はい（→問2-2へ）

☐ いいえ (→問 2－6 へ)

問 2－2 (問 2－1 に「はい」と答えた方)

それは、具体的にどのような内容でしたか？ (いつ、どこで、どのようなことを、誰から又はどうやって、見たり聞いたりしましたか)

(→問 2－3 へ)

問 2－3 (問 2－2 に答えた方)

あなたは、そのようなことを見たり聞いたりした後、不正の疑いに対処するために何らかの行動を取りましたか？

☐ はい (→問 2－4 へ)

☐ いいえ (→問 2－5 へ)

問 2－4 (問 2－3 に「はい」と答えた方)

具体的に、どのような行動を取りましたか？そしてどうなりましたか？ (いつ、どこで、どのような理由から、誰又はどの窓口・組織等に対し、どのような行動を取り、その結果、どうなりましたか？)

(→問 2－6 へ)

問 2－5 (問 2－3 に「いいえ」と答えた方)

あなたが行動を取らなかった理由はなぜですか？

☐ そもそも不正である・何か問題があると思わなかったから

☐ どこにどのような行動を取ればよいか見当がつかなかったから

☐ 社内通報窓口等の相談窓口の存在を知らなかったから

☐ 何か行動を取った場合、自分が行動したことがばれてしまうのではないかな不安だったから

☐ 何か行動を取った場合、自分が何らかの処分その他不利益な扱いを受けるのではないかな不安だったから

- ☐ 何か行動を取ったとしても、うやむやにされるか握りつぶされるかだけで意味がないと思ったから
- ☐ その他 ()
- (→問 2－6 へ)

問 2－6 あなたは、旧経営陣による迂回融資の実行又は実行後の債権管理等について、誰かから指示又は依頼を受けて、自ら事務処理その他作業を行ったことはありますか？（監査部、会計監査人、監督当局等の監査への対応に関する作業など、発覚を防ぐための作業も広く含めてお答えください。）

- ☐ はい (→問 2－7 へ)
- ☐ いいえ (→問 2－11 へ)

問 2－7 (問 2－6 に「はい」と答えた方)

それは、具体的にどのような内容でしたか？（いつ、どこで、どのようなことを、誰からどのように指示又は依頼を受けて、どのように行いましたか？）

--

(→問 2－8 へ)

問 2－8 (問 2－7 に答えた方)

あなたは、そのような作業を自ら行う前、あるいは行った後に、不正の疑いに対処するため、何らかの行動を取りましたか？

- ☐ はい (→問 2－9 へ)
- ☐ いいえ (→問 2－10 へ)

問 2－9 (問 2－8 に「はい」と答えた方)

具体的に、どのような行動を取りましたか？そしてどうなりましたか？（いつ、どこで、どのような理由から、誰又はどの窓口・組織等に対し、どのような行動を取り、その結果、どうなりましたか？）

--

(→問 2－1 1 へ)

問 2－1 0 (問 2－8 に「いいえ」と答えた方)

あなたが行動を取らなかった理由はなぜですか？

- ☐ そもそも不正である・何か問題があると思わなかったから
- ☐ どこにどのような行動を取ればよいか見当がつかなかったから
- ☐ 社内通報窓口等の相談窓口の存在を知らなかったから
- ☐ 何か行動を取った場合、自分が行動したことがばれてしまうのではないかと不安だったから
- ☐ 何か行動を取った場合、自分が何らかの処分その他不利益な扱いを受けるのではないかと不安だったから
- ☐ 何か行動を取ったとしても、うやむやにされるか握りつぶされるかだけで意味がないと思ったから
- ☐ その他 ()

(→問 2－1 1 へ)

問 2－1 1 あなたは、旧経営陣による迂回融資の実行又は実行後の債権管理等について、誰かに指示又は依頼をして、事務処理その他作業をさせたことはありますか？(監査部、会計監査人、監督当局等の監査への対応に関する作業など、発覚を防ぐための作業も広く含めてお答えください。)

- ☐ はい (→問 2－1 2 へ)
- ☐ いいえ (→問 2－1 6 へ)

問 2－1 2 (問 2－1 1 に「はい」と答えた方)

それは、具体的にどのような内容でしたか？(いつ、どこで、どのようなことを、誰にどのように指示又は依頼して、どのように行わせましたか？)

(→問 2－1 3 へ)

問 2－1 3 (問 2－1 2 に答えた方)

あなたは、そのような作業を誰かにさせる前、あるいは誰かにさせた後に、不正の疑いに対処するため、何らかの行動を取りましたか？

- ☐ はい (→問 2－1 4 へ)

☐ いいえ (→問 2－1 5 へ)

問 2－1 4 (問 2－1 3 に「はい」と答えた方)

具体的に、どのような行動を取りましたか？そしてどうなりましたか？（いつ、どこで、どのような理由から、誰又はどの窓口・組織等に対し、どのような行動を取り、その結果、どうなりましたか？）

(→問 2－1 6 へ)

問 2－1 5 (問 2－1 3 に「いいえ」と答えた方)

あなたが行動を取らなかった理由はなぜですか？

- ☐ そもそも不正である・何か問題があると思わなかったから
- ☐ どこにどのような行動を取ればよいか見当がつかなかったから
- ☐ 社内通報窓口等の相談窓口の存在を知らなかったから
- ☐ 何か行動を取った場合、自分が行動したことがばれてしまうのではないかと不安だったから
- ☐ 何か行動を取った場合、自分が何らかの処分その他不利益な扱いを受けるのではないかと不安だったから
- ☐ 何か行動を取ったとしても、うやむやにされるか握りつぶされるかだけで意味がないと思ったから
- ☐ その他 ()

(→問 2－1 6 へ)

問 2－1 6 ①「旧経営陣による迂回融資」という不祥事が発生したことや、②迂回融資の実行後も 長年にわたり是正されなかったこと（隠蔽され発覚しなかったこと）の原因として、どのようなことが考えられますか？該当する番号に○印をつけてください。

【①「旧経営陣による迂回融資」という不祥事が発生した原因】

	関係あり	少し関係あり	どちらでもない	あまり関係なし	関係なし
役員のコンプライアンス意識の低さ	1	2	3	4	5
実行した職員のコンプライアンス意識の低さ	1	2	3	4	5

別紙

役員の影響力・発言力の大きさ （例：不正行為であっても役員への指示には背くことができないなど）	1	2	3	4	5
本部（融資部・債権管理部）の管理能力の問題 （例：不正の兆候や不正の事実気付いていないなど）	1	2	3	4	5
本部（融資部・債権管理部）のコンプライアンス意識の低さ （例：不正の兆候や不正の事実気付いているにもかかわらず、気付かないふりをしているなど）	1	2	3	4	5
本部（監査部）の管理能力の問題 （例：不正の兆候や不正の事実気付いていないなど）	1	2	3	4	5
本部（監査部）のコンプライアンス意識の低さ （例：不正の兆候や不正の事実気付いているにもかかわらず、気付かないふりをしているなど）	1	2	3	4	5
各店舗の管理能力の問題 （例：不正の兆候や不正の事実気付いていないなど）	1	2	3	4	5
各店舗のコンプライアンス意識の低さ （例：不正の兆候や不正の事実気付いているにもかかわらず、気付かないふりをしているなど）	1	2	3	4	5
組織全体の企業風土 （例：不正行為であっても気に留めない、不正を指摘できない雰囲気があるなど）	1	2	3	4	5
職場・組合内部の人間関係 （例：人間関係が希薄・陰険である、人間関係が濃密すぎるなど）	1	2	3	4	5
その他（内容： ）	1	2	3	4	5

【②迂回融資の実行後も長年是正されなかった原因（隠蔽され発覚しなかった原因）】

	関係あり	少し関係あり	どちらでもない	あまり関係なし	関係なし
役員のコンプライアンス意識の低さ	1	2	3	4	5
実行した職員のコンプライアンス意識の低さ	1	2	3	4	5
役員の影響力・発言力の大きさ (例：不正行為であっても役員の指示には背くことができないなど)	1	2	3	4	5

別紙

本部（融資部・債権管理部）の管理能力の問題 （例：不正の兆候や不正の事実気付いていないなど）	1	2	3	4	5
本部（融資部・債権管理部）のコンプライアンス意識の低さ （例：不正の兆候や不正の事実気付いているにもかかわらず、気付かないふりをしているなど）	1	2	3	4	5
本部（監査部）の管理能力の問題 （例：不正の兆候や不正の事実気付いていないなど）	1	2	3	4	5
本部（監査部）のコンプライアンス意識の低さ （例：不正の兆候や不正の事実気付いているにもかかわらず、気付かないふりをしているなど）	1	2	3	4	5
各店舗の管理能力の問題 （例：不正の兆候や不正の事実気付いていないなど）	1	2	3	4	5
各店舗のコンプライアンス意識の低さ （例：不正の兆候や不正の事実気付いているにもかかわらず、気付かないふりをしているなど）	1	2	3	4	5
組織全体の企業風土 （例：不正行為であっても気に留めない、不正を指摘できない雰囲気があるなど）	1	2	3	4	5
職場・組合内部の人間関係 （例：人間関係が希薄・陰悪である、人間関係が濃密すぎるなど）	1	2	3	4	5
その他（内容： ）	1	2	3	4	5

そのほかに考えられる具体的原因があれば、自由にご記入ください。

【問3 元職員による横領事件及びその隠蔽について】

- 問 3－1 あなたは、平成 25 年及び平成 26 年 7 月頃に行われた元職員による横領事件について、何か見たり聞いたりしたことはありますか？（噂程度に聞いたことでも結構です。）
あるいは、横領に関係すると思われる事務作業その他作業をしたことがありますか？（横領の発覚を防ぐための作業も広く含めてお答えください。）
- ☐ はい（→問 3－2 へ）
☐ いいえ（→問 3－6 へ）

問 3－2（問 3－1 に「はい」と答えた方）

それは、具体的にどのような内容でしたか？（いつ、どこで、どのようなことを、誰から又はどうやって、見たり聞いたりしましたか？あるいは、どのようなことを、誰からどのように指示又は依頼を受けて、どのように行いましたか？）

--

（→問 3－3 へ）

問 3－3（問 3－2 に答えた方）

あなたは、そのようなことを見たり聞いたりした後、あるいはそのようなことをする前又はした後、不正の疑いに対処するために何らかの行動を取りましたか？

- ☐ はい（→問 3－4 へ）
☐ いいえ（→問 3－5 へ）

問 3－4（問 3－3 に「はい」と答えた方）

具体的に、どのような行動を取りましたか？そしてどうなりましたか？（いつ、どこで、どのような理由から、誰又はどの窓口・組織等に対し、どのような行動を取り、その結果、どうなりましたか？）

--

(→問 3－6 へ)

問 3－5 (問 3－3 に「いいえ」と答えた方)

あなたが行動を取らなかった理由はなぜですか？

- ☐ そもそも不正である・何か問題があると思わなかったから
- ☐ どこにどのような行動を取ればよいか見当がつかなかったから
- ☐ 社内通報窓口等の相談窓口の存在を知らなかったから
- ☐ 何か行動を取った場合、自分が行動したことがばれてしまうのではないかと不安だったから
- ☐ 何か行動を取った場合、自分が何らかの処分その他不利益な扱いを受けるのではないかと不安だったから
- ☐ 何か行動を取ったとしても、うやむやにされるか握りつぶされるかだけで意味がないと思ったから
- ☐ その他 ()

(→問 3－6 へ)

問 3－6 ①「元職員による横領事件」という不祥事が発生したことや、②発生後も長年にわたり隠蔽されていたことの原因として、どのようなことが考えられますか？該当する番号に○印をつけてください。

【①「元職員による横領事件」という不祥事が発生した原因】

	関係あり	少し関係あり	どちらでもない	あまり関係なし	関係なし
役員のコンプライアンス意識の低さ	1	2	3	4	5
実行した職員のコンプライアンス意識の低さ	1	2	3	4	5
役員の影響力・発言力の大きさ (例：不正行為であっても役員の指示には背くことができないなど)	1	2	3	4	5
本部（融資部・債権管理部）の管理能力の問題 (例：不正の兆候や不正の事実気付いていないなど)	1	2	3	4	5
本部（融資部・債権管理部）のコンプライアンス意識の低さ (例：不正の兆候や不正の事実気付いているにもかかわらず、気付かないふりをしているなど)	1	2	3	4	5
本部（監査部）の管理能力の問題 (例：不正の兆候や不正の事実気付いていない)	1	2	3	4	5

別紙

など)					
本部（監査部）のコンプライアンス意識の低さ （例：不正の兆候や不正の事実気付いているにもかかわらず、気付かないふりをしているなど）	1	2	3	4	5
各店舗の管理能力の問題 （例：不正の兆候や不正の事実気付いていないなど）	1	2	3	4	5
各店舗のコンプライアンス意識の低さ （例：不正の兆候や不正の事実気付いているにもかかわらず、気付かないふりをしているなど）	1	2	3	4	5
組織全体の企業風土 （例：不正行為であっても気に留めない、不正を指摘できない雰囲気があるなど）	1	2	3	4	5
職場・組合内部の人間関係 （例：人間関係が希薄・陰悪である、人間関係が濃密すぎるなど）	1	2	3	4	5
その他（内容： ）	1	2	3	4	5

【②横領発生後も長年にわたり隠蔽されていた原因】

	関係あり	少し関係あり	どちらでもない	あまり関係なし	関係なし
役員のコンプライアンス意識の低さ	1	2	3	4	5
実行した職員のコンプライアンス意識の低さ	1	2	3	4	5
役員の影響力・発言力の大きさ （例：不正行為であっても役員の指示には背くことができないなど）	1	2	3	4	5
本部（融資部・債権管理部）の管理能力の問題 （例：不正の兆候や不正の事実気付いていないなど）	1	2	3	4	5
本部（融資部・債権管理部）のコンプライアンス意識の低さ （例：不正の兆候や不正の事実気付いているにもかかわらず、気付かないふりをしているなど）	1	2	3	4	5
本部（監査部）の管理能力の問題 （例：不正の兆候や不正の事実気付いていないなど）	1	2	3	4	5
本部（監査部）のコンプライアンス意識の低さ （例：不正の兆候や不正の事実気付いているに	1	2	3	4	5

もかわらず、気付かないふりをしているなど)					
各店舗の管理能力の問題 (例：不正の兆候や不正の事実気付いていないなど)	1	2	3	4	5
各店舗のコンプライアンス意識の低さ (例：不正の兆候や不正の事実気付いているにもかかわらず、気付かないふりをしているなど)	1	2	3	4	5
組織全体の企業風土 (例：不正行為であっても気に留めない、不正を指摘できない雰囲気があるなど)	1	2	3	4	5
職場・組合内部の人間関係 (例：人間関係が希薄・陰悪である、人間関係が濃密すぎるなど)	1	2	3	4	5
その他(内容：)	1	2	3	4	5

そのほか考えられる具体的原因があれば、自由にご記入ください。

【問4 元職員による現金の着服事件について】

問4-1 あなたは、平成21年6月頃に行われた元職員による現金の着服事件について、何か見たり聞いたりしたことはありますか？（噂程度に聞いたことでも結構です。）

☐ はい（→問4-2へ）

☐ いいえ（→問4-6へ）

問4-2（問4-1に「はい」と答えた方）

それは、具体的にどのような内容でしたか？（いつ、どこで、どのようなことを、誰から又はどうやって、見たり聞いたりしましたか？）

(→問4－3へ)

問4－3 (問4－2に答えた方)

あなたは、そのようなことを見たり聞いたりした後、不正の疑いに対処するために何らかの行動を取りましたか？

☐ はい (→問4－4へ)

☐ いいえ (→問4－5へ)

問4－4 (問4－3に「はい」と答えた方)

具体的に、どのような行動を取りましたか？そしてどうなりましたか？（いつ、どこで、どのような理由から、誰又はどの窓口・組織等に対し、どのような行動を取り、その結果、どうなりましたか？）

(→問4－6へ)

問4－5 (問4－3に「いいえ」と答えた方)

あなたが行動を取らなかった理由はなぜですか？

☐ そもそも不正である・何か問題があると思わなかったから

☐ どこにどのような行動を取ればよいか見当がつかなかったから

☐ 社内通報窓口等の相談窓口の存在を知らなかったから

☐ 何か行動を取った場合、自分が行動したことがばれてしまうのではないかな不安だったから

☐ 何か行動を取った場合、自分が何らかの処分その他不利益な扱いを受けるのではないかな不安だったから

☐ 何か行動を取ったとしても、うやむやにされるか握りつぶされるかだけで意味がないと思ったから

☐ その他 ()

(→問4－6へ)

問4－6 ①「元職員による現金の着服事件」という不祥事が発生したことや、②発生後も 長年にわたり隠蔽されていたこと の原因として、どのようなことが考え

られますか？該当する番号に○印をつけてください。

【①「元職員による現金の着服事件」という不祥事が発生した原因】

	関係 あり	少し関係 あり	どちらで もない	あまり関係 なし	関係 なし
役員のコンプライアンス意識の低さ	1	2	3	4	5
実行した職員のコンプライアンス意識の低さ	1	2	3	4	5
役員の影響力・発言力の大きさ (例：不正行為であっても役員の指示には背くことができないなど)	1	2	3	4	5
本部（融資部・債権管理部）の管理能力の問題 (例：不正の兆候や不正の事実気付いていないなど)	1	2	3	4	5
本部（融資部・債権管理部）のコンプライアンス意識の低さ (例：不正の兆候や不正の事実気付いているにもかかわらず、気付かないふりをしているなど)	1	2	3	4	5
本部（監査部）の管理能力の問題 (例：不正の兆候や不正の事実気付いていないなど)	1	2	3	4	5
本部（監査部）のコンプライアンス意識の低さ (例：不正の兆候や不正の事実気付いているにもかかわらず、気付かないふりをしているなど)	1	2	3	4	5
各店舗の管理能力の問題 (例：不正の兆候や不正の事実気付いていないなど)	1	2	3	4	5
各店舗のコンプライアンス意識の低さ (例：不正の兆候や不正の事実気付いているにもかかわらず、気付かないふりをしているなど)	1	2	3	4	5
組織全体の企業風土 (例：不正行為であっても気に留めない、不正を指摘できない雰囲気があるなど)	1	2	3	4	5
職場・組合内部の人間関係 (例：人間関係が希薄・陰悪である、人間関係が濃密すぎるなど)	1	2	3	4	5
その他（内容： ）	1	2	3	4	5

【②横領発生後も長年にわたり隠蔽されていた原因】

別紙

	関係 あり	少し関係 あり	どちらで もない	あまり関係 なし	関係 なし
役員のコンプライアンス意識の低さ	1	2	3	4	5
実行した職員のコンプライアンス意識の低さ	1	2	3	4	5
役員の影響力・発言力の大きさ (例：不正行為であっても役員の指示には背くことができないなど)	1	2	3	4	5
本部（融資部・債権管理部）の管理能力の問題 (例：不正の兆候や不正の事実気付いていないなど)	1	2	3	4	5
本部（融資部・債権管理部）のコンプライアンス意識の低さ (例：不正の兆候や不正の事実気付いているにもかかわらず、気付かないふりをしているなど)	1	2	3	4	5
本部（監査部）の管理能力の問題 (例：不正の兆候や不正の事実気付いていないなど)	1	2	3	4	5
本部（監査部）のコンプライアンス意識の低さ (例：不正の兆候や不正の事実気付いているにもかかわらず、気付かないふりをしているなど)	1	2	3	4	5
各店舗の管理能力の問題 (例：不正の兆候や不正の事実気付いていないなど)	1	2	3	4	5
各店舗のコンプライアンス意識の低さ (例：不正の兆候や不正の事実気付いているにもかかわらず、気付かないふりをしているなど)	1	2	3	4	5
組織全体の企業風土 (例：不正行為であっても気に留めない、不正を指摘できない雰囲気があるなど)	1	2	3	4	5
職場・組合内部の人間関係 (例：人間関係が希薄・陰悪である、人間関係が濃密すぎるなど)	1	2	3	4	5
その他（内容： ）	1	2	3	4	5

そのほか考えられる具体的原因があれば、自由にご記入ください。

【問 5 類似事案その他不祥事件について】

- 問 5 あなたは、今回公表された 3 件の不祥事件（問 2～問 4 でご回答いただいた事案）のほかに、類似事案その他いわき信用組合が関係している不祥事件（法令や組合の内部規則に違反する行為、コンプライアンスの観点から問題のある行為など、不正又はその可能性のある行為や事象を広く含みます。）を何か知っていますか？（噂程度に聞いたことでも結構です。）
もし知っていれば、できる限り具体的に教えてください（いつ、どこで、誰が、誰に対し、どのような理由から、どのようなことを、どのように行い、結果どうなったか等）

【問 6 いわき信用組合の今後の改善策等について】

- 問 6－1 あなたは、今後、組合内での不正を予防するため、あるいは発生した不正を早期に発見し対処するために、どのような環境や仕組みを整備し、あるいはどのような改善策を講じていけばよいと思いますか？
要望等でも結構ですので、どんな些細なことでも自由にご記入ください。

問 6－2 これまでの質問への回答以外で、あなたが当委員会に伝えておきたいことがあれば、どんなことでも構いませんので自由にご記入ください。

アンケート調査は以上で終了となります。ご協力ありがとうございました。

アンケート調査票の提出方法につきましては、次のページをご覧ください。

アンケート調査（第2弾）の実施について

令和7年2月17日

いわき信用組合
役職員、元役職員 各位

いわき信用組合第三者委員会
委員長 弁護士 新妻 弘道

この度、当委員会では、令和6年11月15日付でいわき信用組合から公表された3件の不祥事件（①旧経営陣による迂回融資、②元職員による横領事件及びその隠蔽、③元職員による現金の着服事件）の調査の一環として、再度、別紙のとおりアンケート調査（第2弾）を実施することといたしました。

大変ご面倒をおかけしますが、下記回答期限までにご回答をお願いいたします。

記

1 回答期限

令和7年2月27日（木）まで（必着）

2 回答方法

別紙アンケート調査票の末尾に記載されたいずれかの方法で、当委員会宛に直接ご回答ください。

当委員会としましては、調査の信頼性を高め十分な調査を行うという観点から、対象者全員からの回答（回答率100%）が必須であると考えております。

上記をご理解いただき、上記期限までに必ずご回答くださいますようお願いいたします。

なお、回答はオンラインにて行うことも可能です。

オンラインでの回答を希望される場合、以下のURLにアクセスしていただくか、以下のQRコードを読み込んでご回答ください。

■アンケート回答用URL

https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLScO5lX5PdOZuYHe0siDIqvy_H9u1zgTQrlVOSOPeJ7QKI-xQ/viewform?usp=header

■アンケート回答用QRコード



以 上

アンケート調査票

令和7年2月17日
いわき信用組合第三者委員会
委員長 弁護士 新妻 弘道

【留意事項】

- 1 令和6年11月15日付でいわき信用組合（以下、「組合」といいます。）から3件の不祥事件（①旧経営陣による迂回融資、②元職員による横領事件及びその隠蔽、③元職員による現金の着服事件）が公表されたことを受け、退職者を含めた一定範囲の役職員を対象として再度、アンケート調査（第2弾）を実施いたします。
- 2 調査対象事項は、(1)上記不祥事件3件のほか、(2)類似事案その他不祥事件の有無、(3)組合のコンプライアンス体制等の問題になります。
- 3 回答に当たっては、記憶又は認識している事実関係等について包み隠さず真摯にご回答いただくようお願いいたします。承知している事実を故意に申告しなかったことが後日判明した場合、就業規則等に基づく処分の対象となる可能性がございますので、その点十分にご留意ください。
- 4 本アンケート調査の内容を踏まえまして、別途ヒアリング調査へのご協力をお願いする場合がございますので、その際はご協力のほど宜しくをお願いいたします。
- 5 回答は可能な限り記名式にてお願いいたします。匿名での回答を禁止するものではございませんが、回答内容の信ぴょう性の確認等が十分に行えず当委員会に取り上げることができない可能性がございます。
- 6 本アンケートへの回答に当たっての注意事項は以下のとおりとなります。
 - (1) ご回答いただいた内容につきましては、当委員会による調査に利用させていただくほか、回答者を特定できない形にした上で調査報告書・中間報告等で触れさせていただく場合がございます。ただし、一部又は特定の者しか知り得ない内容の場合、結果的に回答者が推定又は特定されてしまう可能性はございます。
 - (2) 重要な回答内容につきましては、行為者又は関与者等を特定して報告書に記載させていただく可能性がございます。
 - (3) 回答者・情報提供者について、当委員会から組合に伝えることはいたしません。
 - (4) 虚偽の回答をした等の特段の事情がある場合を除き、回答又は情報提供を行ったことのみによって、組合から何らかの不利益処分を受けることはございません。
 - (5) 回答又は情報提供いただいた内容が、法令・内規等に違反する行為の自白であった場合、当該行為に関する処分の有無・内容等は全て組合の判断となります。上記(3)のとおり当委員会から回答者・情報提供者を組合に伝えることは致しませんが、万が一、何らかの経緯で組合が回答者・情報提供者を把握した場合、当委員会としてその免責までお約束・保証することはできかねますのでご了承ください。
- 7 本アンケート調査票の内容につきましては、外部に漏らさないようご注意ください。

(以下余白。次のページへ)

別紙

回答日：令和 年 月 日 **【回答期限：令和7年2月27日（必着）】**

所属店舗：_____

氏名：_____

連絡方法：電 話（_____）

メール（_____@_____）

※内容に関して当委員会から直接連絡させていただく場合がございますので、
両方又はいずれか1つはご記入ください。

★以下のアンケートに加えて、又は以下のアンケートに代えて、当委員会からのヒアリングにより回答・説明を希望される方は、以下にチェックをお願いいたします。

☐ 第三者委員会からのヒアリングを希望する。
※当委員会から別途ご連絡させていただきます。

☐ 匿名で回答する。理由（任意）：_____

■借名貸付・口座の名義提供

Q1-1 借名貸付・口座用の名義提供を依頼されたことはありますか。

- ☐ はい（Q1-2へ）
☐ いいえ（Q1-5へ）

Q1-2（Q1-1で「はい」と答えた場合）①いつ、②誰から、③どのような理由・経緯で依頼されましたか。

Q1-3（Q1-1で「はい」と答えた場合）それに対してどのように対応しましたか。実際に名義を提供した場合は、その方の名義（可能な限り漢字フルネーム及びふりがな）とあな

別紙

たとの関係性を教えてください。

Q1-4 (Q1-3 で「名義を提供した」と答えた場合) 提供した名義によって、①いつごろ融資が実行されたか、②融資形態は何だったか(手形貸付か証書貸付か)、③融資金額はいくらかだったか、④保証人はつけられていたか(つけられていればその方の漢字フルネーム及びふりがな)、⑤預金担保は設定されていたか、を教えてください。

Q1-5 他の人が借名口座の名義提供を依頼されたり、行ったりしていることを見聞きしたこと、あるいはこの点に関して第三者委員会に伝えたいことがあれば教えてください。

Q1-6 名義提供の依頼の有無にかかわらず、不自然な融資を見たり実行したりしたことがあれば、その融資先の名義(可能な限り漢字フルネーム及びふりがな)をお教えください。

■金銭の提供

Q2-1 信用組合に対して自己資金を提供するよう依頼されたことはありますか。

- ☐ はい（Q 2－2 へ）
☐ いいえ（Q 2－7 へ）

Q2-2（Q2-1 で「はい」と答えた場合）①いつ、②誰から、③どのような理由・経緯で依頼されましたか。

Q2-3（Q2-1 で「はい」と答えた場合）実際に自己資金を提供しましたか。

Q2-4（Q2-3 で「はい」と答えた場合）とすればその金額と、原資の調達方法（自らの預貯金か親族などからの借金かなど）、誰に対しどのように提供したか（現金で手渡ししか振り込みか）を教えてください。

Q2-5（Q2-3 で「はい」と答えた場合）提供した資金は、いつごろ、何の用途に、どのように使われたか教えてください（推測でも結構です。）。

別紙

Q2-6 (Q2-3 で「はい」と答えた場合) それに対して返済はなされましたか。いつ、いくら、どのような経緯で(誰から)返済されましたか。

Q2-7 他の人が組合への資金提供を依頼されたり、行ったりしていることを見聞きしたことが、あるいはこの点に関して第三者委員会に伝えたいことがあれば教えてください。

■借名での貸付

Q3-1 借名名義での貸付(迂回融資)がなされている様子を見聞きしたことはありますか。

- ☐ はい(具体的な内容を以下にご回答ください)
- ☐ いいえ(Q3-2へ)

Q3-2 組合に多額の借名での貸付が残っていることを認識していましたか。いつ、どのように認識しましたか。

別紙

■X1 社グループ

Q4-1X1 社グループに関して業務上関わりがあれば、その内容を教えてください。

Q4-2 平成 20～23 年頃と同グループの業況についてどのような認識を持っていましたか。

Q4-3 平成 24 年頃以降の同社の業況についてどのような認識を持っていましたか。

■調査・監査に対する組合の対応

Q5-1 今回の不祥事発覚後に、何らかの事実や資料を隠したり、廃棄・削除を促したり、第三者委員会や当局に提出しないようにさせる指示・言動を受けたり、見聞きした場合はその内容を教えてください。当該資料の内容や当該資料がどこかに未だ保存されている場合はその保管場所も教えてください。

Q5-2 今回の不祥事を裏付ける又は関連する資料であって、第三者委員会または当局が未

別紙

入手であったり気づいていないと思われる資料があればその内容と保管場所を教えてください。

Q5-3 今回の不祥事発覚後に、第三者委員会や当局に対する発言に関し、事実と反する口裏合わせの指示がなされたり、そのようなことを見聞きしたものがあれば教えてください。

Q5-4 今回の不祥事に限らず、組合側が内部告発者や意見を述べた者に対して不利益を迫った事例や組合側が盗聴などを行っていた事例があれば教えてください。

Q5-5 その他今回の不祥事の不祥事に限らず、第三者委員会、当局、監査機構、会計監査人、組合監査部などの調査・監査に関して、何らかの事実や資料を隠したりする等の不正等を行っている事例で認識しているものがあれば教えてください。

Q5-6 組合の会見での発表や公表事項、当局や第三者委員会に対する説明と事実とが異なる部分があれば教えてください。

Q5-7 第三者委員会に対して伝えておきたいことや伝えなければならないことがあればご記入ください。

■最後に

Q6-1 第三者委員会のメンバーによるヒアリングを希望しますか。

- ☐ はい
☐ いいえ

Q6-2（ヒアリング希望がある場合）口頭でなければ話しづらいことがありますか。

アンケート調査は以上で終了となります。ご協力ありがとうございました。

アンケート調査票の提出方法につきましては、次のページをご覧ください。

【アンケート調査票の提出方法等】

本調査票につきましては、以下のいずれかの方法で第三者委員会宛に直接提出してください。また、本アンケート調査に関してご質問等がございましたら、以下の担当弁護士までお問い合わせください。

【提出方法1（郵送又はFAX送信）】

本調査票をご記入の上、以下の連絡先に郵送又はFAX送信してください。

〒970-8026

福島県いわき市平字作町1-9-3 村山ビル4-A号室

磐城総合法律事務所

電 話 0246-38-3145

FAX 0246-38-3146

担当：弁護士 金田 康裕（かねた やすひろ）

【提出方法2（メール送信）】

本調査票をご記入の上、PDFファイル形式にて以下のメールアドレス宛（担当：弁護士 金田 康裕）に送信してください。

メールアドレス：y.kaneta@iwakilaw.jp

【提出方法3（オンラインからの回答）】

以下のURL又はQRコードからアンケート回答画面にアクセスしていただき、直接ご回答ください。

https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLScO5lX5PdOZuYHe0siDIqvy_H9u1zgTQrlVOSOPeJ7QKI-xQ/viewform?usp=header



以 上

横領金額（総額）…預金口座への入金額（ただし、預金口座に入金されていないものや一部抜取りの場合は実行額）とする

種別	CIF	氏名	融資口座番号	融資種別	融資実行 定期預金抜取	本人による返済	組合による返済	横領額 （純額）	組合による 解約徴収額	横領日	融資実行額面金額 不正起票額	横領金額 （総額）
貸付	***	***	***	預金担保	930,510	943,999		▲13,489		2010/03/26	950,000	930,510
貸付	***	***	***	預金担保	1,428,056	1,450,345		▲22,289		2010/11/16	1,450,000	1,428,056
貸付	***	***	***	保証会社	1,000,000	1,412,593		▲412,593		2010/12/22	1,000,000	1,000,000
貸付	***	***	***	保証会社	1,000,000	1,182,726		▲182,726		2011/01/31	1,000,000	1,000,000
貸付	***	***	***	保証会社	1,000,000	1,182,726		▲182,726		2011/01/31	1,000,000	1,000,000
貸付	***	***	***	保証会社	2,000,000	3,103,765		▲1,103,765		2011/02/10	2,000,000	2,000,000
貸付	***	***	***	預金担保	1,418,607	1,448,703		▲30,096		2011/07/29	1,450,000	1,418,607
定期	***	***	***	定期預金解約	3,614,205	0		3,614,205		2011/11/04	3,614,205	3,614,205
貸付	***	***	***	預金担保（借換）	3,950,895	4,000,136		▲49,241		2011/12/02	4,000,000	3,950,895
貸付	***	***	***	預金担保（借換）	8,404,369	8,506,206		▲101,837		2012/02/02	8,500,000	8,404,369
貸付	***	***	***	預金担保（借換）	1,979,444	2,001,797		▲22,353		2012/04/11	2,000,000	1,979,444
貸付	***	***	***	預金担保（借換）	7,025,673	7,105,483		▲79,810		2012/04/16	7,100,000	7,025,673
貸付	***	***	***	預金担保	3,958,808		4,002,025	3,958,808		2012/06/06	4,000,000	3,958,808
貸付	***	***	***	預金担保	3,463,420		3,500,393	3,463,420	298,145	2012/06/14	3,500,000	3,463,420
貸付	***	***	***	預金担保	841,341		849,833	841,341		2012/07/06	850,000	841,341
定期	***	***	***	定期預金解約一部	2,000,000			2,000,000		2012/07/09	2,000,000	2,000,000
貸付	***	***	***	預金担保	5,938,212		5,997,299	5,938,212	4,130	2012/07/10	6,000,000	5,938,212
貸付	***	***	***	預金担保	3,958,888		3,995,732	3,958,888		2012/08/01	4,000,000	3,958,888
貸付	***	***	***	預金担保	5,543,072		5,596,120	5,543,072	6,061	2012/08/09	5,600,000	5,543,072
貸付	***	***	***	預金担保	11,877,000		11,978,096	11,877,000	80,801	2012/08/31	12,000,000	11,877,000
貸付	***	***	***	預金担保	4,948,610		4,993,963	4,948,610		2012/09/10	5,000,000	4,948,610
貸付	***	***	***	預金担保	6,928,054		6,988,403	6,928,054		2012/09/26	7,000,000	6,928,054
貸付	***	***	***	預金担保	6,433,193		6,478,461	6,433,193		2012/10/10	6,500,000	6,433,193
定期	***	***	***	定期預金解約	1,843,343			1,843,343		2012/10/25	1,843,343	1,843,343
貸付	***	***	***	預金担保	11,876,664		11,983,151	11,876,664		2012/11/06	12,000,000	11,876,664
貸付	***	***	***	預金担保	12,866,385		12,964,224	12,866,385		2012/11/14	13,000,000	12,866,385
貸付	***	***	***	（借換）預金担保	3,959,450		3,986,633	3,959,450		2012/11/30	4,000,000	3,959,450
貸付	***	***	***	預金担保	1,979,444		1,989,835	1,979,444		2013/02/05	2,000,000	1,979,444
貸付	***	***	***	預金担保（借換）	2,299,336	2,300,904		▲1,568		2013/02/15	2,300,000	2,299,336
貸付	***	***	***	（借換）預金担保	8,411,114		8,461,570	8,411,114	6,384	2013/02/27	8,500,000	8,411,114
貸越	***	***	***	総合口座貸越	500,000	10,000	497,295	490,000		2013/04/19	500,000	500,000
貸越	***	***	***	総合口座貸越	1,000,000	20,000	990,738	980,000		2013/04/19	1,000,000	1,000,000
貸付	***	***	***	（借換）預金担保	1,997,192		1,999,607	1,997,192	18,470	2013/05/13	2,000,000	1,997,192
貸付	***	***	***	（借換）預金担保	7,089,847		7,096,548	7,089,847		2013/05/13	7,100,000	7,089,847
定期	***	***	***	定期預金解約	3,414,100			3,414,100		2013/05/13	3,414,100	3,414,100
貸付	***	***	***	（借換）預金担保	2,294,575		2,298,386	2,294,575		2013/06/11	2,300,000	2,294,575
貸付	***	***	***	個人保証	11,833,557	8,994,674		2,838,883		2013/07/26	12,000,000	11,833,557
貸付	***	***	***	個人保証	11,887,305	11,706,923		180,382		2013/10/22	12,000,000	11,887,305

